環境影響評価調査計画書

（仮称）新ごみ焼却施設整備事業

平成 30 年４月

小平・村山・大和衛生組合

目　　次

1　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 …… 1

2　対象事業の名称及び種類 …… 1

3　対象事業の内容の概略 …… 1

4　対象事業の目的及び内容 …… 2

4.1　事業の目的 …… 2

4.2　事業の内容 …… 2

4.2.1　位置及び区域 …… 2

4.2.2　計画の内容 …… 6

4.3　施工計画及び供用計画 …… 19

4.3.1　施工計画 …… 19

4.3.2　供用計画 …… 23

5　事業計画の策定に至った経過 …… 25

6　地域の概況 …… 26

6.1　一般項目 …… 28

6.1.1　人口 …… 28

6.1.2　産業 …… 30

6.1.3　交通 …… 33

6.1.4　土地利用 …… 37

6.1.5　水域利用 …… 50

6.1.6　気象 …… 53

6.1.7　関係法令の指定・規制等 …… 56

6.1.8　環境保全に関する計画等 …… 58

6.1.9　公害に関する苦情件数 …… 71

6.2　環境項目 …… 72

6.2.1　大気汚染 …… 72

6.2.2　悪臭 …… 83

6.2.3　騒音・振動 …… 84

6.2.4　水質汚濁 …… 87

6.2.5　土壌汚染 …… 92

6.2.6　地盤 …… 96

6.2.7　地形・地質 …… 98

6.2.8　水循環 …… 102

6.2.9　生物・生態系 …… 103

6.2.10　日影 …… 105

6.2.11　電波障害 …… 106

6.2.12　風環境 …… 106

6.2.13　景観 ····· 106
6.2.14　史跡・文化財 ····· 108
6.2.15　自然との触れ合い活動の場 ····· 111
6.2.16　廃棄物 ····· 111
6.2.17　温室効果ガス ····· 113
7　環境影響評価の項目 ····· 118
7.1　選定した項目及びその理由 ····· 120
7.1.1　大気汚染 ····· 120
7.1.2　悪臭 ····· 120
7.1.3　騒音・振動 ····· 120
7.1.4　土壌汚染 ····· 121
7.1.5　地盤 ····· 121
7.1.6　水循環 ····· 121
7.1.7　生物・生態系 ····· 121
7.1.8　日影 ····· 122
7.1.9　電波障害 ····· 122
7.1.10　景観 ····· 122
7.1.11　自然との触れ合い活動の場 ····· 122
7.1.12　廃棄物 ····· 122
7.1.13　温室効果ガス ····· 122
7.2　選定しなかった項目及びその理由 ····· 123
7.2.1　水質汚濁 ····· 123
7.2.2　地形・地質 ····· 123
7.2.3　風環境 ····· 123
7.2.4　史跡・文化財 ····· 124
8　調査等の手法 ····· 125
8.1　調査等の概要 ····· 125
8.2　項目別の調査等の手法 ····· 134
8.2.1　大気汚染 ····· 134
8.2.2　悪臭 ····· 140
8.2.3　騒音・振動 ····· 143
8.2.4　土壌汚染 ····· 149
8.2.5　地盤 ····· 151
8.2.6　水循環 ····· 154
8.2.7　生物・生態系 ····· 156
8.2.8　日影 ····· 160
8.2.9　電波障害 ····· 163
8.2.10　景観 ····· 166

8.2.11　自然との触れ合いの活動の場 ····· 170
8.2.12　廃棄物 ····· 173
8.2.13　温室効果ガス ····· 175
9　当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域を管轄する市の名称及びその地域の町名 ····· 177
10 その他 ····· 179
10.1　対象事業に必要な許認可等及び根拠法令 ····· 179
10.2　調査計画書を作成した者及び業務委託を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 ····· 179
10.3　調査計画書を作成するに当たって参考とした資料の目録 ····· 180

1　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名　称　：小平・村山・大和衛生組合

代表者　：管理者　小林　正則

所在地　：東京都小平市中島町２番１号

2　対象事業の名称及び種類

名　称　：（仮称）新ごみ焼却施設整備事業

種　類　：廃棄物処理施設の設置

3　対象事業の内容の概略

（仮称）新ごみ焼却施設整備事業（以下「本事業」という。）は、東京都小平市中島町２番１号に位置する既存のごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設を撤去して、新しいごみ焼却施設の建設を行うものである。

対象事業の概略は表 3-1 に示すとおりである。

表 3-1　対象事業の概略

項　　目	内　　容
所在地	東京都小平市中島町２番１号
計画敷地面積	約 19,800 ㎡
工事着工年度	2020 年度（予定）
施設稼働年度	2025 年度（予定）
施設規模	236 トン/日（118 トン/日・炉×２炉）
処理対象物	可燃ごみ及び※不燃・粗大ごみ破砕残渣
処理方式	全連続燃焼式（ストーカ式又は流動床式）
主な建設物等	工場棟、管理棟、煙突、ストックヤード等

※不燃・粗大ごみ破砕残渣：(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設において、不燃・粗大ごみから小型家電、有害物、鉄、アルミなどを回収した残渣物

4　対象事業の目的及び内容

4.1　事業の目的

小平・村山・大和衛生組合（以下「組合」という。）では、小平市、東大和市及び武蔵村山市（以下「３市」という。）から発生する可燃ごみの焼却並びに不燃ごみ及び粗大ごみの破砕・選別を行っている。

現在の組合のごみ処理施設は、「粗大ごみ処理施設」及び「３号ごみ焼却施設」が稼働から 40 年以上、「４・５号ごみ焼却施設」が 30 年以上経過しており、25 年から 30 年が一般的といわれているごみ処理施設の稼働年数を超えている状況である。

このような中、組合では、ごみ焼却施設の更新を視野に入れ、ソフト面では、廃棄物の減量施策や３市の資源化基準の統一、ハード面では、資源物を３市で共同処理する施設の新設と粗大ごみ処理施設の更新を内容とする「３市共同資源化事業基本構想」を策定した。

この構想に基づいて、ペットボトル及びその他プラスチック製容器包装を３市で共同処理する「資源物中間処理施設」及び粗大ごみ処理施設に代わる「（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設」については整備工事に着手しているところである。

ごみ焼却施設に関しては、公衆衛生の向上、二次公害の防止という従来のごみ焼却施設に求められる機能に加えて、熱エネルギーの回収による循環型社会形成への貢献や低炭素社会実現への寄与、更に、災害発生時に対する強靭性の確保、防災拠点としての役割など、多様化、重層化しており、こうした時代の要請に応じた施設とする必要性も高まっている。

本事業は、「３市共同資源化事業基本構想」に基づくごみの発生抑制、ごみの資源化施策を踏まえたうえで、３市のごみを適正かつ安全に処理するとともに、ごみ焼却施設に求められる多様化、重層化した機能・役割を担う施設として「（仮称）新ごみ焼却施設」を整備するものである。

4.2　事業の内容

4.2.1　位置及び区域

対象事業実施区域の位置は、図 4.2-1 及び図 4.2-2 に、対象事業の区域（以下「計画地」という。）は図 4.2-3 に示すとおりである。

計画地は、小平市中島町に位置しており、敷地面積約 19,800 ㎡の区域である。

凡例

- ：計画地
- ：鉄 道
- ：モノレール
- ：主要地方道
- ：一般都道
- ：市 界

N

1:25,000

0 250 500 1000m

図 4.2-1　対象事業の位置

凡例

：計画地

N

1:10,000

0 250 500m

図 4.2-2
計画地周辺の航空写真

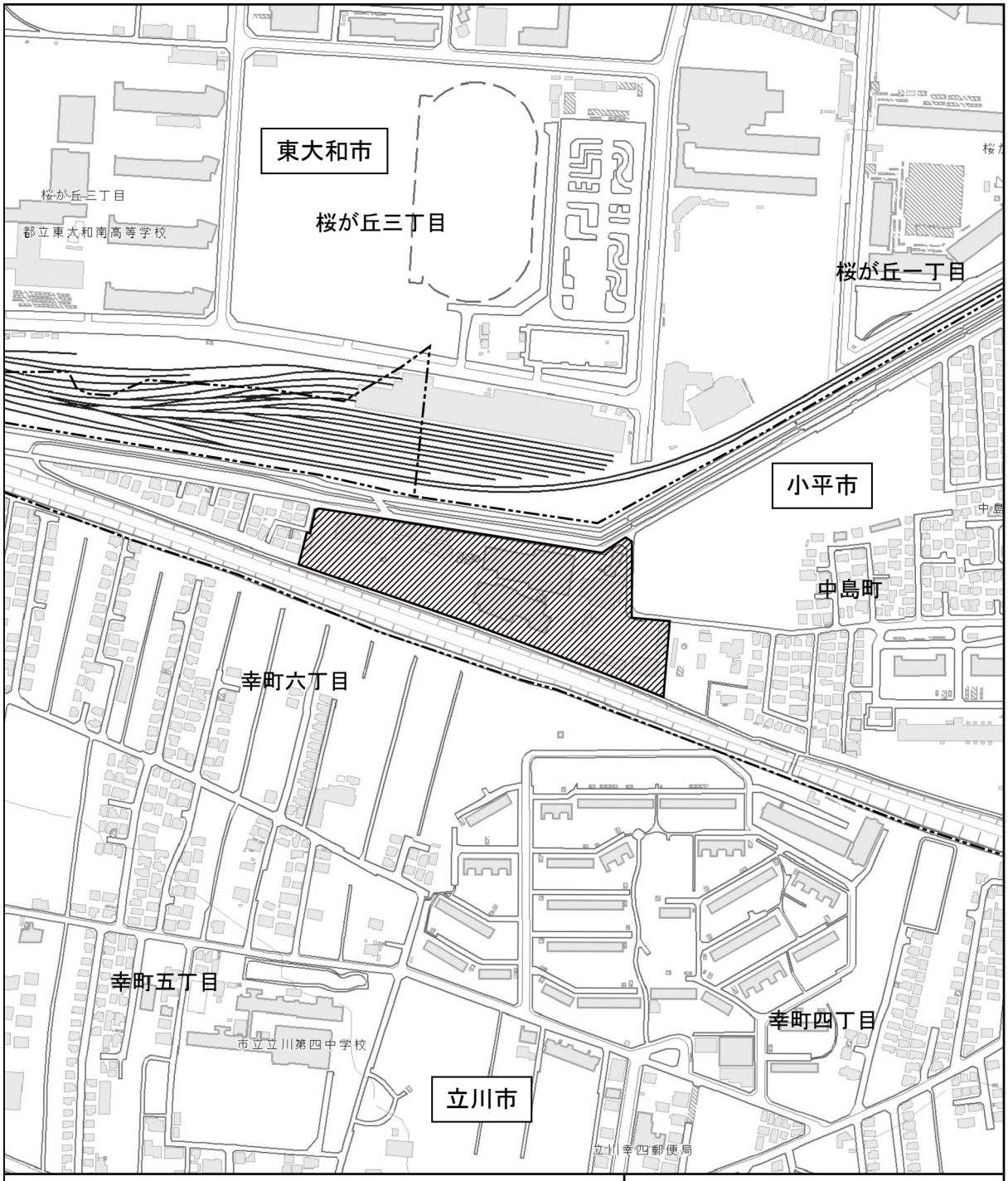

凡例

：計画地

：市界

N

1:5,000

0 50 100 200m

図 4.2-3　対象事業の区域

4.2.2　計画の内容

本事業は、既存のごみ焼却施設及び付属施設（以下「既存施設」という。）を解体・撤去し、最新の設備を有するごみ焼却施設を建設するものである。建替え後の主な施設としては、工場棟、管理棟、煙突及び付属施設（以下「新施設」という。）がある。

なお、本事業とは別事業として、計画地内において（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設を 2017 年度(平成 29 年度)から建設し、2020 年度に稼働予定である。（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく生活環境影響調査を実施済みであるが、計画地内で稼働するため、本環境影響評価では関連施設として取り扱う。

(1) 施設計画

既存施設及び新施設の施設概要は表 4.2-1 に示すとおりである。本事業は、処理能力の大きい既存の４・５号ごみ焼却施設を稼働させながら、既存の３号ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設等を解体し、その跡地に工場棟を建設し、その後、既存の４・５号ごみ焼却施設を解体してその跡地に管理棟等を建設する計画とする。

計画地における既存施設の配置図は図 4.2-4 に、新施設及び関連施設の配置図は図 4.2-5 に、新施設の立面図は図 4.2-6 に示すとおりである。新施設の煙突は、工場棟と合棟を基本とする。駐車場は 27 台（小型車 23 台、大型バス 3 台、車いす用１台）分を設ける。

表 4.2-1　既存施設及び新施設の施設概要

施設区分		既存施設	新施設
工場棟	建築面積	３号ごみ焼却施設：約 1,219㎡ ４・５号ごみ焼却施設：約 2,126㎡	約 4,050㎡
	構造	３号ごみ焼却施設：鉄骨・鉄筋コンクリート造 ４・５号ごみ焼却施設：鉄骨・鉄筋コンクリート造	鉄骨・鉄筋コンクリート造
	高さ	３号ごみ焼却施設：20.15m ４・５号ごみ焼却施設：22.5m	22m
管理棟	建築面積	－	約 735㎡
	構造	－	鉄骨造
	高さ	－	約 9m
煙突	構造	３号ごみ焼却施設 外筒：鉄筋コンクリート造（上部：保温材） 内筒：鋼製 ４・５号ごみ焼却施設 外筒：鉄筋コンクリート造、内筒：鋼製	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：鋼製
	高さ	３号ごみ焼却施設：59.5m ４・５号ごみ焼却施設：100m	59.5m
付属施設		計量棟、粗大ごみ処理施設、不燃物積替場、廃水処理施設、旧事務所棟	計量棟、ストックヤード
関連施設		(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設	

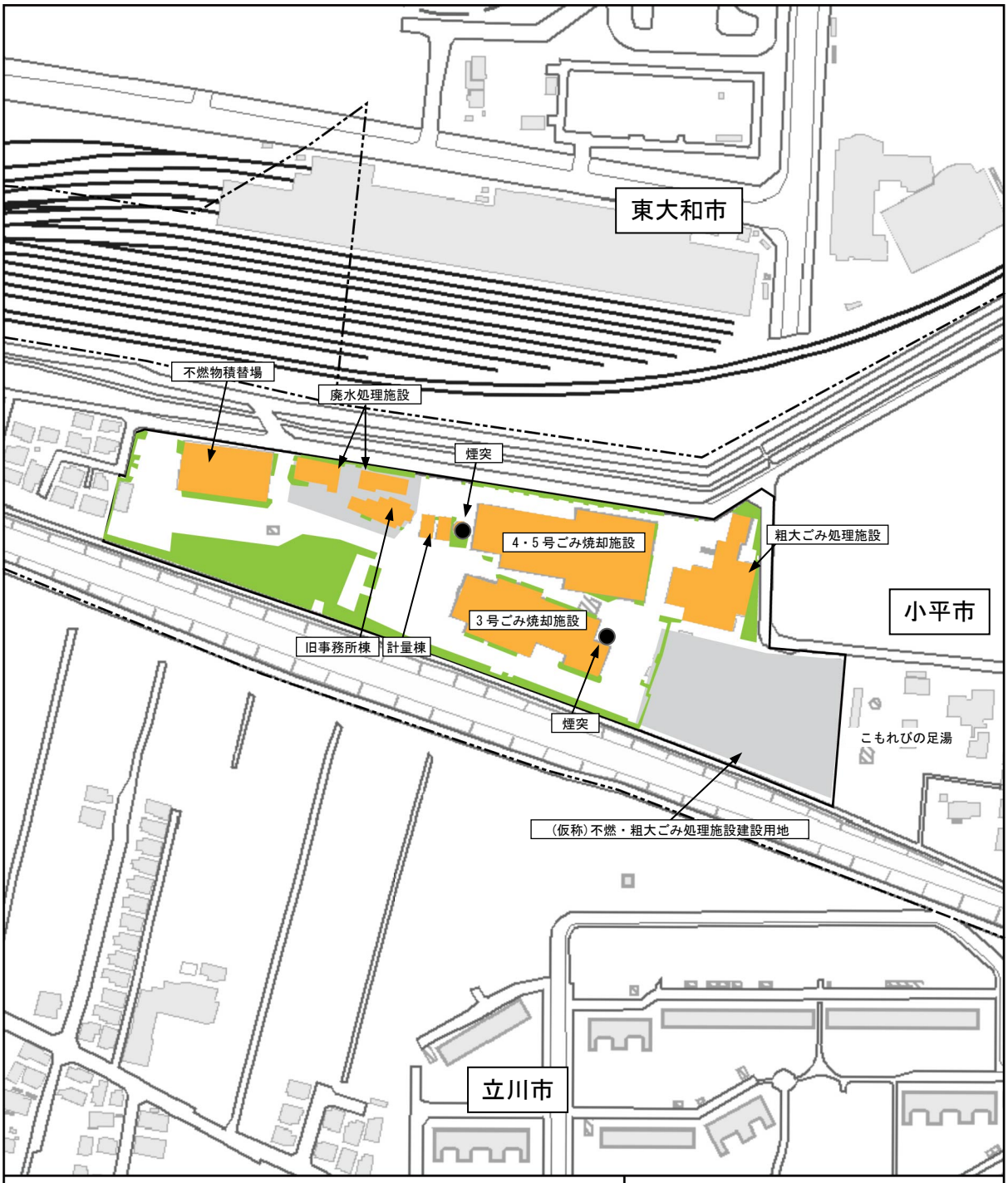

凡例

- ：計画地
- ：既存施設
- ：緑地
- ：市界

N

1:2,500

0 25 50 100m

図 4.2-4　既存施設の配置図

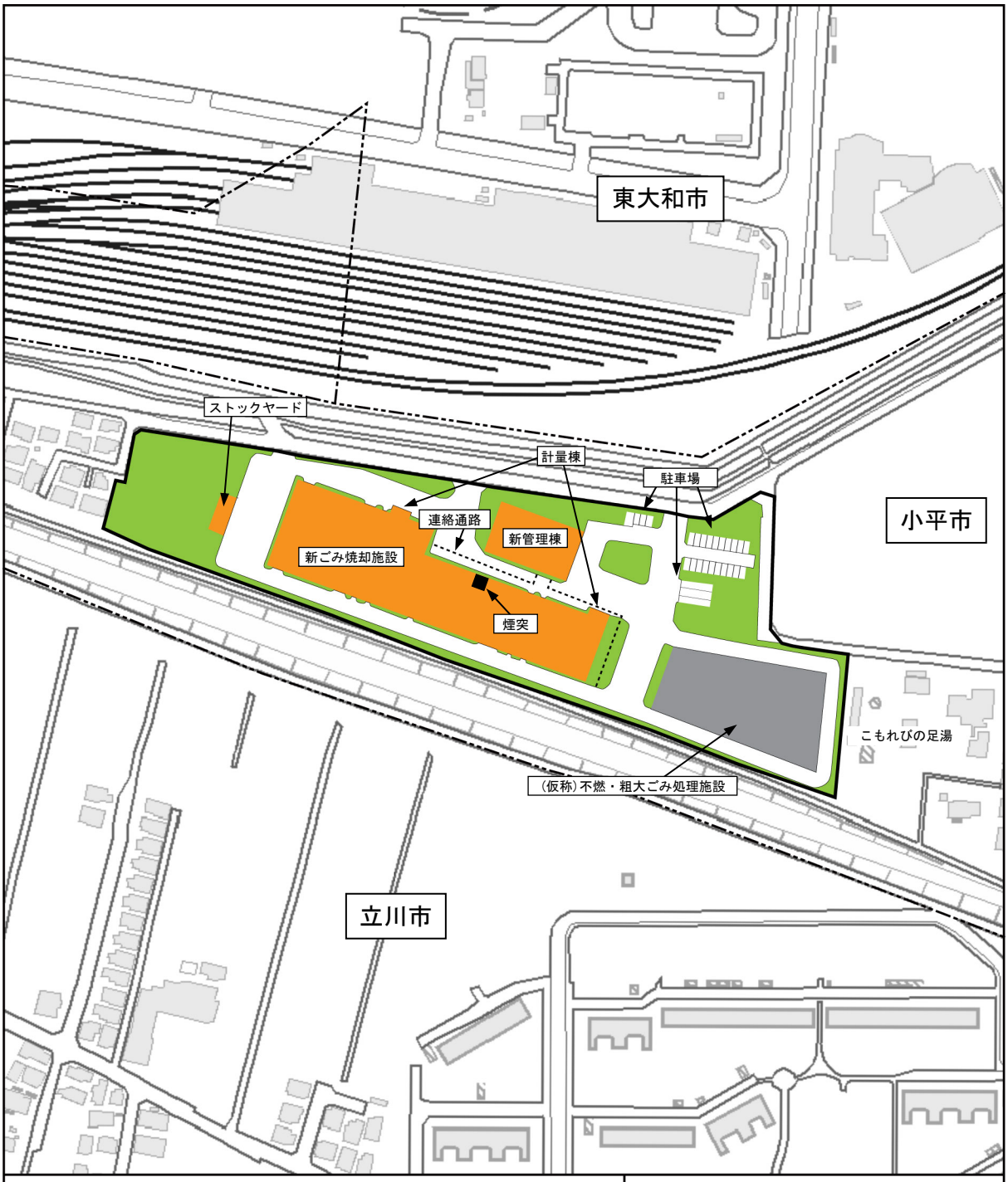

凡例

：計画地

：建設予定施設

：緑地

：市界

N

1:2,500

0 25 50 100m

図 4.2-5　新施設及び関連施設の配置図

注 1)(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設は、本事業とは別事業であるが、関連施設として扱うものとする。

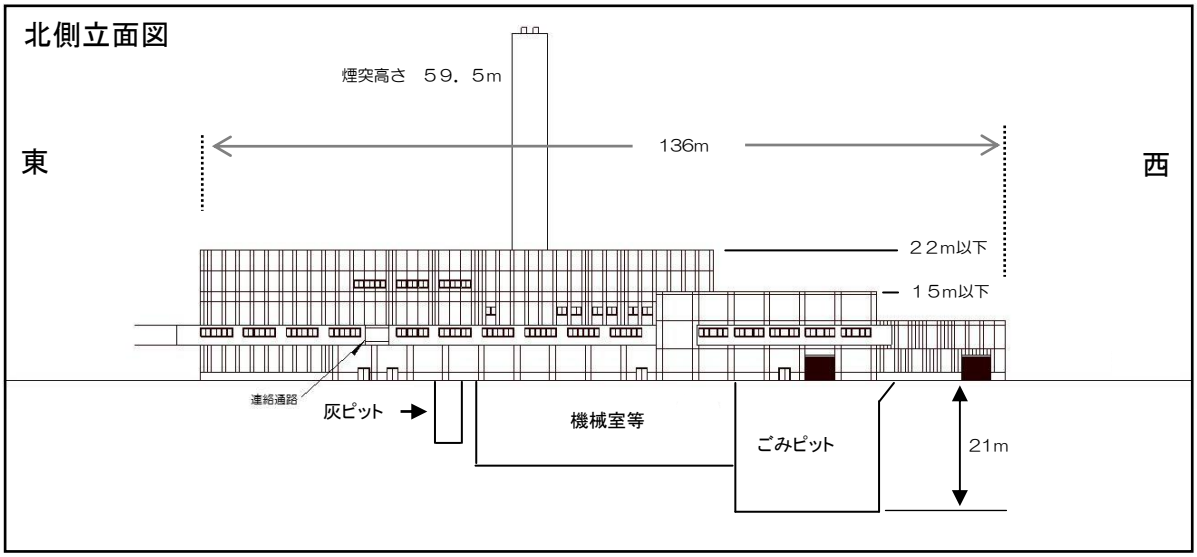

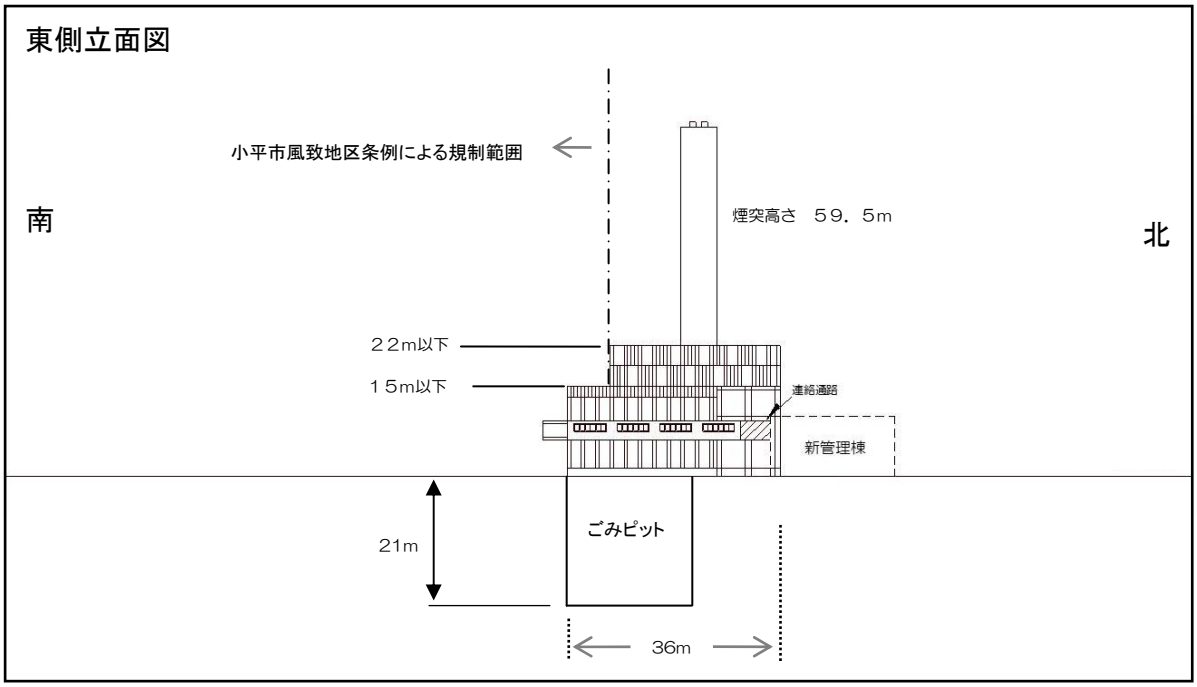

注 1)計量棟及びストックヤードを除く。

図 4.2-6（1）　新施設の立面図（北側、東側立面図）

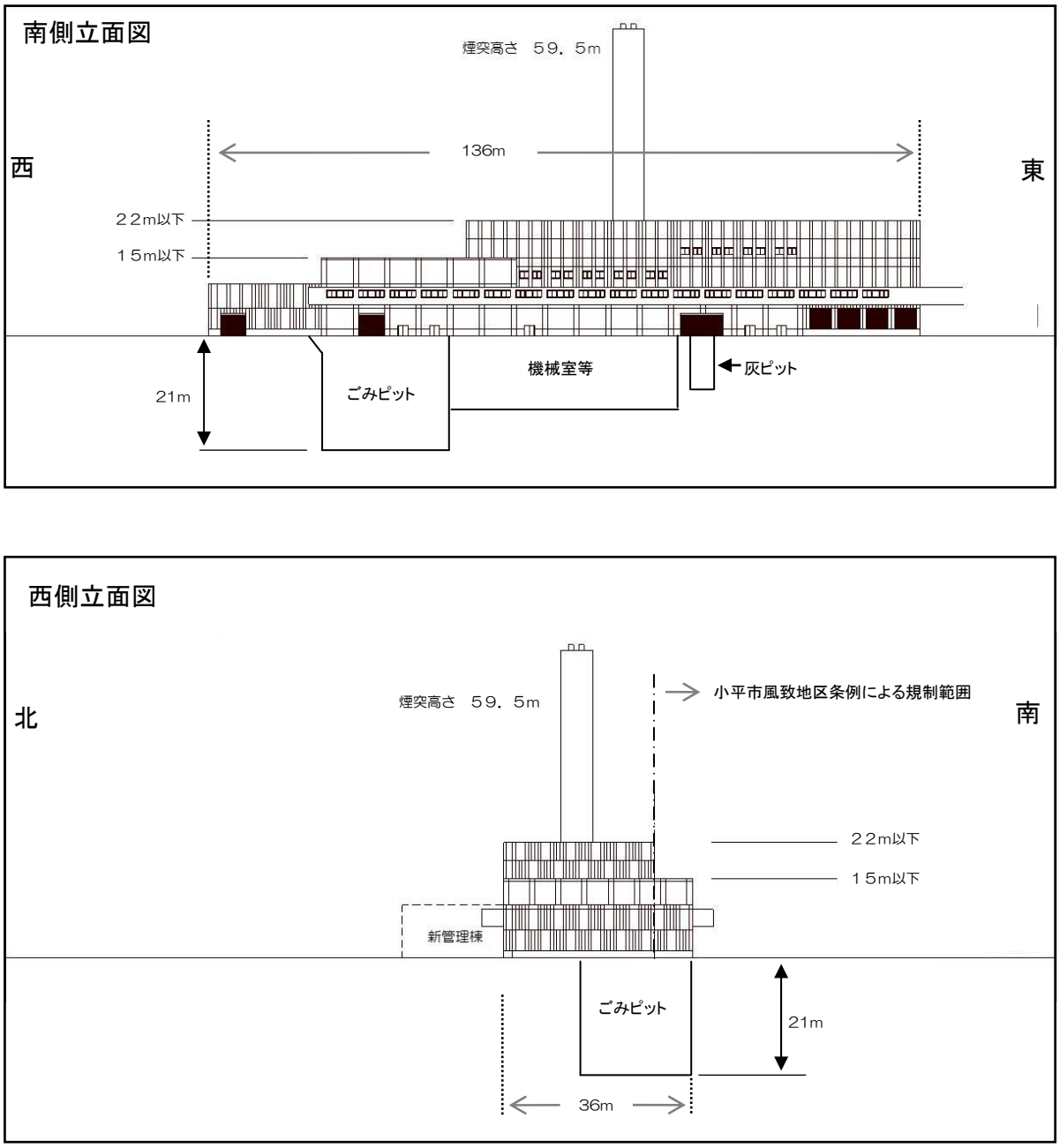

注 1)計量棟及びストックヤードを除く。

図 4.2-6（2）　新施設の立面図（南側、西側立面図）

(2) 設備計画

ア　設備の概要

新施設及び既存ごみ焼却施設の設備概要は、表 4.2-2 に示すとおりである。

新施設の施設規模は 236 トン/日であり、処理方式は全連続焼却式とする。

表 4.2-2　設備概要（既存ごみ焼却施設・新施設）

項目		既存ごみ焼却施設	新施設
施設規模		3号ごみ焼却施設:150 トン/日(150 トン/日・炉×1 炉) ※ただし、現状焼却可能量は、135 トン/日程度 4・5号ごみ焼却施設:210 トン/日(105 トン/日・炉×2 炉) ※ただし、現状焼却可能量は 180 トン/日程度	236 トン/日[注 1)] (118 トン/日・炉×2 炉)
ごみ処理	処理方式	3号ごみ焼却施設:全連続燃焼式(ストーカ式) 4・5号ごみ焼却施設:全連続燃焼式(ストーカ式)	全連続燃焼式(ストーカ式又は流動床式)
	処理対象物	可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ破砕可燃物	可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ破砕残渣
排ガス処理設備		ろ過式集じん器	ろ過式集じん器、触媒反応塔
煙突		3号ごみ焼却施設 外筒:鉄筋コンクリート造(28mまで) 内筒:鋼製、高さ:59.5m 4・5号ごみ焼却施設 外筒:鉄筋コンクリート造、内筒:鋼製、高さ:100m	外筒:鉄筋コンクリート造 内筒:鋼製 高さ:59.5m
運転計画		1日 24 時間の連続運転	1日 24 時間の連続運転

注 1)新施設の施設規模は、３市の一般廃棄物処理基本計画を基に予測した将来の平常時の計画年間処理量(59,960 トン／年)に、災害廃棄物処理量(5,996 トン／年)を加算して、実稼働率、調整稼働率を踏まえ以下により設定した。

施設規模＝(59,960 トン／年＋5,996 トン／年)÷365 日÷実稼働率(292 日／365 日)
÷調整稼働率(0.96)

イ　処理フロー及び設備の概要

新施設の処理フローは、図 4.2-7 に示すとおりである。

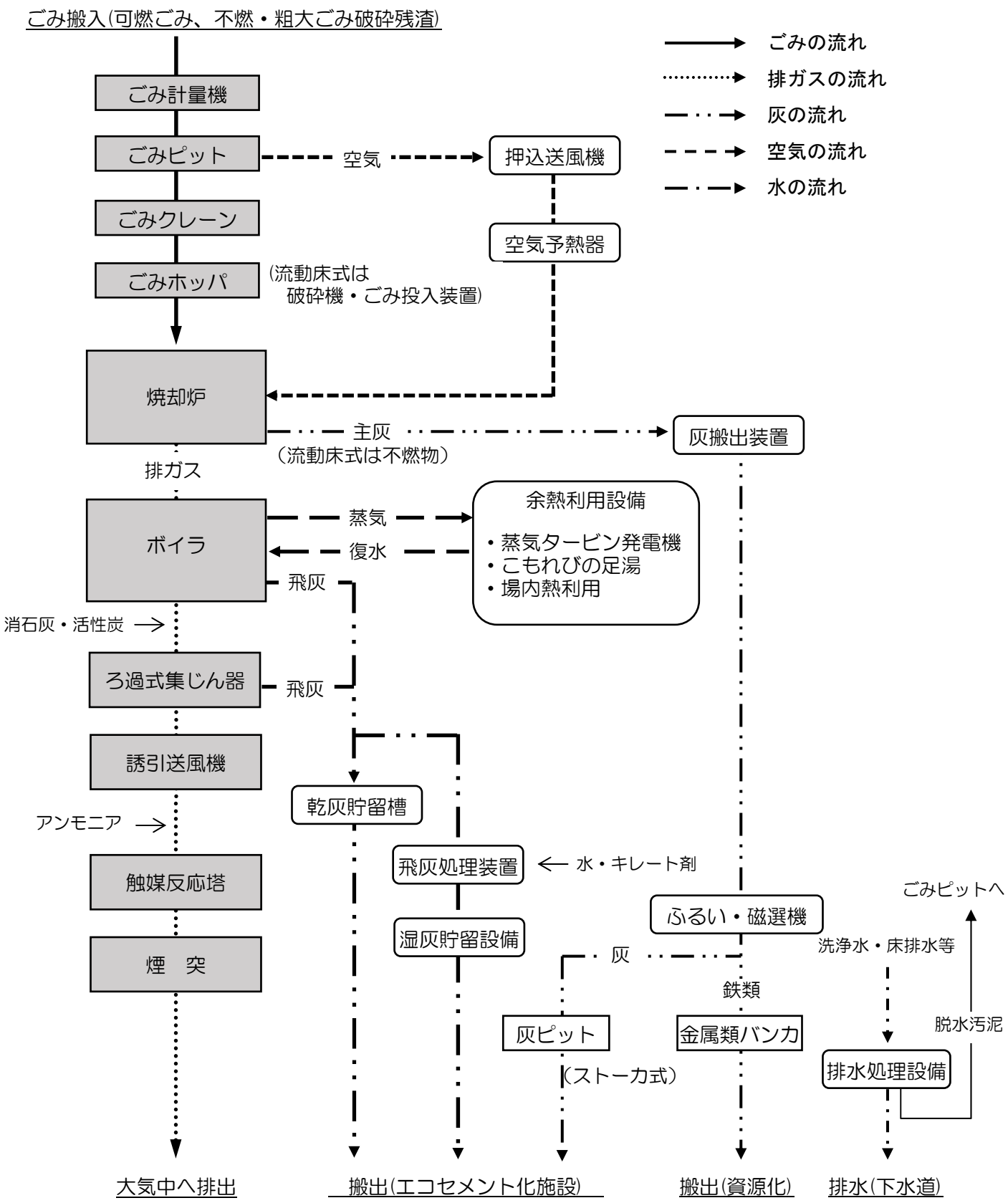

図 4.2-7　新施設の処理フロー

新施設の各処理工程におけるプラント設備の概要は、以下に示すとおりである。

（ア） ごみの流れ

３市から搬入された可燃ごみ及び(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設から発生した破砕残渣は、ごみ計量機で計量した後、ごみピットに投入・貯留される。

ごみピットは搬入量の変動や焼却炉停止に備えて、施設規模の７日分以上の貯留容量を確保する。

貯留されたごみは、ごみクレーンにより撹拌してごみ質を均質化した後、ごみホッパに投入される。ストーカ炉の場合はごみホッパに投入されたごみは焼却炉に落下して燃焼する。流動床炉の場合は、破砕機・ごみ投入装置を介して焼却炉に投入し、燃焼する。いずれも800℃以上の高温で燃焼させ、ダイオキシン類の発生を抑制する。

（イ） 排ガスの流れ

燃焼により発生する排ガスは、800℃以上、かつ、滞留時間を２秒以上保ち、一酸化炭素濃度を適切に管理してダイオキシン類の発生を抑制する。また、ボイラで水と熱交換して蒸気を発生させ、蒸気タービンによる発電とこもれびの足湯への給湯や場内の給湯・冷暖房等に利用する。

発電や余熱に使用した蒸気は冷却して循環使用する。ボイラで200℃以下に冷却された排ガスは、ろ過式集じん器でばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、水銀及びダイオキシン類を除去する。その後、触媒反応塔において窒素酸化物を除去するとともにダイオキシン類を分解し、清浄な排ガスとして煙突から大気中へ排出する。

（ウ） 灰の流れ

焼却炉で燃焼したごみは、ストーカ炉の場合は主灰として、流動床炉の場合は不燃物として焼却炉下部から排出される。主灰、不燃物は、灰搬出装置によりふるい・磁選機へ移送され、鉄類及び灰に選別されてそれぞれ金属類バンカ及び灰ピットに貯留される。鉄類は資源物として搬出し、灰は東京都西多摩郡日の出町にある東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設(以下「エコセメント化施設」という。)に搬出し、全量エコセメントとして資源化される。

また、ボイラ及びろ過式集じん器で回収される飛灰は、乾灰貯留層に一時貯留し、主灰と同様にエコセメント化施設に搬出し、全量エコセメントとして資源化される。

なお、エコセメント化施設へ乾灰として搬出できない場合は、飛灰処理装置で重金属との反応性に富む金属捕集剤(液体キレート)を添加して重金属類が溶出しないように処理した後、エコセメント化施設に搬出し、エコセメントとして資源化する。

（エ） 空気の流れ

焼却炉では、空気を挿入してごみを燃焼させる。挿入する空気は、ごみピット内の臭気と共に吸引し、臭気は高温燃焼により分解される。また、吸引することにより、

ごみピット内を負圧に保ち、ごみピットからの臭気の漏洩を防止する。

（オ） 排水の流れ

床洗浄水や機器洗浄水等は、排水処理設備において有害物や重金属類等を除去し、極力場内でプラント用水や場内洗浄等に再利用する。余剰排水は、下水排除基準以下として公共下水道へ排出する。

ウ 排ガス及び施設諸元

現時点で想定している排ガス及び施設諸元は表 4.2-3 に示すとおりである。

表 4.2-3 排ガス及び施設諸元

項目		諸元
排ガス諸元	１炉あたり湿り排ガス量	約 30,400 m^3_N/h
	１炉あたり乾き排ガス量	約 24,300 m^3_N/h
	１炉あたり乾き排ガス量(酸素濃度 12%換算)	約 40,500 m^3_N/h
	排ガス温度	約 180 ℃
施設諸元	煙突高さ	59.5 m
	煙突口径	約 0.85 m
	吐出速度	約 24.7 m/s

(3) 環境保全計画

ア 排ガス

焼却施設の排ガスについては、大気汚染防止法等により排出基準が定められている。新施設では、法令等による規制値より厳しい自主基準値を表4.2-4のとおり設定する。

表 4.2-4　自主基準値

項　　目		法規制値[注1)]	自主基準値	既存施設の基準値（参考）
ばいじん	g/m^3_N	0.04	0.01	0.02
塩化水素	ppm	430	10	150
硫黄酸化物	ppm	約 850 (K 値規制)[注2)]	10	45
窒素酸化物	ppm	250	50	125
ダイオキシン類	$ng\text{-}TEQ/m^3_N$	0.1	0.1	0.5
水銀	$\mu g/m^3_N$	30	30	－

備考）表中の値は酸素濃度12%換算値
注1）大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法
注2）硫黄酸化物の許容排出量は煙突の高さ、排ガス量及びK値から算出される。当地域はK値＝6.42、計画概要から算出した濃度は約850ppmと試算される。

イ　騒音・振動

（ア）　騒音基準値

施設の稼働に伴う騒音は、敷地境界線において「騒音規制法の規定に基づく指定地域の規制基準（平成 24 年 3 月 23 日小平市告示第 41 号）」を順守するものとする。

計画地は準工業地域であるが、敷地境界線は第１種低層住居専用地域と接していることから第２種区域(第１特別地域（準工業地域のうち、第１種区域に接する地域であって第１種区域の周囲 30m 以内の地域)）の基準が適用される。その基準は表 4.2-5 に示すとおりである。

表 4.2-5　騒音の公害防止基準値（敷地境界基準）

区分	昼間	朝・夕	夜間
	8 時～19 時	朝:6 時～8 時 夕:19 時～23 時	23 時～6 時
規制基準値	50dB 以下	45dB 以下	45dB 以下

（イ）　振動基準値

施設の稼働に伴う振動は、敷地境界線において「振動規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準（平成 24 年３月 23 日小平市告示第 45 号)」を順守するものとする。計画地は準工業地域であるため、第２種区域が適用される。その基準は表 4.2-6 に示すとおりである。

表 4.2-6　振動の公害防止基準値（敷地境界基準）

区分	昼間	夜間
	8 時～20 時	20 時～8 時
規制基準値	65dB 以下	60dB 以下

ウ　臭気

施設の稼働に伴う悪臭は、「悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準（平成 24 年 3 月 23 日小平市告示第 47 号)」を順守するものとする。本敷地は準工業地域であるため、第２種区域が適用される。その基準は表 4.2-7 に示すとおりである。

表 4.2-7　悪臭の公害防止基準値

敷地境界線 （第１号規制基準）	気体排出口 （第２号規制基準）	排出水 （第３号規制基準）
臭気指数 12 以下	臭気排出強度	臭気指数 28 以下

エ　排水

新施設からの生活排水は、公共下水道に直接排出するものとする。また、プラント排水は、排水処理設備において、凝集沈殿ろ過方式により、下水道法及び小平市下水道条例に基づく下水排除基準以下とした後、極力再利用し、余剰排水については公共下水道に排出する。

雨水については、公共下水道へ排出する。ただし、公共下水道の許容雨水量以上の雨水は、浸透及び必要に応じて一時貯留する。また、屋根への降雨水は極力再利用する。

排水処理フローは図 4.2-8 に、「下水道法」及び「小平市下水道条例」の排除基準は、表 4.2-8 に示すとおりである。

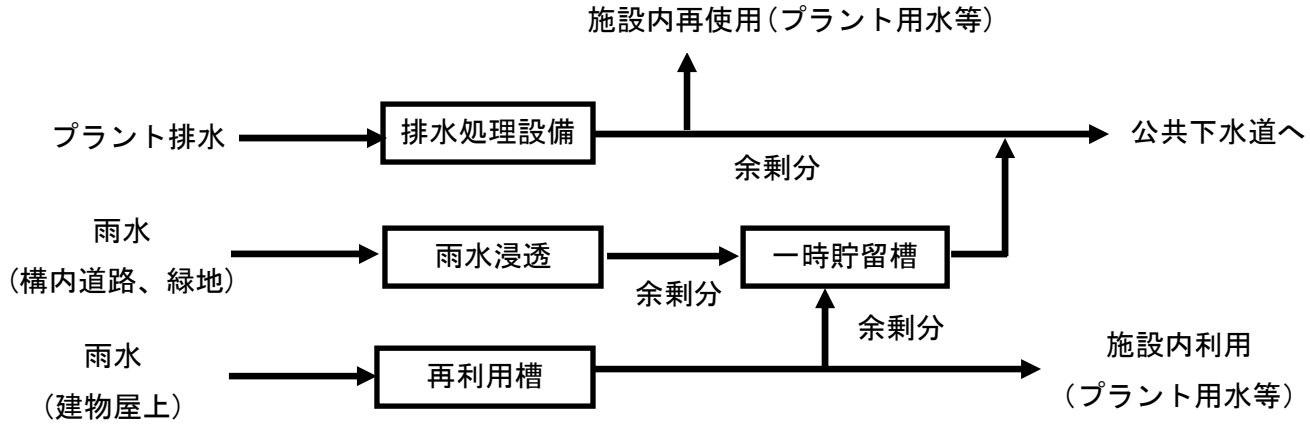

図 4.2-8　排水処理フロー

表 4.2-8　下水排除基準

項　　目			基　　準
下水道法	カドミウム及びその化合物		0.03mg/L 以下
	シアン化合物		1mg/L 以下
	有機燐化合物		1mg/L 以下
	鉛及びその化合物		0.1mg/L 以下
	六価クロム化合物		0.5mg/L 以下
	砒素及びその化合物		0.1mg/L 以下
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mg/L 以下
	アルキル水銀化合物		検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L 以下
	トリクロロエチレン		0.1mg/L 以下
	テトラクロロエチレン		0.1mg/L 以下
	ジクロロメタン		0.2mg/L 以下
	四塩化炭素		0.02mg/L 以下
	1，2-ジクロロエタン		0.04mg/L 以下
	1，1-ジクロロエチレン		1mg/L 以下
	シス-1，2-ジクロロエチレン		0.4mg/L 以下
	1，1，1-トリクロロエタン		3mg/L 以下
	1，1，2-トリクロロエタン		0.06mg/L 以下
	1，3-ジクロロプロペン		0.02mg/L 以下
	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)		0.06mg/L 以下
	2-クロロ-4，6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン)		0.03mg/L 以下
	S-4-クロロベンジル N、N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)		0.2mg/L 以下
	ベンゼン		0.1mg/L 以下
	セレン及びその化合物		0.1mg/L 以下
	ほう素及びその化合物		10mg/L 以下
	ふっ素及びその化合物		8mg/L 以下
	1，4-ジオキサン		0.5mg/L 以下
	フェノール類		5mg/L 以下
	銅及びその化合物		3mg/L 以下
	亜鉛及びその化合物(溶解性)		2mg/L 以下
	鉄及びその化合物(溶解性)		10mg/L 以下
	マンガン及びその化合物(溶解性)		10mg/L 以下
	クロム及びその化合物		2mg/L 以下
	ダイオキシン類		10pg/L 以下
小平市下水道条例	温度		45℃未満
	水素イオン濃度		水素指数 5 を超え 9 未満
	生物化学的酸素要求量		5 日間に 600mg/L 未満
	浮遊物質量		600mg/L 未満
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5mg/L 以下
		動植物油脂類	30mg/L 以下
	窒素含有量		120mg/L 未満
	燐含有量		16mg/L 未満
	沃素消費量		220mg/L 未満

(4) 緑化計画

緑化計画では、敷地面積が約 19,800 ㎡、建築面積が約 7,900 ㎡を踏まえて、「東京都における自然の保護と回復に関する条例」における緑化面積の約 2,800 ㎡以上を満足するとともに、「小平市緑の保護と緑化の推進に関する条例」の趣旨を順守し、可能な限りの緑化に努める。

敷地内の地上部及び接道部では樹木を、建築物上（屋上、壁面、ベランダ等）では、樹木、芝、多年草等により緑化する計画である。

(5) 廃棄物処理計画

可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ破砕残渣の焼却残渣のうち、金属類は再資源化し、灰(主灰・飛灰)は東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設によりエコセメント化する。

(6) 建築計画

ア　構造計画

建物・煙突については、建築基準法や官庁施設の総合耐震計画基準等に基づき、震度６強から震度７程度の極めて稀にしか発生しない大規模地震に対しても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害は生じないことを目標として設計・建設する。

耐震安全性の目標は、建築物の各部位に対し、表 4.2-10 に示すとおり、構造体はⅡ類、建築非構造部材はＡ類、建築設備は甲類とする。

表 4.2-10　耐震安全性の目標

部　　位	分　類	耐震安全性の目標
構造体[注 1)]	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
建築非構造部材[注 2)]	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。

注 1)柱、梁、主要壁、屋根、基礎等
注 2)間仕切り壁、外壁仕上材、取付物、屋上設置物、ブロック塀、天井材等
出典:「耐震安全の目標及び分類の一覧」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)

イ　建築平面・断面計画

・「東京都建築物環境配慮指針」に基づき、建築物の断熱性能の向上を図り、熱負荷の低減に努めることとする。また、屋上及び壁面を活用した太陽光発電パネルの設置及びトップライト等による自然光の取り入れなどにより、自然エネルギーの活用に努めることとする。
・本施設に設置する各機器は、可能な限り省電力型のものを採用して電力消費を最小限とし、併せて資源の適正利用など省資源・省エネルギーに配慮することとする。
・ごみの受入や処理、搬出作業はすべて建物内で行い、建物内の気密性を保ち、外部への影響を防止するよう計画する。

4.3　施工計画及び供用計画

4.3.1　施工計画

(1) 工事工程及び工事内容

工事工程の概要は表 4.3-1 に、主な工事の内容は表 4.3-2 に示すとおりである。

工事は 2020 年度に着手し、新施設の稼働は 2025 年度を予定している。その後、既存の４・５号ごみ焼却施設を解体し、その跡地に管理棟等を整備する予定である。

なお、工事期間中の作業時間は、原則として、午前８時から午後６時までとし、日曜、祝日は作業を行わない。

表 4.3-1　工事工程の概要

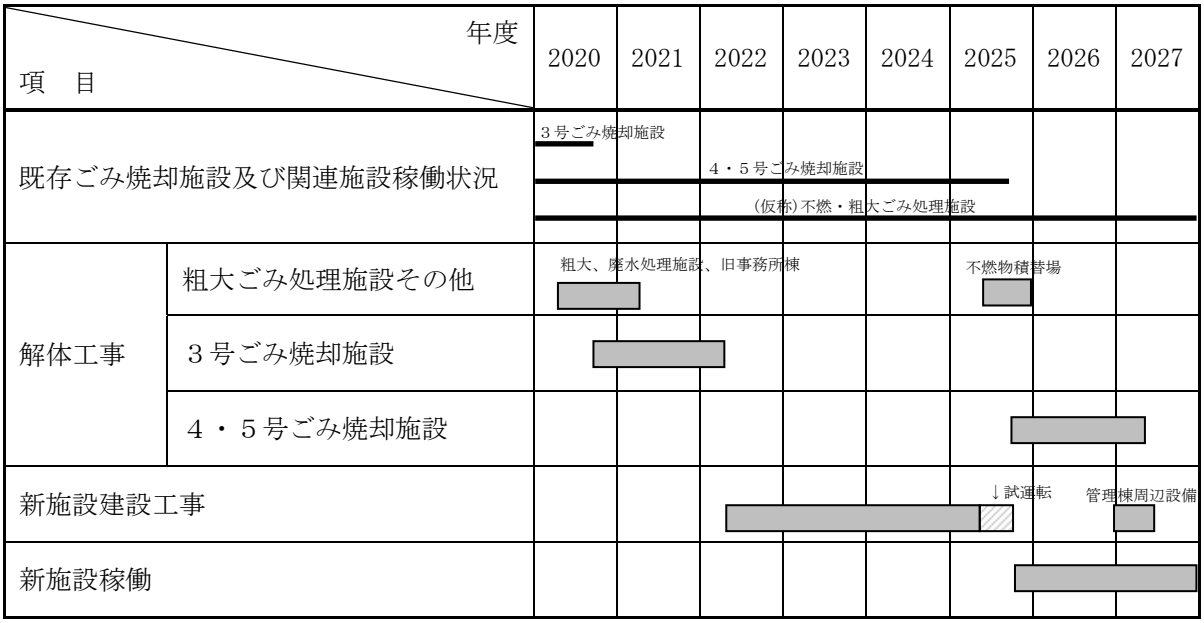

表 4.3-2　主な工事の内容

工種	工事内容
解体工事	〔焼却炉設備等解体工事〕 焼却炉設備等の解体工事にあたっては、「労働安全衛生規則」及び「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成26年１月厚生労働省労働基準局長通達）に基づき、適切に施工するとともに、周辺環境に十分配慮する。また、「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」（平成14年11月東京都環境局）に基づき、解体工事期間中に敷地境界における大気の状況を確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。 〔建築物等解体工事〕 建築物の解体は油圧破砕機等を使用し、既存の３号ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設等を解体し、新施設稼働後に４・５号ごみ焼却施設を解体する。建築物の解体の際には、必要に応じて周囲に粉じん防止用のシート等による仮囲いを設けるとともに、散水するなど騒音や粉じん等の発生を防止する処置を講じる。 なお、アスベストについては、飛散のおそれのある吹付け材等として使用されていないことは確認済みであるが、建物内装材の一部に非飛散性アスベスト建材が使用されていることが確認されているため、「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」（平成 27 年８月、東京都環境局）等に基づき、適切に処理する。
新施設建設工事	〔土工事〕 地下部分の解体・撤去及び掘削に当たっては、止水性に優れたソイルセメント柱列壁等による山留めを行い、バックホウ及びクラムシェル等を用いる。 〔建築工事〕 掘削した地下部分に、ごみピット、地階等の鉄筋コンクリート構造体を構築する。 地上躯体・仕上工事は、クローラクレーン、タワークレーン等を用いて基礎・地下躯体工事が終了した部分から順次施工する。 〔プラント工事〕 躯体工事を完了した部分より順次施工する。プラント設備の搬入はトラック等で行い、組立と据付はクローラクレーン等を用いて行う。 〔外構工事〕 構内道路工事及び植栽工事等は、躯体工事がほぼ終了した時点から施工する。

(2) 工事用車両

工事用車両の主要な走行ルートは、図 4.3-1 に示すとおり、主に青梅街道、桜街道、東大和市道第 826 号線、小平市道第 A-1 号線（松の木通り）を利用することを予定している。ただし、東大和市道第 826 号線については、大型車両は通行しないものとする。

また、工事用車両については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「東京都環境確保条例」という。）他、各県条例によるディーゼル車規制に適合するものとし、九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定する低公害車を極力使用する。

(3) 建設機械

建設機械については、最新の排出ガス対策型建設機械及び低騒音型・低振動型建設機械を極力使用する。

工種毎の主な建設機械は、表 4.3-3 に示すとおりである。

表 4.3-3　工種毎の主な建設機械

工　種	主な建設機械
解体・土工事	バックホウ、クローラクレーン、油圧式破砕機、ジァイアントブレーカー、クラムシェル、多軸掘削機、SMW 機
く体・プラント工事	バックホウ、クローラクレーン、ラフタークレーン、杭打機、コンクリートポンプ車
外構工事	バックホウ、コンクリートポンプ車、ロードローラー、アスファルトフィニッシャ

凡例

：計画地

：工事用車両の走行ルート

N

1:25,000

0 250 500 1000m

注 1)「東大和市道第 826 号線」における大型車両は通行しないものとする。

図 4.3-1

工事用車両の主要走行ルート

4.3.2　供用計画

(1) 廃棄物等運搬車両計画

ア　廃棄物等運搬車両

計画地に出入りする車両は、３市から発生する可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの搬出入車両、回収した金属類等資源物の搬出車両、薬剤等の搬入車両及びエコセメント化施設への焼却灰(主灰・飛灰)の搬出車両等がある。

廃棄物等運搬車両は、表 4.3-4 に示すとおりである。

表 4.3-4　廃棄物等運搬車両

分類	車種	積載重量等
行政回収車	パッカー車 平ボディ車	2～4t 1～2t
許可収集車	パッカー車 平ボディ車	2～4t 最大 4t 程度
自己搬入車	平ボディ車 軽トラック	最大 4t 程度
臨時持込車	乗用車 平ボディ車 軽トラック	最大 4t 程度
メンテナンス車	平ボディ車	最大 10t 程度
ユーティリティ供給車	タンクローリー車 平ボディ車	10t 程度
金属類搬出車	平ボディ車	最大 10t 程度
焼却残渣・飛灰処理物・処理前飛灰搬出車	ダンプ車 ジェットパッカー車	10t
破砕残渣運搬車	ダンプ車 パッカー車	10t

イ　搬出入日時

ごみ等の搬出入は、原則として月曜日から金曜日までの８時から 17 時までとする。

ウ　走行ルート

廃棄物等運搬車両の主な走行ルートは、図 4.3-2 に示すとおり、主に青梅街道、桜街道、東大和市道第 826 号線、小平市道第 A-1 号線（松の木通り）を利用することを予定している。

エ　廃棄物等運搬車両台数

新施設稼働後の可燃ごみの運搬車両台数は１日平均 118 台、不燃ごみ・粗大ごみの運搬車両台数は１日平均48台､灰･資源物等運搬車両台数は１日平均８台と見込んでいる。

凡例

：計画地

：廃棄物等運搬車両の走行ルート

N

1:25,000

0　250　500　1000m

注 1)「東大和市道第 826 号線」におけるダンプ車、タンクローリー車は通行しないものとする。

図 4.3-2
廃棄物等運搬車両の主要走行ルート

5　事業計画の策定に至った経過

現在の組合のごみ処理施設は、３号ごみ焼却施設が昭和 50 年３月から、４・５号ごみ焼却施設が昭和 61 年 11 月から稼働しており、計画的な施設の部分更新や維持補修を行っているが、施設の老朽化・旧式化は進行し続けている状況である。

一方、３市では、限られた地球資源の有効利用や、環境負荷の低減に貢献することを目的に、ごみの発生抑制及びごみの資源化に向けた施策を積極的に推進している。

このような中、組合では、平成 26 年９月に、ごみ焼却施設の更新を視野に入れ、目指すべき将来の廃棄物処理事業について、その骨格を取りまとめるとともに３市地域の望ましい循環型社会の形成に向け、「３市共同資源化事業基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定した。

この基本構想に基づいて、ペットボトル及びその他プラスチック製容器包装を３市で共同処理する「資源物中間処理施設」及び粗大ごみ処理施設に代わる「（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設」の整備事業を進めている。

ごみ焼却施設に関しては、平成 27 年８月に、３市地域における廃棄物処理体制の維持のため、望ましい目指すべき施設整備のあり方及び実現に向けた３市への提案として、「今後の施設整備のあり方について」（以下「整備のあり方」という。）を報告書としてまとめ、ごみ焼却施設更新の課題、採用する処理システム、施設更新の方法、周辺環境対策などを示した。

組合では、平成 28 年度から、整備のあり方に基づいて、ごみ焼却施設の更新に係る「（仮称）新ごみ焼却施設整備基本計画」（以下「基本計画」という。）の検討に着手した。

検討にあたっては、組合のごみ処理事業について、組合周辺地域の住民、組合及び３市の相互の意見交換及び連絡調整を行う「小平・村山・大和衛生組合のごみ処理事業に関する連絡協議会」の中で、検討状況について逐次報告し、意見等を頂いた。

あわせて、平成 28 年 12 月より、組合周辺地域の住民、３市の市民及び学識経験者で組織する「新ごみ焼却施設の整備に係る懇談会」を設置し、意見交換を行い、平成 29 年 10 月に、基本計画（案）としてとりまとめた。

基本計画（案）については、平成 29 年 11 月にパブリックコメントを実施し、平成 30 年２月に基本計画として策定した。

6　地域の概況

計画地は、東京都小平市に位置している。

地域の概況の調査範囲は、計画地及びその周辺地域とした。また、広域的に把握する必要のある大気汚染については、煙突排出ガスの影響や一般環境大気測定局の位置を勘案して、図 6-1 に示すとおり計画地から約４㎞の範囲とした。この範囲に含まれる区市町村は、東京都小平市、東大和市、武蔵村山市、立川市、東村山市、国分寺市、国立市、昭島市となっている。その他の項目については、計画地及びその周辺地域とし、調査項目ごとに適切な範囲を設定した。

地域の概況の調査項目は、表 6-1 に示す 26 項目とした。

計画地が位置する東京都小平市ならびに周辺地域を対象に既存資料を収集し、計画地及びその周辺における地域の概況について調査した。

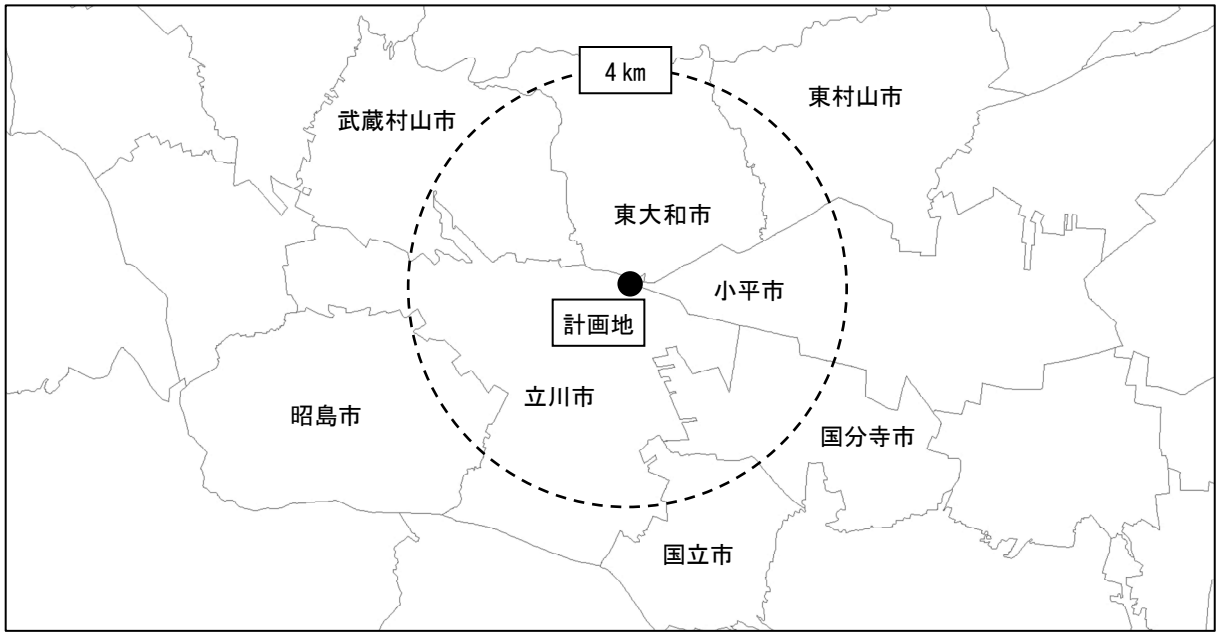

図 6-1　地域の概況の調査地域

表 6-1　地域の概況の調査項目

大項目	小項目
6.1 一般項目	6.1.1　人口
	6.1.2　産業
	6.1.3　交通
	6.1.4　土地利用
	6.1.5　水域利用
	6.1.6　気象
	6.1.7　関係法令の指定・規制等
	6.1.8　環境保全に関する計画等
	6.1.9　公害に関する苦情件数
6.2 環境項目	6.2.1　大気汚染
	6.2.2　悪臭
	6.2.3　騒音・振動
	6.2.4　水質汚濁
	6.2.5　土壌汚染
	6.2.6　地盤
	6.2.7　地形・地質
	6.2.8　水循環
	6.2.9　生物・生態系
	6.2.10 日影
	6.2.11 電波障害
	6.2.12 風環境
	6.2.13 景観
	6.2.14 史跡・文化財
	6.2.15 自然との触れ合い活動の場
	6.2.16 廃棄物
	6.2.17 温室効果ガス

6.1　一般項目

6.1.1　人口

(1) 人口及び世帯数

各市における平成 25 年～平成 29 年までの人口の推移は図 6.1-1 に、世帯数の推移は表 6.1-1 に示すとおりである。平成 29 年の 3 市の合計人口は、348,068 人である。また、平成 25 年以降は増加の傾向が続いている。

なお、平成 29 年の 3 市の合計世帯数は 158,186 世帯である。

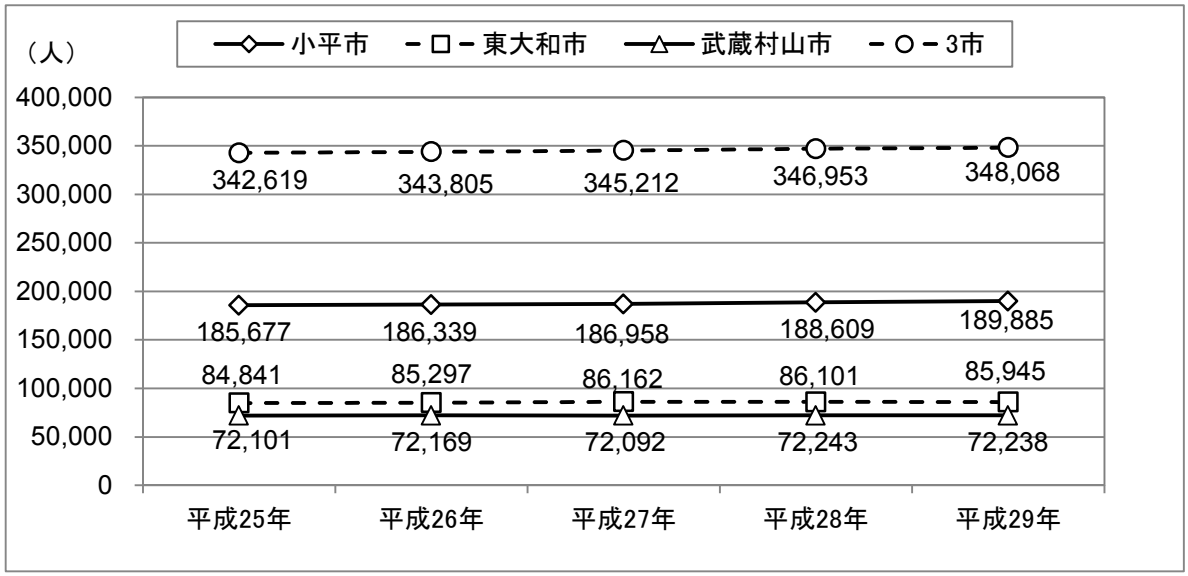

出典:「東京都の統計」(平成 25 年～29 年　東京都総務局)各年 1 月 1 日

図 6.1-1(1)　各市の人口経年変化

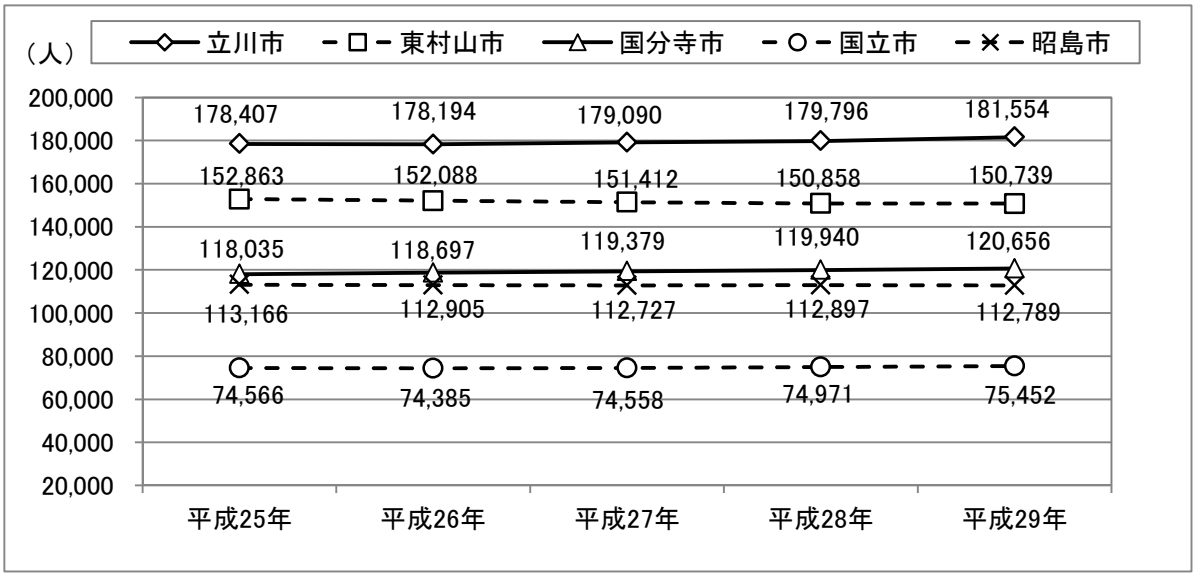

出典:「東京都の統計」(平成 25 年～29 年　東京都総務局)各年 1 月 1 日

図 6.1-1(2)　各市の人口経年変化

表 6.1-1　世帯数の推移

単位:世帯

市	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
小平市	85,564	86,026	86,611	88,016	88,967
東大和市	36,630	37,108	37,742	37,966	38,291
武蔵村山市	29,753	30,072	30,256	30,662	30,928
計(3 市)	151,947	153,206	154,609	156,644	158,186
立川市	84,841	85,148	86,162	87,091	88,650
東村山市	70,137	70,199	70,446	70,795	71,417
国分寺市	55,940	56,351	56,960	57,511	58,019
国立市	35,418	35,532	35,771	36,368	36,815
昭島市	51,858	51,505	51,878	52,517	52,807
合計(8 市)	450,141	451,941	455,826	460,926	465,894

出典：「東京都の統計」（平成 25 年～29 年　東京都総務局）各年 1 月 1 日

(2) 町丁別人口

計画地が位置する小平市中島町に隣接する町丁別人口は表 6.1-2 及び図 6.1-2 に示すとおりである。

中島町に隣接する町丁目の合計人口は 32,817 人、世帯数が 15,218 世帯となっている。

表 6.1-2　計画地周辺の人口及び世帯数

市	町丁名	人口(人)	世帯数(世帯)
小平市	中島町	1,876	905
	小川町 1 丁目	18,518	9,008
東大和市	桜が丘 1 丁目	4,131	1,515
	桜が丘 3 丁目	3,223	1,372
立川市	幸町 4 丁目	3,744	1,812
	幸町 6 丁目	1,325	606
合　計		32,817	15,218

注 1）平成 29 年 1 月 1 日現在

出典：「住民基本台帳における町丁別世帯数及び人口」（平成 29 年 1 月　小平市市民部）
「住民基本台帳　町丁別人口統計表」（平成 29 年 1 月　東大和市市民部）
「住民基本台帳別世帯と人口」（平成 29 年 1 月　立川市市民生活部）

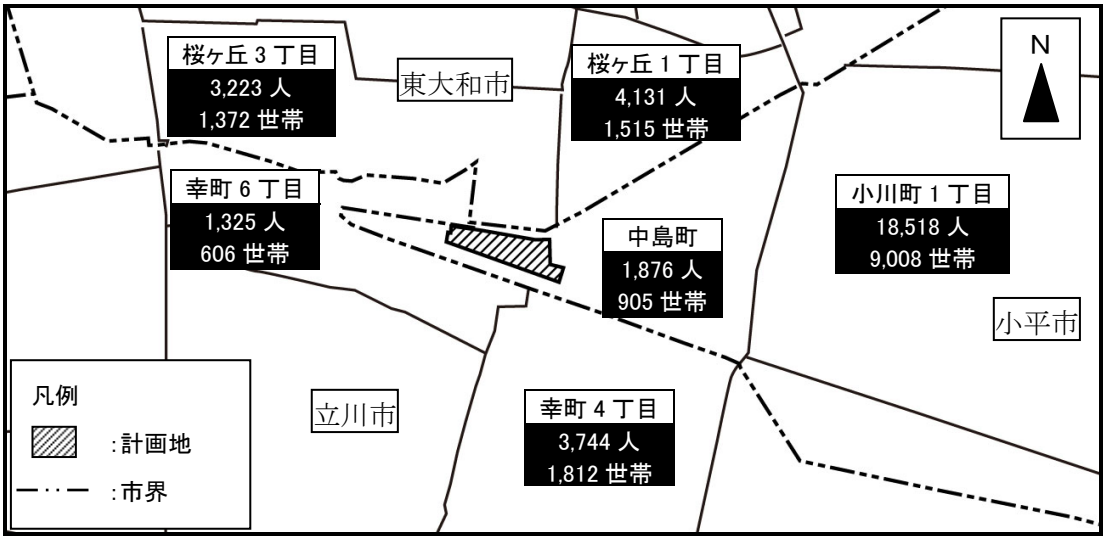

図 6.1-2　計画地周辺の人口及び世帯数

6.1.2 産業

(1) 農業

各市の農家数、農家人口、経営耕地面積は、表 6.1-3 に示すとおりである。

平成 27 年の３市合計の農家数は 809 戸、農家人口は 1,778 人、経営耕地面積は 3,225,300㎡となっており、平成 17 年からいずれも減少傾向となっている。

表 6.1-3　農家数、農家人口及び経営耕地面積

市	年次	農家数(戸)	農家人口(人)	経営耕地面積(100㎡)
小平市	平成 17 年	402	1,334	20,446
	平成 22 年	368	1,101	18,132
	平成 27 年	312	820	14,692
東大和市	平成 17 年	207	455	5,742
	平成 22 年	193	412	5,262
	平成 27 年	170	334	4,680
武蔵村山市	平成 17 年	385	848	15,370
	平成 22 年	351	759	14,648
	平成 27 年	327	624	12,881
計 (3 市)	平成 17 年	994	2,637	41,558
	平成 22 年	912	2,272	38,042
	平成 27 年	809	1,778	32,253
立川市	平成 17 年	388	1,312	29,128
	平成 22 年	377	1,233	28,932
	平成 27 年	341	1,155	27,011
東村山市	平成 17 年	341	1,080	15,919
	平成 22 年	319	958	15,015
	平成 27 年	284	769	12,879
国分寺市	平成 17 年	245	954	18,125
	平成 22 年	234	839	17,974
	平成 27 年	205	678	14,720
国立市	平成 17 年	143	376	5,264
	平成 22 年	133	304	4,829
	平成 27 年	109	193	3,411
昭島市	平成 17 年	193	392	5,167
	平成 22 年	177	345	4,646
	平成 27 年	142	241	3,691
計 (8 市)	平成 17 年	2,304	6,751	115,161
	平成 22 年	2,152	5,951	109,438
	平成 27 年	1,890	4,814	93,965

注 1)「農家人口」は販売農家の人口とする。
注 2)「経営耕地面積」は家族経営体とする。また、経営耕地面積は、田、畑及び樹園地の合計値とする。
出典：「東京都統計年鑑（分野：農林水産業)」（東京都総務局）

(2) 工業

各市の事業所数、従業員数、製造品出荷額等は、表 6.1-4 に示すとおりである。

平成 27 年の 3 市合計の事業所数は 271 事業所、従業員数は 11,362 人、製造品出荷額等は 3,089 億 6,885 万円となっている。3 市の合計の経年変化は、事業所数が平成 25 年から平成 26 年は横ばいであり、平成 27 年に増加となっている。従業員数は、平成 26 年に減少し、平成 27 年に増加となっている。製造品出荷額等は増加傾向となっている。

表 6.1-4　事業所数、従業員数及び製造品出荷額等

市	年次	事業所数	従業員数(人)	製造品出荷額等(万円)
小平市	平成 25 年	84	4,349	11,394,850
	平成 26 年	87	4,481	11,675,558
	平成 27 年	80	5,919	11,795,738
東大和市	平成 25 年	50	1,157	7,866,022
	平成 26 年	48	1,118	7,970,751
	平成 27 年	53	1,228	8,948,248
武蔵村山市	平成 25 年	129	4,224	7,677,375
	平成 26 年	128	4,017	8,558,846
	平成 27 年	138	4,215	10,152,899
計 (3 市)	平成 25 年	263	9,730	26,938,247
	平成 26 年	263	9,616	28,205,155
	平成 27 年	271	11,362	30,896,885
立川市	平成 25 年	95	3,471	6,518,096
	平成 26 年	90	3,753	8,193,097
	平成 27 年	101	3,505	10,636,589
東村山市	平成 25 年	94	2,817	6,258,425
	平成 26 年	85	2,507	5,759,883
	平成 27 年	97	2,852	6,086,076
国分寺市	平成 25 年	29	897	2,081,474
	平成 26 年	28	993	2,227,262
	平成 27 年	31	1,098	1,833,702
国立市	平成 25 年	24	348	372,939
	平成 26 年	22	350	389,759
	平成 27 年	21	298	422,199
昭島市	平成 25 年	128	9,290	46,321,436
	平成 26 年	127	9,210	51,228,353
	平成 27 年	133	8,479	59,997,664
計 (8 市)	平成 25 年	633	26,553	88,490,617
	平成 26 年	615	26,429	96,003,509
	平成 27 年	654	27,594	109,873,115

注 1) 平成 25～26 年は、「平成 25～26 年工業統計調査」、平成 27 年は、「平成 28 年経済センサス-活動調査」とする。

出典：「東京の工業(平成 25～26 年工業統計調査報告)」(東京都総務局)
「平成 28 年経済センサス-活動調査」(総務省統計局)

(3) 商業

各市の事業所数、従業員数、製造品出荷額等は、表 6.1-5 に示すとおりである。

平成 26 年の 3 市合計の事業所数は 1,826 事業所、従業員数は 16,371 人、年間販売額等は 4,138 億 6,400 万円となっている。3 市合計の経年変化は、従業員数が平成 19 年に増加しているが、その他は減少傾向となっている。

表 6.1-5　事業所、従業員数及び年間販売額等

市	年次	事業所数	従業員数(人)	年間販売額等(百万円)
小平市	平成 16 年	1,302	9,754	253,389
	平成 19 年	1,155	9,307	234,813
	平成 26 年	827	7,340	196,762
武蔵村山市	平成 16 年	642	5,035	124,299
	平成 19 年	683	5,942	124,404
	平成 26 年	515	4,583	114,579
東大和市	平成 16 年	703	6,029	127,023
	平成 19 年	636	5,680	124,327
	平成 26 年	484	4,448	102,523
計 (3 市)	平成 16 年	2,647	20,818	504,711
	平成 19 年	2,474	20,929	483,544
	平成 26 年	1,826	16,371	413,864
立川市	平成 16 年	1,976	19,509	1,014,089
	平成 19 年	1,760	17,841	876,460
	平成 26 年	1,212	13,649	648,758
東村山市	平成 16 年	1,040	7,818	157,193
	平成 19 年	946	6,971	150,231
	平成 26 年	627	5,408	135,555
国分寺市	平成 16 年	821	6,596	148,595
	平成 19 年	808	6,280	154,572
	平成 26 年	568	4,859	115,177
国立市	平成 16 年	686	5,854	176,884
	平成 19 年	629	5,435	187,486
	平成 26 年	448	4,292	188,835
昭島市	平成 16 年	982	8,935	333,790
	平成 19 年	953	9,502	315,794
	平成 26 年	680	6,734	244,746
計 (8 市)	平成 16 年	8,152	69,530	2,335,262
	平成 19 年	7,570	66,958	2,168,087
	平成 26 年	5,361	51,313	1,746,935

出典：「平成 16・19・26 年商業統計調査報告(卸売・小売業)」(東京都総務局)

6.1.3 交通

(1) 道路

計画地周辺の主要な道路網は図 6.1-2 に、各道路における交通量の状況は表 6.1-6 に示すとおりである。

計画地周辺の主要な道路としては、新宿青梅線、杉並あきる野線、立川所沢線及び立川東大和線が挙げられる。

平成 27 年度において最も交通量が多かったのは、新宿青梅線(武蔵村山市緑が丘)であり、平日自動車類 12 時間交通量が 27,564 台、大型車混入率が 16.5%であった。

表 6.1-6 道路交通量調査の状況

単位:台

調査地点	路線名	観測地点名	平日自動車類 12 時間交通量							
			平成 22 年度				平成 27 年度			
			小型車	大型車	合計	大型車混入率	小型車	大型車	合計	大型車混入率
1	新宿青梅線	武蔵村山市緑が丘	24,394	5,271	29,665	17.8%	23,018	4,546	27,564	16.5%
2	新宿青梅線	東大和市桜が丘 1-1415	13,372	1,751	15,123	11.6%	12,568	1,434	14,002	10.2%
3	杉並あきる野線	国分寺市並木町 3-23-2	8,948	1,464	10,412	14.1%	9,200	1,316	10,516	12.5%
4	立川所沢線	国分寺市西町 5-11-3	8,993	1,578	10,571	14.9%	9,366	952	10,318	9.2%
5	立川所沢線	立川市幸町 4-43-2	10,615	1,419	12,034	11.8%	9,798	1,562	11,360	13.8%
6	立川東大和線	東大和市桜が丘 4-43-1	15,392	2,112	17,504	12.1%	15,359	2,020	17,379	11.6%

注 1) 調査地点は、図 6.1-2 中の表記に対応する。
注 2) 調査の時間帯は、7 時～19 時である。
出典:「平成 22 年度全国道路・街路交通情勢調査 (道路交通ｾﾝｻｽ) 一般交通量調査集計表」(国土交通省道路局)
「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 (道路交通ｾﾝｻｽ) 一般交通量調査集計表」(国土交通省道路局)

(2) 鉄道

計画地周辺の鉄道網は図 6.1-2 に、駅別の乗車人数は表 6.1-7 に示すとおりである。

計画地から最も近い駅は東大和市駅 (計画地から約 0.7km) であり、次いで玉川上水駅(計画地から約 0.9km)である。平成 28 年度の駅別乗車人数は、東大和市駅で 25,864 人であり、玉川上水駅で、西武拝島線が 42,159 人、多摩都市モノレールが 11,667 人である。

表 6.1-7 駅別乗車人数

単位:人

路線	駅名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
西武拝島線	東大和市	24,170	25,171	25,130	25,822	25,864
	玉川上水	39,225	40,393	40,571	41,861	42,159
多摩都市モノレール	高松	3,454	3,527	3,847	4,124	3,892
	立飛	1,624	1,396	1,410	4,090	5,789
	泉体育館	2.608	2,809	2,884	3,095	3,119
	砂川七番	2,201	2,282	2,224	2,255	2,325
	玉川上水	10,442	10,766	10,769	11,288	11,667
	桜街道	3,040	3,200	3,354	3,405	3,487
	上北台	6,030	6,108	6,017	6,189	6,373

出典:「駅別乗車人員(一日平均)の推移　平成24年度～平成28年度」(西武鉄道株式会社ホームページ)
「駅別乗降人員(一日平均)　平成 24 年度～平成 28 年度」(多摩モノレール株式会社ホームページ)

凡例

- ：計画地
- ：鉄 道
- ：モノレール
- ：主要地方道
- ：一般都道
- No. ：交通量調査地点
- ：市 界

出典：「平成 22 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査集計表」（国土交通省）
「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査集計表」（国土交通省）

図 6.1-2
交通網（道路、鉄道）

(3) バス路線

計画地周辺のバス路線網は図 6.1-3 に示すとおりである。

計画地周辺のバス路線数は、西武バス等の 7 路線が運行している。

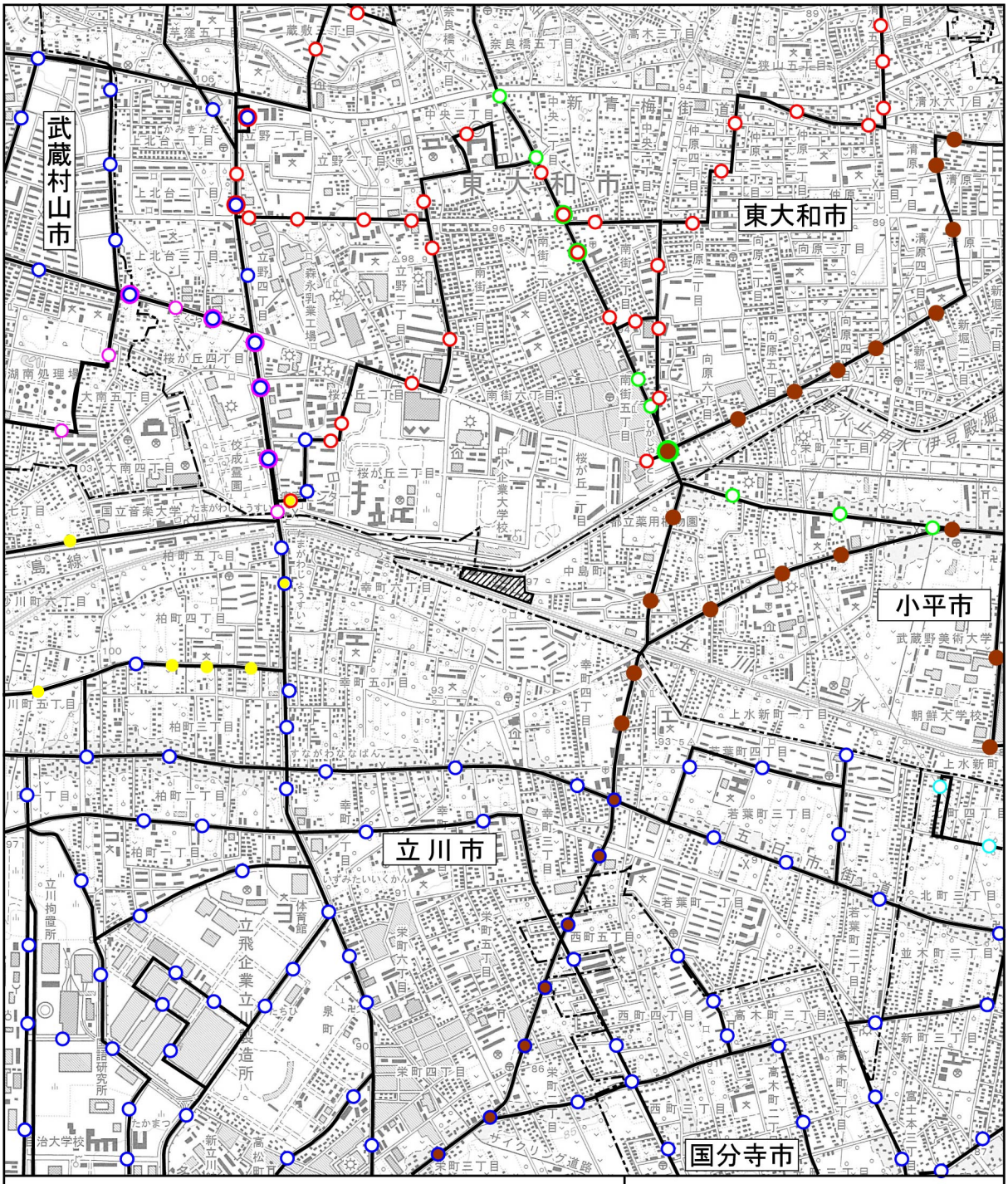

凡例

- :計画地
- :バス路線
- :バス停留所(西武バス)
- :バス停留所(立川市くるりんバス)
- :バス停留所(東大和市ちょこバス)
- :バス停留所(武蔵村山市市内循環バス)
- :バス停留所(立川バス)
- :バス停留所(国分寺市ぶんバス)
- :バス停留所(都営バス)
- :市　界

出典:「西武バス小平営業所バス路線案内図」(西武バスホームページ)
「東大和市ちょこバスルートマップ」(東大和市ホームページ)
「武蔵村山市市内循環バス路線図(日中時・通勤時ルート)」(武蔵村山市ホームページ)
「立川バス路線図」(立川バスホームページ)
「ぶんバス路線図」(国分寺市ホームページ)
「くるりんバス運行ルート図」(立川市ホームページ)
「多摩地域都バス路線案内」(都営バスホームページ)

N

1:25,000

0　250　500　1000m

図 6.1-3　バス路線網

6.1.4　土地利用

(1) 地目別土地利用面積

計画地周辺における各市の地目別土地利用面積は表 6.1-8 に示すとおりである。

計画地のある小平市では、宅地が 1,213.4ha と最も広く、次いで、道路等が 308.4ha、農用地が 207.3ha、公園、運動場等が 153.5ha、森林が 34.8ha、未利用地等が 30.4ha、水面・河川・水路が 7.3ha となっている。

表 6.1-8　地目別土地利用面積

単位：ha

項目	小平市	武蔵村山市	東大和市	立川市	東村山市	国分寺市	国立市	昭島市
宅地	1,213.4	648.3	551.0	1,128.2	952.1	681.1	493.5	822.2
公園、運動場等	153.5	38.3	89.7	177.8	99.0	31.7	20.7	166.2
未利用地等	30.4	78.2	34.2	121.9	26.6	21.4	16.6	91.1
道路等	308.4	179.3	189.8	366.7	263.5	177.2	149.7	247.1
農用地	207.3	215.2	81.0	277.4	179.2	157.9	59.2	81.2
水面･河川･水路	7.3	10.1	151.1	19.0	17.0	2.4	9.0	53.6
森林	34.8	206.4	196.4	40.3	80.4	27.8	6.8	36.4
原野	2.4	7.4	3.1	24.9	21.9	3.9	18.1	145.2
その他	88.0	159.7	56.9	277.4	75.4	50.5	42.3	71.5
総計	2,045.5	1,542.9	1,353.2	2,433.6	1,715.0	1,153.9	815.9	1,714.6

出典：「東京の土地利用状況平成 24 年多摩・島しょ地域」（東京都都市整備局）

(2) 土地利用現況

計画地周辺における土地利用現況図は図 6.1-4 に示すとおりである。

計画地周辺は、主に独立住宅、集合住宅や教育文化施設等が広がっている。

(3) 都市計画法に基づく指定の状況

計画地周辺における都市計画法に基づく用途地域の指定は図 6.1-5 に示すとおりである。

計画地は準工業地域に指定されており、周辺は、第一種低層住居専用地域に囲まれている。また計画地の一部が風致地区となっており、小平市風致地区条例により建設等にあたって以下の規制が適用される。

・建ぺい率 40%以下
・隣地からの壁面後退 1.5m 以上
・高さ 15m 以下

なお、計画地は、都市施設としてごみ焼却場に指定されている。

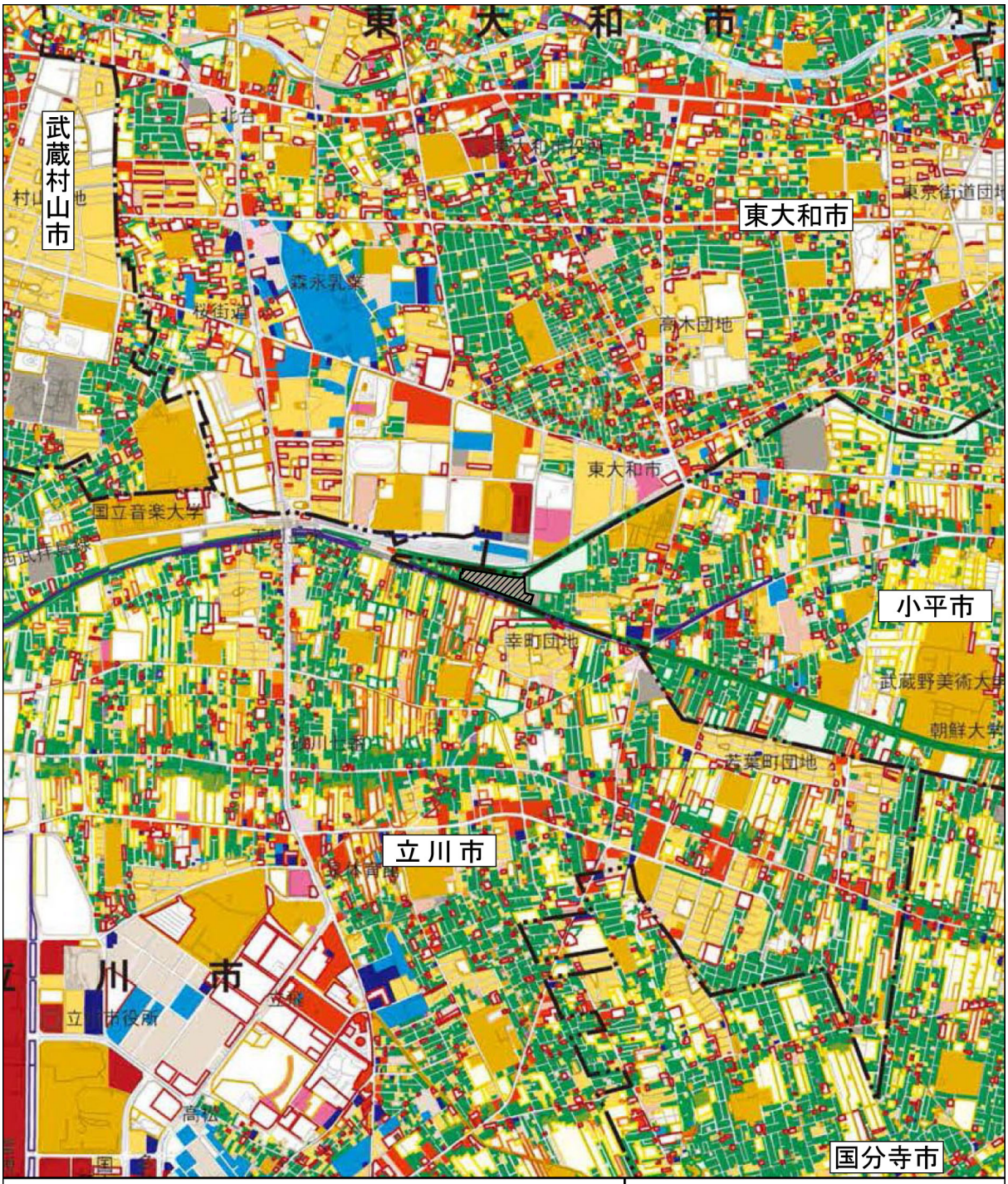

図 6.1-4　土地利用現況図

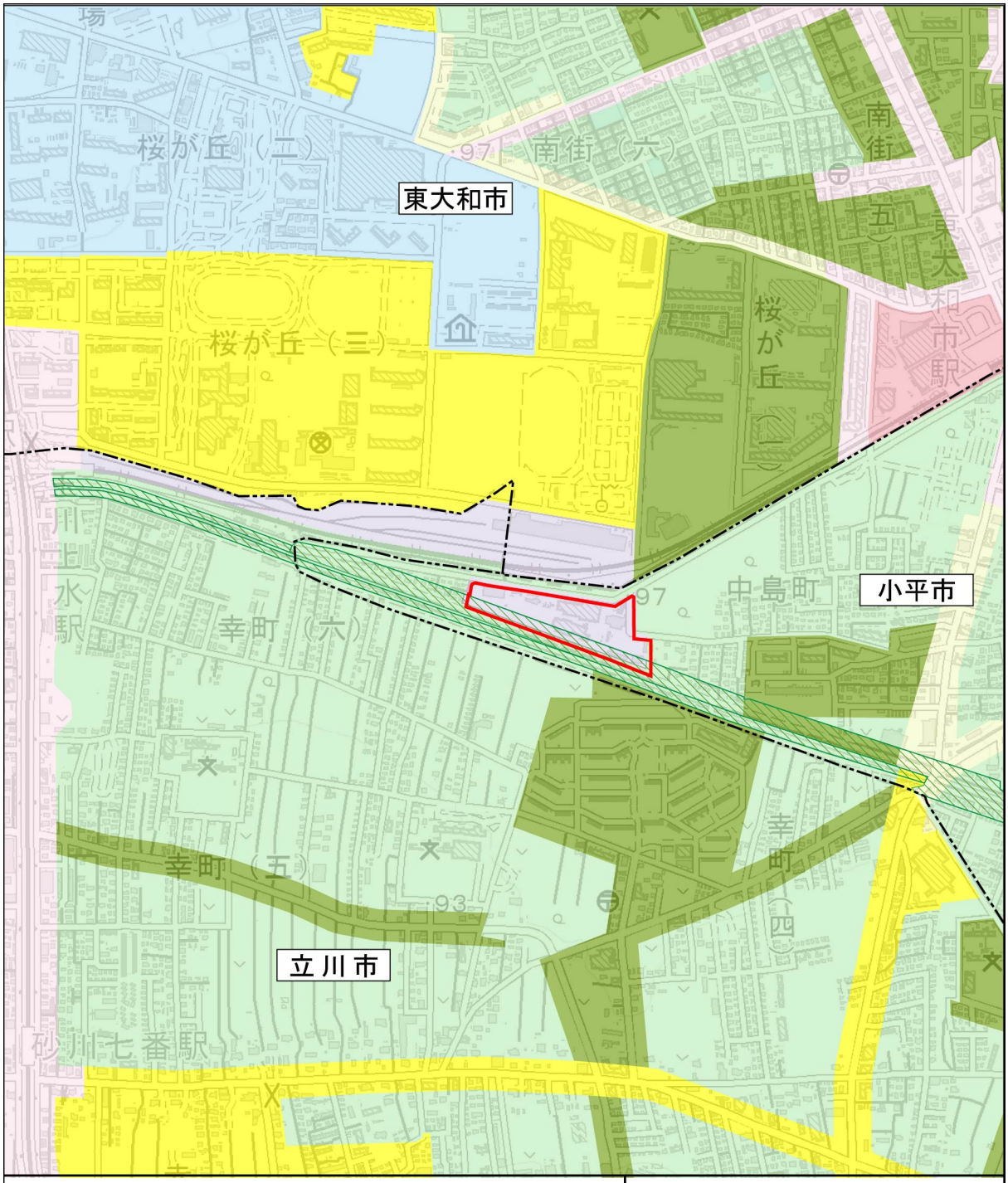

凡例

- ：計画地
- ：第１種低層住居専用地域
- ：第１種中高層住居専用地域
- ：第２種中高層住居専用地域
- ：第１種住居地域
- ：近隣商業地域
- ：商業地域
- ：準工業地域
- ：工業地域
- ：風致地区
- ：市界

出典：「都市計画図」（小平市都市開発部）
「都市計画図」（立川市まちづくり部）
「都市計画図」（東大和市都市建設部）

N

1：25，000

0　250　500　1000ｍ

図 6.1-5　用途地域図

(4) 公共公益施設等の分布状況

計画地周辺の学校、病院、福祉施設等は表 6.1-9 に、その位置は図 6.1-6 に示すとおりである。

計画地から最も近い公共公益施設等は、たかのみち保育園(計画地から南側に約 0.2km)があり、次いで、あおば保育園(計画地から南側に約 0.4km)がある。

表 6.1-9(1)　計画地周辺の公共公益施設等

種別		図No.	名称	所在地
学校	幼稚園	1	小平神明幼稚園	小平市小川町 1-2572
		2	東京多摩幼稚園	武蔵村山市緑が丘 1834
		3	大和富士幼稚園	東大和市向原 4-16-17
		4	立川こばと幼稚園	立川市高松町 1-24-53
		5	立川かしの木幼稚園	立川市幸町 5-43-11
		6	立川双葉幼稚園	立川市柏町 3-16-1
		7	立川みどり幼稚園	立川市栄町 4-40-8
		8	みたから幼稚園	立川市若葉町 2-47-2
		9	国分寺市けやき幼稚園	国分寺市高木町 2-12-6
	小学校	10	小平第十二小学校	小平市小川町 1-464
		11	上宿小学校	小平市小川町 1-327
		12	第七小学校	武蔵村山市大南 2-78-1
		13	第二小学校	東大和市南街 3-61-2
		14	第三小学校	東大和市清原 4-1312-2
		15	第四小学校	東大和市狭山 5-1038
		16	第五小学校	東大和市向原 1-11
		17	第六小学校	東大和市仲原 1-5-1
		18	第七小学校	東大和市芋窪 5-1171
		19	第八小学校	東大和市立野 3-1255
		20	第十小学校	東大和市上北台 3-399
		21	第八小学校	立川市幸町 2-1-1
		22	第十小学校	立川市柏町 1-31-1
		23	けやき台小学校	立川市若葉町 1-13-1
		24	南砂小学校	立川市栄町 2-2-1
		25	若葉小学校	立川市若葉町 4-24-1
		26	幸小学校	立川市幸町 5-68-1
		27	柏小学校	立川市柏町 4-8-4
		28	第八小学校	国分寺市西町 5-8
	中学校	29	第四中学校	武蔵村山市大南 2-79-1
		30	第二中学校	東大和市南街 3-60-4
		31	第三中学校	東大和市仲原 2-7
		32	第四中学校	東大和市立野 2-6-2
		33	第五中学校	東大和市芋窪 5-1119
		34	立川第四中学校	立川市幸町 5-49-1
		35	立川第六中学校	立川市泉町 786-16
		36	立川第九中学校	立川市若葉町 3-19-5
		37	第三中学校	国分寺市高木町 2-11

表 6.1-9(2)　計画地周辺の公共公益施設等

種別		図No.	名称	所在地
学校	高等学校	38	小平西高等学校	小平市小川町 1-502-95
		39	上水高等学校	武蔵村山市大南 4-62-1
		40	拓殖大学第一高等学校	武蔵村山市大南 4-64-5
		41	東大和南高等学校	東大和市桜が丘 3-44-8
		42	砂川高等学校	立川市泉町 935-4
		43	昭和第一学園高等学校	立川市栄町 2-45-8
		44	国分寺高等学校	国分寺市新町 3-2-5
	大学	45	武蔵野美術大学	小平市小川町 1-736
		46	朝鮮大学校	小平市小川町 1-700
		47	国立音楽大学	立川市柏町 5―5―1
保育所		48	たのしい森保育園	小平市小川町 1-3004-5
		49	上宿保育園	小平市小川町 1-308
		50	ひめゆりこども園	小平市上水新町 1-5-15
		51	向原保育園	東大和市向原 1-4-2
		52	高木保育園	東大和市向原 6-1
		53	れんげ桜が丘保育園	東大和市桜が丘 3-44-18
		54	玉川上水保育園	東大和市桜が丘 4-29-18
		55	大和東保育園	東大和市清原 2-2-2
		56	大和南保育園	東大和市清原 3-1
		57	れんげ上北台保育園	東大和市蔵敷 3-691-2
		58	のぞみ保育園	東大和市中央 2-858-1
		59	明徳保育園	東大和市南街 1-7-10
		60	れんげ南街保育園	東大和市南街 4-3-1
		61	立野みどり保育園	東大和市立野 3-1293
		62	東大和保育園	東大和市新堀 1-1435-33
		63	栄保育園	立川市栄町 3-33-3
		64	中砂保育園	立川市栄町 5-38-1
		65	江の島保育園	立川市栄町 6-13-1
		66	あおば保育園	立川市幸町 4-52-1
		67	たかのみち保育園	立川市幸町 6-32-1
		68	高松保育園	立川市高松町 1-18-7
		69	けやき台さくら保育園	立川市若葉町 1-13-2
		70	れんげ砂川保育園	立川市若葉町 4-24-31
		71	柏保育園	立川市柏町 3-52-9
		72	つくし保育園	立川市栄町 3-24-12
		73	くるみの木保育園	国分寺市西町 5-8-8
病院		74	南台病院	小平市小川町 1-485
		75	東大和療育センター	東大和市桜が丘 3-44-10
		76	東大和病院	東大和市南街 1-13-12

表 6.1-9(3)　計画地周辺の公共公益施設等

種別	図No.	名称	所在地
福祉施設等(保育所を除く)	77	やすらぎの園	小平市小川町 1-485
	78	けやきの郷	小平市小川町 1-485
	79	ホームステーションらいふ小平	小平市小川町 1-3002-10
	80	ベストライフ小平	小平市小川町 1-497-1
	81	放課後等デイサービスSTEP小平	小平市栄町 1-1-4
	82	地域生活支援センター澄水	小平市小川町 1-485
	83	小平市立小川町一丁目児童館	小平市小川町 1-3045
	84	あさやけ鷹の台作業所	小平市小川町 1-411-1
	85	クラブハウスはばたき	小平市小川町 1-407-11
	86	曙光園	小平市小川町 1-590
	87	澄水園	小平市小川町 1－485
	88	さくら苑	東大和市桜が丘 2-122-4
	89	特別養護老人ホーム　風の樹	東大和市蔵敷 3-873-1
	90	特別養護老人ホーム　は～とふる	東大和市桜が丘 2-53-6
	91	老人保健施設　東大和ケアセンター	東大和市南街 1-13-1
	92	メディカルケアセンチュリーハウス玉川上水	東大和市桜が丘 4-29-4
	93	プラチナ・シニアホーム東大和	東大和市清水 6-1105-1
	94	SOMPOケア　ラヴィーレ東大和	東大和市仲原 4-7-1
	95	グループリビングひまわり	東大和市仲原 3-12-12
	96	気まま館東大和	東大和市立野 1-646
	97	そんぽの家　上北台	東大和市立野 2-3-11
	98	放課後デイ　ゆうハウス	東大和市中央 3-855-10 中央ﾋﾞﾙ 1 階 AD 号室
	99	はるもにあ	東大和市中央 2-1101-43
	100	イコールケアマネセンター	東大和市仲原 1-6-2
	101	れんげ学園	東大和市芋窪 5-1161-3
	102	むこうはら児童館	東大和市向原 3-10
	103	さくらがおか児童館	東大和市桜が丘 3-44-13
	104	かみきただい児童館	東大和市上北台 2-865-9
	105	きよはら児童館	東大和市清原 2-1
	106	なんがい児童館	東大和市南街 5-32
	107	就労支援事業所NOAH	東大和市南街 5-89-10 Y ﾋﾞﾙ 1F
	108	あとりえトントン	東大和市南街 5-69-6 ﾊｲﾈｽｵﾏﾀ 101～103
	109	第一みんなの家	東大和市奈良橋 6-728-2
	110	第三みんなの家	東大和市中央 2-1122-5
	111	かたつむりの会作業所	東大和市中央 2-830-4
	112	PACE	東大和市奈良橋 5-814-14
	113	グランデ	東大和市中央 3-855-5　中央ﾋﾞﾙ 202･203
	114	精神障害者地域生活支援センター	東大和市中央 3-912-3
	115	特定非営利活動法人自立生活センター東大和	東大和市南街 1-22-6 ｼﾃｨｺｰﾄ南街 1 階
	116	子ども家庭支援センター	東大和市立野 1-1034-2

表 6.1-9(4)　計画地周辺の公共公益施設等

種別	図№	名称	所在地
福祉施設等(保育所を除く)	117	高齢者ほっと支援センターきよはら	東大和市清原 1-1 34 号棟 1 階
	118	高齢者ほっと支援センターなんがい	東大和市南街 2-49-3
	119	東大和市(福祉事務所)	東大和市中央 3-930
	120	保健センター	東大和市中央 3-918-1
	121	幸福祉会館	立川市幸町 5-57-14
	122	ハイムガーデン立川幸町	立川市幸町 4-17-10
	123	立川紀水苑	立川市幸町 2-53-1
	124	そんぽの家S　玉川上水	立川市柏町 4-75-3
	125	イリーゼ立川	立川市柏町 1-20-3
	126	リアンレーヴ立川	立川市柏町 2-12-6
	127	デイサービス事業　みんなの広場1	立川市栄町 4-2-1 ｼﾞｭﾈｽｲﾄｳ 1 階
	128	立川らびっとくらぶ	立川市幸町 3-25-1　立川けやき台ﾊｲﾂ 1 階
	129	トライきっず・プロ	立川市幸町 1-10-6
	130	まんまる助産院	立川市若葉町 2-1-1
	131	幸児童館	立川市幸町 2-19-1
	132	若葉児童館	立川市若葉町 4-25-114
	133	栄福祉作業所	立川市栄町 5-38-4
	134	柏の葉	立川市柏町 4-66-3
	135	相談支援事業所　暖	立川市高松町 1-17-20
	136	立川介護老人保健施設　わかば	立川市若葉町 3-45-2
	137	サコージュ国分寺	国分寺市西町 3-14-7
	138	高齢者フラット　楽	国分寺市並木町 3-12-2
	139	にしまち児童館	国分寺市西町 3-22-1
図書館	140	上宿図書館	小平市小川町 1-345
	141	大南地区図書館	武蔵村山市大南 5-1-69
	142	中央図書館	東大和市中央 3-930
	143	桜が丘図書館	東大和市桜が丘 3-44-13 桜が丘市民ｾﾝﾀｰ内
	144	清原図書館	東大和市清原 4-1 清原市民ｾﾝﾀｰ内
	145	若葉図書館	立川市若葉町 3-34-1
	146	幸図書館	立川市幸町 5-83-1

注1)「図№」は、図6.1-6に対応する。
注2)「保育所」とは「認可保育園」、「認証保育園」及び「幼保連携型認定こども園」を示す。
注3)「病院」とは患者20人以上の収容施設を有するものをいう。
注4)「福祉施設」とは「社会福祉施設等一覧(東京都)」に掲載されている施設を示す。
出典:「学校基本調査報告平成29年度(速報)」(平成29年8月　東京都総務局)
「東京の私立学校(私立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校)」(平成29年4月　東京都生活文化局)
「福祉保健の基盤づくり(社会福祉施設等一覧)」(平成29年5月　東京都福祉保健局)
「医療機関届出情報」(平成29年4月　医療介護情報局ホームページ)
「小平市立図書館」(平成29年　小平市立図書館ホームページ)
「武蔵村山市立図書館」(平成29年　武蔵村山市立図書館ホームページ)
「東大和市立図書館」(平成29年　東大和市立図書館ホームページ)
「立川市図書館」(平成29年　立川市図書館ホームページ)

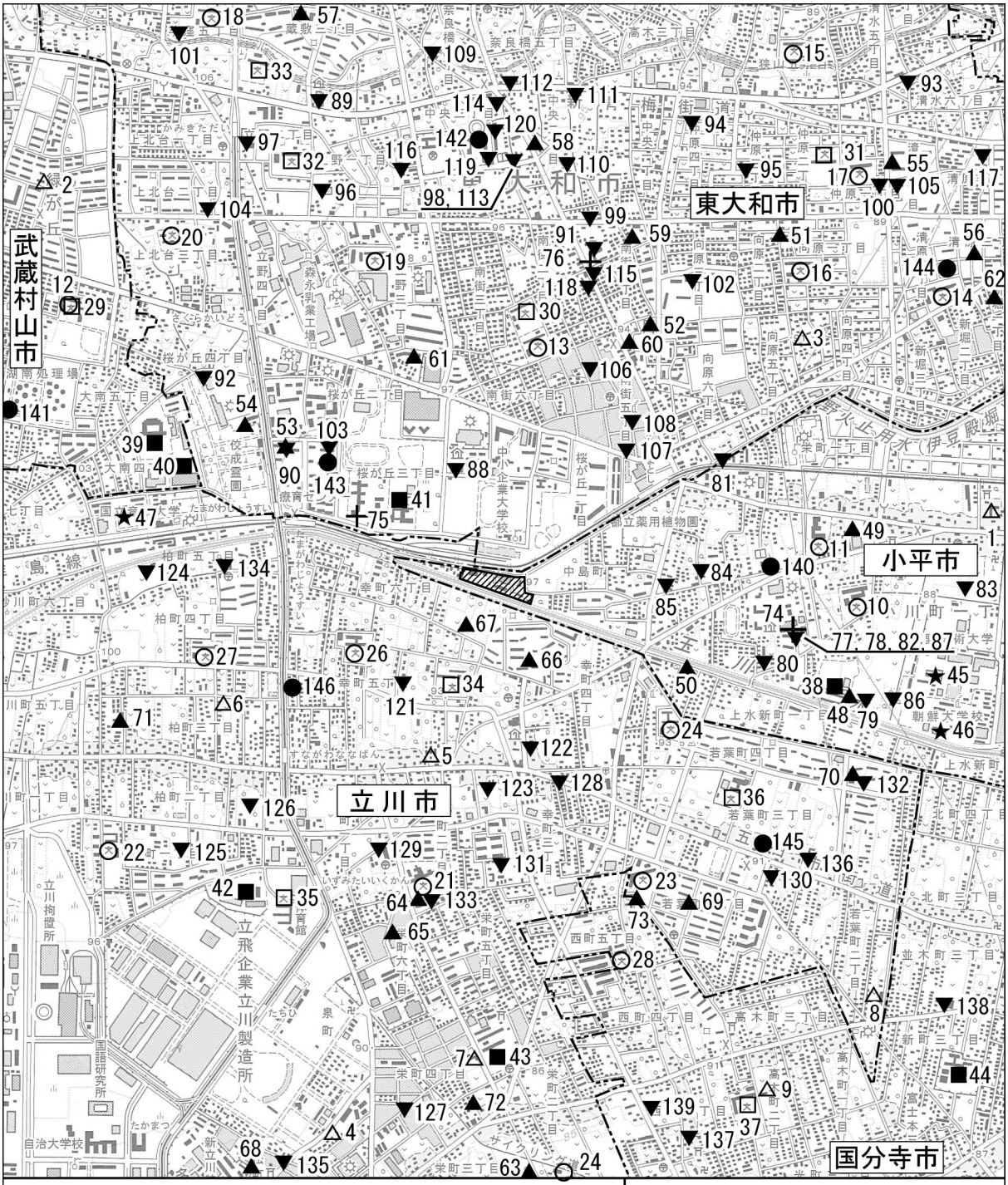

凡例

：計画地

ー‥ー ：市界

△ ：幼稚園　▲：保育所

○ ：小学校　＋：病院

□ ：中学校　▼：社会福祉施設等（保育所以外）

■ ：高等学校　●：図書館

★ ：学校（その他）

N

1：25,000

0　250　500　1000ｍ

図 6.1-6

公共公益施設等の分布

(5) 公園等

計画地周辺における公園等の分布状況は表 6.1-10 及び図 6.1-7 に示すとおりである。

計画地周辺には、児童公園、公園、緑地及び緑道が整備されている。計画地より最も近い公園等として、計画地の南側に隣接している玉川上水緑道、北側に近接している野火止用水緑道がある。

表 6.1-10(1)　計画地周辺の公園等

種別	図No.	名　称	所在地
児童公園（遊園等）	1	上水新町第一児童公園	小平市上水新町 1-17-10
	2	上宿児童公園	小平市小川町 1-309
	3	小川もみじ児童公園	小平市小川町 1-517-20
	4	小川第一北児童公園	小平市小川町 1-502-81
	5	小川第一南児童公園	小平市小川町 1-502-37
	6	かしの実児童公園	小平市小川町 1-445-6
	7	みなみ台児童公園	小平市小川町 1-445-5
	8	東小川橋児童公園	小平市小川町 1-436-65
	9	栗の木児童公園	小平市栄町 2-242-24-1
	10	大南四丁目児童遊園	武蔵村山市大南 4-9-13
	11	大南五丁目児童遊園	武蔵村山市大南 5-5-23
	12	東大南児童遊園	武蔵村山市大南 4-13
	13	新堀こども広場	東大和市新堀 2-1490-13
	14	用水北こども広場	東大和市向原 4-19-12
	15	高木こども広場	東大和市高木 3-230-1
	16	桜が丘こども広場	東大和市桜が丘 4-323
	17	下新堀こども広場	東大和市新堀 1-1535
	18	清水こども広場	東大和市清水 6-1148-1
	19	中央こども広場	東大和市中央 1-583-2
	20	六小南こども広場	東大和市仲原 1-6-1
	21	協和こども広場	東大和市南街 2-86-1
	22	栄こども広場	東大和市南街 6-65-2
	23	立野こども広場	東大和市立野 3-1214-1
	24	江の島児童遊園	立川市幸町 2-1-2
公園	25	中島町南公園	小平市中島町 3434-11
	26	中島町東公園	小平市中島町 3434-10
	27	中島地域センター公園	小平市中島町 2626-1
	28	中島町公園	小平市中島町 20-20
	29	中島町第 1 公園	小平市中島町 1717-18
	30	中島町第 2 公園	小平市中島町 1616-4
	31	上水公園	小平市上水新町 2-12-9
	32	上水新町地域センター公園	小平市上水新町 1-13-32
	33	小川町区画整理記念公園	小平市小川町 1-3045
	34	大けやき道公園	小平市小川町 1-591-1
	35	十二小東公園	小平市小川町 1-552-12
	36	南台樹林公園	小平市小川町 1-500-5
	37	十二小西公園	小平市小川町 1-476-21
	38	小川町夕やけ公園	小平市小川町 1-474

表 6.1-10(2)　計画地周辺の公園等

種別	図No.	名　称	所在地
公園	39	薬草園東公園	小平市小川町 1-393-15
	40	小川公園	小平市小川町 1-357
	41	せきれい公園	小平市小川町 1-3023-2
	42	きつねっぱら公園	小平市小川町 1-3004-8
	43	野火止公園	小平市栄町 2-2-16
	44	ぐみくぼ公園	小平市栄町 1-15-9
	45	大南公園	武蔵村山市緑が丘 2542
	46	大南東公園	武蔵村山市大南 5-2-4
	47	オカネ塚公園	武蔵村山市緑が丘 1619
	48	桜が丘西公園	東大和市桜が丘 2-223-2
	49	上仲原公園	東大和市向原 1-1-1
	50	山神前公園	東大和市向原 2-3-4
	51	向原第二公園	東大和市向原 2-810-13
	52	向原西公園	東大和市向原 3-10
	53	向原中央公園	東大和市向原 3-10
	54	向原南公園	東大和市向原 3-10
	55	向原公園	東大和市向原 5-1043-46
	56	宮前公園	東大和市高木 3-317-4
	57	青梅橋東公園	東大和市桜が丘 1-1330-27
	58	青梅橋公園	東大和市桜が丘 1-1425-9
	59	桜が丘一丁目公園	東大和市桜が丘 1-1429-1
	60	ハンカチの木公園	東大和市桜が丘 1-1449-3
	61	桜みらい公園	東大和市桜が丘 1-1449-75
	62	桜が丘中央公園	東大和市桜が丘 2-142-18
	63	桜街道公園	東大和市桜が丘 2-205
	64	桜が丘北公園	東大和市桜が丘 2-215-16
	65	桜が丘南公園	東大和市桜が丘 2-222-9
	66	桜が丘公園	東大和市桜が丘 2-224-4
	67	桜街道南公園	東大和市桜が丘 4-261-2
	68	上北台公園	東大和市上北台 1-3-5
	69	北台第二公園	東大和市上北台 1-902-158
	70	北台第一公園	東大和市上北台 1-902-35
	71	上北台南公園	東大和市上北台 2-1-21
	72	中北台公園	東大和市上北台 2-865-4
	73	中南台第二公園	東大和市上北台 3-429-28
	74	中南台公園	東大和市上北台 3-450
	75	上新堀公園	東大和市新堀 3-4-10
	76	清原西公園	東大和市清原 1-1
	77	清原北公園	東大和市清原 1-1
	78	清原南公園	東大和市清原 3-1
	79	清水第二南公園	東大和市清水 6-1176-22
	80	芝中中央公園	東大和市蔵敷 3-691-20
	81	砂台公園	東大和市蔵敷 3-900-6
	82	中央東公園	東大和市中央 1-544-7
	83	中央第一公園	東大和市中央 2-831-6
	84	仲原東公園	東大和市仲原 3-11-1

表 6.1-10(3)　計画地周辺の公園等

種別	図No.	名　称	所在地
公園	85	仲原西公園	東大和市仲原 4-12-5
	86	奈良橋中央公園	東大和市奈良橋 6-766-2
	87	山王公園	東大和市南街 2-58-8
	88	第一光ヶ丘公園	東大和市南街 3-22-1
	89	丸山台公園	東大和市南街 3-50-3
	90	新海道公園	東大和市南街 3-56-94
	91	協和公園(パンダ公園)	東大和市南街 5-33-2
	92	栄公園	東大和市南街 5-58-6
	93	末広第二公園	東大和市南街 6-3
	94	末広公園	東大和市南街 6-57-1
	95	立野第二公園	東大和市立野 1-1020-35
	96	立野東公園	東大和市立野 1-1145
	97	立野南公園	東大和市立野 1-26-3
	98	立野第一公園	東大和市立野 1-932-4
	99	立野公園	東大和市立野 1-951
	100	立野中央公園	東大和市立野 1-961
	101	立野西公園	東大和市立野 2-6-3
	102	緑野公園	東大和市立野 3-1293-30
	103	緑野第二公園	東大和市立野 3-1293-57
	104	柏四北公園	立川市柏町 4-65-8
	105	柏四南公園	立川市柏町 4-21-16
	106	柏四公園	立川市柏町 4-23-23
	107	柏三東公園	立川市柏町 3-15-5
	108	柏三北公園	立川市柏町 3-42-25
	109	柏町けやき公園	立川市柏町 1-20-22
	110	柏一公園	立川市柏町 1-22-32
	111	青柳公園	立川市柏町 1-14-27
	112	柏一東公園	立川市柏町 1-10-1
	113	若葉一東公園	立川市若葉町 1-21-111
	114	若葉一南公園	立川市若葉町 1-19-15
	115	若葉一公園	立川市若葉町 1-3-17
	116	砂川七東第四公園	立川市砂川町 7-2-36
	117	砂川五番北第二公園	立川市砂川町 6-36-13
	118	砂川七東第二公園	立川市砂川町 7-20-51
	119	砂川七東公園	立川市砂川町 7-19
	120	砂川公園	立川市砂川町 7-18-33
	121	砂川七東第三公園	立川市砂川町 7-9-22
	122	砂川五番北第三公園	立川市砂川町 6-36-13
	123	砂川六南公園	立川市砂川町 6-17
	124	砂川六西公園	立川市砂川町 6-20-5
	125	砂川六公園	立川市砂川町 6-8
	126	砂川五番北第一公園	立川市砂川町 6-36-13
	127	砂川五番西公園	立川市砂川町 1-13-23
	128	砂川五番公園	立川市砂川町 1-2-14
	129	高松第二公園	立川市高松町 1-18-27
	130	幸六西公園	立川市幸町 6-2-7

表 6.1-10(4)　計画地周辺の公園等

種別	図No.	名　称	所在地
公園	131	幸六東公園	立川市幸町 6-23-9
	132	幸五公園	立川市幸町 5-74-5
	133	七番公園	立川市幸町 5-84-2
	134	幸五東公園	立川市幸町 5-17-21
	135	幸四そよご公園	立川市幸町 4-17-69
	136	幸四南公園	立川市幸町 4-23-11
	137	幸三北公園	立川市幸町 3-28-28
	138	幸三公園	立川市幸町 3-24-33
	139	幸三西公園	立川市幸町 3-20-29
	140	九番公園	立川市幸町 2-52
	141	幸二公園	立川市幸町 2-22-11
	142	江の島道東公園	立川市幸町 2-21-17
	143	江の島南公園	立川市栄町 6-17
	144	栄五東公園	立川市栄町 5-63
	145	東栄公園	立川市栄町 5-11-5
	146	栄四公園	立川市栄町 4-38-56
	147	南部公園	立川市栄町 4-28-3
緑地	148	上宿緑地	小平市小川町 1-335 付近
	149	美大前緑地	小平市小川町 1-755 付近
	150	野火止緑地	東大和市向原 4-36-12
	151	用水北緑地	東大和市向原 4-38-30
	152	水道緑地	東大和市向原 4-7-6
	153	向原緑地	東大和市向原 5-1043-47
	154	桜が丘緑地	東大和市桜が丘 3-44-13
	155	上北台緑地	東大和市上北台 1-5-5
	156	水道第二緑地	東大和市清水 6-1180-2
	157	仲原緑地	東大和市仲原 4-23-11
	158	立野第一緑地	東大和市立野 1-1020-12
	159	立野第二緑地	東大和市立野 1-1039-5
	160	立野西緑地	東大和市立野 2-18-2
	161	上北台駅前緑地	東大和市立野 2-18-4
	162	川越道緑地	立川市幸町 4-61
	163	栄緑地	立川市栄町 4-6
緑道	164	野火止用水緑道	小平市(他 5 市)
	165	玉川上水緑道	小平市(他 5 市 1 区)
	166	彫刻の谷緑道	小平市小川町 1-416 付近
散歩道等	167	玉川・野火止コース	小平市、東大和市
	168	小平グリーンロード	小平市
	169	東大和ウォーキングコース	東大和市
	170	砂川と玉川上水を歩くコース	立川市

注1)「図No.」は、図6.1-7に対応する。
出典:「市立子供広場・公園・緑地」(東大和市ホームページ)
「小平市立図書館　地域資料」(小平市立図書館ホームページ)
「施設案内・予約　公園」(武蔵村山市ホームページ)
「玉川上水緑道」(東京都公園協会ホームページ)
「地図からの住所検索」(いつもNAVIラボホームページ)
「玉川・野火止コース　用水の散歩みち」(東京都ホームページ)
「小平グリーンロードMAP」(小平市産業振興課)
「東大和ウォーキングマップ(野火止用水編)」(東大和市ホームページ)
「砂川と玉川上水を歩くコース」(立川市ホームページ)

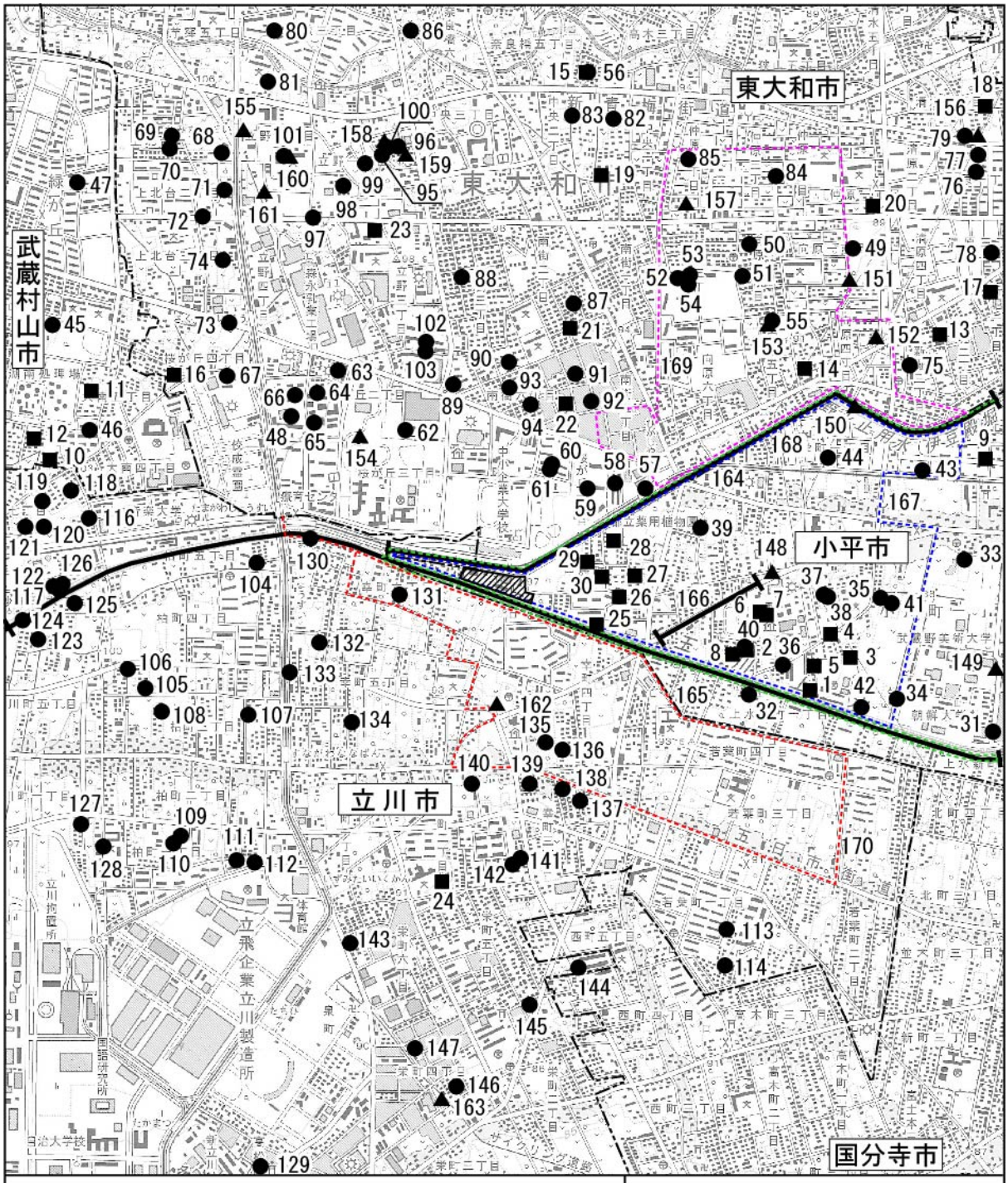

凡例

- ：計画地
- ：市界
- ■ ：児童公園
- ● ：公園
- ▲ ：緑地
- ：緑道
- ：玉川・野火止コース
- ：小平グリーンロード
- ：東大和ウォーキングコース
- ：砂川と玉川上水を歩くコース

N

1:25,000

0 250 500 1000m

図 6.1-7　公園等の分布

6.1.5　水域利用

(1) 河川等の状況

計画地周辺における河川等の状況は表 6.1-11 及び図 6.1-8 に示すとおりである。

計画地周辺には、用水路の玉川上水、野火止用水及び一級河川の空堀川がある。

玉川上水は多摩川中流の羽村取水口から新宿区四谷大木戸までを流れる延長約 43km の用水路であり、上流部（羽村取水口～小平監視所）は、水道原水道水路として、多摩川の水、中流部（小平監視所～浅間橋）は、排水路として清流復活事業による下水の高度二次処理水、下流部（浅間橋～四谷大木戸）は、排水路として排水が流れている。

野火止用水は、小平市中島町に流れる玉川上水から分岐され、野火止台地を経て、新河岸川までを流れる延長約 24.0km の用水路であり、清流復活事業による下水の高度二次処理水が流れている。野火止用水は計画地周辺では暗渠化されている。

空堀川は、武蔵村山市野山北公園を水源とし、途中奈良橋川を合わせ、清瀬市中里で柳瀬川へ合流する流路延長約 15.0km、流域面積約 26.8km の一級河川である。

表 6.1-11　河川等の概要

名称	種別	水源	流路延長(km)	流域面積(km^2)
玉川上水	用水路	多摩川	43.0	(幅約 5.5m)
野火止用水	用水路	玉川上水の分水	24.0	(幅約 0.9m)
空堀川	一級河川	武蔵村山市 野山北公園	15.0	26.8

出典：「柳瀬川・空堀川流域連絡会」（東京都建設局ホームページ）
「史跡玉川上水保存管理計画書」（平成 19 年３月　東京都水道局）
「野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画」（平成 24 年３月　埼玉県新座市）

凡例

：計画地

：市界

：河川等

N

1:25,000

0 250 500 1000m

図 6.1-8
計画地周辺の河川等の状況

注）野火止用水の破線部は、地上面にない箇所（暗渠）を示す。

(2) 水域の利用状況

空堀川の河川水については、生活用水、事業用水、農業用水及び工業用水としての利用はない。

また、計画地周辺の小平市、東大和市、立川市における一定規模以上の揚水施設（揚水機の出力が 300 ワットを超える揚水施設）による地下水揚水量は表 6.1-12 に示すとおりである。

平成 27 年における小平市内の用水量は全体で 18,607m³/日であり、そのうち工場が 2,879m³/日、指定作業場が 2,321m³/日、上水道等が 13,407m³/日となっている。

表 6.1-12　地下水揚水状況

市	事業所の種類	事業所数	井戸本数	用水量(m³/日)
小平市	工場	9	23	2,879
	指定作業場	28	33	2,321
	上水道等	14	30	13,407
	合計	51	86	18,607
東大和市	工場	4	12	7,134
	指定作業場	8	8	228
	上水道等	7	11	3,143
	合計	19	31	10,505
立川市	工場	15	17	556
	指定作業場	46	51	1,105
	上水道等	74	99	8,594
	合計	135	167	10,255

出典：「平成 27 年都内の地下水揚水の実態(地下水揚水量調査報告書)」（平成 29 年３月　東京都環境局）

(3) 下水道普及状況

計画地周辺の小平市、東大和市、立川市の下水道普及状況は表 6.1-13 に示すとおりである。

計画地のある小平市の下水道普及率は 100%となっている。

表 6.1-13　下水道普及状況

市	全体人口(人)	普及人口(人)	普及率(%)
小平市	189,955	189,955	100
東大和市	85,857	85,836	100 注 1)
立川市	182,092	182,092	100

備考)全体人口は、住民基本台帳及び外国人登録（平成 29 年１月１日）によるものとする。また、数値は、東京都都市整備局資料によるものとする。

注 1)東大和市の普及率は、99.5%以上のため、100%概成とする。

出典：「東京都下水道局事業概要」（平成 29 年版　東京都下水道局）

6.1.6　気象

計画地周辺で風向、風速、気温、降水量等の観測を行っている観測所は、府中気象観測所（計画地の南東、約 7.4km）である。

また、計画地周辺で風向及び風速の観測を行っている一般環境大気測定局は、立川市泉町測定局（計画地の南西、約 2.5km)、小平市小川町測定局（計画地の東、約 4.4km）及び東大和市奈良橋測定局(計画地の北、約 2.5km)の３か所である。

気象観測地点の位置は図 6.1-10 に示すとおりである。

府中気象観測所の主要な気象要素は表 6.1-14 及び図 6.1-9 に示すとおりである。

府中気象観測所における昭和 56（1981）年から平成 22（2010）年までの 30 年間の統計値は、平均気温が 15.0℃、日最高気温が 31.4℃、日最低気温が－0.9℃、年間降水量が 1529.7mm であった。

表 6.1-14　気象の状況

項目		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
気温	平均(℃)	4.2	5.0	8.2	13.6	18.0	21.3	25.0	26.5	22.7	17.0	11.4	6.6	15.0
	日最高(℃)	9.8	10.3	13.3	19.0	23.2	25.8	29.6	31.4	27.1	21.7	16.6	12.3	20.0
	日最低(℃)	-0.9	0.0	3.2	8.5	13.3	17.5	21.5	22.9	19.2	12.8	6.6	1.4	10.5
降水量(mm)		49.4	54.5	112.4	122.1	129.4	157.8	162.6	189.6	224.6	187.5	87.9	52.2	1529.7

注 1)昭和 56(1981)年から平成 22(2010)年までの 30 年間の平均値
出典:「気象統計情報(観測地点：府中)」(気象庁ホームページ)

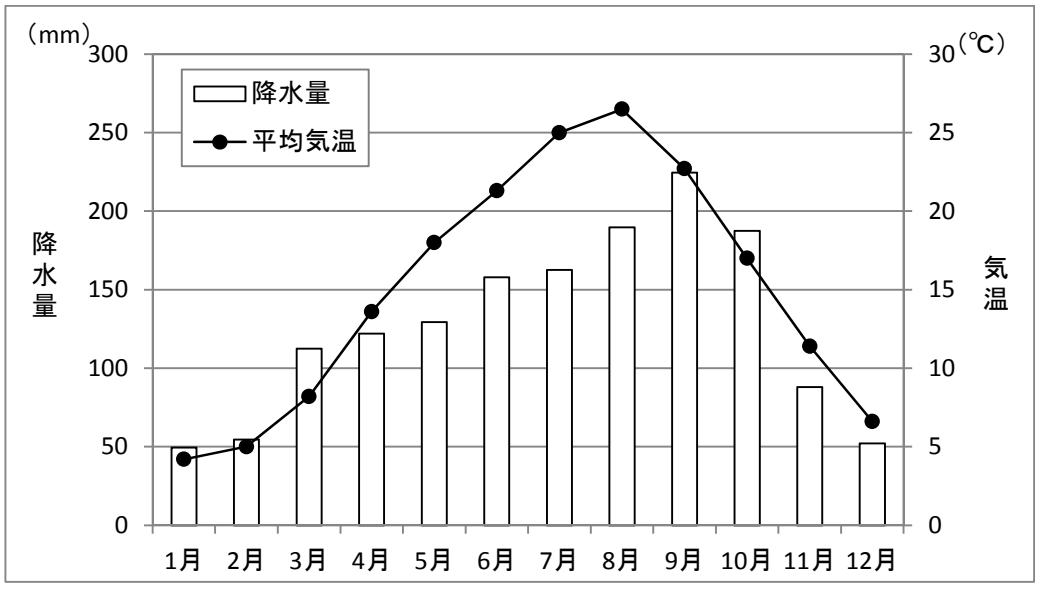

注 1)昭和 56(1981)年から平成 22(2010)年までの 30 年間の平均値
出典:「気象統計情報(観測地点：府中)」(気象庁ホームページ)

図 6.1-9　気象の状況

凡例

▨ ：計画地

ー･･ー ：市町界

■ ：一般環境大気測定局

● ：気象観測所

N

1:75,000

0 1.5 3.0 km

図 6.1-10　気象観測所

計画地周辺の一般環境大気測定局及び府中気象観測所における平成28年度の風向及び風速の状況は、表 6.1-15 及び図 6.1-11 に示すとおりである。

平成 28 年度の年間最多風向は府中気象観測所で北北東、立川市泉町及び小平市小川町で北、東大和市奈良橋で北北西となっており、平均風速は 1.4～1.9m/s となっている。

表 6.1-15　風向・風速測定結果(平成 28 年度)

測定箇所	項目	春	夏	秋	冬	年間	観測高さ
府中気象観測所	最多風向	S	S	NNE	NNE	NNE	9.3m
	平均風速	4.0m/s	3.0m/s	1.4m/s	1.5m/s	1.4m/s	
立川市泉町	最多風向	N	S	N	N	N	19.1m
	平均風速	1.5m/s	2.7m/s	1.3m/s	1.4m/s	1.4m/s	
小平市小川町	最多風向	SSW	S	N	N	N	22.0m
	平均風速	2.9m/s	1.6m/s	1.6m/s	1.8m/s	1.7m/s	
東大和市奈良橋	最多風向	SSE	SSE	NNW	NNW	NNW	13.0m
	平均風速	3.9m/s	2.8m/s	1.6m/s	2.3m/s	1.9m/s	

出典：「気象統計情報(観測地点：府中)」(気象庁ホームページ)
「大気汚染測定結果」(平成 28 年度　東京都環境局ホームページ)

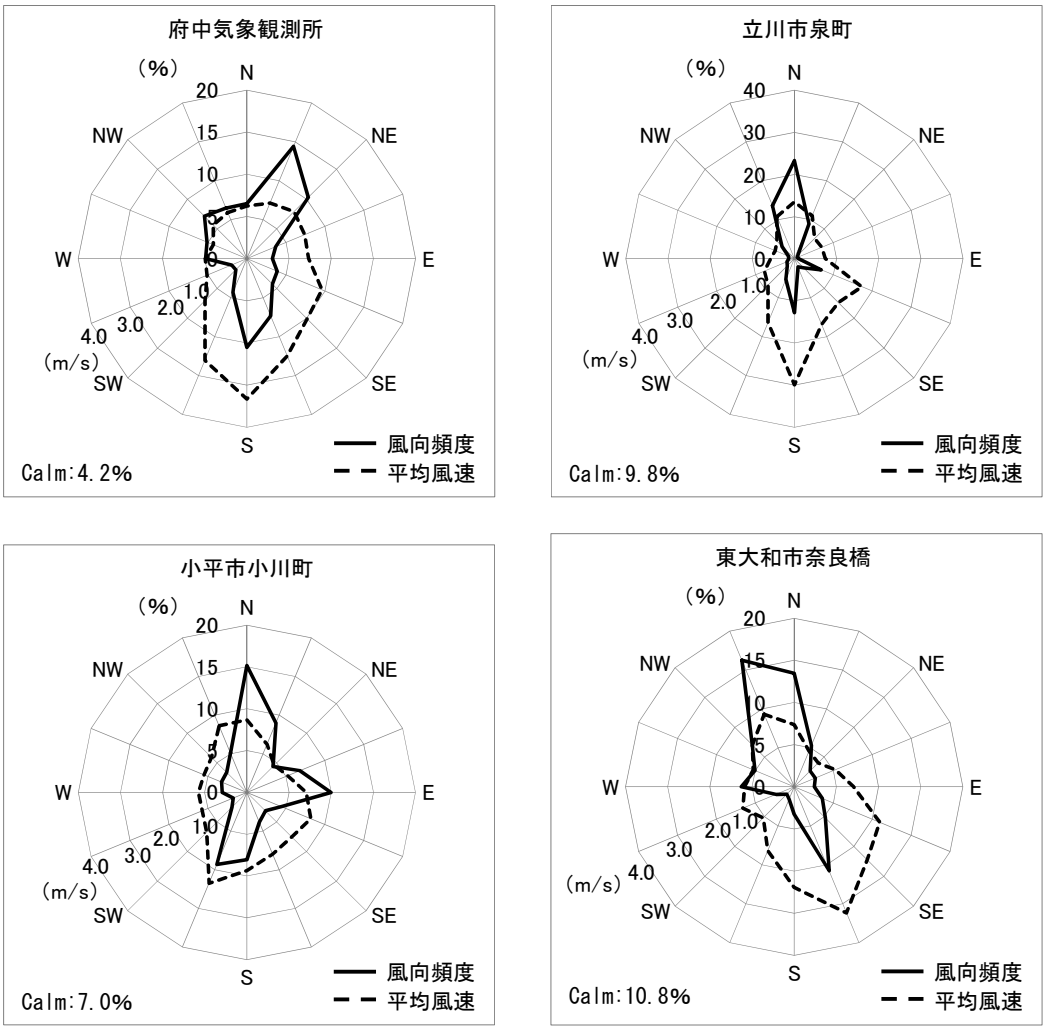

注 1)Calm：静穏率 (風速 0.2m/s 以下)
出典：「気象統計情報(観測地点：府中)」(気象庁ホームページ)
「大気汚染測定結果」(平成 28 年度　東京都環境局ホームページ)

図 6.1-11　風配図 (平成 28 年度)

6.1.7　関係法令の指定・規制等

本事業及び環境影響評価に関わる主な関係法令は表 6.1-16 に示すとおりである。

表 6.1-16(1)　関係法令等

項目	関係法令等
全般	・環境基本法(平成 5 年法律第 91 号) ・都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) ・建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号) ・循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号) ・資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第 48 号) ・容器梱包に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法第 120 号) ・ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法第 105 号) ・東京都環境基本条例(平成6年条例第 92 号) ・東京都環境影響評価条例(昭和 55 年条例第 96 号) ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年条例第 215 号) ・小平市環境基本条例(平成 13 年条例第 20 号) ・東京都建築安全条例(昭和 25 年条例第 89 号)
大気汚染	・大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号) ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第 70 号) ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 17 年法律第 51 号)
悪臭	・悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)
騒音	・騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)
振動	・振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)
水質汚濁	・水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号) ・下水道法(昭和 33 年法律第 79 号) ・小平市下水道条例(昭和 45 年条例第5号)
土壌汚染	・土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)
地盤・水循環	・建設物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和 37 年法律第 100 号)
日影	・建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号) ・東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例(昭和 53 年条例第 63 号)
電波障害	・電波法(昭和 25 年法律第 131 号)
景観	・景観法(平成 16 年法律第 110 号) ・東京都景観条例(平成 18 年条例第 136 号)
自然との触れ合い活動の場	・自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号) ・東京都における自然の保護と回復に関する条例(平成 12 年条例第 26 号)
廃棄物	・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号) ・東京都廃棄物条例(平成4年条例第 140 号) ・小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例(平成4年条例第 25 号) ・東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成5年条例第 24 号) ・武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成5年条例第 14 号)

表 6.1-16(2)　関係法令等

項目	関係法令等
温室効果ガス	・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号) ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号) ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和 63 年法律第 53 号)
緑化	・東京における自然の保護と回復に関する条例(平成 12 年条例 216 号) ・小平市緑の保護と緑化の推進に関する条例(昭和 47 年条例第 17 号)
文化財	・文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号) ・東京都文化財保護条例(昭和 51 年条例第 25 号)
その他	・道路法(昭和 27 年法律第 180 号) ・消防法(昭和 23 年法律第 186 号) ・電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号) ・労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号) ・雨水の利用の促進に関する法律(平成 26 年法律第 17 号) ・東京都福祉のまちづくり条例(平成7年条例第 33 号) ・建築物バリアフリー条例(平成 15 年条例第 155 号) ・火災予防条例(昭和 37 年条例第 65 号) ・小平市風致地区条例(平成 25 年条例第 31 号) ・小平市福祉のまちづくり条例(平成 9 年条例第 2 号)

6.1.8 環境保全に関する計画等

(1) 東京都

計画地が位置する東京都が策定する環境保全に関する計画は表6.1-17に示すとおりである。

表 6.1-17(1) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」(平成28年12月)	「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」は、新しい東京をつくるための今後の都政の具体的な政策展開を示す計画であり、2020年東京オリンピック・パラリンピックの成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化するものである。「FIRST戦略」として、東京が日本の成長のエンジンとして、サステイナブル、持続可能な成長に向けて、「東京の成長戦略」の大きな方向性を提示している。 また、「東京のFUTURE」として2060年までの人口・世帯数の推計、将来の人口展望や、科学技術の進歩や個人の意識の大きな変化などを通した東京の未来像の一端を提示している。本計画が実現を目指す3つのシティは、以下のとおりである。 セーフシティ:もっと安全、もっと安心、もっと元気な首都・東京 ダイバーシティ:誰もがいきいきと生活できる、活躍できる都市・東京 スマートシティ:世界に開かれた、環境先進都市、国際金融・経済都市
東京都環境基本計画(平成28年3月)	この計画は、東京都においては、先進的な環境施策を積極的に展開していく必要があること、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、持続可能な都市の姿を示し、レガシーとして継承していく必要があることから、東京の将来像や、その実現に向けた政策展開を改めて都民に明らかにしていくために、新たな環境基本計画が策定された。 東京が直面する環境面での課題・現状を踏まえ、長期ビジョンに示した環境政策との整合を図る観点から、以下の5つを政策の柱と位置付け、施策を展開していくこととしている。 ①スマートエネルギー都市の実現 ②3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進 ③自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承 ④快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保 ⑤環境施策の横断的・総合的な取組 また、中期的な通過点として、2030年までの削減目標を次のとおりとしている。 ○東京都の温室効果ガス削減目標 2030年までに、東京の温室効果ガス排出量を2000年比で30%削減 ＜部門別目標＞ 2030年までの削減目標(2000年比) ・産業・業務部門:20%程度(業務部門:20%程度) ・家庭部門:20%程度 ・運輸部門:60%程度 ○東京都のエネルギー消費量削減目標 2030年までに、2000年比で38%削減。 主な施策の方向性としては、平成22年度に東京都が先駆的に導入した、大規模事業者に対するキャップ&トレード制度の着実な運用や、省エネ・節電行動の推進、次世代自動車等の更なる普及等としている。

表 6.1-17(2)　東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
東京都電力対策緊急プログラム(平成 23 年5月)	このプログラムは、過度の電力依存社会からの脱却を目指して、以下の3点を基本的な考え方として、節電や電源確保の具体策をとりまとめたものである。 ・過度の便利さや過剰に電力を消費する生活様式を見直す ・『東京産都市型電力』を確保し、エネルギー源の多様化・分散化を図る ・これらの取組を実施し、低炭素・高度防災都市づくりを進める
ヒートアイランド対策取組方針(平成 15 年3月)	この方針は、「ヒートアイランド対策推進会議」において、今後の対策の方向性を取りまとめたものであり、以下の3つの基本的考え方が示されている。 〔基本的考え方〕 ・環境に配慮した都市づくりの推進 ・総合的な施策の展開～都庁内外の総力を結集して ・最新の研究成果を取り込んだ施策の展開
ヒートアイランド対策ガイドライン(平成 17 年7月)	このガイドラインは、地域の熱環境の状況を地図上で示した『熱環境マップ』、熱環境マップ上の各類型の地域特性に適した対策メニューを示した『東京モデル』、及び建物用途別の対策メニューにより構成されている。
東京都資源循環・廃棄物処理計画(平成 28 年3月)	この計画は、廃棄物処理法に基づく法定計画であり、東京都環境基本計画に基づく個別分野の計画である。「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」を目指すべき姿として、以下の計画目標を掲げている。 計画目標1 資源ロスの削減 計画目標2 「持続可能な調達」の普及 計画目標3 循環的利用の推進と最終処分量の削減 計画目標4 適正かつ効率的な処理の推進 計画目標5 災害廃棄物の処理体制 また、計画目標3の中で、以下の計画指標を掲げている。 ・一般廃棄物の再生利用率 2020 年度:27%、2030 年度:37% ・最終処分量(一般廃棄物・産業廃棄物計) 2020 年度:2012 年度比 14%削減、2030 年度:2012 年度比 25%削減
東京都建設リサイクル推進計画(平成 28 年4月)	この計画は、公共・民間の区別なく、都内で行われる様々な行為の一連の過程において、建設資源の循環利用等を促進することを対象としている。平成 30 年度及び 32 年度を目標に、以下の項目について目標指標を定めている。 〔目標指標〕 ・建設廃棄物の再資源化・縮減率(発生量に対する再資源化、縮減及び再使用された量の比率) ・建設発生土の有効利用率(土砂利用量に対する建設発生土利用量の比較) また、この計画を補完し、この計画に定める施策の詳細事項や建設資源循環のルールなどを規定するものとして、ガイドラインを改定し、これを運用することにより建設資源循環の施策を着実に実施することとしている。

表 6.1-17(3)　東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
東京地域公害防止計画(平成 24 年3月)	この計画は、環境基本法第 17 条に基づき、公害が著しい特定の地域等について、公害防止に関する施策を総合的に推進することを目的として策定されたものであり、計画実施期間を平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とした東京都の第9次公害防止計画である。 東京湾の水質は十分に改善されているとは言えず、また、一部河川の底質においてダイオキシン類の無害化処理が完了していないことから、以下の2つを計画の主要課題としている。 (1)東京湾の水質汚濁 東京湾の COD に係る水質汚濁及び全窒素・全りんによる富栄養化の防止を図る。 (2)横十間川のダイオキシン類汚染横 十間川のダイオキシン類による人の健康被害の防止を図る。
東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画(平成 25 年7月)	この計画は、都民の生命と健康を守るため、大気汚染の主要な発生源である自動車に対する排出ガス規制に取り組むため、以下の目標と施策が示されている。 〔目標〕 ・平成 32 年度までに対策地域において二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目標とする。 ・平成 27 年度までに監視測定局において二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成することを中間目標とする。 〔施策〕 ・自動車単体施策の強化等(ディーゼル車の走行規制等) ・車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の推進 ・低公害・低燃費車の普及促進 ・エコドライブの普及促進 ・交通量対策 ・交通流対策 ・局地汚染対策の推進 ・普及啓発活動の推進 ・その他(関係者間の連携等)
「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針(平成 19 年6月)	「10 年後の東京」において、『水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる』ことを、今後 10 年間を展望した施策における第一の柱として掲げている。この「10 年後の東京」の策定を受け、東京の総力を投入して「緑施策」の一層の強化を図るため、全庁横断型の戦略的組織である「緑の都市づくり推進本部」を設置し、「緑の東京 10 年プロジェクト」を推進していくとされている。 また、「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針は、緑あふれる東京の再生を目指したものであり、以下の4つの方針を挙げている。 方針1　都民・企業が主人公である「緑のムーブメント」の展開 方針2　街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実 方針3　校庭芝生化を核とした地域における緑の拠点づくり 方針4　あらゆる工夫による緑の創出と保全
「緑の東京 10 年プロジェクト」の施策化状況 2012(平成 24 年3月)	この施策化状況は、平成 19 年6月策定の「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針を踏まえ、平成 24 年度予算編成の中でプロジェクトが検証され、予算化された各事業の概要について示されている。

表 6.1-17(4)　東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～(平成24年5月)	この緑施策の新展開は、生物多様性の保全に関する都の現在の施策と将来の方向性を示したものであり、生物多様性基本法が規定する生物多様性地域戦略の性格を併せ持ったものである。目指すべき東京の将来像は、以下の3つを挙げている。 〔将来像〕 ・四季折々の緑が都市に彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生きものの共生する都市空間を形成している。 ・豊かな緑が、人々にうるおいややすらぎを与えるとともに、延焼防止や都市水害の軽減、気温や湿度の安定等に寄与し、都民の安心で快適な暮らしに貢献している。 ・東京で活動する多様な主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。
東京都景観計画(平成23年4月、平成28年8月一部改定)	この計画は、都民や事業者、区市町村等と連携・協力しながら、美しく風格のある首都東京を実現するための具体的な施策を示すものとして策定されている。 この計画の基本理念として「都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成」、「交流の活発化・新たな産業の創出による東京の更なる発展」、「歴史・文化の継承と新たな魅力の創出による東京の価値の向上」の3つを挙げている。

(2) 小平市

小平市の環境保全に関する計画は表 6.1-18 に示すとおりである。

表 6.1-18　小平市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
こだいら 21 世紀構想－小平市第三次長期総合計画基本構想－(平成 18 年3月)	この基本構想では、新しい時代における新たな「羅針盤」としての役割を果たすことになり、めざすべき将来都市像を「躍動をかたちに進化するまちこだいら」とし、基本構想の基本的な理念に基づいて実現するため、以下の5つの将来都市像を定めている。 1 安全・安心で、いきいきとしたまち－地域・安全・生活・文化－ 2 快適で、ほんわかとするまち－緑・水・環境－ 3 健康で、はつらつとしたまち－次世代育成・健康福祉・教育・生涯学習－ 4 住みやすく、希望のあるまち－都市基盤・交通・産業－ 5 健全で、進化するまち－地方自治・行財政－
新中期的な施策の取組方針・実行プログラム(平成 29 年4月)	「新中期的な施策の取組方針・実行プログラム」は、平成 18 年度から実施の「こだいら 21 世紀構想－小平市第三次長期総合計画基本構想－」の「躍動をかたちに進化するまち」の実現に向けて着実に実務事業を実施することを目的に、平成 29 年度～平成 32 年度に取り組む事業を示している。
小平市都市計画マスタープラン(平成 29 年3月)	このマスタープランは、主に土地利用や都市基盤などの都市計画の視点から、目指すべき将来都市像などの個別の事業を進めるうえで踏まえるべき基本的な考え方を示すものである。目標年次は、平成 29 年度から平成 38 年度までとし、まちの将来像を「みどりつながる快適生活都市こだいら」とし、まちづくりの目標として以下の目標を掲げている。 目標1 “顔”をもったまちをつくる 目標2 “みどり”を感じられるまちをつくる 目標3 “にぎわい”を育むまちをつくる 目標4 “ひと”にやさしいまちをつくる 目標5 市民の“ちから”を活かせるまちをつくる
小平市第二次環境基本計画(平成 24 年3月)	この計画は、これまでの取組の成果や課題、環境問題を取り巻く社会情勢の変化、小平市の特性、市民への環境意識調査結果などを踏まえ、環境施策のより一層の推進を図るため策定している。 小平市環境基本条例第3条に規定する基本理念の実現に向け、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。
小平市みどりの基本計画(平成 22 年3月)	この計画は、市民が利用する都市公園の整備、小平にとって大切な雑木林など緑地の保全、道路や住宅地、工場などを対象とした都市緑化の推進、市民参加のみどりのまちづくりの場を増やすことなどを対象にしている。 そして、将来の小平のみどりの総合的な整備・保全の方針を定め、計画的かつ体系的に講じることにより、その効果をより高めることを目的に、平成 22 年度～平成 32 年度までを計画の期間としている。
小平市一般廃棄物処理基本計画(平成 30 年3月改訂)	この計画は、今後の循環型社会の確立を目指して、前計画の見直しを行い、総合的かつ計画的な廃棄物処理事業を推進するための方向性などを定めるものとしている。 「小平市第三次長期総合計画基本構想」の理念の実現に向けた廃棄物部門の計画として、「小平市第二次環境基本計画」を踏まえつつ、さらなる廃棄物の減量と適正処理への方策を定めている。 また、「東京都廃棄物処理計画」のほか、小平・村山・大和衛生組合及び同組合の構成市である武蔵村山市と東大和市など、関係地方公共団体の一般廃棄物処理基本計画等との整合した計画となっている。 この計画は、平成 26 年度から平成 34 年度までを計画期間とし、平成 34 年度(2022 年度)までの数値目標は以下のとおり設定している。 ① 平成 34 年度に市民一人 1 日当たりのごみ・資源総量 640g以下 ② 平成 34 年度に市民一人 1 日当たりのごみ量 480g以下

(3) 東大和市

東大和市の環境保全に関する計画は表 6.1-19 に示すとおりである。

表 6.1-19　東大和市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
東大和市総合計画(平成 25 年3月)	この計画は、21 紀初頭を展望した新たな時代にふさわしい基本構想を策定することとし、基本構想を実現するため、着実な計画の遂行をめざしている。 基本構想では、めざすべき将来都市像を「人と自然が調和した生活文化都市東大和」とし、都市像を実現するための基本目標を、以下のとおり定めている。 ・ 豊かな人間性と文化をはぐくむまち ・ 健康であたたかい心のかよいあうまち ・ 暮らしと産業が調和した活力あるまち ・ 環境にやさしく安全で快適なまち ・ 相互の理解と協力に支えられるまち
東大和市年マスタープラン(改定)(平成 27 年3月)	このマスタープランは、第二次基本構想・第四次基本計画及び関連計画における都市づくり方針等を踏まえるとともに、東日本大震災の経験を踏まえた災害に強い都市づくり、「景観法」の施行を踏まえた景観に配慮した都市づくりなど、現行計画策定後からの状況変化などを加味した見直しを行い、平成 27 年度からの都市づくりの新たな指針とするためを目的としている。 「多摩湖をシンボルとした自然環境に恵まれた住宅都市の実現」を目指し、都市づくりの理念は、以下のとおり定めている。 ① 身近な生活空間の質的充実に努めます。 ② 後世に誇れる都市の個性と活力の創出に努めます。 ③ 市民と行政による協働の都市づくりに努めます。
第二次東大和市環境基本計画(平成 29 年3月)	この計画は、東大和市環境基本条例第7条に基づき、環境基本計画は同条例の基本理念を実現するため、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。また、同条例第7条第2項に基づき、「環境の保全に関する目標」「環境の保全に関する施策の基本的な方向」「そのほか環境保全に関する施策の推進のために必要な事項」を定めている。 自発性と協働による環境保全の取組を推進し、良好な環境を将来にわたり確保するとともに、持続的発展が可能な社会をつくりあげていくことを目指して、市民、事業者及び市の共通目標となる「望ましい環境像」を以下のとおり掲げでいる。 ・「人と自然が共生する豊かな環境を育み、次の世代に引き継げるまち」
東大和市緑の基本計画(平成 11 年 10 月)	この計画は、緑の現況と課題を整理し、狭山丘陵をはじめとする樹林他や農地の緑を保全するとともに、将来にわたって緑の創出を推進することにより、緑豊かで快適な都市環境を創造していくために策定している。
東大和市一般廃棄物処理基本計画(平成 30 年 3 月)	この計画は、環境への負荷をできるだけ低減し、持続的発展可能な循環型社会を構築していくためには、生産・流通の段階にまでさかのぼり、廃棄物の発生・排出抑制、再使用及び再利用に積極的に取組む必要があり、市民及び事業者との協働のもと、廃棄物の発生・排出抑制、資源物の有効利用等に努め、良好な環境を確保し、持続的発展が可能な社会を目指すこととしている。 廃棄物減量の推進指標として以下の目標を設定している。 目標1　平成 34 年度に市民一人1日当たりの廃棄物排出量は 650g/人・日以下を目指す。 目標2　衛生組合への廃棄物搬入量(資源・有害ごみを除く)は一人1日当たり 470g/人・日以下を目指す。 目標3　最終処分量は搬入配分量以下を目指す。

(4) 武蔵村山市

武蔵村山市の環境保全に関する計画は表 6.1-20 に示すとおりである。

表 6.1-20　武蔵村山市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
武蔵村山市第四次長期総合計画後期基本計画(平成 28 年3月)	この計画は、社会潮流の変化や複雑化・多様化する行財政需要に的確に対応し、市民との協働によるまちづくりを推進するため、前期基本計画に続き、基本構想の目標年度である平成 32 年度までの行政運営の目標や基本的な方針、主要施策等を明らかにした後期基本計画としている。 この計画が掲げる市の将来都市像「人とみどりが織りなす夢ひろがるやさしいまちむさしむらやま」の実現に向けて、まちづくりの理念を以下のように掲げている。 1 地域が一体になって人を育み、守る、思いやりのあるまちづくり 2 恵まれた自然環境と都心近郊の利便性が感じられる、快適で暮らしやすいまちづくり 3 自然や文化、産業を生かし、地域の特性を生かした個性あるまちづくり 4 市民、事業者と市が協働し、みんなで考え、行動するまちづくり
武蔵村山市まちづくり基本方針(改定)(平成 25 年 10 月)	この基本方針は、「全体構想」、「地域別構想」、「実現化に向けた方策」の3つから構成されている。 「全体構想」では、周辺市町との関係を踏まえた市全体のまちづくりの方針を定めている。「地域別構想」では、市内の主要幹線道路で区分される4地域について各地域の特性を生かしたまちづくりの方針を定めている。「実現化に向けた方策」では、まちづくりの方針を実現するための考え方や方策を示している。
武蔵村山市第二次環境基本計画(平成 28 年3月)	この計画は、「武蔵村山市環境基本条例」第8条の規定に基づき、環境基本条例の基本理念を具体化し、環境保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 18 年に「武蔵村山市環境基本計画」を策定し、平成 24 年度には改訂を行った。前計画が平成 27 年度に目標年度を迎えたことをうけ、社会情勢の変化や新たな課題等に対応するため策定している。望ましい都市像として以下を掲げている。 ・「みどり」と「暮らし」をみんなで育む住み良いまちむさしむらやま。
武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画(平成 30 年1月)	この計画は、「武蔵村山市第四次長期総合計画」の理念の実現に向けた廃棄物部門の計画として、「武蔵村山市環境基本計画」 を踏まえつつ、更なる廃棄物の減量と適正処理への方策として定められており、国の「第四次環境基本計画」、「第三次循環型社会形成推進基本計画」 や、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、各リサイクル法、東京都の「東京都資源循環・廃棄物処理計画」、「東京都『持続可能な資源利用』に向けた取組方針」、関連自治体の一般廃棄物処理基本計画などと整合を図って策定している。 計画目標年度を平成 39 年度とし、以下の目標値を定めている。 目標指標 ・排出原単位 642g/人・日 ・収集ごみ量原単位 381g/人・日 ・リサイクル率(エコセメントを含む)38% 目標とするごみ・資源排出量 ・収集量 15,582t/年 ・持込ごみ量 2,047t/年 ・資源量(エコセメントを含む)6,919t/年

(5) 立川市

立川市の環境保全に関する計画は表 6.1-21 に示すとおりである。

表 6.1-21　立川市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
立川市第4次長期総合計画(平成 27 年3月)	この計画は、長期的な展望とまちづくりの将来像を示し、めざすまちの姿の実現に向け、社会の変化に対応しつつ、計画的に市民とともにまちづくりを進めていくために、市政運営の指針となる長期総合計画を引き続き策定している。 まちづくりの将来像として、「にぎわいとやすらぎの交流都市立川」と定めており、将来像の実現に向けて、まちづくりの方向性を以下の 5 つの都市像を定めている。 ・ 育ちあい、学びあう文化の香り高いまち ・ 安全で、環境にやさしい快適なまち ・ 人々が交流し、さまざまな価値がうまれる活力あるまち ・ ともに見守り支えあう、安心して健やかに暮らせるまち ・ 分権型社会に対応した持続可能なまち
立川市都市計画マスタープラン(平成 29 年6月)	このマスタープランは、大きく分けて「全体構想」と「地域別構想」で構成している。 全体構想では、将来の立川市の都市像や都市構造等をどのように考えるのかということを「都市整備基本方針」で示し、それらの基本的考え方を踏まえて、立川市全体の自然環境や道路・交通等の部門別計画である「都市整備基本構想」を示している。「地域別構想」では、地域に密着した地域ごとの将来像とまちづくりの方針を示している。
立川市第2次環境基本計画(平成 27 年6月)	この計画は、目指すべき環境像の実現に向けて、環境の保全等に関する施策を総合的に推進・管理・実行するための方針・道筋を示すことを目的とし、目指すべき環境像として、以下を掲げている。 ・「人と自然を育み住みやすさを創るまち」
緑の基本計画(平成 11 年3月)	この計画では、地域の個性や独自性を十分に考慮しながら、緑地の保全、公園緑地の整備、その他公共施設や民有地の緑化など、都市の緑全般を対象として、市町村が目指す緑の将来像とそれを実現するための施策が示されている。 「緑の基本計画」の特色は、以下のとおりとしている。 ・ 都市緑地保全法という法律に根拠をおく計画です。 ・ 住民に最も身近な地方自治体である市町村が策定する計画です。 ・ 従来の緑地に関する計画を統合・拡充した、都市の緑に関する総合的な計画です。 ・ 計画の内容は、市民に公表することが義務づけられています。
立川市一般廃棄物処理基本計画(平成 27 年)	この計画は、ごみの適正処理を進めるため、「平成 22(2010)年5月に策定したごみ処理基本計画」の達成状況を確認し、関連計画や法制度の動向、社会情勢の変化に応じて市が抱える課題に対応していくため、改定を行うものである。 計画目標年度を平成 36 年度とし、以下の数値目標を定めている。 ① ごみ排出量を約 30%減らすことを目指す。(41,660t/年) ② 燃やせるごみの量を約 50%減らすことを目指す。(22,483t/年) ③ 資源化率を約 45%にすることを目指す。 ④ 埋立量を 70t/年とすることを目指す。

(6) 東村山市

東村山市の環境保全に関する計画は表 6.1-22 に示すとおりである。

表 6.1-22　東村山市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
東村山市第4次総合計画後期基本計画(平成28 年3月)	この計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の3層で構成され、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本となる指針を示したものである。「みんなで創る、みんなの東村山」を計画策定の基本に据え、将来都市像として、「人と人人とみどりが響きあい笑顔あふれる東村山」と定めており、将来像の実現に向けて、以下の基本目標を示している。 基本目標1　みんなで支え助け合う、健やかにいきいきと暮らせるまち 基本目標2　みんなが楽しく学び、豊かな心を育むまち 基本目標3　みんなでつくる安全・安心とうるおいを実感できるまち 基本目標4　みんなが快適に暮らせる、活力と魅力にあふれたまち
東村山市都市計画マスタープラン(平成 12年7月)	このマスタープランは、まちづくりの基本的・総合的・長期的な考え方をまとめた将来へのビジョンであり、「まちづくりの憲法」ともいえるものとなっている。第3次総合計画の将来都市像である「緑あふれ、くらし輝く都市」の実現のためのまちづくりの目標を、以下のように掲げている。 1　東村山の風土を守り、つくり育てるまち 2　これからも住み続けたい快適なまち 3　明日を拓く豊かな心と創造力を育てるまち 4　誰もが健やかに暮らせるあたたかいまち
東村山市環境基本計画(平成 23 年3月)	この計画は、「東村山市環境を守り育むための基本条例」の目的、理念及び基本的施策等を実現するために、東村山市がめざす環境像と具体的な目標、施策の基本的方針等を設定し、最新の環境の状況および社会情勢を勘案し、今後の新たな施策体系を構築するため策定されている。 市の環境上の目標を総括的・象徴的に表現した理想の環境像を以下のように掲げている。 ・「環境をまもり、豊かなこころを育むまち」
東村山市みどりの基本計画(平成 23 年3月)	この計画は、「みどり」ということばを、樹木、草木などの植物だけでなく、野生鳥獣や昆虫、魚などの動物の生態系とその総合的な環境としての土壌、大気、水などの自然の構成要素全体を示すものである。人間も生態系の一部であるとの認識を基本としつつ、市民生活とみどりの関わりを中心に、人間の精神や文化の基盤としての自然、安全で快適な生活環境を保全し、都市の美しい景観をつくる上で必要なみどりという意味にも使っている。計画の基本理念を以下のように掲げている。 ・「みどり豊かな生きいきとしたまち東村山」
東村山市一般廃棄物処理基本計画(平成 28年4月改訂)	この計画は、廃棄物をめぐる時代の背景として、循環型社会の形成のみならず、エネルギーや資源、地球温暖化対策などの地球環境問題、コストの低減、広域的な取り組みによる効率化の推進、新技術による資源化など、持続可能な社会の実現が求められているような、社会状況の変化を踏まえ、前計画の基本理念の実現を確実に実行していくために改訂されている。 計画目標年度を平成 32 年度とし、以下の取り組み目標を目指している。 ①　1人1日あたりのごみ量 630.0gを目指す ②　総資源化率 45.0%を目指す ③　埋立処分量のゼロを維持する

(7) 国分寺市

国分寺市の環境保全に関する計画は表 6.1-23 に示すとおりである。

表 6.1-23　国分寺市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
国分寺市総合ビジョン(平成 29 年3月)	この総合ビジョンでは、急速な社会環境の変化への対応や、施策と事業の一体化により、計画を具体化して実効性の向上を図ることを目的としており、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想である「国分寺市ビジョン」とその実現のための具体的な取組等を定めた「国分寺市ビジョン実行計画」の2層から構成されている。 市民・事業者等とともにまちづくりを進める上での共通の目標として。「未来のまちの姿」を以下のとおり定めている。 ・「魅力あふれひとがつながる文化都市国分寺」
国分寺市都市計画マスタープラン(平成 28 年2月)	このマスタープランは、市のまちづくりの理念を示し、まちづくりの目標や都市構造を位置づけた「全体構想」、4つの分野に分けてまちづくりの方針を示した「分野別構想」、各地域の方針を示した「地域別構想」、まちづくりを円滑に推進するための具体的な施策を示した「実現のための方策」によって構成している。市の特性を活かした今後のまちづくりを進めるための理念として、以下の「まちづくりのテーマ」を掲げている。 ・「活気ある暮らしやすいまちこくぶんじ」
第二次国分寺市環境基本計画(平成 26 年3月)	この計画は、国分寺市環境基本条例第7条に基づき、環境の保全、回復及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定している。 この計画は、環境の保全、回復及び創造に関する目標と施策の方向性を定め、環境行政の基本方針となるとともに、計画を推進するための市民、事業者等、市の役割と、環境に配慮した市民生活、事業活動、施策展開の指針を示している。また，環境の望ましい将来像を以下のとおり設定している。 ・「未来の子どもたちへ引き継ぐこくぶんじの豊かな環境」
国分寺市一般廃棄物処理基本計画(一部変更)(平成 26 年4月)	この計画は、今あるものを再利用・再資源化することで、ごみとなることを可能な限り抑制していくことなどにより、環境への負荷を最小限に抑制することを廃棄物施策の重点目標とし、その達成に向け、市民・事業者・行政が取り組む基本的な方向を明らかにするためものである。 計画目標年度を平成 30 年度とし、以下の目標を設定している。 1　ごみ・資源物総量削減の目標（市民1人1日あたりのごみ・資源物排出量） ・ごみ・資源物総量 26,922t ・人口推計による市民1人1日あたりのごみ・資源物総量 618.1g 等 2　リサイクル率の目標 ・リサイクル率 41.1％ 3　焼却量・埋立処分量の目標 ・焼却量 16,314t ・埋立量 54 ㎥

(8) 国立市

国立市の環境保全に関する計画は表 6.1-24 に示すとおりである。

表 6.1-24　国立市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
国立市総合基本計画(第5期基本構想・第1次基本計画)(平成 28年3月)	この計画は、第5期基本構想の目指す基本理念や目標の実現を図ることで、市が将来にわたって「魅力的」であり続け、より多くの人たちから「選ばれる」まちとなることを目指している。また、「国立」の名にふさわしく「この地から新たな国が立つ」ような、先導的で多様性・寛容性のある文化や風土を創り出し、「人間を大切にするまち」を確立することを目的としている。 基本構想では、人口減少・超少子高齢社会の到来を見据え、国立市を取り巻く現状を踏まえて期間に目指すべき理想像である「まちづくりの目標」を以下のように掲げている。 ・ 学び挑戦し続けるまち ・ ともに歩み続けるまち ・ 培い育み続けるまち ・ 文教都市くにたち
国立市都市計画マスタープラン〔改訂版〕(平成 23 年2月)	このマスタープランは、まちづくりの基本理念として、基本構想やまちづくりに関する個別計画及びまちづくり市民会議が作成した市民提案書等を基にして、まちづくりを総括的かつ長期的に展望し、これまでのまちの成り立ちを尊重した将来のまちづくりの方向を以下のとおり設定している。 ・「力をあわせて環境を大切にし、国立らしい活気を生み、安心して暮らせるまちをつくろう」
国立市環境基本計画(平成 25 年7月)	この計画は、「国立市次世代に引き継ぐ環境基本条例」第 9 条に基づき、同条例の目的、理念を踏まえ、行政、市民、事業者および教育機関が環境保全に取り組んでいく上での共通の環境像や目標、施策の方向性を示すとともに、環境保全に向けた各主体の行動を積極的に誘導していく役割を担うことを目的としている。 将来像として第2次基本計画の将来像を掲げるとともに、自然と都市が共生する国立市の環境をこれからも守るため、将来像実現に向けた目標を以下のように掲げている。 ・「人と自然が共生するまち“国立らしさ”を守り・育てる」
第2次国立市循環型社会形成推進基本計画(平成 28 年4月)	この計画は、これまで天然資源を過剰に消費し、さまざまな環境負荷を増大させてきてきたことから、生産、流通、販売、消費、廃棄の各過程において、資源やエネルギーの使用を極力抑えた循環型社会の構築が急務となっていたなかで、市民だけでなく関係する自治体の人々が将来にわたって健康で文化的な生活を確保するために市民・事業者・行政の責任と権利を明確にし、循環型社会形成に向けて協働で取り組んでいくことを基本方針としている。 計画目標年度を平成 37 年度とし、以下の目標を設定している。 ①ごみ・資源物総量の目標 平成 37 年度　701.3g/人日(18, 872t/年)(総ごみ排出量)等 ②総資源化率の目標 平成 37 年度　42.3% ③焼却残排排出量の目標 平成 37 年度　1,115.9t。

(9) 昭島市

昭島市の環境保全に関する計画は表 6.1-25 に示すとおりである。

表 6.1-25(1)　昭島市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
第五次昭島市総合基本計画(基本構想・基本計画)(平成 23 年5月)	この計画は、市を総合的、計画的に運営していくための基本となる計画であり、まちづくりの目標を掲げ、それを実現するための施策を示している。計画は、「基本構想」と「基本計画」、そして別に策定する「実施計画」の三層で構成され、平成 32 年度を目標年としている。 基本構想では人も、まちも、緑も元気な「新しい昭島」をともに創り上げていくため、市民と行政が目指す将来都市像を次のとおり定めている。 ・「ともにつくる　未来につなぐ　元気都市　あきしま ～人も元気　まちも元気　緑も元気～」
昭島市都市計画マスタープラン(改定)(平成 23 年3月)	このマスタープランは、市全体の将来構想として、都市の将来像(まちづくりの目標)を定め、これからどのような目標に向かってまちづくりを行っていくのか、その全体構想を明らかにしていくとともに、市民の意見を反映させながら、これを実現するための方針を示している。 「まちづくりの方針」として、3つの基本目標を実現していくために展開する、3つの基本目標を以下のとおり掲げている。 ① 人と自然の共生・循環を大切にするまち ② 生涯にわたり安心して暮らせるまち ③ 活発な都市の営みを支えるまち
昭島市環境基本計画(平成 24 年3月)	この計画は、「昭島市環境基本条例」に基づき、国や東京都の「環境基本計画」との関連性に配慮するとともに、「昭島市総合基本計画」を環境面から実現する、環境行政の最上位計画に位置づけられる。 望ましい将来像として「美しい水と緑を将来の世代に」と定め、その実現に向けて以下の5つの基本目標を定めている。 1 水と自然を大切にするまち 2 緑とふれあう文化のまち 3 健康な暮らしを守るまち 4 地球にかける負担の少ないまち 5 環境を学びみんなで取り組むまち
昭島市水と緑の基本計画(平成 23 年3月)	この計画は、都市緑地法第4条に基づき、市町村がその区域内における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策を総合的、計画的に実施するために策定している。 社会情勢、環境意識等の変化にも対応する必要があること、さらには、緑と密接な関係がある河川や湧水等の「水」についても一体的に保全していく必要性が高まっていることなどから策定した水と緑のまちづくりのための基本理念と、その施策を展開していくにあたっての基本方針を次のように設定している。 ・「水と緑と人々のふれあいを大切にするまち」

表 6.1-25(2)　昭島市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
第四次昭島市一般廃棄物処理基本計画(平成 28 年3月)	この計画は、前計画が策定されてから5年が経過し、この間、国では「第三次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、質にも着目した循環型社会の形成として、リサイクル(再生利用)より優先順位の高いリデュース(発生抑制)・リユース(再使用)といった2R の推進などを掲げている状況から、これまでの清掃行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、第三次処理基本計画の見直しを行い策定している。計画目標年度を平成 37 年度とし、以下の目標を設定している。 ① ごみの排出抑制目標 ・家庭ごみ1人1日あたりの排出量　555 グラム(平成 26 年度比で 51 グラム削減) ・事業系ごみの総排出量　5,327 トン(平成 26 年度比で 379 トン削減) ② ごみ資源化推進目標 ・平成 37 年度までに 41.3 パーセント(平成 26 年度比で 4.2 ポイント増加) ③ 最終処分量削減目標 ・最終処分量は東京たま広域資源循環組合の搬入配分量を遵守する。

6.1.9　公害に関する苦情件数

各市における過去３年間(平成 26 年度～平成 28 年度)の公害苦情件数は表 6.1-26 に示すとおりである。

平成 28 年度の３市合計における苦情は、騒音に係るものが多く、次いで大気汚染に係るものが多くなっている。

表 6.1-26　公害に関する苦情件数

市	年度	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	低周波	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	その他	合計
小平市	平成 26 年度	37	－	－	49	－	6	－	10	－	4	106
	平成 27 年度	26	－	－	39	4	5	－	11	－	－	81
	平成 28 年度	25	－	－	41	3	4	－	17	－	－	87
東大和市	平成 26 年度	12	3	－	7	－	2	－	5	－	2	31
	平成 27 年度	13	4	－	8	－	1	－	4	－	5	35
	平成 28 年度	3	7	－	9	－	－	－	9	－	7	35
武蔵村山市	平成 26 年度	24	－	1	35	－	－	－	9	－	42	111
	平成 27 年度	31	2	－	12	－	－	－	11	－	67	123
	平成 28 年度	17	1	－	21	－	－	－	6	－	44	89
計 (3 市)	平成 26 年度	73	3	1	91	0	8	0	24	0	48	248
	平成 27 年度	70	6	0	59	4	6	0	26	0	72	239
	平成 28 年度	45	8	0	71	3	4	0	32	0	51	211
立川市	平成 26 年度	58	1	－	49	－	－	－	14	2	21	145
	平成 27 年度	45	3	1	54	－	4	－	17	1	17	142
	平成 28 年度	38	2	－	41	－	6	－	23	3	25	138
東村山市	平成 26 年度	17	1	－	12	－	1	－	－	－	－	31
	平成 27 年度	9	－	－	10	－	1	－	1	－	－	21
	平成 28 年度	15	4	－	14	－	2	－	4	－	－	39
国分寺市	平成 26 年度	7	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7
	平成 27 年度	10	－	－	6	－	－	－	1	－	－	17
	平成 28 年度	29	－	－	22	－	2	－	2	－	－	55
国立市	平成 26 年度	5	－	－	26	1	2	－	26	－	1	60
	平成 27 年度	2	－	－	23	1	1	－	14	－	1	41
	平成 28 年度	1	－	－	21	－	1	－	20	－	－	43
昭島市	平成 26 年度	4	－	1	13	－	－	－	6	2	24	50
	平成 27 年度	6	－	－	8	－	－	－	3	3	20	40
	平成 28 年度	1	1	－	4	－	－	－	3	2	23	34
計 (8 市)	平成 26 年度	164	5	2	191	1	11	0	70	4	94	541
	平成 27 年度	142	9	1	160	5	12	0	62	4	110	500
	平成 28 年度	129	15	0	173	3	15	0	84	5	99	520

出典：「公害苦情統計調査」（平成 26 年度～平成 28 年度　東京都環境局ホームページ）

6.2 環境項目

6.2.1 大気汚染

計画地周辺にある大気汚染の常時監視測定局は、図 6.2-1 に示すとおりであり、一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)が３局、自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)が２局設置されている。

各測定局における測定項目を表 6.2-1 に示す。

表 6.2-1 大気汚染測定局の測定項目一覧

区分	測定局	設置主体	項目								
			二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダン	ベンゼン等	ダイオキシン類	微小粒子状物質	水銀
			$S0_2$	CO	SPM	$N0_2$	Ox	－	DXN	PM2.5	Hg
一般局	立川市泉町	東京都	－	－	○	○	○	－	－	○	－
	小平市小川町	東京都	○	－	○	○	○	－	－	○	－
	東大和市奈良橋	東京都	－	－	○	○	○	○	○	○	○
自排局	新青梅街道東村山	東京都	－	－	○	○	－	－	－	○	－
	甲州街道国立	東京都	○	○	○	○	－	－	－	○	－

注 1)ベンゼン等：ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン

注 2)水銀は、「水銀及びその他化合物」とする。

出典：「大気汚染常時監視測定局」(東京都環境局ホームページ)

「有害大気汚染物質のモニタリング調査」(東京都環境局ホームページ)

「ダイオキシン類調査結果」(東京都環境局ホームページ)

凡例

▨ ：計画地

ー･･ー ：市町界

■ ：一般環境大気測定局

● ：自動車排出ガス測定局

図 6.2-1　大気汚染測定局

(1) 二酸化硫黄(SO_2)

平成 28 年度の二酸化硫黄の調査結果は表 6.2-2 に、過去５年間(平成 24 年度から平成 28 年度まで)の経年変化は表 6.2-3 及び図 6.2-2 に示すとおりである。

平成 28 年度における一般局である小平市小川町の二酸化硫黄の日平均値の年間２％除外値は、0.002ppm であり、環境基準を達成している。また、経年変化では、横ばい傾向となっている。

自排局である甲州街道国立では、二酸化硫黄の日平均値の年間２％除外値は、0.002ppm であり、環境基準を達成している。また、経年変化では、横ばい傾向となっている。

表 6.2-2　二酸化硫黄の調査結果(平成 28 年度)

測定局		年平均値(ppm)	日平均値の年間2%除外値(ppm)	環境基準達成状況
区分	名称			
一般局	小平市小川町	0.001	0.002	達成
自排局	甲州街道国立	0.001	0.002	達成

注1)環境基準:1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
注2)環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。1日平均値の2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高いほうから数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。
出典:「大気汚染測定結果」(平成28年度　東京都環境局)

表 6.2-3　二酸化硫黄の経年変化(平成 24 年度～平成 28 年度)

測定局		年平均値(ppm)				
区分	名称	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
一般局	小平市小川町	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
自排局	甲州街道国立	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001

出典:「大気汚染測定結果」(平成 24 年度～平成 28 年度　東京都環境局)

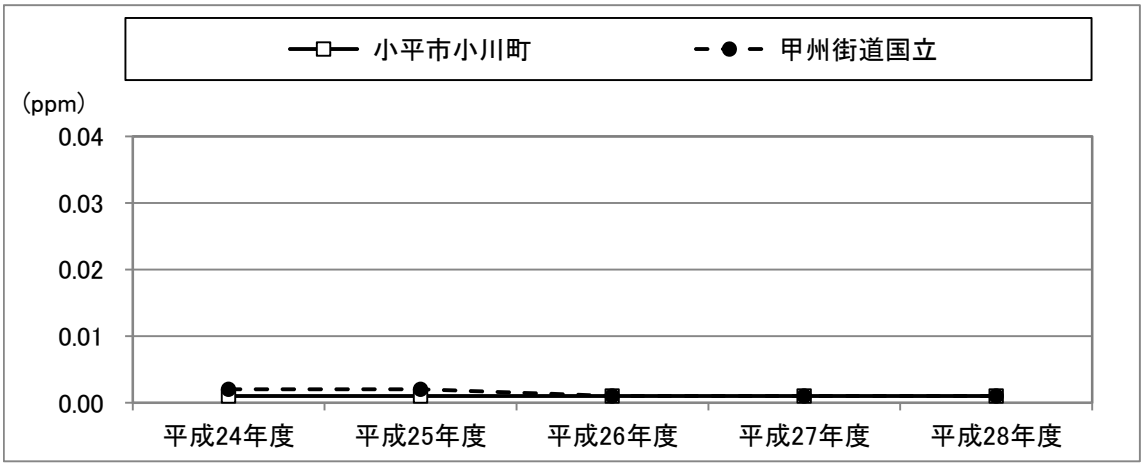

出典:「大気汚染測定結果」(平成 24 年度～平成 28 年度　東京都環境局)

図 6.2-2　二酸化硫黄の経年変化(平成 24 年度～平成 28 年度)

(2) 一酸化炭素(CO)

平成 28 年度の一酸化炭素の調査結果は表 6.2-4 に、過去５年間(平成 24 年度から平成 28 年度まで)の経年変化は表 6.2-5 及び図 6.2-3 に示すとおりである。

平成 28 年度における自排局である甲州街道国立では、一酸化炭素の日平均値の年間２％除外値は、0.5ppm であり、環境基準を達成している。また、経年変化では、横ばい傾向となっている。

表 6.2-4　一酸化炭素の調査結果(平成 28 年度)

測定局		年平均値(ppm)	日平均値の年間2%除外値(ppm)	環境基準達成状況
区分	名称			
自排局	甲州街道国立	0.3	0.5	達成

注1)環境基準:1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
注2)環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。1日平均値の2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高いほうから数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。
出典:「大気汚染測定結果」(平成28年度　東京都環境局)

表 6.2-5　一酸化炭素の経年変化(平成 24 年度～平成 28 年度)

測定局		年平均値(ppm)				
区分	名称	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
自排局	甲州街道国立	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3

出典:「大気汚染測定結果」(平成24年度～平成28年度　東京都環境局)

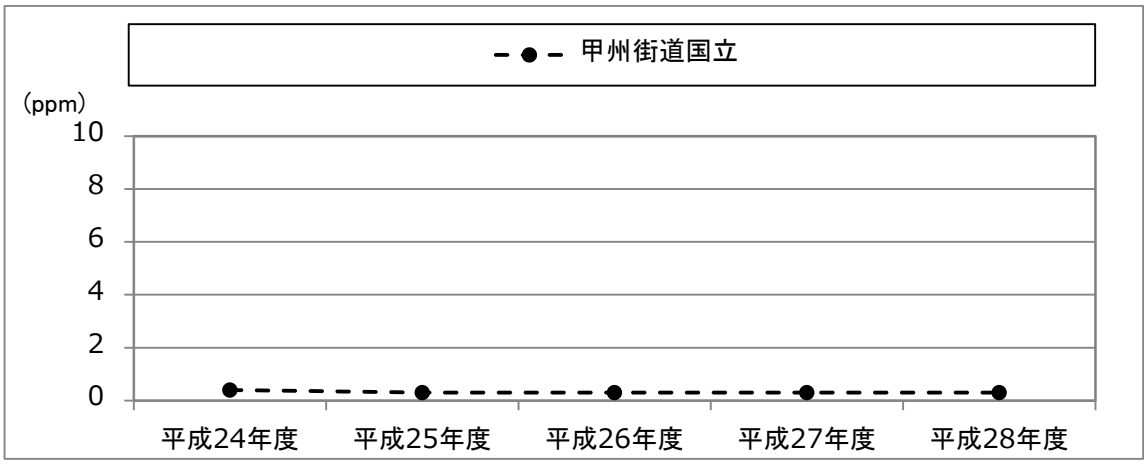

出典:「大気汚染測定結果」(平成 24 年度～平成 28 年度　東京都環境局)

図 6.2-3　一酸化炭素の経年変化(平成 24 年度～平成 28 年度)

(3) 浮遊粒子状物質(SPM)

平成 28 年度の浮遊粒子状物質の調査結果は、表 6.2-6 に、過去５年間(平成 24 年度から平成 28 年度まで)の経年変化は表 6.2-7 及び図 6.2-4 に示すとおりである。

平成 28 年度における浮遊粒子状物質の日平均値の年間２%除外値は、一般局で 0.036～0.042mg/m³ であり、自排局で 0.039～0.040mg/m³ となっており、全ての測定局で環境基準を達成している。また、経年変化では、全ての測定局で横ばい傾向となっている。

表 6.2-6　浮遊粒子状物質の調査結果(平成 28 年度)

測定局		年平均値	日平均値の年間	環境基準
区分	名称	(mg/m³)	2%除外値(mg/m³)	達成状況
一般局	立川市泉町	0.015	0.036	達成
	小平市小川町	0.016	0.037	達成
	東大和市奈良橋	0.017	0.042	達成
自排局	新青梅街道東村山	0.018	0.040	達成
	甲州街道国立	0.018	0.039	達成

注1)環境基準:1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。
注2)環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。1日平均値の2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高いほうから数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。
出典:「大気汚染測定結果」(平成28年度　東京都環境局)

表 6.2-7　浮遊粒子状物質の経年変化(平成 24 年度～平成 28 年度)

測定局		年平均値(mg/m³)				
区分	名称	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
一般局	立川市泉町	0.020	0.022	0.019	0.017	0.015
	小平市小川町	0.020	0.021	0.020	0.018	0.016
	東大和市奈良橋	0.017	0.018	0.017	0.017	0.017
自排局	青梅街道東村山	0.022	0.021	0.021	0.021	0.018
	甲州街道国立	0.019	0.021	0.021	0.021	0.018

出典:「大気汚染測定結果」(平成24年度～平成28年度　東京都環境局)

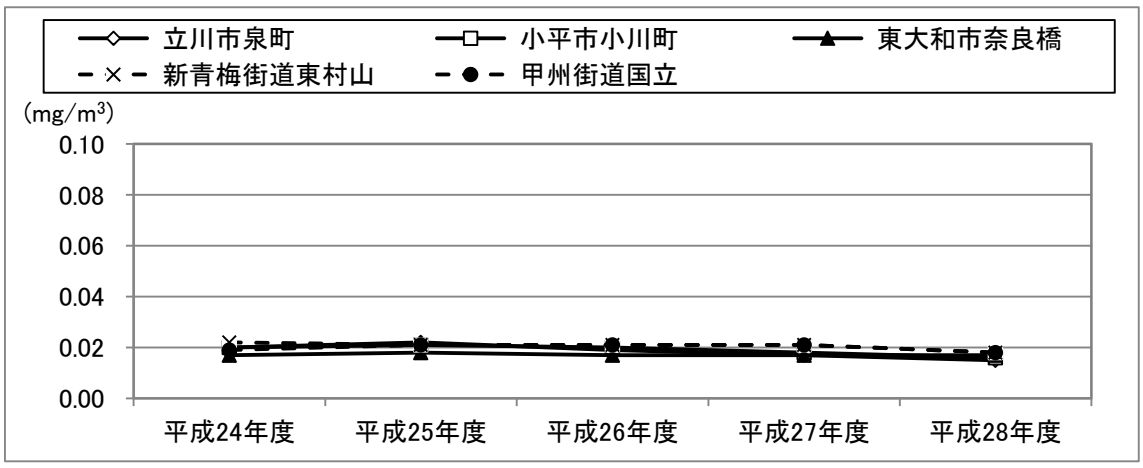

出典:「大気汚染測定結果」(平成24年度～平成28年度　東京都環境局)

図 6.2-4　浮遊粒子状物質の経年変化(平成 24 年度～平成 28 年度)

(4) 二酸化窒素(NO_2)

平成 28 年度の二酸化窒素の調査結果は、表 6.2-8 に、過去５年間(平成 24 年度から平成 28 年度まで)の経年変化は表 6.2-9 及び図 6.2-5 に示すとおりである。

平成 28 年度における二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は、一般局で 0.026～0.030ppm であり、自排局で 0.033～0.040ppm となっており、全ての測定局で環境基準を達成している。また、経年変化では、全ての測定局で横ばい傾向となっている。

表 6.2-8　二酸化窒素の調査結果(平成 28 年度)

測定局		年平均値(ppm)	日平均値の年間 98%値(ppm)	環境基準達成状況
区分	名称			
一般局	立川市泉町	0.013	0.026	達成
	小平市小川町	0.013	0.030	達成
	東大和市奈良橋	0.011	0.026	達成
自排局	新青梅街道東村山	0.024	0.040	達成
	甲州街道国立	0.019	0.033	達成

注1)環境基準:1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
注2)環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間98%値を環境基準と比較して評価を行う。1日平均値の年間98%値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低いほうから数えて98%目にあたる値である。
出典:「大気汚染測定結果」(平成28年度　東京都環境局)

表 6.2-9　二酸化窒素の経年変化(平成 24 年度～平成 28 年度)

測定局		年平均値(ppm)				
区分	名称	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
一般局	立川市泉町	0.015	0.015	0.015	0.014	0.013
	小平市小川町	0.014	0.014	0.014	0.014	0.013
	東大和市奈良橋	0.013	0.013	0.012	0.012	0.011
自排局	青梅街道東村山	0.025	0.025	0.027	0.026	0.024
	甲州街道国立	0.023	0.022	0.022	0.021	0.019

出典:「大気汚染測定結果」(平成24年度～平成28年度　東京都環境局)

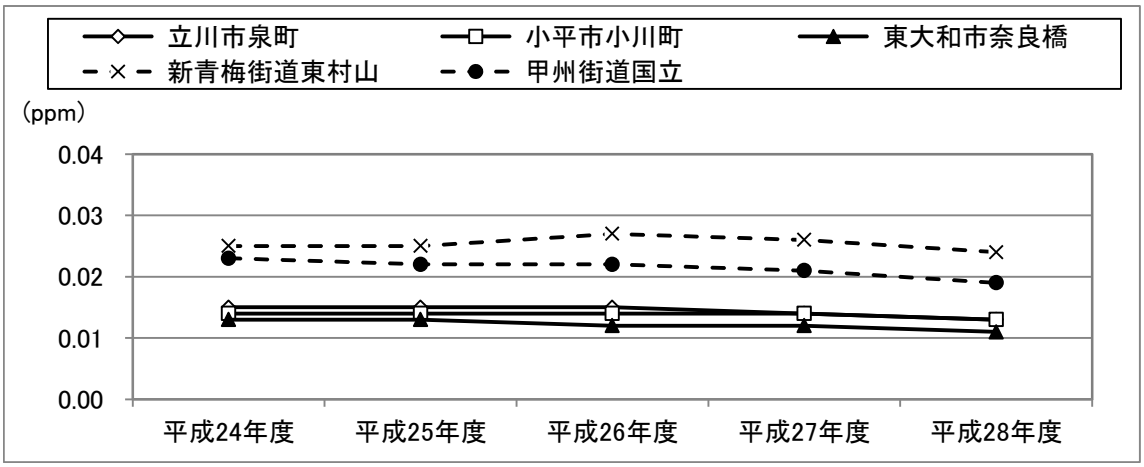

出典:「大気汚染測定結果」(平成24年度～平成28年度　東京都環境局)

図 6.2-5　二酸化窒素の経年変化(平成 24 年度～平成 28 年度)

(5) 光化学オキシダント(Ox)

平成 28 年度の光化学オキシダントの調査結果は表 6.2-10 に、過去５年間(平成 24 年度から平成 28 年度まで)の経年変化は表 6.2-11 及び図 6.2-6 に示すとおりである。

平成 28 年度における光化学オキシダントの年平均値は、一般局で 0.031～0.035ppm であり、環境基準の達成状況は、全ての測定局で非達成となっている。また、経年変化では、全ての測定局で横ばい傾向となっている。

表 6.2-10　光化学オキシダントの調査結果(平成 28 年度)

測定局		年平均値(ppm)	環境基準 達成状況
区分	名称		
一般局	立川市泉町	0.031	非達成
	小平市小川町	0.035	非達成
	東大和市奈良橋	0.034	非達成

注1)環境基準:1時間値が0.06ppm以下であること。
注2)環境基準の達成状況は、年間の昼間(5時～20時)の1時間値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、1年間で昼間(5時～20時)の1時間値が1回でも環境基準を超えた場合には、非達成と評価する。
出典:「大気汚染測定結果」(平成28年度　東京都環境局)

表 6.2-11　光化学オキシダントの経年変化(平成 24 年度～平成 28 年度)

測定局		年平均値(ppm)				
区分	名称	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
一般局	立川市泉町	0.032	0.033	0.033	0.031	0.031
	小平市小川町	0.034	0.036	0.037	0.035	0.035
	東大和市奈良橋	0.033	0.035	0.035	0.034	0.034

出典：「大気汚染測定結果」（平成24年度～平成28年度　東京都環境局）

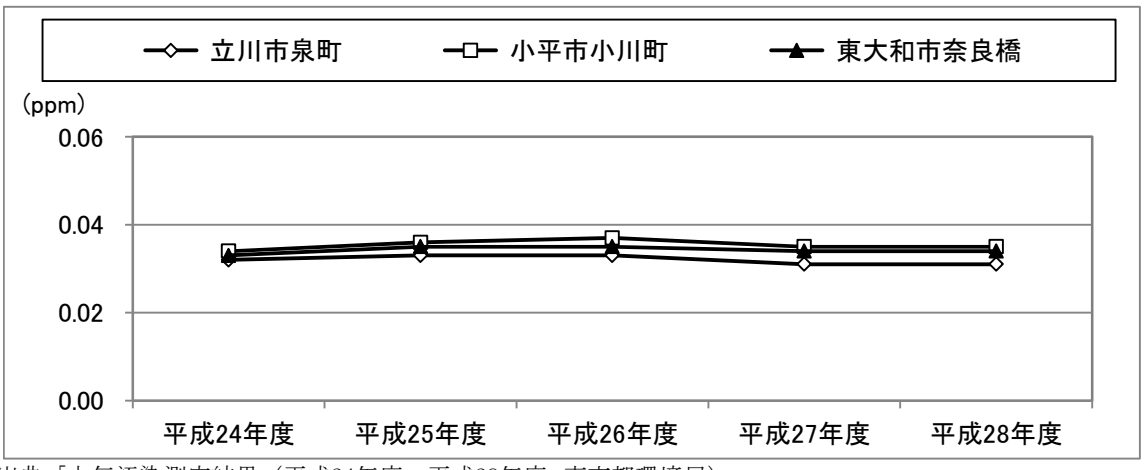

出典:「大気汚染測定結果」(平成24年度～平成28年度　東京都環境局)

図 6.2-6　光化学オキシダントの経年変化(平成 24 年度～平成 28 年度)

(6) ベンゼン等

平成 28 年度のベンゼン等の調査結果は表 6.2-12 に、過去５年間(平成 24 年度から平成 28 年度まで)の経年変化は表 6.3-13 及び図 6.2-7 に示すとおりである。

平成 28 年度における一般局である東大和市奈良橋の年平均値は、ベンゼンが 0.0008mg/m^3、トリクロロエチレンが 0.0006mg/m^3、テトラクロロエチレンが 0.0001mg/m^3、ジクロロメタンが 0.0016mg/m^3 であり環境基準を達成している。また、経年変化では、全ての物質で横ばい傾向となっている。

表 6.2-12　ベンゼン等の調査結果(平成 28 年度)

測定局		物質名	年平均値(mg/m^3)	環境基準達成状況
区分	名称			
一般局	東大和市奈良橋	ベンゼン	0.0008	達成
		ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.0006	達成
		ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.0001	達成
		ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.0016	達成

注 1)環境基準:ベンゼン等の環境基準は、以下のとおりである。
ベンゼン:1年平均値が 0.003mg/m^3 であること。
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ:1年平均値が 0.2mg/m^3 であること。
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ:1年平均値が 0.2mg/m^3 であること。
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ:1年平均値が 0.15mg/m^3 であること。
出典:「有害大気汚染のモニタリング調査」(東京都環境局ホームページ)

表 6.2-13　ベンゼン等の経年変化(平成 24 年度～平成 28 年度)

測定局		物質名	年平均値(mg/m^3)				
区分	名称		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
一般局	東大和市奈良橋	ベンゼン	0.0010	0.0011	0.0010	0.0009	0.0008
		ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.0008	0.0009	0.0006	0.0008	0.0006
		ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0001
		ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.0014	0.0019	0.0014	0.0019	0.0016

出典:「有害大気汚染のモニタリング調査」(平成 24 年度～平成 28 年度　東京都環境局ホームページ)

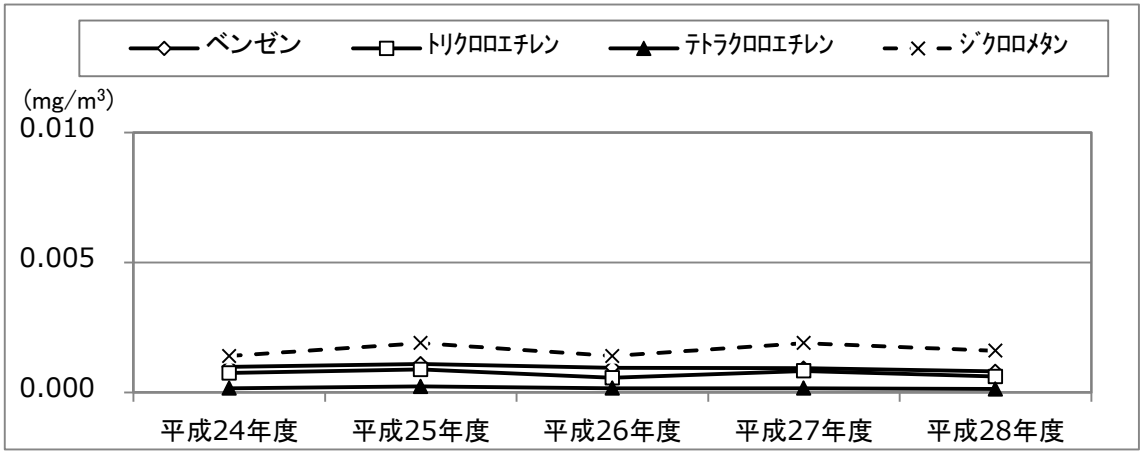

出典:「有害大気汚染のモニタリング調査」(平成 24 年度～平成 28 年度　東京都環境局ホームページ)

図 6.2-7　ベンゼン等の経年変化(平成 24 年度～平成 28 年度)

(7) ダイオキシン類(DXN)

平成 28 年度のダイオキシン類の調査結果は表 6.2-14 に、過去５年間(平成 24 年度から平成 28 年度まで)の経年変化は表 6.2-15 及び図 6.2-8 に示すとおりである。

平成 28 年度における一般局である東大和市奈良橋のダイオキシン類の年平均値は、0.011pg-TEQ/m^3 であり、環境基準を達成している。また、経年変化では、横ばい傾向となっている。

表 6.2-14　ダイオキシン類の調査結果(平成 28 年度)

測定局		年平均値 (pg-TEQ/m^3)	環境基準 達成状況
区分	名称		
一般局	東大和市奈良橋	0.011	達成

注 1)環境基準:1年平均値が 0.6pg-TEQ/m^3 以下であること。
出典:「ダイオキシン類調査結果」(東京都環境局ホームページ)

表 6.2-15　ダイオキシン類の経年変化(平成 24 年度～平成 28 年度)

測定局		年平均値(pg-TEQ/m^3)				
区分	名称	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
一般局	東大和市 奈良橋	0.022	0.014	0.014	0.020	0.011

出典:「ダイオキシン類調査結果」(平成 24 年度～平成 28 年度　東京都環境局ホームページ)

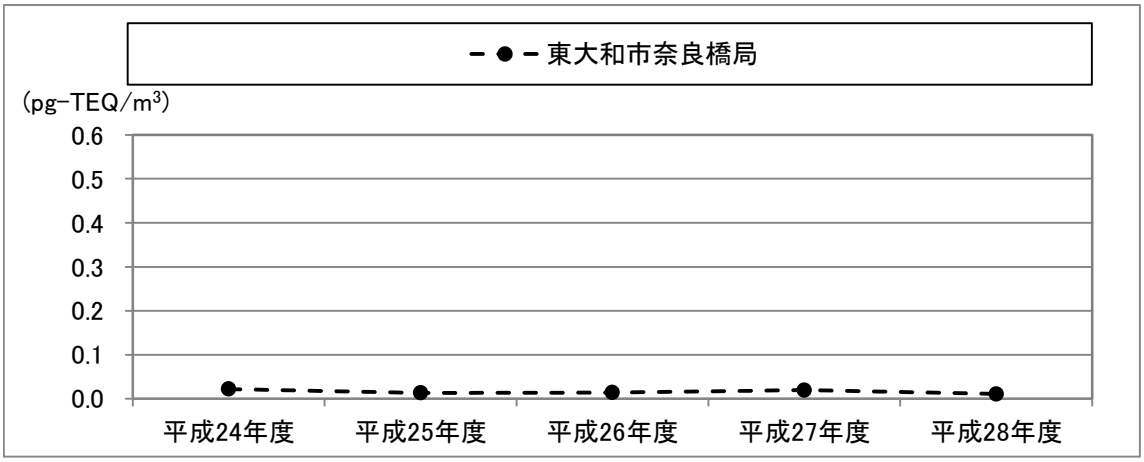

出典:「ダイオキシン類調査結果」(平成 24 年度～平成 28 年度　東京都環境局ホームページ)

図 6.2-8　ダイオキシン類の経年変化(平成 24 年度～平成 28 年度)

(8) 微小粒子状物質(PM2.5)

平成 28 年度の微小粒子状物質の調査結果は表 6.2-16 に、過去５年間(平成 24 年度から平成 28 年度まで)の経年変化は表 6.2-17 及び図 6.2-9 に示すとおりである。

平成 28 年度における、微小粒子状物質の日平均値の年間 98%値は、一般局で 27.2～30.3μg/m^3、自排局で 29.3～30.0μg/m^3 であり、環境基準を達成している。また、経年変化では、全ての測定局で横ばい傾向となっている。

表 6.2-16　微小粒子状物質の調査結果(平成 28 年度)

測定局		年平均値 (μg/m^3)	日平均値の年間 98%値(μg/m^3)	環境基準 達成状況
区分	名称			
一般局	立川市泉町	11.4	27.2	達成
	小平市小川町	11.3	27.8	達成
	東大和市奈良橋	12.4	30.3	達成
自排局	新青梅街道東村山	13.2	30.0	達成
	甲州街道国立	13.1	29.3	達成

注 1)環境基準:1年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、1日平均値が 35μg/m^3 以下であること。

注 2)環境基準の達成状況は、長期的評価として測定結果の年平均値について評価を行うものとする。短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間 98%値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間 98%値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。測定局における測定結果(1年平均値及び年間 98%値)を踏まえた環境基準達成状況については、長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。

出典:「大気汚染測定結果」(平成 28 年度　東京都環境局)

表 6.2-17　微小粒子状物質の経年変化(平成 24 年度～平成 28 年度)

測定局		年平均値(μg/m^3)				
区分	名称	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
一般局	立川市泉町	12.2	14.1	14.4	13.0	11.4
	小平市小川町	14.2	14.6	14.9	12.8	11.3
	東大和市奈良橋	14.2	15.5	15.2	13.5	12.4
自排局	青梅街道東村山	－	15.1	15.2	14.3	13.2
	甲州街道国立	15.0	15.8	16.1	14.7	13.1

出典：「大気汚染測定結果」（平成 24 年度～平成 28 年度　東京都環境局）

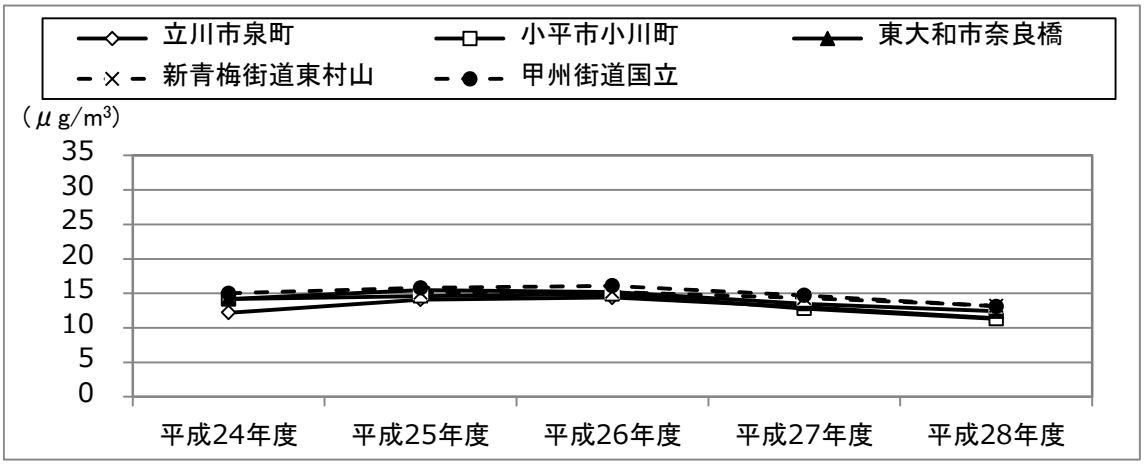

出典:「大気汚染測定結果」(平成 24 年度～平成 28 年度　東京都環境局)

図 6.2-9　微小粒子状物質の経年変化(平成 24 年度～平成 28 年度)

(9) 水銀(Hg)

平成 28 年度の水銀の調査結果は表 6.2-18 に、過去５年間(平成 24 年度から平成 28 年度まで)の経年変化は表 6.2-19 及び図 6.2-10 に示すとおりである。

なお、水銀の評価は、「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申)」における指針値を指標とする。

平成 28 年度における一般局である東大和市奈良橋の水銀の年平均値は、0.0020μg/m^{3}であり、指針値を達成している。また、経年変化では、横ばい傾向となっている。

表 6.2-18　水銀の調査結果(平成 28 年度)

測定局		年平均値 (μg/m^3)	指針値 達成状況
区分	名称		
一般局	東大和市奈良橋	0.0020	達成

注 1)指針値:1年平均値が 0.04μg/m^{3}以下であること。
出典:「有害大気汚染のモニタリング調査」(東京都環境局ホームページ)

表 6.2-19　水銀の経年変化(平成 24 年度～平成 28 年度)

測定局		年平均値(μg/m^3)				
区分	名称	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
一般局	東大和市 奈良橋	0.0029	0.0026	0.0021	0.0020	0.0020

出典:「有害大気汚染のモニタリング調査」(東京都環境局ホームページ)

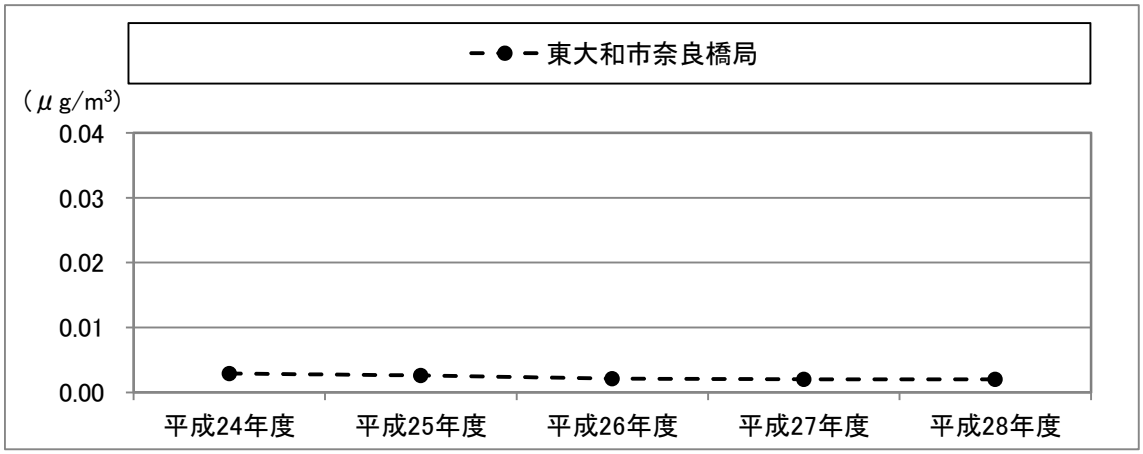

出典:「有害大気汚染のモニタリング調査」(東京都環境局ホームページ)

図 6.2-10　水銀の経年変化(平成 24 年度～平成 28 年度)

6.2.2 悪臭

計画地周辺における過去３年間(平成 26 年度～平成 28 年度)の公害苦情件数を表 6.1-26（p.71）に示す。

３市における悪臭に係る受付件数は平成 28 年度で 32 件である。経年変化では平成 26 年度から増加傾向となっている。

なお、平成 26 年度～平成 28 年度の既存ごみ処理施設に関する悪臭の苦情は、平成 26 年度１件、平成 27 年度２件あったが、いずれも組合のごみ処理に起因していることは確認されていない。

6.2.3 騒音・振動

(1) 騒音

計画地周辺における道路交通騒音の調査結果の概要は表 6.2-20 に、調査地点は図 6.2-11 に示すとおりである。

計画地及び周辺の道路交通騒音の調査地点は、８地点である。

調査結果は、昼間、夜間とも環境基準を上回っている地点は２地点、夜間のみ環境基準を上回っている地点は２地点、その他の地点は昼間、夜間ともに環境基準を下回っている。

表 6.2-20　道路交通騒音調査結果（平成 27 年度）

図No.	路線名	調査地点	測定年月	車線数	地域の類型	等価騒音レベル L_{Aeq}(dB)			
						調査結果		環境基準	
						昼間	夜間	昼間	夜間
1	都道 43 号〔立川東大和線〕	立川市幸町 5-83-1	H27.11	4	C	71	66	70	65
2	都道 43 号〔立川東大和線〕	立川市泉町 786-11	H27.10	4	A	68	62		
3	都道 16 号〔立川所沢線〕	立川市若葉町 4-11-19	H27.10	2	B	69	65		
4	都道 7 号〔杉並あきる野線〕	立川市若葉町 3-34-1	H27.10	2	B	69	68		
5	都道 144 号〔中島十番線〕	小平市中島町 26-9	H27.11	2	A	70	66		
6	都道 5 号〔新宿青梅線〕	東大和市中央 2-870	H28.1	4	B	73	71		
7	都道 5 号〔新宿青梅線〕	東大和市中央 2-1101-27	H28.1	2	B	66	62		
8	都道 43 号〔立川東大和線〕	東大和市立野 4-476-2	H28.1	2	C	63	59		

注1)地域の類型は、「騒音に係る環境基準」に基づく当該地点の地域の類型であり、以下のとおり分類される。

A:専ら住居の用に供される地域とする。

B:主として住居の用に供される地域とする。

C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

また、各市における地域の類型は、以下のとおり分類される。

A:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

B:第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域に定めのない地域

C:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注 2)昼夜の区分は次のとおり　昼間:6:00～22:00　夜間:22:00～6:00

注 3)環境基準は、幹線交通を担う道路に近接する空間における特例値。

注 4)網掛け数値は環境基準超過を示す。

出典:「平成 27 年度道路交通騒音振動調査報告書」(平成 29 年3月　東京都環境局)

(2) 振動

計画地周辺における道路交通振動の調査結果は表 6.2-21、調査地点は図 6.2-11 に示すとおりである。

計画地及び周辺の幹線道路における道路交通振動の調査地点は、８地点である。

いずれの地点においても、道路交通振動の要請限度を下回っている。

表 6.2-21　道路交通振動調査結果

図No.	路線名	調査地点	測定年月	車線数	区域の区分	振動レベル L_{10}(dB)			
						調査結果		要請限度	
						昼間	夜間	昼間	夜間
1	都道 43 号〔立川東大和線〕	立川市幸町 5-83-1	H27.11	4	2	45	39	70	65
2	都道 43 号〔立川東大和線〕	立川市泉町 786-11	H27.10	4	1	40	38	65	60
3	都道 16 号〔立川所沢線〕	立川市若葉町 4-11-19	H27.10	2	1	52	48		
4	都道 7 号〔杉並あきる野線〕	立川市若葉町 3-34-1	H27.10	2	1	59	54		
5	都道 144 号〔中島十番線〕	小平市中島町 26-9	H27.11	2	1	49	44		
6	都道 5 号〔新宿青梅線〕	東大和市中央 2-870	H28.1	4	1	58	53		
7	都道 5 号〔新宿青梅線〕	東大和市中央 2-1101-27	H28.1	2	1	46	41		
8	都道 43 号〔立川東大和線〕	東大和市立野 4-476-2	H28.1	2	2	45	39	70	65

注 1)区域の区分の1は第一種区域を、2は第二種区域を表す。区域の区分は、「振動規制法」に基づく当該地点の区域の区分であり、以下のとおり分類される。

第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第二種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって，その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

また、各市における区域の区分は、以下のとおり分類される。

第一種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域に定めのない地域

第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注 2)昼夜の区分は以下のとおりである。

第一種区域　昼間：8:00～19:00　夜間：19:00～8:00

第二種区域　昼間：8:00～20:00　夜間：20:00～8:00

出典：「平成 27 年度道路交通騒音振動調査報告書」（平成 29 年3月　東京都環境局）

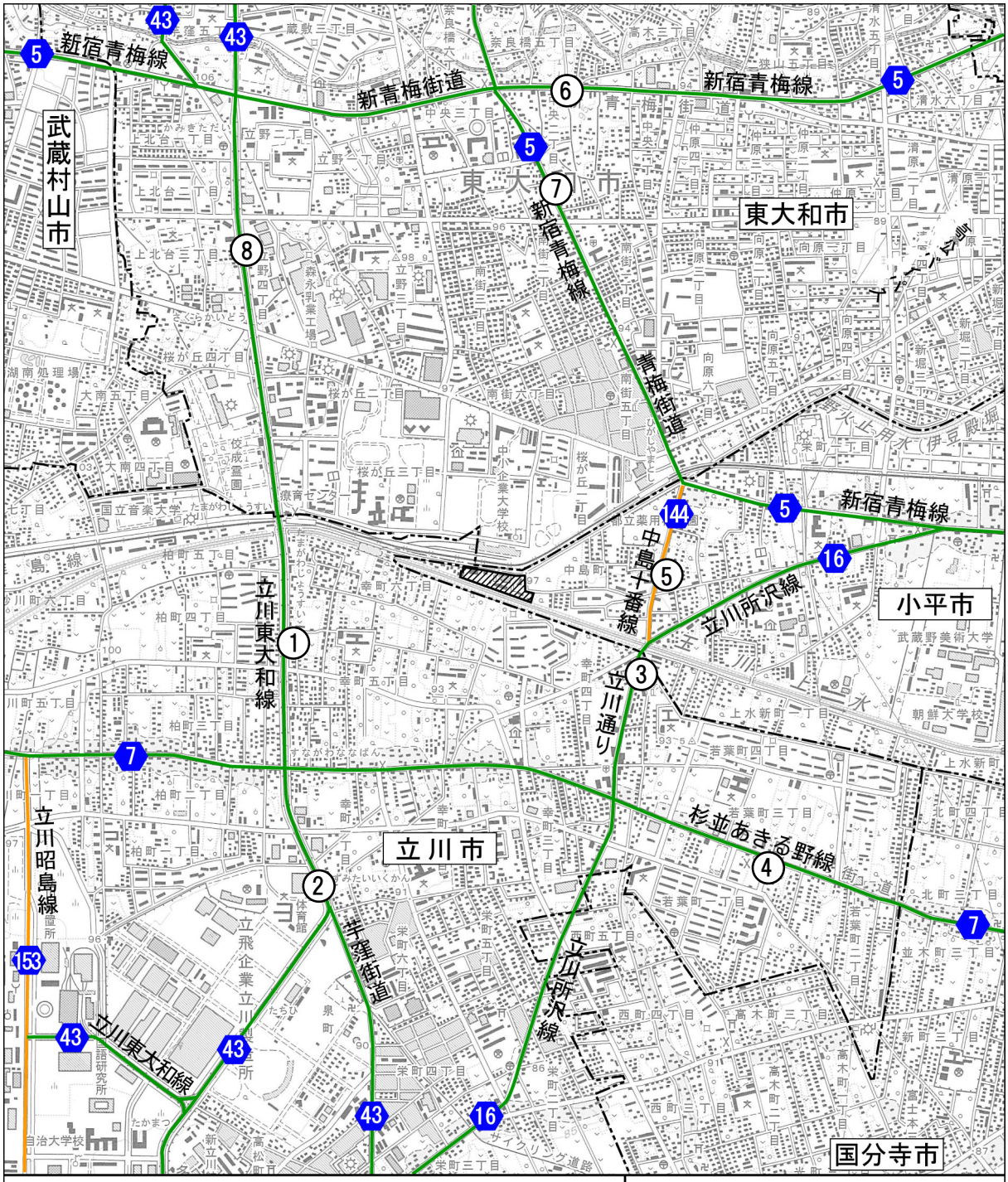

凡例

：計画地

：主要地方道

：一般都道

：騒音・振動調査地点

：市 界

N

1:25,000

0 250 500 1000m

図 6.2-11
騒音・振動調査地点図

出典:「平成 27 年度道路交通騒音振動調査報告書」(平成 29 年3月 東京都環境局)

6.2.4　水質汚濁

(1) 河川等の状況

計画地から北へ約 2km に空堀川、計画地の南側に隣接して玉川上水、北側に近接して野火止用水が位置している。

空堀川の水質の状況は表 6.2-22 に、玉川上水の水質の状況は表 6.2-23 に示すとおりである。また、各調査地点位置図は図 6.2-12 に示すとおりである。

平成 27 年度の水質状況については、空堀川(下砂橋)における水素イオン濃度が 8.6 と環境基準を超えていた。その他の項目については環境基準以下である。

玉川上水及び野火止用水については、多摩川上流水再生センター（昭島市）の二次処理水を更に凝集剤添加による砂ろ過、オゾンによる酸化処理等の方法で高度処理した水を放流しているため、硝酸性窒素の値が高くなる傾向がある。

表 6.2-22　空堀川の水質の状況(平成 27 年度)

項目	単位	空堀川		環境基準(E 類型)
		下砂橋	清水橋	
気温	℃	19.7	18.4	-
水温	℃	22.2	18.7	-
流量	m^3/S	0.084	0.106	-
水素ｲｵﾝ濃度 pH	-	8.6	8.5	6.0 以上 8.5 以下
生物化学的酸素要求量 BOD	mg/L	2.0	1.5	10mg/L 以下
浮遊物質量 SS	mg/L	3	1	ごみ等の浮遊が認められないこと
溶存酸素量 DO	mg/L	10.8	11.5	2mg/L 以上
大腸菌群数	MPN/100mL	3,088		-
カドミウム	mg/L	<0.0003		0.003 以下
鉛	mg/L	<0.001		0.01 以下
砒素	mg/L	<0.001		0.01 以下
シアン	mg/L	<0.02		検出されないこと
総水銀	mg/L	<0.0005		0.0005 以下
六価クロム	mg/L	<0.02		0.05 以下

注 1)環境基準 E 類型の利用目的の適応性は以下のとおりである。
　工業用水 3 級:特殊の浄水操作を行うもの
　環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度
注 2)この数値は年4回の平均値(平成 27 年 5、8、11、2 月)である。
注 3)シアン(mg/L)は<0.02 が定量下限値である。
注 4)表中の網掛け部分は環境基準を超えていることを示す。
出典:「東大和の環境(平成 27 年度版)」(平成 28 年 12 月　東大和市環境部)

表6.2-23　玉川上水及び野火止用水の水質の状況

区分		測定項目	単位	玉川上水上流（上水小橋）		野火止用水（九道の辻）	
				H27.9.29	H28.2.10	H28.9.7	H29.2.1
一般項目	現場測定項目	天候	－	曇り	曇り	曇り	晴れ
		気温	℃	20.8	23.8	27.6	7.0
		水温	℃	21	20.4	24.6	14.8
		色相	－	淡灰黄色	淡灰黄色	淡黄色	淡黄色
		臭気	－	微川藻臭	微土臭	弱藻臭	弱藻臭
		透視度	cm	>50	>50	>100	>100
	生活環境項目	水素イオン濃度 pH	－	7.0	7.5	7.4	7.0
		生物化学的酸素要求量	mg/L	1.0	1.2	1.6	2.2
		化学的酸素要求量 COD	mg/L	－	4.7	4.9	5.4
		浮遊物質量 SS	mg/L	2	2	3	5
		溶存酸素量 DO	mg/L	7.5	8.4	7.2	8.9
		大腸菌群数	MPN/100mL	1,100	7,900	28,000	49,000
		n-ヘキサン抽出物質	mg/L	<1	<1	<5	－
		全窒素	mg/L	2.74	2.91	7.15	－
		全燐	mg/L	0.150	0.170	0.352	－
健康項目		カドミウム	mg/L	－	－	－	－
		全シアン	mg/L	－	－	－	－
		鉛	mg/L	－	－	0.002	－
		砒素	mg/L	－	－	－	－
		総水銀	mg/L	－	－	－	－
		PCB	mg/L	－	－	－	－
		四塩化炭素	mg/L	－	－	－	－
		1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	－	－	－	－
		テトラクロロエチレン	mg/L	－	－	－	－
		1,3-ジクロロプロペン	mg/L	－	－	－	－
		チウラム	mg/L	－	－	－	－
		シマジン	mg/L	－	－	－	－
		亜硝酸性窒素	mg/L	<0.01	0.02	0.05	－
		硝酸性窒素	mg/L	2.48	2.77	6.80	－
特殊項目		全クロム	mg/L	－	－	－	－
その他の項目		ケルダール窒素	mg/L	0.26	0.86	0.3	－
		陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.02	<0.02	－	－
		アンモニア性窒素	mg/L	－	－	0.09	－
		燐酸性燐	mg/L	－	－	0.338	－
		電気伝導率	－	－	－	43.5	－

出典:「平成 28 年度小平市の環境(平成 27 年度環境政策課実績)」(小平市環境部)
「平成 29 年度小平市の環境(平成 28 年度環境政策課実績)」(小平市環境部)

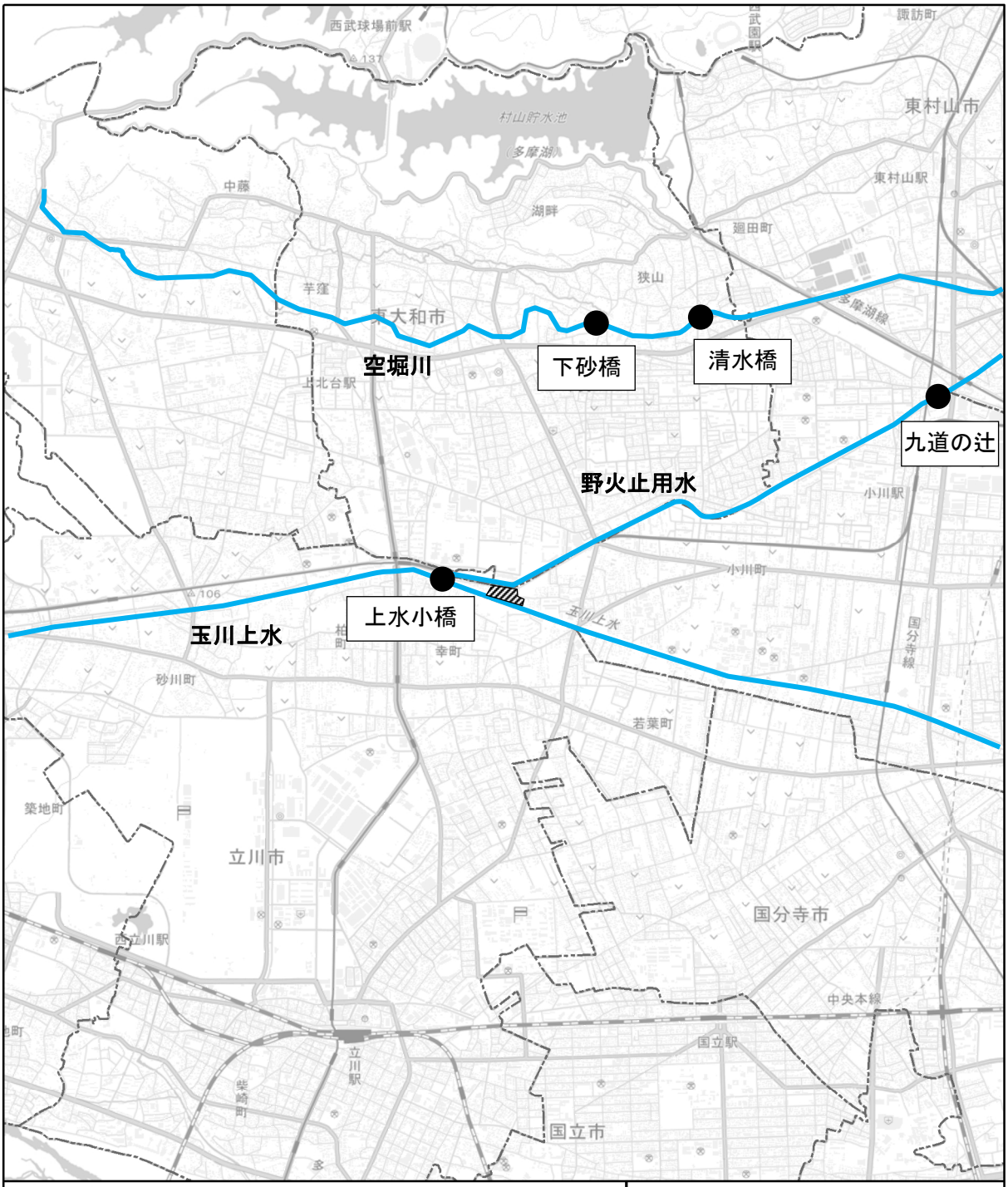

：計画地
：市界
：河川等
：水質調査地点

N

1:50,000

0 500 1000 2000m

図 6.2-12 水質調査地点図

(2) 地下水の状況

東京都では、都内全域の地下水の水質調査を実施している。このうち、計画地周辺における概況調査の測定結果を表 6.2-24 に、その測定ブロックを図 6.2-13 に示す。測定結果によると立川市②(立川市幸町 1)で砒素及び 1,4-ｼﾞｵｷｻﾝが環境基準を超えている。その他の地点においては、全ての項目で環境基準を満たしている。

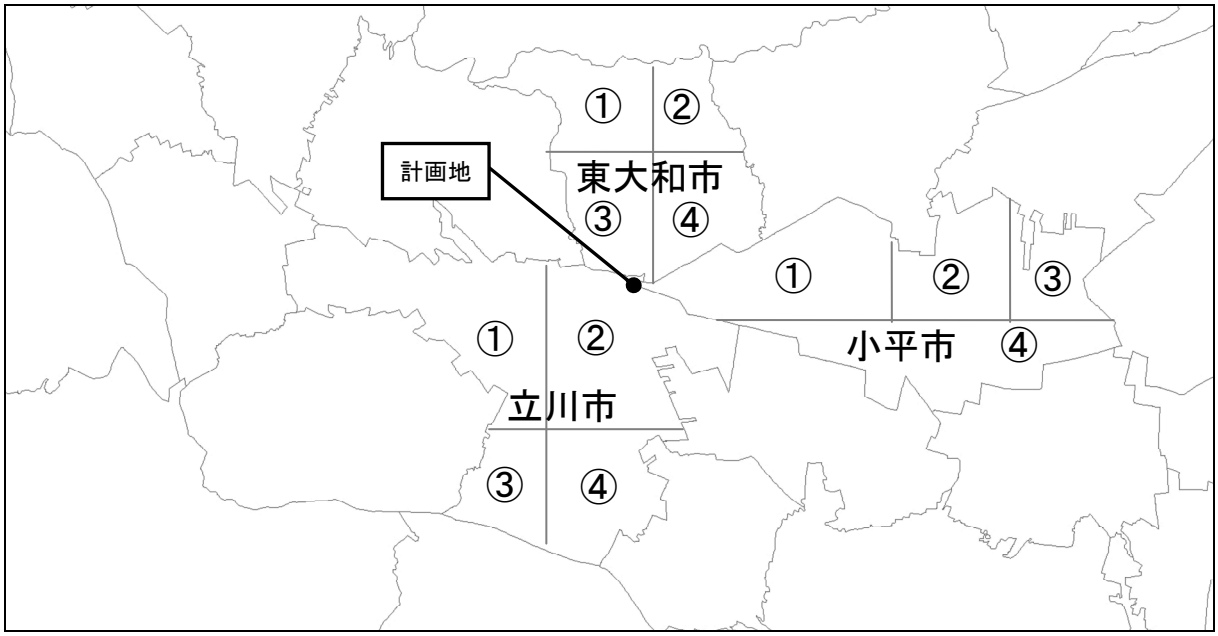

出典:「東京の地下水質調査結果」(東京都環境局ホームページ)

図 6.2-13　地下水測定地点(測定ブロック)

表 6.2-24　地下水質調査結果

単位:mg/L

測定ブロック		立川市②	東大和市④	東大和市③	小平市①	環境基準等
測定地点		立川市 幸町 1	東大和市 高木 3	東大和市 上北台 1	小平市 小平東町 4	
測定年度		H27	H25	H24	H22	
環境基準項目	ｶﾄﾞﾐｳﾑ	<0.0003	<0.0003	<0.001	<0.001	0.003 以下
	全ｼｱﾝ	<0.01	<0.1	<0.1	<0.01	検出されないこと
	鉛	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
	六価ｸﾛﾑ	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05 以下
	砒素	0.013	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
	ｱﾙｷﾙ水銀	—	—	—	—	検出されないこと
	PCB	<0.0005	—	—	—	検出されないこと
	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02 以下
	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰ	<0.0002	—	—	—	0.002 以下
	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	<0.0002	—	—	—	0.004 以下
	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0004	0.1 以下
	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0010	0.04 以下
	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0008	—
	ﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—
	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0019	1 以下
	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	<0.0002	—	—	—	0.006 以下
	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.01 以下
	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0010	0.01 以下
	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	<0.0002	—	—	—	0.002 以下
	ﾁｳﾗﾑ	<0.0006	—	—	—	0.006 以下
	ｼﾏｼﾞﾝ	<0.0003	—	—	—	0.003 以下
	ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	<0.0003	—	—	—	0.02 以下
	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01 以下
	ｾﾚﾝ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<0.03	4.1	0.35	5.6	10 以下
	硝酸性窒素	<0.02	4.1	0.35	5.6	—
	亜硝酸性窒素	<0.01	<0.002	<0.002	<0.002	—
	ふっ素	0.05	0.07	0.05	0.03	0.8 以下
	ほう素	<0.01	0.03	0.01	0.02	1 以下
	1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	0.057	—	—	—	0.05 以下
要監視項目	ｱﾝﾁﾓﾝ	<0.002	—	—	—	(0.02 以下)
	ｴﾋﾟｸﾛﾛﾋﾄﾞﾘﾝ	<0.00004	—	—	—	(0.0004 以下)
	全ﾏﾝｶﾞﾝ	<0.02	—	—	—	(0.2 以下)
	ｳﾗﾝ	<0.0002	—	—	—	(0.002 以下)

注 1)表中の網掛け部分は環境基準を超えていることを示す。
注 2)環境基準等の括弧書きは、指針値を示す。
出典:「東京の地下水質調査結果」(東京都環境局ホームページ)

6.2.5 土壌汚染

計画地周辺には、土壌汚染対策法に基づき、要措置区域または形質変更時要届出区域として指定されている区域はない。

平成 28 年度に計画地内で土壌調査及び地下水調査を実施している。その調査結果を表 6.2-25 に示す。また、調査地点図を図 6.2-14 に示す。

調査方法は、土壌汚染対策法施行規則及び東京都土壌汚染対策指針に準拠して実施している。

土壌含有量の分析結果は、試料名「Ｆ2（1,5,6)」について、「鉛及びその化合物」の含有量が土壌含有量基準を超えていたが、その他の資料は全て基準以下であった。

表 6.2-25（1） 土壌含有量分析結果

項目 試料名	カドミウム及びその化合物 mg/kg	六価クロム化合物 mg/kg	シアン化合物 mg/kg	水銀及びその化合物 mg/kg	セレン及びその化合物 mg/kg	鉛及びその化合物 mg/kg	砒素及びその化合物 mg/kg	ふっ素及びその化合物 mg/kg	ほう素及びその化合物 mg/kg
Z1(9)	1	1 未満	2 未満	0.1	2 未満	94	2 未満	58	5 未満
Z2(6)	1 未満	1 未満	2 未満	0.1 未満	2 未満	29	2 未満	50	10
A2(3,4,5,6)	1 未満	1 未満	2 未満	0.1 未満	2 未満	75	2 未満	72	9
B2(2,4,5,6,9)	1 未満	1 未満	2 未満	0.1 未満	2 未満	15	2 未満	79	5 未満
C2(2,4,5,6,8)	1 未満	1 未満	2 未満	0.1 未満	2 未満	18	2 未満	86	5 未満
D2(5,8)	1 未満	1 未満	2 未満	0.1 未満	2 未満	15	2 未満	100	5 未満
D3(1,2,3)	1 未満	1 未満	2 未満	0.1 未満	2 未満	10 未満	2 未満	76	5 未満
E3(1,2,3,6)	1 未満	1 未満	2 未満	0.1 未満	2 未満	26	2 未満	120	5
F1(1,2,3)	1	1 未満	2 未満	0.1 未満	2 未満	51	2 未満	55	5 未満
F2(1,5,6)	1	1 未満	2 未満	0.1 未満	2 未満	250	2 未満	87	7
F3(1,2,4,5,6)	1	1 未満	2 未満	0.1 未満	2 未満	64	2 未満	140	5 未満
G1(1,2,3)	1 未満	1 未満	2 未満	0.1 未満	2 未満	29	2 未満	78	5 未満
G2(4,5)	1 未満	1 未満	2 未満	0.1 未満	2 未満	28	2 未満	92	5
G3(4,5,9)	1 未満	1 未満	2 未満	0.1 未満	2 未満	64	2 未満	82	5 未満
H3(2,7)	1	1 未満	2 未満	0.1 未満	2 未満	120	2 未満	65	6
I0(7,8)	1 未満	1 未満	2 未満	0.1 未満	2 未満	18	2 未満	69	5 未満
I2(3,6)	1 未満	1 未満	2 未満	0.1 未満	2 未満	42	2 未満	85	5 未満
定量下限値	1	1	2	0.1	2	10	2	50	5
土壌含有量基準	150	250	50	15	150	150	150	4000	4000

注 1)表中の網掛け部分は環境基準を超えていることを示す。

注 2)試料名は、図 6.2-14 の地点図に対応する

注 3)土壌含有量基準：土壌汚染対策法施行規則の規定に基づき、環境大臣が定める土壌含有量調査に係る基準である。

土壌溶出量の分析結果は、全ての試料で土壌溶出量基準以下であった。

表 6.2-25（2）　土壌溶出量分析結果

項目 試料名	カドミウム及びその化合物 mg/L	六価クロム化合物 mg/L	シアン化合物 mg/L	水銀及びその化合物 mg/L	セレン及びその化合物 mg/L	鉛及びその化合物 mg/L	砒素及びその化合物 mg/L	ふっ素及びその化合物 mg/L	ほう素及びその化合物 mg/L	ポリ塩化ビフェニル mg/L
Z1(9)	0.001 未満	0.02 未満	不検出	0.0005 未満	0.002 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.08 未満	0.1 未満	不検出
Z2(6)	0.001 未満	0.02 未満	不検出	0.0005 未満	0.002 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.08 未満	0.1 未満	不検出
A2(3,4,5,6)	0.001 未満	0.02 未満	不検出	0.0005 未満	0.002 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.08 未満	0.1 未満	不検出
B2(2,4,5,6,9)	0.001 未満	0.02 未満	不検出	0.0005 未満	0.002 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.08 未満	0.1 未満	不検出
C2(2,4,5,6,8)	0.001 未満	0.02 未満	不検出	0.0005 未満	0.002 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.08 未満	0.1 未満	不検出
D2(5,8)	0.001 未満	0.02 未満	不検出	0.0005 未満	0.002 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.22	0.1 未満	不検出
D3(1,2,3)	0.001 未満	0.02 未満	不検出	0.0005 未満	0.002 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.08 未満	0.1 未満	不検出
E3(1,2,3,6)	0.001 未満	0.02 未満	不検出	0.0005 未満	0.002 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.08	0.1 未満	不検出
F1(1,2,3)	0.001 未満	0.02 未満	不検出	0.0005 未満	0.002 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.08 未満	0.1 未満	不検出
F2(1,5,6)	0.001 未満	0.02 未満	不検出	0.0005 未満	0.002 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.24	0.1 未満	不検出
F3(1,2,4,5,6)	0.001 未満	0.02 未満	不検出	0.0005 未満	0.002 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.19	0.1 未満	不検出
G1(1,2,3)	0.001 未満	0.02 未満	不検出	0.0005 未満	0.002 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.08 未満	0.1 未満	不検出
G2(4,5)	0.001 未満	0.02 未満	不検出	0.0005 未満	0.002 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.25	0.1 未満	不検出
G3(4,5,9)	0.001 未満	0.02 未満	不検出	0.0005 未満	0.002 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.08 未満	0.1 未満	不検出
H3(2,7)	0.001 未満	0.02 未満	不検出	0.0005 未満	0.002 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.09	0.1 未満	不検出
I0(7,8)	0.001 未満	0.02 未満	不検出	0.0005 未満	0.002 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.08 未満	0.1 未満	不検出
I2(3,6)	0.001 未満	0.02 未満	不検出	0.0005 未満	0.002 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.08	0.1 未満	不検出
定量下限値	0.001	0.02	0.1	0.0005	0.002	0.005	0.005	0.08	0.1	0.0005
土壌溶出量基準	0.01	0.05	不検出	0.0005	0.01	0.01	0.01	0.8	1	不検出

注 1）試料名は、図 6.2-14 の地点図に対応する
注 2）土壌溶出量基準：土壌汚染対策法施行規則の規定に基づき、環境大臣が定める土壌溶出量調査に係る基準である。

ダイオキシン類の分析結果は、全ての試料において、環境基準以下であった。

表 6.2-25（3）　ダイオキシン類分析結果

項目 試料名	ダイオキシン類 pg-TEQ/g
C2(2,4,5,6,8)	44
B2(2,4,5,6,9)	43
F2(1,5,6)G2(4,5)	120
環境基準	1,000

注 1）試料名は、図 6.2-14 の地点図に対応する

地下水は計画地内にある観測井戸３箇所から採取し分析している。
地下水の分析結果は、全ての試料において、地下水基準等以下であった。

表 6.2-25（4）　地下水分析結果

分析項目 試料名		No.1	No.2-2	No.3	定量下限値	地下水基準等
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.01
六価クロム化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02	0.05
シアン化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	0.1	不検出
水銀及びその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005	0.0005
セレン及びその化合物	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002	0.01
鉛及びその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005	0.01
砒素及びその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005	0.01
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08	0.8
ほう素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1	1
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	不検出	不検出	不検出	0.0005	不検出
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.60	0.11	0.054	-	1

注 1)試料名は、図 6.2-14 の地点図に対応する
注 2)地下水基準：土壌汚染対策法施行規則の規定に基づく基準とする。
注 3)ダイオキシン類は環境基準とする。

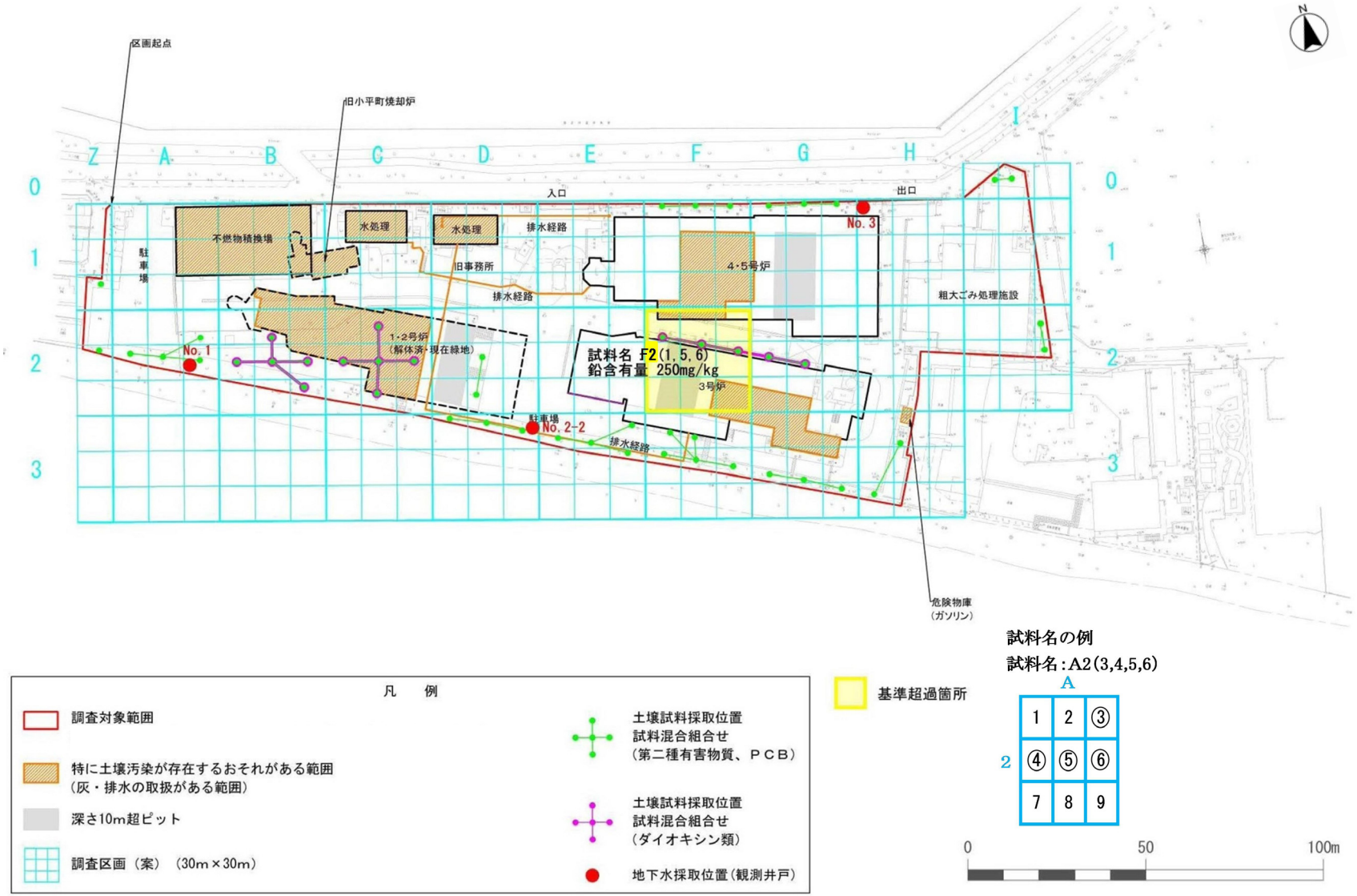

図6.2-14　土壌調査地点図

6.2.6　地盤

平成 28 年度に計画地内で地層構成状況調査を実施している。調査地点図を図 6.2-15 に、地下水位及び地層の調査結果を表 6.2-26 及び図 6.2-16 に示す。計画地における地層は大きな乱れが無く、ほぼ一様に広がっている。

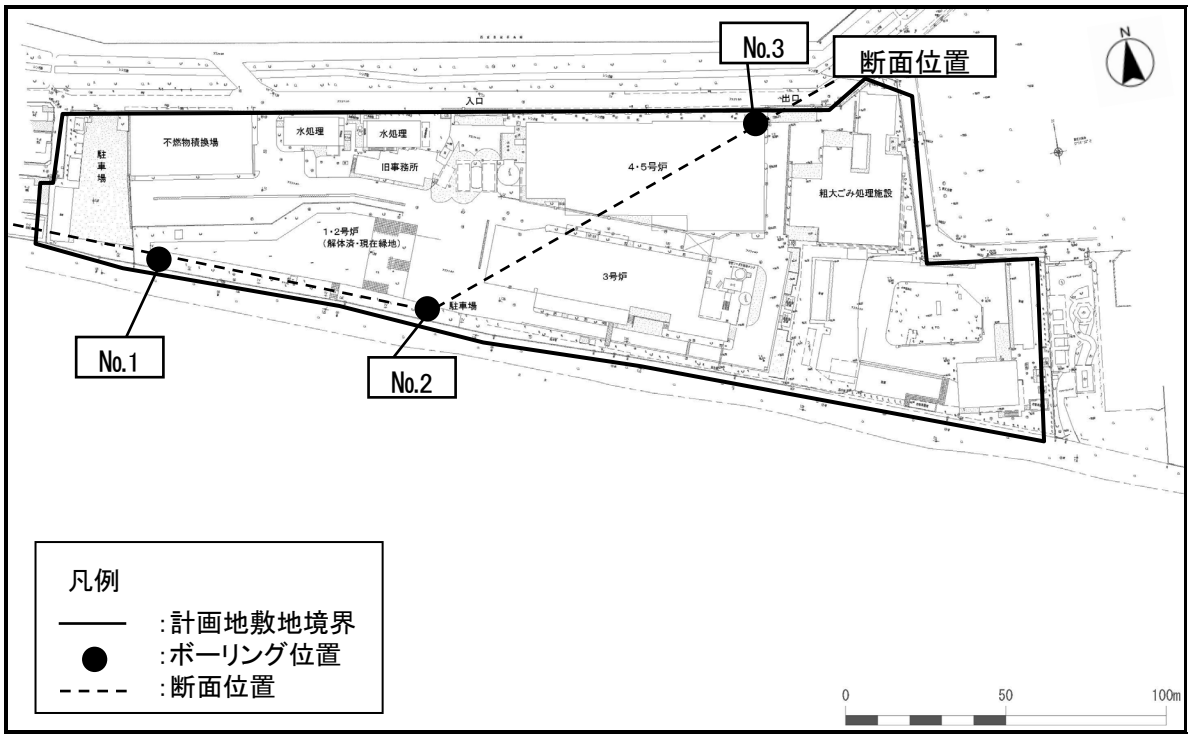

図 6.2-15　地盤構成状況調査地点図

表 6.2-26 (1)　地下水位の状況調査結果

井戸		No.1	No.2	No.3
地盤高さ (T.P.(m))		97.88	97.05	96.47
水位 (観測日：平成 28 年 11 月 29 日)	GL(-m)	16.91	16.40	16.35
	T.P.(m)	80.97	80.65	80.12

表 6.2-26（2）　地層の状況調査結果

地層	深度	特徴
ローム層	GL-0m～-6m付近	地表付近は埋土であり、GL-6m付近までロームが分布している。
砂礫層	GL-6m～-17m 付近	淘汰が悪い粗砂を基質とし、φ数mm～60mm程度の円礫からなっている。 礫径、基質の粒径、層厚は側方への変化が大きく、粘性土を含む地点、玉石が混じる地点、数10cmより薄い砂層を挟む地点が認められた。 No.1及びNo.2地点では礫径が比較的大きい区間あり、本層下部は玉石混じりとなっている。 No.2地点ではGL-9～12m付近について基質に粘性土が混じっている。 礫は砂岩、チャート等の硬質なもののほか、変質が進んだ「くさり礫」も含まれている。くさり礫は下位ほど割合が増している。
粘土質砂礫	GL-17m～-25m 付近	上位の砂礫層より基質に含まれる粘性土の量比が増している。基質は半固結様である。また、くさり礫の割合も増している。
シルト層	GL-25m 付近	No.1地点ならびにNo.3地点で確認され、両地点は本層をもって掘り止めとした。火山灰質、N値は20程度である。
シルト質細砂	GL-25m～-28m 付近	シルトが混じり、含水少なくなっている。締まっておりN値は25程度である。
細砂層	GL-28m～-29m 付近	上位層よりシルト分が乏しくなっている。含水が少なく、酸化鉄粒子を含んでいる。締まっておりN値は30である。
砂混じりシルト	GL-29m～-35m 付近	火山灰質のシルトと細砂からなっている。砂優勢で互層様を呈する区間がある。シルト優勢な区間は固結して柱状コアとして採取された。N値は20～50超である。

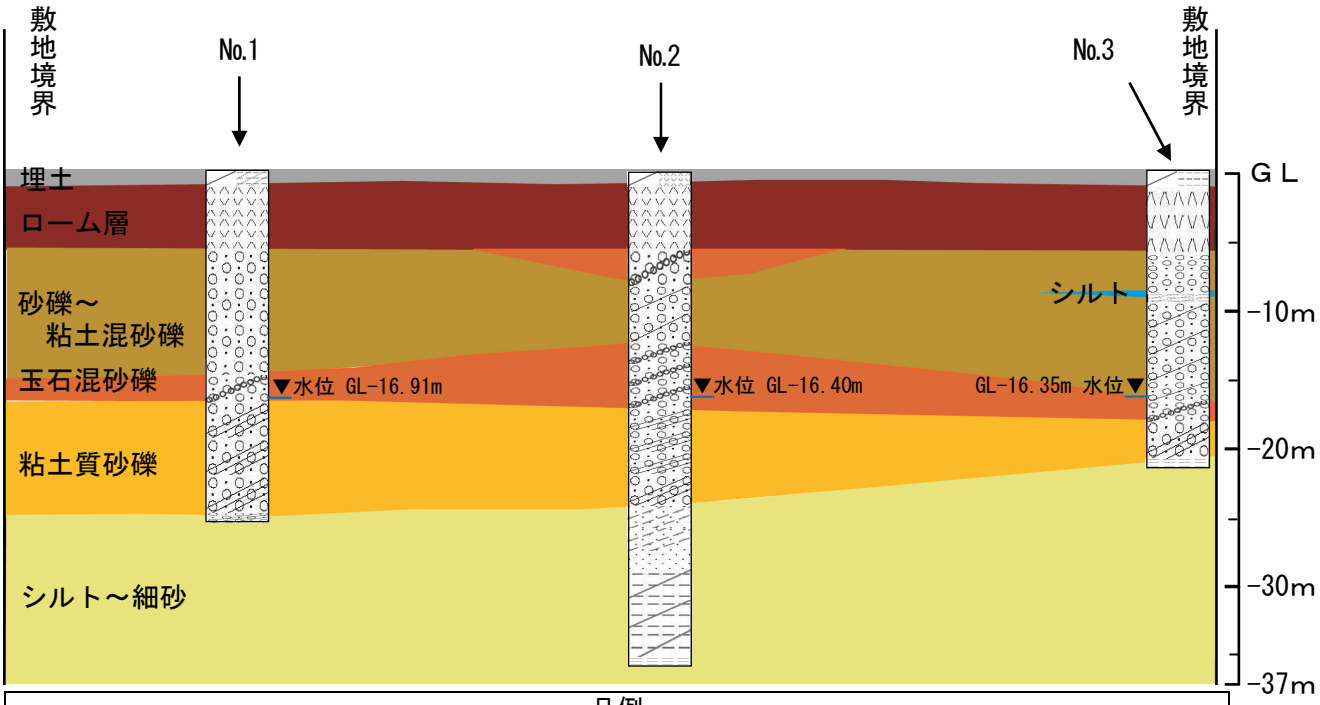

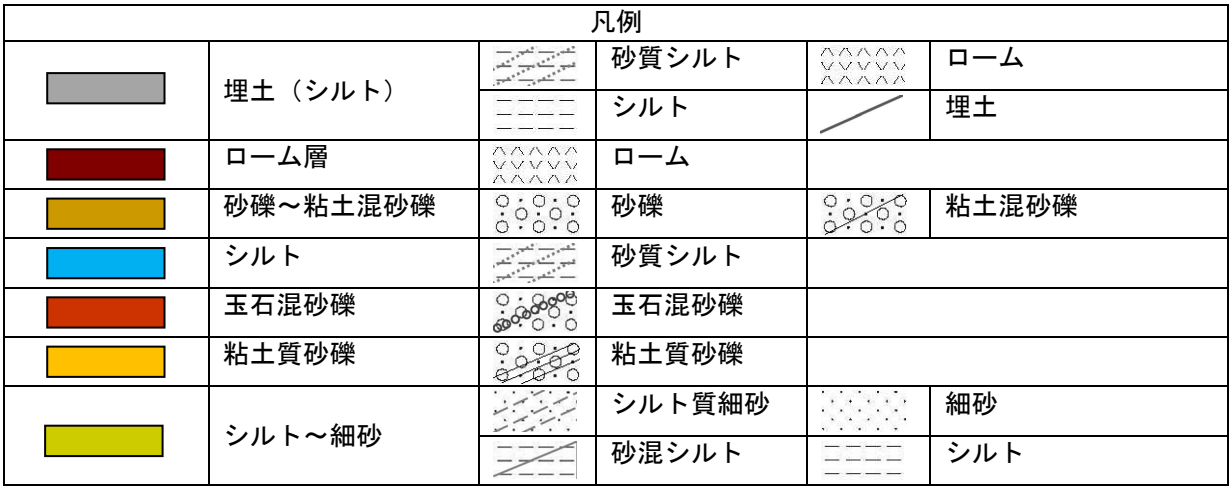

図 6.2-16　地質断面図

東京都における平成 28 年の地盤変動量は図 6.2-17 に示すとおりである。

東京都では、昭和 15 年から都内の地盤及び地下水の変動状況を調査している。計画地周辺において 1cm 以上の沈下もしくは隆起が生じた地点はなかった。

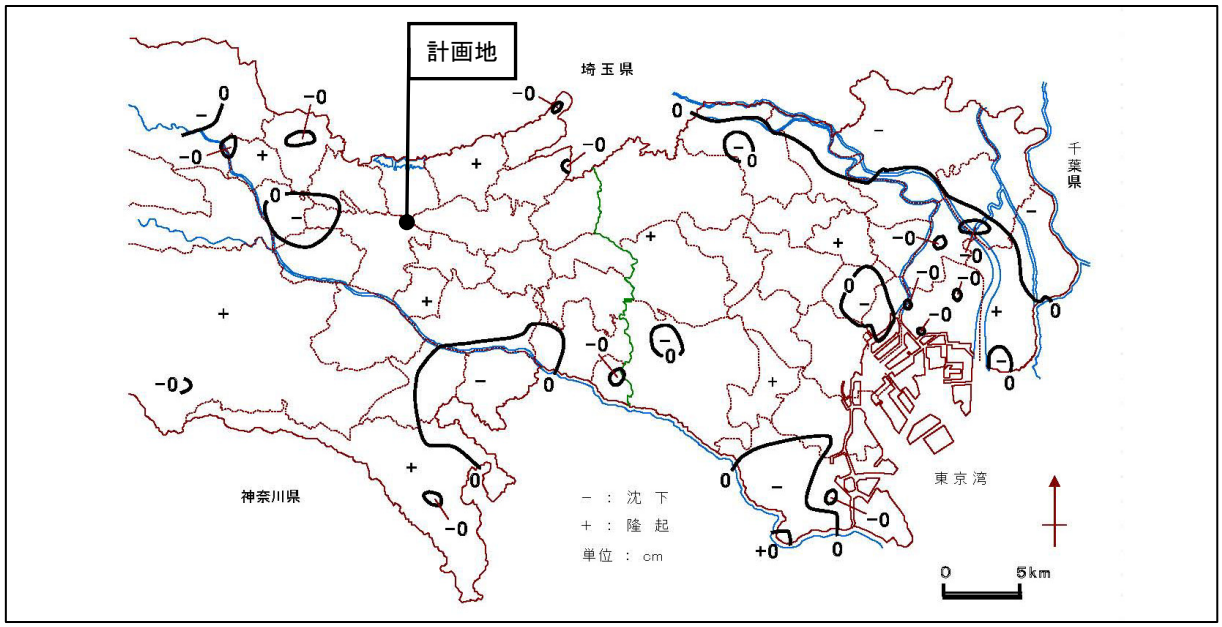

出典：「平成 28 年地盤沈下調査報告書」（平成 29 年 7 月　東京都土木技術支援・人材育成センター）

図 6.2-17　平成 28 年の地盤変動図

6.2.7　地形・地質

(1) 地形

計画地及びその周辺の地形分類図は図 6.2-18 に示すとおりである。

計画地が位置する小平市は武蔵野台地に位置している。

なお、計画地周辺には、立川断層帯（埼玉県入間郡名栗村から東京都青梅市、立川市を経て府中市に至る約 33km の断層帯）が、北西から南東方向に延びているが、計画地にはかかっていない。

(2) 地質

計画地及びその周辺の地質断面図は図 6.2-19、表層地質図は図 6.2-20 に示すとおりである。

計画地周辺は、表層地質図によると武蔵野ローム層に覆われている。

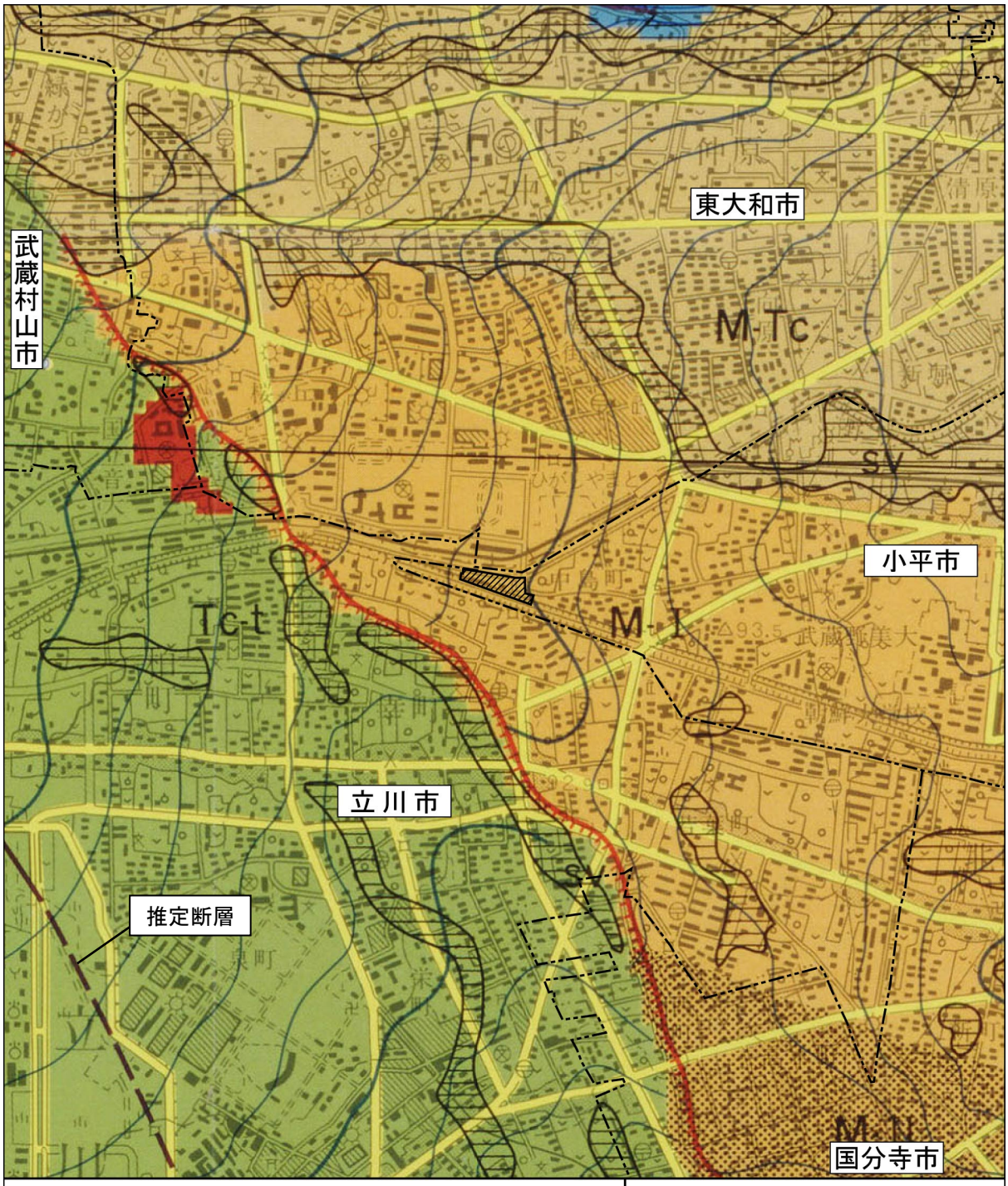

凡例

- ：計画地
- ：市界
- vf ：丘陵地内の谷底低地
- 台地
- M-I ：武蔵野段丘面Ⅰ
- M-II ：武蔵野段丘面Ⅱ
- M-Tc ：武蔵野立川中間面
- Tc-t ：立川段丘面
- SV ：段丘上の浅い谷

その他

- ：埋立てられた大きな穴
- ：推定断層および顕著なリニアメント
- ：主要道路
- 130 ：不圧地下水等高線
- ：段丘崖

出典:「地形分類図 川越・青梅」(平成８年３月 東京都)

N

1:25,000

0 250 500 1000m

図 6.2-18 地形分類図

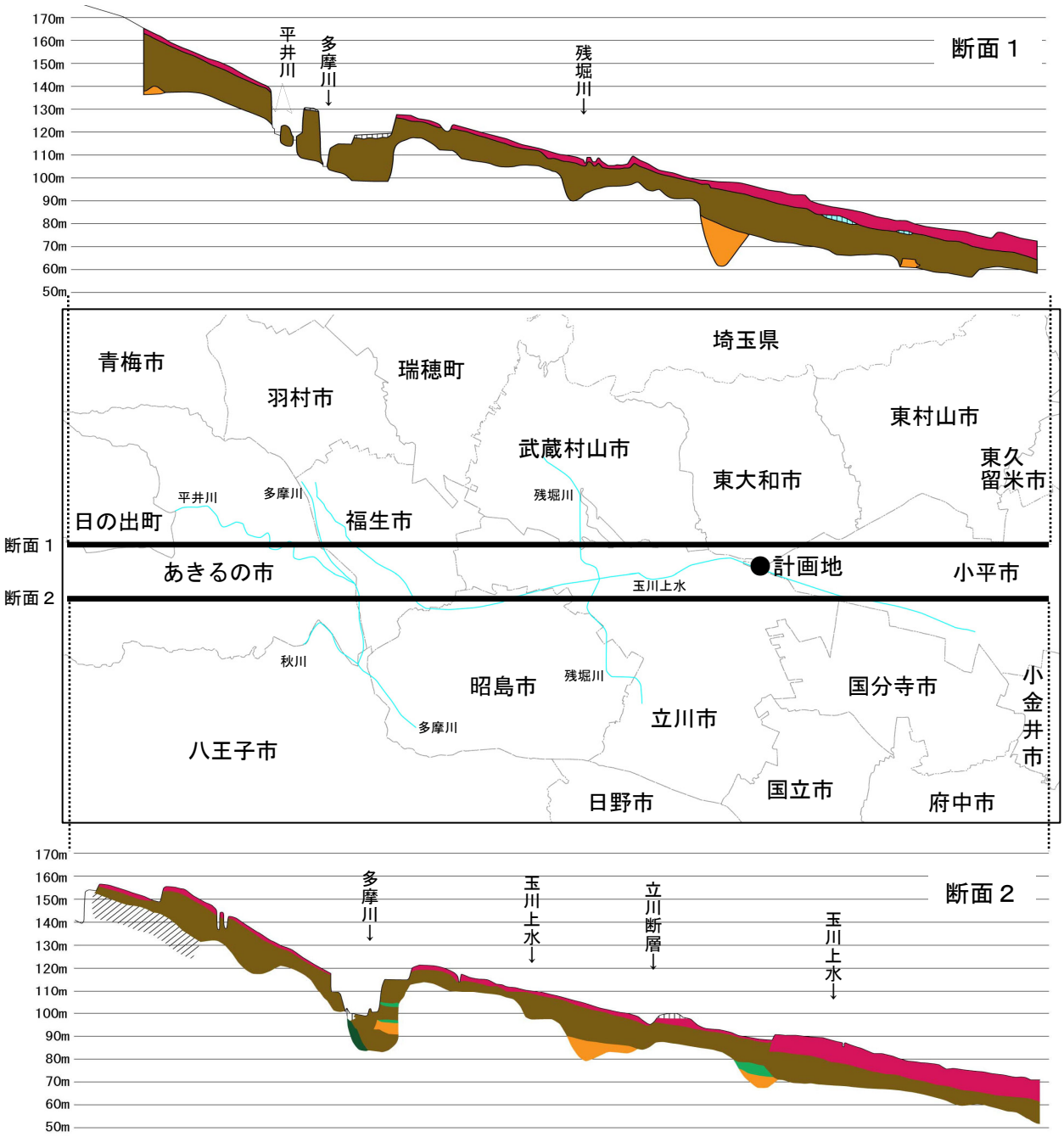

【地層の模様及び色調】

- 関東ローム（火山灰層）表土・黒土を含む
- 凝固質粘土
- 砂礫
- 砂　30＞N
- 砂　30≦N
- 粘性土　5＜N≦30

【地層の色調変化】

- 粘性土　10＜N≦30
- 粘性土　30＜N
- 有機質土（泥炭を含む）
- 有機質粘性土
- 表　土
- 基盤岩（中・古生層・五日市町層群を含む）

出典：「地形断面図」（東京都土木技術支援・人材育成センターホームページ）

図 6.2-19　計画地周辺の地質断面図

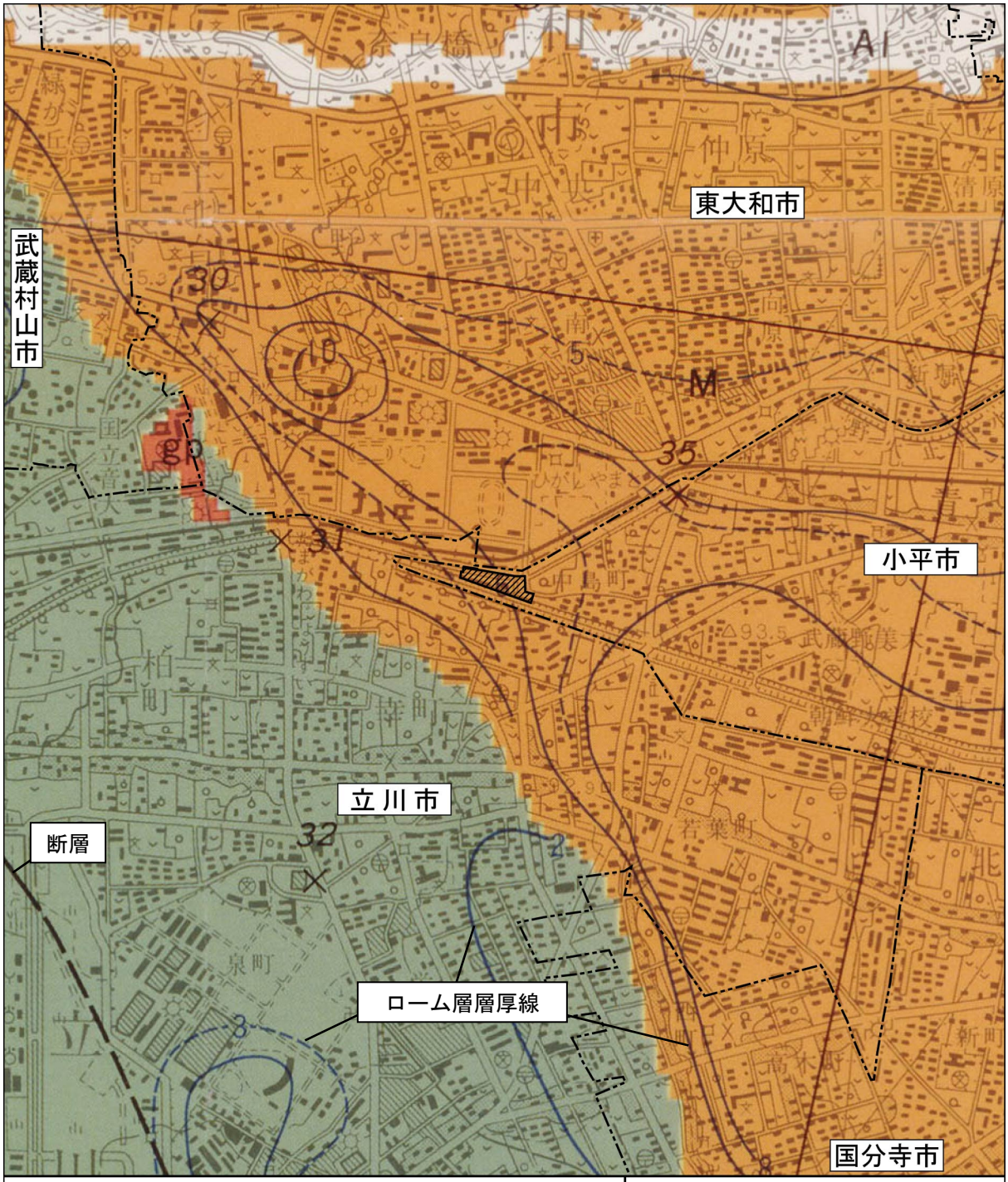

凡例

- ：計画地　　—･･-：市界
- Al：沖積層・現河床堆積物
- Tc：立川ローム層・立川段丘堆積物
- M：武蔵野ローム層・武蔵野段丘堆積物
- gp：砂利採掘跡地
- ：ローム層層厚線(m)（ローム層基底深度）
- ×10：柱状図地点
- ：断層

出典:「地形分類図　川越・青梅」(平成 8 年 3 月　東京都)

N

1:25,000

0　250　500　1000m

図 6.2-20　表層地質図

6.2.8　水循環

多摩地域における被圧地下水の状況は図 6.2-21 に示すとおりである。

計画地周辺の地下水位の変動状況は計画地から西部に向かって次第に高くなり、東部に向かって次第に低くなっている。

計画地周辺の一級河川には計画地より北側に空堀川が流れており、計画地の南側には玉川上水、北側には野火止用水が近接している。

また、「東京の湧水マップ（平成 26 年３月）」によると、計画地の位置している小平市に湧水地点はなく、周辺では東大和市に９箇所、立川市に 11 箇所、武蔵村山市に３箇所、国分寺市に 11 箇所の湧水が存在している。なお、計画地から最も近い湧水地点は東大和市蔵敷１丁目（計画地から北北西に約３km）となっている。

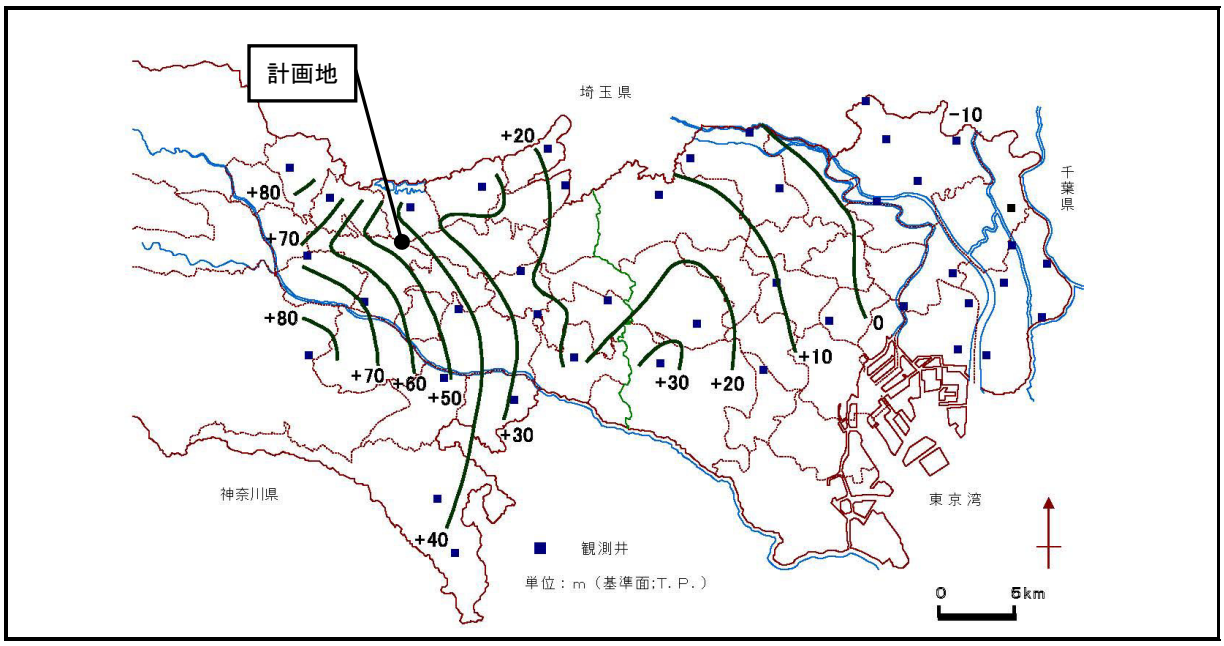

出典：「平成 28 年地盤沈下調査報告書」（平成 29 年７月　東京都土木技術支援・人材育成センター）

図 6.2-21　被圧地下水位等高線図

6.2.9 生物・生態系

(1) 植物

計画地周辺の植生の状況は図 6.2-22 に示すとおりである。

現存植生図によると、計画地周辺の現在の植生は、市街地及び緑の多い住宅地が広がっている。また、計画地はクヌギ-コナラ群集及び残存・植栽樹群をもった公園に囲まれている。

(2) 動物

平成 25 年～26 年に小平市上水本町２丁目（計画地から東南東に約 4km)、平成 27 年～28 年に上水新町１丁目（計画地から南東に約 1km）にて実施された小平市における保存樹林内での動物調査の確認種数は表 6.2-27 及び表 6.2-28 に示すとおりである。

保存樹林内で確認された注目すべき種として、鳥類ではエナガ及びヤマガラ、爬虫類ではニホントカゲが確認されている。

表 6.2-27　動物の確認状況

分類	確認種数	注目すべき種の種数		
			環境省	都(北多摩)
鳥類	12 種	2 種	0 種	2 種
爬虫類	1 種	1 種	0 種	1 種
クモ類	1 種	0 種	0 種	0 種
昆虫類	18 種	0 種	0 種	0 種

注1)注目すべき種の選定基準
環境省:「環境省レッドリスト 2017 の公表について」(平成 29 年3月　環境省)
都(北多摩):「東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)～東京都レッドリスト～2010 年版」(平成 25 年5月　一部修正　東京都環境局)
出典:「森のカルテ　上水本町保存樹林編」(平成 27 年9月　小平市環境部)
「森のカルテ　上水新町保存樹林編」(平成 29 年 12 月　小平市環境部)

表 6.2-28　注目すべき種の生息・生育状況

分類	種名	注目すべき種の基準	
		環境省	都(北多摩)
鳥類	エナガ	－	NT
	ヤマガラ	－	NT
爬虫類	ニホントカゲ	－	VU

注 1)注目すべき種の選定基準
環境省:「環境省レッドリスト 2017 の公表について」(平成 29 年3月　環境省)
都(北多摩):「東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)～東京都レッドリスト～2010 年版」(平成 25 年5月一部修正、東京都環境局)
NT:準絶滅危惧、VU:絶滅危惧Ⅱ類
出典:「森のカルテ　上水本町保存樹林編」(平成 27 年9月　小平市環境部)
「森のカルテ　上水新町保存樹林編」(平成 29 年 12 月　小平市環境部)

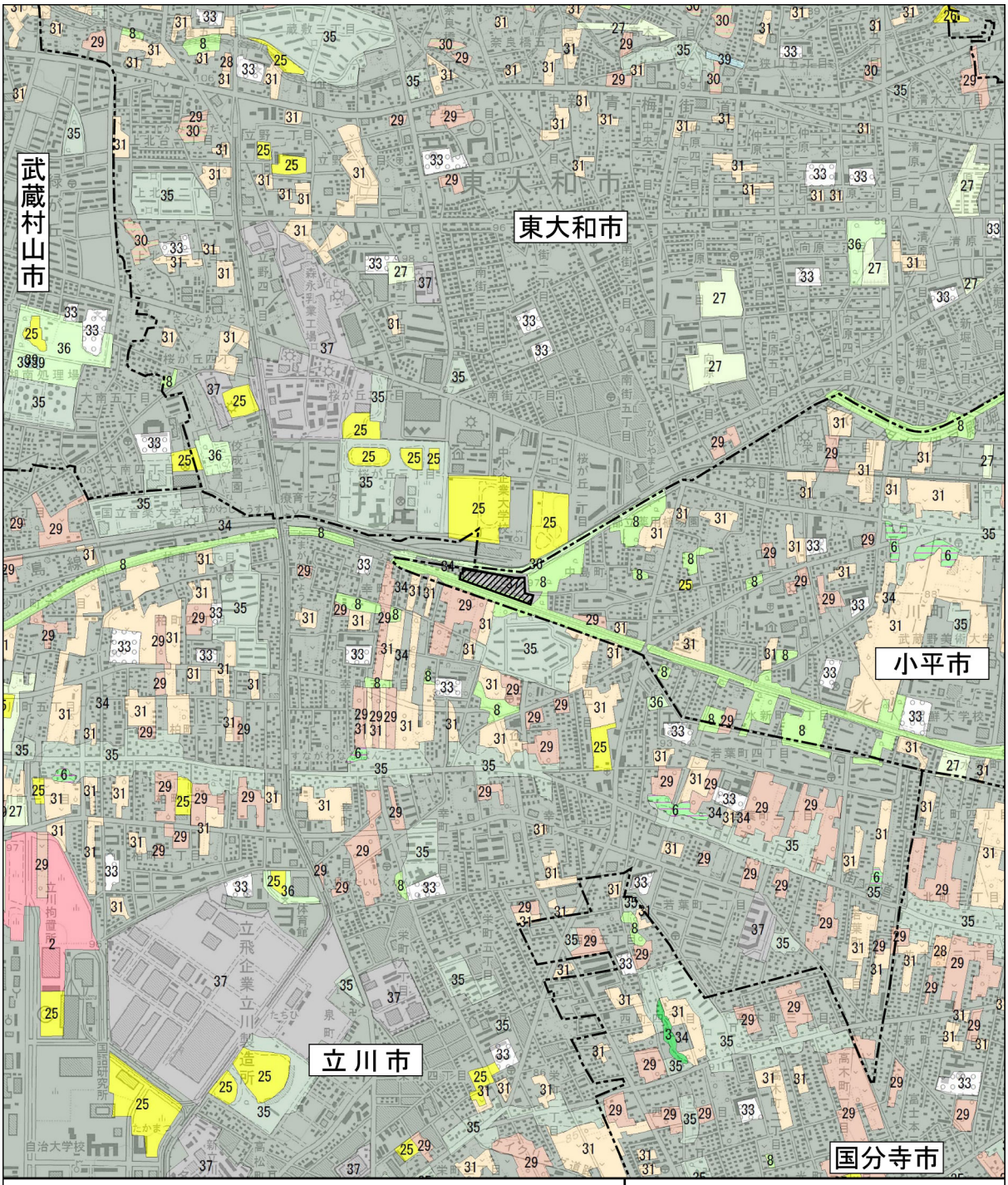

凡例

- 計画地
- 2：伐採跡地群落
- 3：シラカシ群衆
- 6：シラカシ屋敷林
- 8：クヌギ-コナラ群集
- 25：ゴルフ場・芝地
- 26：牧草地
- 27：路傍・空地雑草地群落
- 28：放棄畑雑草群落
- 29：果樹園
- 30：茶畑
- 31：畑雑草群落
- 33：造成地
- 34：市街地
- 35：緑の多い住宅地
- 36：残存・植栽樹群をもった公園、墓地
- 37：工場地帯
- 39：解放水面
- ー‥ー：市界

出展:「自然環境保全基礎調査　植生調査　植生図」
（環境省自然環境局）

N

1:25,000

0　250　500　1000m

図 6.2-22　現存植生図

6.2.10　日影

計画地が位置する小平市の日影規制の状況は表 6.2-29 に示すとおりである。

計画地は準工業地域であり、その周辺は第一種低層住居専用地域に囲まれている。（図 6.1-5 用途地域図（p.39）参照）

表 6.2-29　日影規制の状況

用途地域等					日影規制				
用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)	高度地区	防火地域	日影が規制される建築物	規制値種別	規制される日影時間		
							規制される範囲（敷地境界線からの水平距離）		測定水平面（平均地盤面からの高さ）
							5mを超え10m以内	10mを超える	
第一種低層住居専用地域	30	50	第1種	指定なし	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3階以上の建築物	(一)	3時間以上	2時間以上	1.5m
	30	60							
	40	80							
	50	100	第1種	準防火		(二)	4時間以上	2.5時間以上	
	60	150							
第二種低層住居専用地域	50	100	第1種	準防火					
第一種中高層住居専用地域	30	100	第1種	準防火	高さが10mを超える建築物	(一)	3時間以上	2時間以上	4m
	50	100							
	40	100	25m 第1種						
	50	100							
	60	150							
	60	200							
	40	100	※25m 第2種	準防火					
	50	150							
	60	150							
	60	200							
	60	300	第3種	準防火		(二)	4時間以上	2.5時間以上	
第二種中高層住居専用地域	50	150	25m 第2種	準防火		(一)	3時間以上	2時間以上	
	60	200	25m 第1種						
	60	200	※25m 第2種						
第一種住居地域	60	200	25m 第2種	準防火		(一)	4時間以上	2.5時間以上	
第二種住居地域	60	200	25m 第2種	準防火					
準住居地域	60	200	25m 第2種	準防火					
近隣商業地域	80	200	25m 第2種	準防火					
	80	300	第3種	準防火		(二)	5時間以上	3時間以上	
商業地域	80	400	第3種	防火	規制対象外				
準工業地域	60	200	※25m 第2種	準防火	高さが10mを超える建築物	(一)	4時間以上	2.5時間以上	4m
工業地域	60	200	指定なし	準防火	規制対象外				

注 1)表中の網掛けは、計画地の用途地域を示している。
注 2)表中の※の一部区域は第2種高度地区。
出典:「都市計画図」(小平市都市開発部)

6.2.11　電波障害

計画地周辺における電波状況は、図 6.2-23 に示すとおりである。

計画地周辺の主な地上デジタル放送のテレビ電波の送信所は、計画地から東に約 35km 離れた東京スカイツリー(東京都墨田区押上１丁目地内。広域放送・県域放送)がある。

また、衛星放送では、BS 及び CS 放送(計画地より南西側)、スカパープレミアムサービス(計画地より南南西側)の電波が受信可能な地域となっている。

6.2.12　風環境

計画地及び周辺においては、風環境に著しい影響を及ぼす地形は存在しない。また、計画地周辺には、団地等の中高層建築物が存在するが、高さ 50m 以上の風環境に影響を及ぼすような建築物はない。

6.2.13　景観

計画地は、主に低層の住宅街や団地等の中高層建築物に囲まれている。

計画地周辺における主要な眺望点としては、表 6.1-10(p.45)に示す公園等、児童遊園及び緑道が挙げられる。

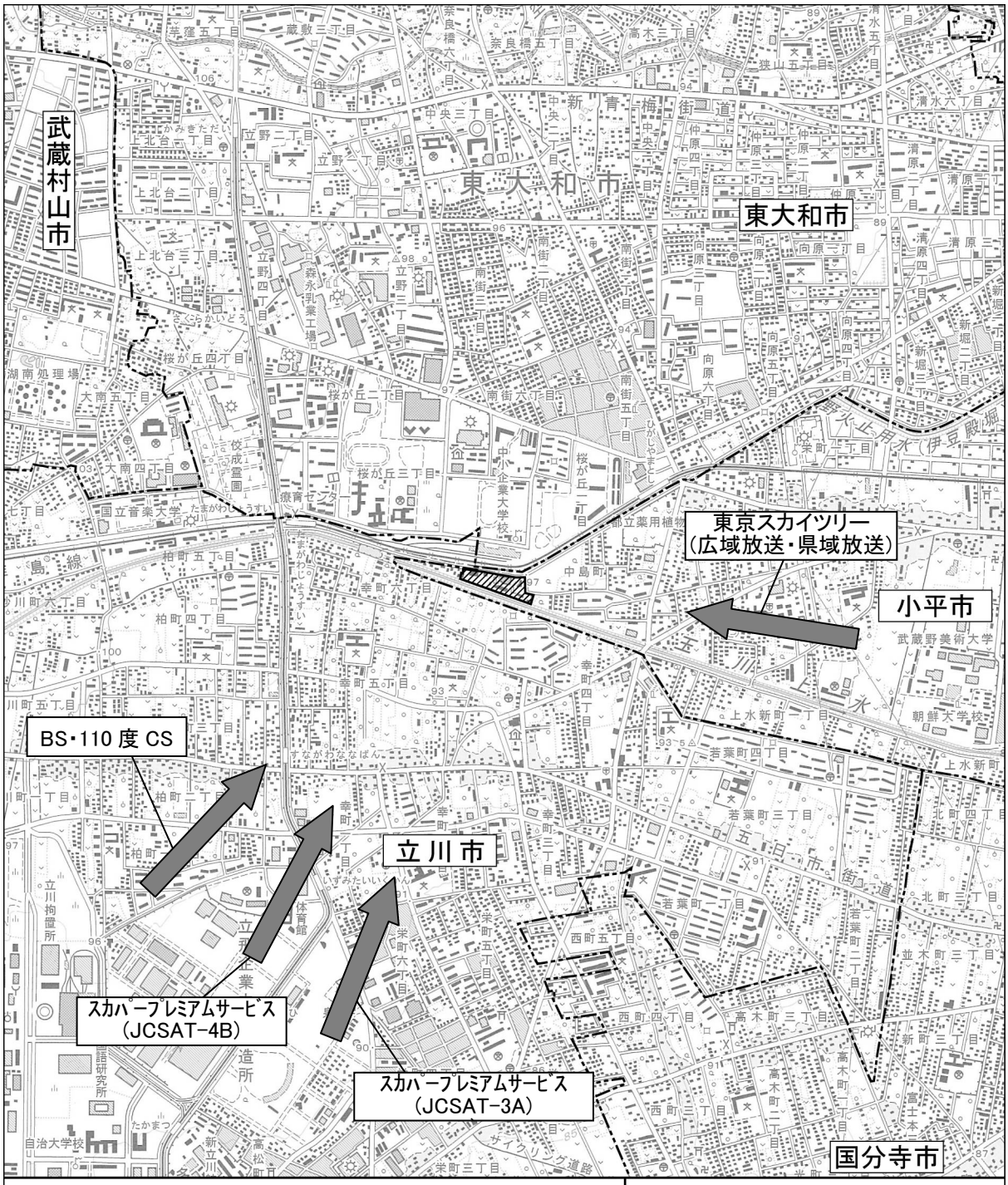

凡例

：計画地

：市界

：電波到来方向

N

1:25,000

0 250 500 1000m

出典:「地上デジタルテレビ放送のエリア」(東京都県域放送親局)
「放送エリアのめやす」(一般社団法人放送サービス高度化推進協会ホームページ)
「衛星放送の現状(平成 29 年度第 2 四半期版)」(平成 29 年 7 月 1 日 総務省情報流通行政局)

図 6.2-23 電波到来図

6.2.14　史跡・文化財

(1) 指定文化財

計画地周辺の史跡や文化財は、表 6.2-30 及び図 6.2-24 に示すとおりである。

計画地周辺には、指定文化財が 14 点ある。なお、計画地内に指定文化財は存在しない。

表 6.2-30　計画地周辺の指定文化財

地点番号	名称	所在地	種別
1	玉川上水	小平市他8市3区　指定地域内	国の指定文化財(史跡)
2	竹内家の大ケヤキ	小平市小川町1-583 小川三差路近く	市指定文化財(天然記念物)
3	小川村開拓碑	小平市小川町1-2573　神明宮境内	市指定文化財(有形文化財)
4	小川寺梵鐘	小平市小川町1-733　小川寺境内	市指定文化財(有形文化財)
5	小川九郎兵衛墓	小平市小川町1-733　小川寺境内	市指定文化財(史跡)
6	青梅橋跡	東大和市桜が丘 1-1415 付近	市指定文化財(市史跡)
7	旧日立航空機株式会社変電所	東大和市桜が丘 2-3	市指定文化財(市史跡)
8	中野家住宅主屋､蔵	立川市柏町 3-8-1,2	国の指定文化財(登録有形文化財)
9	元文元年野中新田検地帳	国分寺市高木町 1-23-8　関田家	市指定文化財(重要有形文化財(古文書))
10	武蔵野新田養料金一件始末書	国分寺市北町 3-1-1　妙法寺	市指定文化財(重要有形文化財(古文書))
11	南北武蔵野新田養料金始末書	国分寺市北町 3-18-3　榎戸家	市指定文化財(重要有形文化財(古文書))
12	武蔵野新田成立期の御用留	国分寺市北町 3-18-3　榎戸家	市指定文化財(重要有形文化財(古文書))
13	川崎平右衛門及び観音寺中興開山供養塔	国分寺市西町 2-27-8　観音寺	市指定文化財(重要有形文化財(歴史資料))
14	西町五丁目の旧屋敷林	国分寺市西町 5-5-2,5-6-4･8･9･10 及び水路敷(特定水路西 3 号)の一部	市指定文化財(重要天然記念物)

出典:「小平の文化財」(小平市ホームページ)
「東大和市の文化財」(東大和市ホームページ)
「指定文化財等一覧」(立川市教育委員会ホームページ)
「国分寺市内の指定･登録文化財一覧」(平成 29 年 12 月　国分寺市ホームページ)

(2) 埋蔵文化財包蔵地

計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地は、表 6.2-31 及び図 6.2-24 に示すとおりである。

計画地から南西に約 300m の川越道西など、計画地周辺には 15 箇所の埋蔵文化財包蔵地が存在する。

しかし、計画地内に周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

表 6.2-31　計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地

地点番号	名称	所在地	時代	遺跡の概要
15	東大和市No.6 遺跡	東大和市桜ヶ丘2丁目	[縄]	包蔵地
16	砂野遺跡	東大和市奈良橋6丁目	[旧]	包蔵地
17	街道内遺跡	東大和市高木3丁目	[旧][縄(中～後期)][平]	包蔵地
18	丸山二の橋遺跡	東大和市奈良橋5丁目	[旧]	包蔵地
19	東大和市No.54 遺跡	東大和市奈良橋5丁目	[縄前]	包蔵地
20	東大和市No.56 遺跡	東大和市芋窪6丁目	[縄中]	包蔵地
21	東大和市No.61 遺跡	東大和市高木3丁目	[縄(前～中期)]	包蔵地
22	東大和市No.62 遺跡	東大和市狭山5丁目	[縄(前～中期)]	包蔵地
23	東大和市No.63 遺跡	東大和市狭山5丁目	[縄]	包蔵地
24	東大和市No.65 遺跡	東大和市狭山5丁目	[縄][平]	包蔵地
25	丸山遺跡	東大和市奈良橋5丁目	[旧]	包蔵地/[旧]礫群
26	清水上砂台遺跡	東大和市清水5丁目	[旧][縄(中期)]	集落/[旧]礫群/[縄]集石
27	オカネ塚遺跡	武蔵村山市緑が丘	[縄]	包蔵地
28	川越道西遺跡	立川市幸町5丁目	[縄]	包蔵地
29	観音寺原遺跡	立川市栄町4丁目	[旧][縄]	包蔵地

注 1)旧:旧石器時代、縄:縄文時代、古:古墳時代、奈:奈良時代、平:平安時代、中:中世、近:近世
出典:「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」(東京都教育委員会ホームページ)

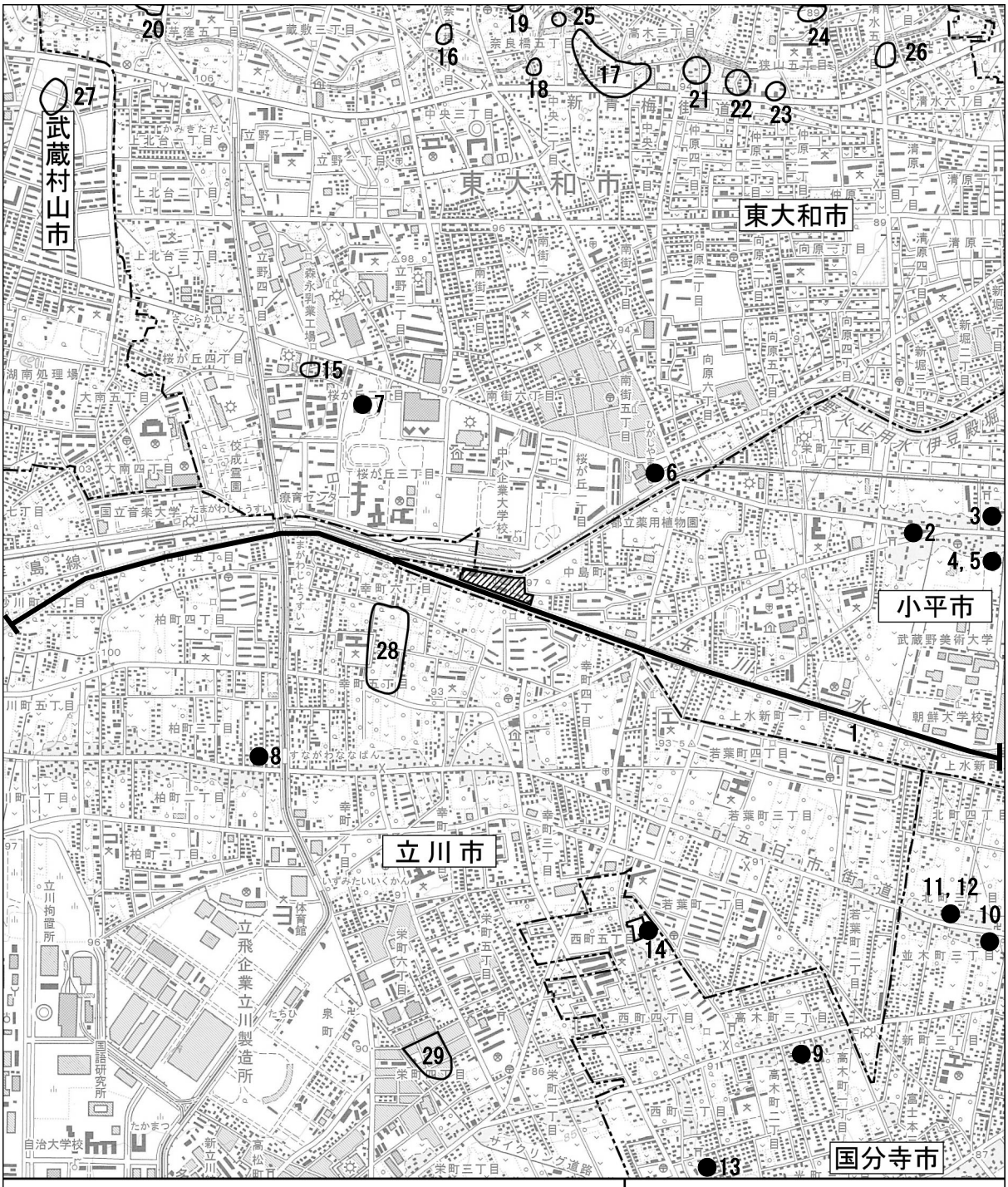

凡例

- ：計画地
- ：市界
- ：指定文化財（No.1 玉川上水）
- ：指定文化財
- ：埋蔵文化財包蔵地

N

1:25,000

0 250 500 1000m

図 6.2-24
史跡・文化財の分布状況

6.2.15　自然との触れ合い活動の場

計画地周辺における自然との触れ合い活動の場としては、表 6.1-10(p.45)に示す児童公園、公園及び緑地が挙げられる。

計画地から最も近い自然との触れ合い活動の場として、計画地の南側に玉川上水緑道、北側に野火止用水緑道が近接している。また、玉川上水緑道及び野火止用水緑道は、東京都で「玉川・野火止コース」、小平市で「小平グリーンロード」、東大和市で「東大和ウォーキングコース」、立川市で「砂川と玉川上水を歩くコース」として散歩道やウォーキングコースが設定されている。(図 6.1-7（p.49）参照)

6.2.16　廃棄物

(1) ３市の廃棄物の状況

３市のごみの搬入量の状況は表 6.2-32 に示すとおりである。過去５年間のごみの搬入量において、３市の合計は、可燃ごみ及び不燃ごみで減少傾向となっており、粗大ごみは平成 27 年度まで横ばい傾向であったが、平成 28 年度では増加している。

表 6.2-32　ごみの搬入量

単位：トン

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
小平市	可燃ごみ	33,699.16	33,353.34	33,092.52	33,113.68	32,991.65
	不燃ごみ	5,489.18	5,308.29	4,992.81	4,832.62	4,698.68
	粗大ごみ	1,031.32	1,061.14	1,027.84	1,039.90	1,153.77
東大和市	可燃ごみ	16,127.77	16,070.15	15,386.72	14,585.21	14,461.66
	不燃ごみ	964.88	981.86	923.58	597.62	616.25
	粗大ごみ	235.14	238.08	246.53	274.52	310.44
武蔵村山市	可燃ごみ	15,153.71	14,896.91	14,630.47	14,566.02	14,282.06
	不燃ごみ	1,223.05	1,144.36	1,140.80	995.99	994.44
	粗大ごみ	315.93	253.79	277.46	254.84	265.35
計	可燃ごみ	64,980.64	64,320.40	63,109.71	62,264.91	61,735.37
	不燃ごみ	7,677.11	7,434.51	7,057.19	6,426.23	6,309.37
	粗大ごみ	1,582.39	1,553.01	1,551.83	1,569.26	1,729.56

(2) 廃棄物処理の状況

平成 24 年度から平成 28 年度におけるごみ処理の状況は表 6.2-33 に、再資源化量は表 6.2-34 に示すとおりである。

焼却量、焼却残渣は平成 24 年度以降減少傾向となっている。不燃・粗大処理量は平成 24 年度から平成 27 年度まで減少となり、平成 28 年度に増加している。埋立量は平成 24 年度から平成 26 年度まで増加傾向であったが、平成 26 年度以降減少傾向となっている。

また、平成 28 年度の再資源化量では、屑鉄が 758.05t と最も多く、次いで焼鉄が 617.31ｔ、小型家電が 141.66ｔ、アルミが 78.31ｔ、古紙が 2.60ｔ、アルミ流れが 1.91ｔとなっている。

表 6.2-33　ごみ処理の状況

単位：トン

項目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
焼却量	72,994.51	72,023.24	70,395.1	69,143.17	68,718.41
焼却残渣	8,951.28	8,588.19	8,572.57	8,231.08	8,152.26
不燃・粗大処理量	9,259.50	8,987.52	8,609.02	7,995.49	8,038.93
埋立量	84.81	145.94	179.85	107.77	75.27

表 6.2-34　再資源化量の状況

単位：トン

項目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
資源物の回収量	屑鉄	1,041.33	1,018.14	878.34	752.03	758.05
	焼鉄	907.93	824.79	745.97	650.32	617.31
	古紙	2.01	2.59	2.47	2.19	2.60
	アルミ	83.81	84.42	83.01	74.24	78.31
	廃プラ	33.67	33.59	38.69	41.77	－
	アルミ流れ	3.21	5.63	3.45	2.11	1.91
	小型家電	－	－	141.27	139.23	141.66

注 1)平成 28 年度の廃プラは売り払いがなくなったため「－」とする。

6.2.17　温室効果ガス

温室効果ガスの排出削減など、地球温暖化防止対策は大きな課題となっている。東京都は現在、「東京都環境基本計画」（平成 28 年３月東京都）において、2030 年までの温室効果ガス削減目標を掲げ、各種施策を推進している。

東京都、小平市、東大和市及び武蔵村山市の３市における温室効果ガス削減目標及び二酸化炭素の排出量は次のとおりである。

(1) 東京都内の温室効果ガス削減目標及び二酸化炭素排出量

東京都では、「東京都環境基本計画」（平成 28 年３月、東京都）において、温室効果ガス排出量については、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第５次評価報告書（平成 26 年 10 月）等において長期的に求められる削減水準を踏まえ、中期的な通過点として削減目標を設定している。

東京都における温室効果ガス削減目標は以下のとおりである。

●温室効果ガス削減目標

2030 年までに、東京の温室効果ガス排出量を 2000 年比で 30%削減する。

<部門別目標>

2030 年までに、

●産業・業務部門において、2000 年比 20%程度削減(業務部門で 20%程度削減)

●家庭部門において、2000 年比 20%程度削減

●運輸部門において、2000 年比 60%程度削減

出典:「東京都環境基本計画」（平成 28 年３月　東京都）

なお、エネルギー消費量についても、温室効果ガス削減目標の達成に必要な水準で省エネルギー目標を設定している（2030 年までに、2000 年比で 38%削減）。

主な施策の方向性としては、平成 22 年度に東京都が先駆的に導入した、大規模事業者に対するキャップ＆トレード制度の着実な運用や、省エネ・節電行動の推進、次世代自動車等の更なる普及等が掲げられている。

東京都における部門別二酸化炭素排出量（変動ケース）は表 6-2-35 に示すとおりである。

平成 26(2014)年度の二酸化炭素排出量を部門別にみると、その割合は概ね、産業部門（第一次産業、第二次産業）：業務部門（第三次産業）：家庭部門：運輸部門＝1:5:4:2となっている。平成 12(2000)年度比では全体として 5.5%の増加である。

部門別の増減率は、平成 12(2000)年度比では、産業部門及び運輸部門が、それぞれ 32%及び 34%減少したのに比べ、業務部門及び家庭部門では、それぞれ 31%及び 37%増加と大きな伸びを示している。

業務部門での増加は、事業所ビルの床面積の増加が主な原因であり、家庭部門での増加は、家電製品普及率の増加や世帯数の増加が原因であると考えられる。ただし、平成 25(2013)年度比では、全ての部門で減少しており、全体で 5.1%の減少となっている。

表 6.2-35　部門別二酸化炭素排出量の推移（東京都）

部門	二酸化炭素排出量［万 t-CO_2］							伸び率(%)		
	2000 年度	2005 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2000 年度比	2010 年度比	2013 年度比
産業部門	680	579	520	497	521	496	460	-32%	-11%	-7.2%
業務部門	1,891	2,319	2,243	2,322	2,606	2,626	2,472	31%	10%	-5.9%
家庭部門	1,434	1,652	1,748	1,912	2,091	2,084	1,965	37%	12%	-5.7%
運輸部門	1,765	1,518	1,206	1,219	1,198	1,170	1,157	-34%	-4.1%	-1.1%
エネルギー起源	5,769	6,067	5,718	5,951	6,417	6,377	6,055	5.0%	5.9%	-5.0%
非エネルギー起源	120	100	156	157	161	171	157	30%	0.3%	-8.5%
全体	5,889	6,167	5,874	6,108	6,577	6,548	6,212	5.5%	5.8%	-5.1%

注1)変動ケースとは、電源構成の変動影響を反映するため、年度別の電力の二酸化炭素排出係数を適用したケース

注2)四捨五入の関係で合計や伸び率の計算値と表中の値が一致しない場合がある。

注3)家庭部門には、自動車(マイカー)の排出量は含まない(運輸部門に計上)。

注4)運輸部門については、自動車は都内交通量を、鉄道、船舶、航空は都内運航量を基準に算定している。

出典:「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査(2014年度実績)」(平成28年3月　東京都環境局)

(2) ３市の温室効果ガス削減目標及び二酸化炭素排出量

ア　小平市

小平市では、自ら率先して、廃棄物の減量、二酸化炭素等の温室効果ガスの削減や環境負荷の低減に積極的に取り組む姿勢を示すために、「エコダイラ・オフィス計画」を策定している。平成 17 年度を基準年度と定めており、目標は次のとおりとしている。

●小平市の削減目標

市が行う事務・事業におけるエネルギー消費量に伴って排出される二酸化炭素等について、二酸化炭素排出量を平成 32(2020)年度までに、市のエネルギー消費量 25%削減(平成 17(2005)年度比)を目指す。削減目標値を表 6.2-36 に示す。

表 6.2-36　削減目標値(小平市の事務・事業)

項目	2005 年度 (平成 17 年度) (基準年度)	2020 年度 (目標値)
二酸化炭素排出量	8,227 t-CO_2	6,162 t-CO_2

注 1)二酸化炭素排出量の単位は、「kg-CO_2」から「t-CO_2」に換算した値である。
出典:「第二次エコダイラ・オフィス計画」(平成 22 年3月　小平市環境部)

また、市内全域における二酸化炭素排出量の推移は表 6.2-37 に示すとおりである。

平成 12(2000)年度に対して平成 26(2014)年度で、産業部門、運輸部門で減少しているのに対して、民生部門(家庭・業務)及び廃棄物部門で増加している。

表 6.2-37　部門別二酸化炭素排出量の推移(小平市)

部門		二酸化炭素排出量(1000 t -CO_2)							伸び率(%)		
		2000 年度	2005 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2000 年度比	2010 年度比	2013 年度比
産業部門		147	219	137	137	122	112	108	-26.5%	-21.2%	-3.6%
民生部門	家庭	189	225	226	241	262	263	248	31.2%	9.7%	-5.7%
	業務	116	116	148	152	177	178	163	40.5%	10.1%	-8.4%
運輸部門		111	93	78	74	72	70	69	-37.8%	-11.5%	-1.4%
廃棄物部門		15	23	19	22	18	20	16	6.7%	-15.8%	-20.0%
合計		577	677	608	626	652	643	604	4.7%	-0.7%	-6.1%

注1)四捨五入の関係で合計や伸び率の計算値と表中の値が一致しない場合がある。
出典:「多摩地域の温室効果ガス排出量(1990 年度～2014 年度)」(平成 29 年3月　オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」)

イ　東大和市

東大和市では、地球温暖化対策を、市民や事業者も取組を行わなければならないことであるが、地方公共団体が率先して環境に配慮した行動をすることが重要としており、「第三次東大和市地球温暖化対策実効計画」(東大和市　平成29年３月)を策定している。計画の対象範囲は東大和市の組織、施設におけるすべての事務・事業としている。(委託事業は対象外)

平成 27 年度を基準年度として定めており、温室効果ガス削減目標を次のとおりとしている。

●東大和市の削減目標

市の事務・事業における平成 33 年度(５年間)までの温室効果ガス総削減量 614 t-CO_2 を目標とする。

※１年目１％(40.9t-CO_2)、２年目２％(81.9t-CO_2)、３年目３％(122.8t-CO_2)、４年目４％(163.8t-CO_2)、５年目５％(204.7t-CO_2)であり、この５年間の合計値が614t-CO_2となる。

削減目標値を表 6.2-38 に示す。

表 6.2-38　削減目標値(東大和市の事務・事業)

項　目	2015 年度 (平成 27 年度) (基準年度)	2021 年度 (目標値)
温室効果ガス 排出総量	4,094 t-CO_2	3,889 t-CO_2

出典：「第三次東大和市地球温暖化対策実効計画」(平成 29 年３月　東大和市環境部)

また、市内全域における二酸化炭素排出量の推移は表 6.2-39 に示すとおりである。

平成 12(2000)年度に対して平成 26(2014)年度で、民生部門(業務)、運輸部門及び廃棄物部門で減少しているのに対して、産業部門及び民生部門(家庭)で増加している。

表 6.2-39　部門別二酸化炭素排出量の推移(東大和市)

部門		二酸化炭素排出量(1000 t -CO_2)							伸び率(%)		
		2000 年度	2005 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2000 年度比	2010 年度比	2013 年度比
産業部門		73	92	89	94	94	95	87	19.2%	-2.2%	-8.4%
民生部門	家庭	80	87	99	107	116	116	110	37.5%	11.1%	-5.2%
	業務	41	44	34	34	39	34	36	-12.2%	5.9%	5.9%
運輸部門		101	89	64	61	58	55	55	-45.5%	-14.1%	0.0%
廃棄物部門		7	12	7	9	7	8	5	-28.6%	-28.6%	-37.5%
合計		301	323	294	305	313	308	293	-2.7%	-0.3%	-4.9%

注1)四捨五入の関係で合計や伸び率の計算値と表中の値が一致しない場合がある。

出典:「多摩地域の温室効果ガス排出量(1990 年度～2014 年度)(平成 29 年3月)」(オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」)

ウ　武蔵村山市

武蔵村山市では、エネルギーの有効利用の推進に対する職員の意識の高揚を図ることにより、市の事務・事業における地球温暖化防止対策を進めていくために、「武蔵村山市第三次地球温暖化対策実行計画」を、策定している。計画の対象範囲は、武蔵村山市の組織及び施設における全ての事務・事業を対象としている。

平成 27 年度を基準年度として定めており、温室効果ガス削減目標を次のとおりとしている。

●武蔵村山市の削減目標

平成 27(2015)年度と比較し、平成 33(2021)年度までに全項目において５％以上の削減

削減目標値を表 6.2-40 に示す。

表 6.2-40　削減目標値(武蔵村山市の事務・事業)

項目	2015 年度 (平成 27 年度) (基準年度)	2021 年度 (目標値)
温室効果ガス 排出総量	5,051 t-CO_2	4,798 t-CO_2

注 1)二酸化炭素排出量の単位は、「kg-CO_2」から「t-CO_2」に換算した値である。

出典:「武蔵村山市第三次地球温暖化対策実効計画」(平成 29 年３月　武蔵村山市協働推進部)

また、市内全域における二酸化炭素排出量の推移は表 6.2-41 に示すとおりである。

平成 12(2000)年度に対して平成 26(2014)年度で、産業部門、運輸部門及び廃棄物部門で減少しているのに対して、民生部門(家庭・業務)で増加している。

表 6.2-41　部門別二酸化炭素排出量の推移(武蔵村山市)

部門		二酸化炭素排出量(1000 t -CO_2)							伸び率(%)		
		2000 年度	2005 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2000 年度比	2010 年度比	2013 年度比
産業部門		114	47	45	40	46	47	45	-60.5%	0.0%	-4.3%
民生部門	家庭	62	64	75	81	88	94	86	38.7%	14.7%	-8.5%
	業務	70	57	80	86	93	109	87	24.3%	8.7%	-20.2%
運輸部門		96	81	59	55	52	50	49	-49.0%	-16.9%	-2.0%
廃棄物部門		6	8	7	8	7	7	5	-16.7%	-28.6%	-28.6%
合計		347	257	265	271	286	307	273	-21.3%	3.0%	-11.1%

注1)四捨五入の関係で合計や伸び率の計算値と表中の値が一致しない場合がある。

出典:「多摩地域の温室効果ガス排出量(1990 年度～2014 年度)(平成 29 年3月)」(オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」)

7　環境影響評価の項目

環境影響評価の項目の選定手順は、図 7-1 に示すとおりである。

環境影響評価の項目は、対象事業の事業計画案の内容から環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係を検討することにより、表 7-1 に示すとおり選定した。

選定した項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスの 13 項目である。

なお、本事業期間中、既存ごみ焼却施設及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設が稼働することから、これらの影響について総合的に予測・評価を行うものとする。

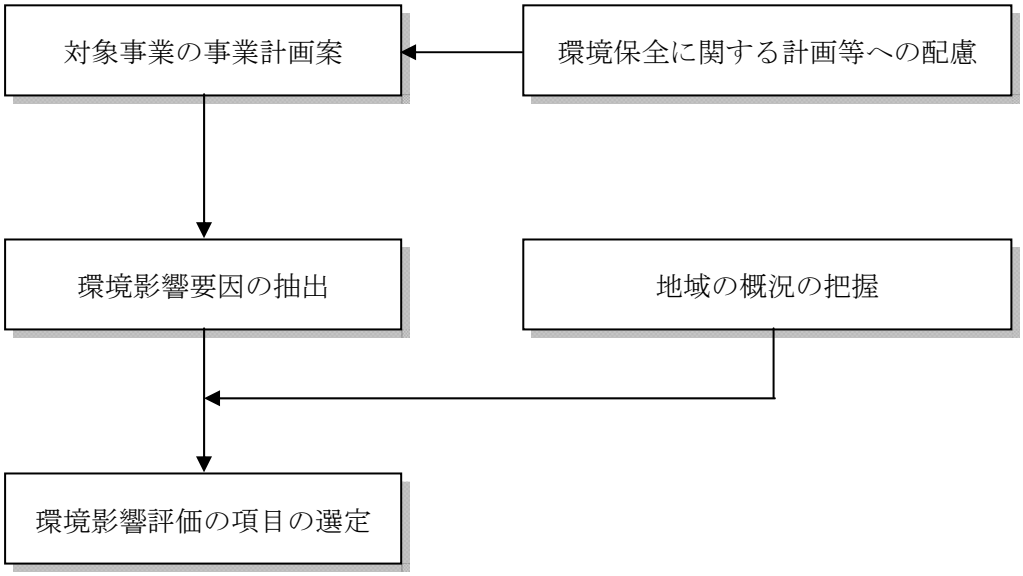

図 7-1　環境影響評価の項目の選定手順

表 7-1　環境影響要因の環境影響評価の項目との関連

環境影響評価の項目	区分／環境影響要因／予測する事項	工事の施行中				工事の完了後		
		土地の掘削	解体・建設工事に伴う廃棄物等	建設機械の稼働	工事用車両の走行	施設の存在	施設の稼働	廃棄物等運搬車両の走行
大気汚染	二酸化硫黄						○	
	浮遊粒子状物質			○	◎		○	●
	二酸化窒素			○	◎		○	●
	ダイオキシン類						○	
	塩化水素						○	
	水銀						○	
悪臭	臭気指数						●	
騒音・振動	建設作業騒音・振動			◎				
	工場騒音・振動・低周波音						●	
	道路交通騒音・振動				◎			●
水質汚濁	－							
土壌汚染	土壌中の有害物質の濃度、地下水への溶出の可能性の有無、汚染土壌の量、新たな土地への拡散の可能性の有無	○						
地盤	地盤の変形の範囲及び程度	○				○		
	地盤沈下の範囲及び程度	○				○		
地形・地質	－							
水循環	地下水の水位、流況の変化の程度	○				○		
	表面流出量の変化の程度					○		
生物・生態系	動物相の変化の内容及びその程度			◎			●	
	生息（育）環境の変化の内容及びその程度			◎			●	
	陸域生態系の変化の内容及びその程度			◎			●	
日影	冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の変化の程度					●		
	日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の変化の程度					●		
電波障害	テレビ電波の遮蔽障害及び反射障害					●		
風環境	－							
景観	地域景観の特性の変化の程度					●		
	代表的な眺望点からの眺望の変化の程度					●		
	圧迫感の変化の程度					●		
史跡・文化財	－							
自然との触れ合い活動の場	自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度			◎	◎		●	●
	自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度				◎			●
廃棄物	廃棄物及び建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分方法等		○				●	
温室効果ガス	温室効果ガスの排出量及びその削減の程度						○	

注 1)○：（仮称）新ごみ焼却施設の影響について環境影響評価を行う項目を示す。
◎：既存ごみ焼却施設及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の稼働を踏まえ、予測・評価する環境影響評価項目を示す。
●：（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の稼働を踏まえ、予測・評価する環境影響評価項目を示す。

7.1　選定した項目及びその理由

選定した項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスの13項目であり、その選定理由は、以下に示すとおりである。

7.1.1　大気汚染

工事の施行中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う排出ガスが計画地周辺の大気質に影響を及ぼすことが予想されるため、環境影響評価の項目として選定する。工事用車両の走行については、既存ごみ焼却施設及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の廃棄物等運搬車両の影響についても考慮する。

予測項目としては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を選定する。

工事の完了後においては、施設の稼働による煙突排出ガス及び廃棄物等運搬車両の走行による影響が考えられることから環境影響評価の項目として選定する。廃棄物等運搬車両の走行については、（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の廃棄物等運搬車両の影響についても考慮する。

予測項目としては、施設の稼働については処理対象物質及び処理工程等を考慮して、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素、水銀とし、廃棄物等運搬車両の走行については、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質とする。

なお、微小粒子状物質及び光化学オキシダントについては、発生源からの寄与を定量化する手法が確立されていないため、予測対象物質から除外する。ただし、微小粒子状物質については、現況を把握するため、現地調査を行い、事後調査において確認を行うこととする。

7.1.2　悪臭

工事の完了後においては、施設の稼働による煙突、ごみピットを発生源とする臭気の拡散により、周辺の環境への影響が考えられることから環境影響評価の項目として選定する。（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の稼働による影響についても考慮する。

なお、既存施設の解体工事に先立ち、ごみピットの清掃を行い、付着した堆積物を取り除くことにより、解体工事中の臭気の拡散による影響はないと考えられるため、工事の施行中については、環境影響評価の項目としない。

7.1.3　騒音・振動

工事の施行中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから環境影響評価の項目として選定する。建設機械の稼働については、既存ごみ焼却施設及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の稼働に伴う影響との複合影響についても検討する。また、工事用車両の走行については、既存ごみ焼却施設及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の廃棄物等運搬車両の影響についても考慮する。

工事の完了後においては、施設の稼働及び廃棄物等運搬車両の走行による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。施設の稼働については、（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の稼働の影響についても考慮する。また、廃棄物等運搬車両の

走行については、（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の廃棄物等運搬車両の影響についても考慮する。

7.1.4　土壌汚染

計画地内において実施した土壌汚染の現地調査により、「鉛及びその化合物」の含有量が、一部の区域において汚染土壌処理基準を超過していることが確認されている。工事の施行中においては、建設工事により建設発生土が発生し、敷地外へ搬出されるため、計画地周辺の環境に影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。

工事の完了後においては、現在の表土は掘削・除去されており、敷地外への搬出はない。また、灰等の運搬にあたっては、天蓋付きの運搬車両を使用するとともに、建物内の閉め切った空間で灰等を積み込むため、一般環境中に灰等が飛散することはない。

さらに、プラント排水については、下水排除基準に適合するように処理したのち、公共下水道に放流するとともに、排出ガス中のダイオキシン類についてもダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準以下の濃度に処理して排出する。

このため、工事の完了後については土壌汚染を予測・評価項目としない。

7.1.5　地盤

工事の施行中においては、掘削工事及びそれに伴う山留め壁の設置により、地盤の変形及び地盤沈下への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。

工事の完了後においては、ごみピット等の地下構造物の存在により地盤の状況への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。

7.1.6　水循環

工事の施行中においては、掘削工事及びそれに伴う山留め壁の設置に伴い地下水の水位及び流況への影響が考えられることから環境影響評価の項目として選定する。

工事の完了後においては、地下構造物等の存在に伴い地下水の水位及び流況への影響が考えられること、並びに地表構造物の設置に伴い、雨水の表面流出量への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。

7.1.7　生物・生態系

工事の施行中においては、建設機械の稼働に伴い発生する騒音により陸上動物の生息環境に変化が生じることが考えられることから環境影響評価の項目として選定する。既存ごみ焼却施設及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の稼働に伴う影響についても考慮する。

工事の完了後においては、施設の稼働に伴い発生する騒音により陸上動物の生息環境に変化が生じることが考えられることから環境影響評価の項目として選定する。（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の稼働の影響についても考慮する。

なお、工事に伴い発生する排水及び工事完了後の施設からの生活排水、プラント排水及び雨水排水は、いずれも公共下水道へ排出し、周辺の河川や用水へは排出しない。したがって、河川や用水に影響を及ぼすことはないことから、水生生物は環境影響評価の項目としない。

7.1.8　日影

工事の完了後においては、新施設の建設による形状の変更により、日影の状況の変化による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の存在の影響についても考慮する。

7.1.9　電波障害

工事の完了後においては、新施設の建設による形状の変更により、テレビ電波（地上デジタル波・衛星放送）の遮蔽障害及び反射障害が生じると考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の存在の影響についても考慮する。

7.1.10　景観

工事の完了後においては、新施設の建設による形状の変更により、地域景観の特性、眺望景観及び圧迫感に変化が生じると考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の存在の影響についても考慮する。

7.1.11　自然との触れ合い活動の場

工事の施行中においては、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場に対して、建設機械の稼働や工事用車両の走行による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。建設機械の稼働については、既存ごみ焼却施設及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の稼働に伴う自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度に与える影響との複合影響についても検討する。また、工事用車両の走行については、既存ごみ焼却施設及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の廃棄物等運搬車両の影響についても考慮する。

工事の完了後においては、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場に対して、施設の稼働や廃棄物等運搬車両の走行による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の稼働及び廃棄物等運搬車両の走行による影響についても考慮する。

7.1.12　廃棄物

工事の施行中においては、建築物等の解体・撤去及び建設により廃棄物、建設発生土が発生することから、環境影響評価の項目として選定する。

工事の完了後においては、施設の稼働に伴い、主灰、飛灰及び脱水汚泥が発生することから、環境影響評価の項目として選定する。（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の稼働による影響についても考慮する。

7.1.13　温室効果ガス

工事の完了後においては、施設の稼働に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定する。

7.2　選定しなかった項目及びその理由

選定しなかった項目は、水質汚濁、地形・地質、風環境、史跡・文化財の 4 項目であり、選定しなかった理由は以下に示すとおりである。

なお、これらの項目の中で、今後の具体的な事業計画により新たに環境に影響を及ぼすおそれが生じた場合は、該当する項目について改めて環境影響評価の項目として選定する。

7.2.1　水質汚濁

工事の施行中においては、既存建築物等の解体工事において洗浄などにより発生する排水は、既存施設内又は仮設の排水処理設備へ送り、下水排除基準に適合するよう処理した後、公共下水道へ排出する。また、建設工事において発生する排水は、沈砂槽等により下水排除基準に適合するように処理した後、公共下水道へ排出する。

工事の完了後においては、施設からの生活排水は、公共下水道に直接排出するものとし、プラント排水は、凝集沈殿ろ過方式等の排水処理を行った後、可能な限りプラント用水等として再利用し、余剰分については下水排除基準以下に処理して公共下水道に排出する。また、雨水は、既存の公共桝を介して公共下水道へ排出する。ただし、公共下水道の許容雨水量以上の雨水は、浸透及び必要に応じて一時貯留する。屋根への降雨水は極力プラント用水等として再利用する。

排水処理設備には自動制御システムを採用し常時監視を行うため、運転中に貯槽から排水が溢れることはない。また、排水処理設備の配管等は露出として設置するため、容易に点検が可能で、正常な運転状態を保つことができる。さらに、万一漏洩するようなことがあったとしても､排水処理設備室内の側溝で集水し､排水処理系統に戻すと共に、排水処理設備は全て防水構造とすることから、建物外部に排水が流出することはない。

主灰及び飛灰の処理についても、専用の灰搬出車により搬出されるため、一般環境中に漏れ出ることはない。排水処理設備及び灰処理設備とも閉鎖処理系統のため、排水、主灰及び飛灰に起因する地下水汚染は起こらない。

以上のことから、水質汚濁を環境影響評価の項目として選定しない。

7.2.2　地形・地質

計画地及びその周辺には、学術上あるいは景観上特に配慮すべき地形及び地質の分布は認められない。また、計画地に隣接する自然斜面や法面は存在せず、本事業の実施が土地の安定性に影響を及ぼすことはない。

以上のことから、地形・地質を環境影響評価の項目として選定しない。

7.2.3　風環境

建替え後の建物の最高高さは地上 22m であり、一般に風害が発生するといわれている地上約 50～60m 以上の高い建築物ではないため、周辺地域の風環境に影響を及ぼすおそれはない。また、煙突高さは既存４・５号ごみ焼却施設より低い 59.5m と計画していることから、風環境への影響は少ないと考えられる。

以上のことから、風環境を環境影響評価の項目として選定しない。

7.2.4　史跡・文化財

計画地内及びその周辺の史跡・文化財として、玉川上水が計画地の南側に隣接しているが、本事業は、計画地内の施設の建替えを行うものであり、本事業の実施により史跡・文化財への影響はない。また、本事業に伴い未周知の史跡・文化財（埋蔵文化財）を発見した場合は、その現状を変更することなく、関係機関へ報告し適切な措置を講じる。

以上のことから、史跡・文化財を環境影響評価の項目として選定しない。

8　調査等の手法

8.1　調査等の概要

事業の内容及び地域の概況の把握結果から、環境影響評価の項目として選定した、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガスについての調査等の概要は、表 8.1-1 に示すとおりである。

表 8.1-1(1)　調査等の概要

項目	調査		予測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
大気汚染	①大気質の状況 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 二酸化窒素 ダイオキシン類 塩化水素 水銀 微小粒子状物質 ②気象の状況 風向、風速、気温、湿度、日射量、放射収支量 ③地形及び地物の状況 ④土地利用の状況 ⑤発生源の状況 ⑥自動車交通量等の状況 ⑦法令による基準等	〈既存資料調査〉 ・大気質に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 〈現地調査〉 ①大気質の状況 ・法令等に定める測定方法により、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素、水銀、微小粒子状物質を測定する。 ②気象の状況 ・指針に準じた方法により、風向・風速等を測定する。 ⑥自動車交通量等の状況 ・車種分類別、方向別にマニュアルカウンターを用いて測定する。 ・平均走行速度はスピードガンを用いて測定する。 ・渋滞調査は目視により観測する。 ・信号現示はストップウォッチを用いて計測する。	〈工事の施行中〉 ・建設機械の稼働に伴う大気質 ・工事用車両の走行に伴う大気質	・大気拡散式により長期（年間）平均濃度を算定する。 有風時：プルーム式 弱風時・無風時：パフ式	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める基準 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に定める基準 ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の低質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定める基準 ・「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定について」（昭和 52 年環大規第 177 号）に示された目標環境基準濃度 ・「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」に定める指針値
			〈工事の完了後〉 ・施設の稼働に伴う大気質 ・廃棄物等運搬車両の走行に伴う大気質	・施設の稼働に伴う大気質については、大気拡散式により長期（年間）平均濃度及び短期（1時間値）高濃度を算定する。なお、風洞実験により地形、周辺建物の影響の検討を行う。 ・廃棄物等運搬車両の走行に伴う大気質については、大気拡散式により長期（年間）平均濃度を算定する。 有風時：プルーム式 弱風時・無風時：パフ式	

注 1）工事用車両の走行に伴う大気質は、既存ごみ焼却施設及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の廃棄物等運搬車両の走行による影響を加味して予測する。廃棄物等運搬車両の走行に伴う大気質は、（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の廃棄物等運搬車両の走行による影響について加味して予測する。

注 2）微小粒子状物質は、調査のみとする。

表 8.1-1(2)　調査等の概要

項目	調　査		予　測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
悪臭	①臭気の状況 　臭気指数 ②気象の状況 ③地形及び地物の状況 ④土地利用の状況 ⑤発生源の状況 ⑥法令による基準等	〈既存資料調査〉 ・悪臭に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 〈現地調査〉 ①臭気の状況 ・「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成７年環境庁告示第 63 号)の規定に定める方法とする。 ②気象の状況 ・試料採取時において、風向･風速は簡易風向風速計により測定、温度･湿度は簡易温度･湿度計により測定を行う。	〈工事の完了後〉 ・施設の稼働に伴う臭気の状況 敷地境界 ・臭気指数 煙突等気体排出口 ・臭気排出強度 排出水 ・臭気指数	・施設から漏洩する悪臭については、本事業による悪臭防止対策をもとに既存施設の稼働時における現地調査結果を類似事例として参照する方法とする。 ・煙突から拡散する悪臭については、プルーム式を用いて拡散計算を行う。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・「悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準」（平成 24 年３月 23 日小平市告示第 47 号)に定める基準 ・「東京都環境確保条例」に定める基準

注 1) 臭気の状況は、(仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設の稼働による影響を加味して予測を行う。

表 8.1-1(3)　調査等の概要

項目	調査		予測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
騒音・振動	①騒音・振動の状況 ②土地利用の状況 ③発生源の状況 ④自動車交通量等の状況 ⑤地盤及び地形の状況 ⑥法令による基準等	〈既存資料調査〉 ・騒音・振動に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 〈現地調査〉 ①騒音・振動の状況 ・騒音は、「騒音に係る環境基準について」に定める方法とする。振動は、「振動規制法施行規則」及び「JIS Z 8735 振動レベル測定方法」に定める測定方法とする。低周波音は、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年環境庁）に定める方法とする。 ④自動車交通量等の状況 ・車種分類別、方向別にマニュアルカウンターを用いて測定する。 ・平均走行速度はスピードガンを用いて測定する。 ・渋滞調査は目視により観測する。 ・信号現示はストップウォッチを用いて計測する。 ⑤地盤及び地形の状況(地盤卓越振動数) ・「道路環境影響評価の技術手法」（国土交通省国土技術政策総合研究所平成 24 年度版）に定める方法とする。	〈工事の施行中〉 ・建設機械の稼働に伴う騒音・振動 ・工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動	・建設機械の稼働に伴う騒音については日本音響学会のモデル式、振動については伝搬理論式により算定する。 ・工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音については日本音響学会のモデル式、振動については「道路環境影響評価の技術手法」により算定する。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省･建設省告示第 1 号)に定める基準 ・「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号)に基づく特定建設作業の規制に関する基準 ・「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)に定める基準 ・「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）」に定める基準 ・「騒音規制法の規定に基づく指定地域の規制基準」（平成 24 年 3 月 23 日小平市告示第 41 号）に定める基準 ・「振動規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準」(平成 24 年 3 月 23 日小平市告示第 45 号)に定める基準 ・「東京都環境確保条例」に定める基準 ・低周波音に係る感覚閾値、心理的影響、物的影響の既存知見による参考値
			〈工事の完了後〉 ・施設の稼働に伴う騒音・振動・低周波音 ・廃棄物等運搬車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動	・施設の稼働に伴う騒音・振動については、伝搬理論式によりを算定する。 ・低周波音については、既存施設の稼働時における現地調査結果を類似事例として参照する方法とする。 ・廃棄物等運搬車両の走行に伴う道路交通の騒音については日本音響学会のモデル式、振動については「道路環境影響評価の技術手法」により算定する。	

注 1）工事の施行中及び完了後の騒音・振動は、既存ごみ焼却施設及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の稼働による影響や廃棄物等運搬車両の走行による影響を加味して予測する。

表 8.1-1(4)　調査等の概要

項目	調　査		予　測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
土壌汚染	①土地利用の履歴等の状況 ②土壌汚染の状況 ③地形、地質、地下水及び土壌の状況 ④気象の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥発生源の状況 ⑦利水の状況 ⑧法令による基準等	〈既存資料調査〉 ・土壌汚染に係る最新の資料を収集し、整理を行う。	〈工事の施行中〉 ・土壌中の有害物質の濃度、地下水への溶出の可能性の有無、汚染土壌の量、新たな土地への拡散の可能性の有無	・現況調査結果及び建設工事に伴って発生する建設発生土の量、処理・処分方法を検討し、施工計画の内容から予測する方法等とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成３年環境庁告示第46号)に定める基準 ・「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成９年環境庁告示第10号)に定める基準 ・「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」（平成11年１月29日付環水企第29号・環水土第11号） ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）に定める基準 ・「東京都環境確保条例」に定める基準
地盤	①地盤の状況 ②地下水の状況 ③地盤沈下又は地盤の変形の状況 ④土地利用の状況 ⑤法令による基準等	〈既存資料調査〉 ・地盤に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 〈現地調査〉 ②地下水の状況 ・地下水位計を用いた連続観測による方法とする。	〈工事の施行中〉 掘削工事及びそれに伴う山留め壁の設置による地盤の変形の範囲及び程度、地盤沈下の範囲及び程度 〈工事の完了後〉 地下構造物の存在による地盤の変形の範囲及び程度、地盤沈下の範囲及び程度	・工事施工計画及び環境保全のための措置等を基に、地下水に影響を及ぼす程度、また、それに伴う地盤沈下及び地盤の変形の程度を把握して予測する方法等とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・地盤沈下及び地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと。

表 8.1-1(5)　調査等の概要

項目	調　査		予　測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
水循環	①水域の状況 ②気象の状況 ③地形・地質及び土質等の状況 ④水利用の状況 ⑤植生の状況 ⑥土地利用の状況 ⑦法令による基準等	〈既存資料調査〉 ・水循環に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 〈現地調査〉 ①水域の状況 ・地下水位計を用いた連続観測による方法とする。	〈工事の施行中〉 ・掘削工事及びそれに伴う山留め壁の設置による地下水の水位、流況の変化の程度 〈工事の完了後〉 ・地下構造物等の存在に伴う地下水の水位、流況の変化の程度 ・地表構造物の設置に伴う表面流出量の変化の程度	・工事施工計画及び環境保全のための措置を基に、水循環の程度を予測する方法等とする。	現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・周辺の地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと
生物・生態系	生物 ①陸上動物の状況 ・哺乳類 ・鳥類 ・は虫類及び両生類 ・昆虫類 ②生息（育）環境 ③法令による基準等 生態系 ①陸域生態系の状況 ②法令による基準等	〈既存資料調査〉 ・生物・生態系に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 〈現地調査〉 生物 ①陸上動物の状況 ・哺乳類は任意観察、フィールドサイン法、トラップ法、無人撮影法とする。鳥類はラインセンサス法、定点観察、任意観察とする。は虫類及び両生類は任意観察とする。昆虫類は任意採集、ライト・ベイトトラップ法とする。 ②生息（育）環境 ・植物社会学的調査法とする 生態系 ①陸域生態系の状況 ・生物の調査方法に準ずる。	〈工事の施行中及び工事の完了後〉 ・動物相の変化の内容及びその程度 ・生息（育）環境の変化の内容及びその程度 ・陸域生態系の変化の内容及びその程度	生物 ・事業計画を基に、陸上動物並びに生息（育）環境の変化の程度を把握して予測する方法とする。 生態系 ・事業計画を基に、陸域生態系の変化の程度を把握して予測する方法とする。	現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成４年法律第 75 号)に定める基準とする。 ・「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成 12 年 12 月 22 日条例第 216 号)に定める基準とする。

注 1）生物・生態系の工事の施行中及び完了後は、既存ごみ焼却施設及び(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設)の稼働による影響を加味して予測を行う。

表 8.1-1(6)　調査等の概要

項目	調　査		予　測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
日影	①日影の状況 ②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況 ③既存建築物の状況 ④地形の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥法令による基準等	〈既存資料調査〉 日影に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 〈現地調査〉 ①日影の状況 ・主要な地点における日影の状況は、現地で天空写真を撮影する方法等とする。 ②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況 ・現地調査等により把握する方法とする。 ③既存建築物の状況 ・現地調査等により把握する方法とする。	〈工事の完了後〉 ・冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の変化の程度 ・日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の変化の程度	・施設による冬至日の 8 時～16 時（真太陽時）の時刻別日影図及び等時間日影図を、コンピュータにより計算・作図する方法とする。 ・現況の天空写真に施設（煙突含む）の完成予想図を合成した天空図を作成し、予測する方法とする。	現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）に定める基準 ・「東京都日影による中高層建築物の高さ制限に関する条例」（昭和 53 年 7 月 14 日条例第 63 号）に定める基準

注 1)（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の存在による影響を加味して予測を行う。

表 8.1-1(7)　調査等の概要

項目	調　査		予　測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
電波障害	①テレビ電波の受信状況 ・テレビ受信画質の状況 ・テレビ電波の強度の状況 ・隣接県域テレビ放送の視聴実態 ・共同アンテナの設置状況等テレビ電波の受信形態 ※調査対象は地上デジタル波であるが、必要に応じて衛星放送（BS･CS）の受信状況も調査する。 ②テレビ電波の送信状況 ③高層建設物及び住宅等の分布状況 ④地形の状況	〈既存資料調査〉 ・テレビ電波障害に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 〈現地調査〉 ①テレビの受信状況 ・テレビ電波の受信画質の調査は､「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送)･地上デジタル放送テレビ受信状況調査要領」(平成22年３月、社団法人日本CATV技術協会）及び「建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送2005.3)」(平成17年３月､社団法人日本CATV 技術協会)に定める方法とする。 ・テレビ電波の強度の調査は、電波測定車等を使用する路上調査により行う。 ・隣接県域テレビ放送の視聴実態については、電波到来方向を向いているアンテナの状況確認及び聞き取り調査等の方法とする。 ・受信形態については、聞き取り等の方法とする。	〈工事の完了後〉 ・施設の存在に伴うテレビ電波（地上デジタル波、衛星放送(BS、CS)）の遮蔽障害及び反射障害	・「建造物によるテレビ受信障害調査要領(地上デジタル放送)･地上デジタル放送テレビ受信状況調査要領」（平成22年３月、社団法人日本CATV技術協会）に基づき障害範囲の予測を行う。 ・「建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送2005.3）」（平成17年３月、社団法人日本CATV技術協会）に基づき、障害範囲の予測を行う。 ・衛星放送の障害予測は、遮蔽障害距離及び見通し線から許容隔離距離を求める方法により行う。	現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・テレビ電波の受信障害を起こさないこと。

注 1)（仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の存在による影響を加味して予測を行う。

表 8.1-1(8)　調査等の概要

項目	調　査		予　測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
景観	①地域景観の特性 ②代表的な眺望地点及び眺望の状況 ③圧迫感の状況 ④土地利用の状況 ⑤景観の保全に関する方針等 ⑥法令による基準等	〈既存資料調査〉 ・景観に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 〈現地調査〉 ①地域景観の特性 ・現地踏査及び写真撮影とする。 ②代表的な眺望地点における景観の状況 ・現地踏査及び写真撮影とする。 ③圧迫感の状況 ・現地踏査及び写真撮影とする。	〈工事の完了後〉 ・主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度 ・代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 ・圧迫感の変化の程度	・対象事業の種類及び規模、地域景観の特性を考慮して定性的に予測する。 ・計画建物による眺望地点からの眺望の変化を、完成予想図（フォトモンタージュ）の作成により予測する。 ・天空写真に計画建築物の射影を合成し圧迫感の指標のひとつである形態率を算定し、現況との比較を行う方法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・「東京都景観計画」等を勘案して評価する。 ・圧迫感の軽減を図ること
自然との触れ合い活動の場	①主要な自然との触れ合い活動の場の状況 ②地形等の状況 ③土地利用の状況 ④自然との触れ合い活動の場に係る計画等 ⑤法令による基準等	〈既存資料調査〉 ・自然との触れ合い活動の場に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 〈現地調査〉 ①主要な自然との触れ合い活動の場の状況 ・利用状況の現地調査と、設備の設置状況の写真撮影とする。	〈工事の施行中〉 ・建設機械の稼働等に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度 ・工事用車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度 〈工事の完了後〉 ・施設の稼働等に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度 ・廃棄物等運搬車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度	・自然との触れ合い活動の場の位置や、利用状況と事業計画を重ね合わせる定性的な予測とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・「東京都環境基本計画」、「小平市第二次環境基本計画」等に定める自然との触れ合い活動の場に関する目標、方針等

注 1）景観は、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の存在による影響を加味して予測を行う。
注 2）工事の施行中及び完了後の自然との触れ合い活動の場は、既存ごみ焼却施設及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の稼働による影響や廃棄物等運搬車両の走行による影響を加味して予測する。

表 8.1-1(9)　調査等の概要

項目	調査		予測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
廃棄物	①撤去構造物及び伐採樹木等の状況 ②建設発生土の状況 ③特別管理廃棄物の状況 ④廃棄物の処理の状況 ⑤法令による基準等	〈既存資料調査〉 ・廃棄物に係る最新の資料を収集し、整理を行う。	〈工事の施行中〉 ・建設工事及び建設物等の解体・撤去に伴う解体廃棄物及び建設廃棄物並びに建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分方法等	・建設工事、建築物等の解体・撤去に伴い発生する廃棄物の種類ごと及び建設発生土の排出量並びに処理・処分方法を検討し、原単位及び他施設の解体実績結果を類似事例として算出する方法並びに施工計画の内容から予測する方法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第110号)に準ずる事業者の責務 ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年法律第48号)に定める事業者の責務 ・「小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例」(平成4年条例第25号)に定める事業者の責務
			〈工事の完了後〉 ・施設の稼働に伴う廃棄物の種類、排出量、再利用量及び処理・処分方法等	・施設の稼働に伴い発生する廃棄物の種類、量及び処理・処分方法を検討し、既存施設の発生量実績及び事業計画の内容に基づき予測する方法とする。	
温室効果ガス	①原単位の把握 ②対策の実施状況 ③地域内エネルギー資源の状況 ④温室効果ガスを使用する設備機器の状況 ⑤法令による基準等	〈既存資料調査〉 ・温室効果ガスに係る最新の資料を収集し、整理を行う。	〈工事の完了後〉 ・施設の稼働に伴い排出される温室効果ガスの排出量及びその削減の程度	・施設の稼働に伴うエネルギー(電気、都市ガス等)使用量及びごみ焼却量から温室効果ガス排出の原単位を基に温室効果ガスの排出量を算出する方法とする。 ・ごみ発電、余熱の場内利用及び場外への供給等のエネルギー量から、温室効果ガスの削減量を算出する方法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(昭和54年法律第49号)に定める基準 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)に定める基本方針 ・「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」(平成28年12月東京都)に定める目標等

注 1）廃棄物は、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の稼働による影響を加味して予測を行う。

8.2 項目別の調査等の手法

8.2.1 大気汚染

(1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8.2-1 に示すとおりである。

表 8.2-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①大気質の状況 ②気象の状況 ③地形及び地物の状況 ④土地利用の状況 ⑤発生源の状況 ⑥自動車交通量等の状況 ⑦法令による基準等	工事の施行中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い発生する排出ガス、並びに、工事の完了後における煙突排出ガス及び廃棄物等運搬車両の走行に伴い発生する排出ガスが、計画地周辺の大気質に影響を及ぼすことが考えられるため、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査方法

調査方法は表 8.2-2（既存資料調査）及び表 8.2-3（現地調査）に、現地調査地点は図 8.2-1 に示すとおりである。

表 8.2-2 調査方法（既存資料調査）

調査事項	調査範囲	使用する主な資料	備考
①大気質の状況 ・二酸化硫黄 ・浮遊粒子状物質 ・二酸化窒素 ・ダイオキシン類 ・水銀 ・微小粒子状物質	計画地及びその周辺	・「大気汚染常時測定局測定結果報告」（東京都）	最新の資料を参考とする。
②気象の状況 ・風向、風速 ・大気安定度		・「気象月報」（気象庁） ・「大気汚染常時測定局測定結果報告」（東京都）	
③地形及び地物の状況		・「地形図」（国土地理院） ・「地形分類図」（東京都） ・「東京都土地利用現況図」（東京都）	
④土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画図」	
⑤発生源の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「東京都環境白書」（東京都） ・「東京都内自動車走行量及び排出ガス量将来予測調査報告書」（東京都）	
⑥自動車交通量等の状況		・「道路交通センサス」（国土交通省）	
⑦法令による基準等		・「環境基本法」 ・「大気汚染防止法」 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」 ・「東京都環境確保条例」（東京都）	

表 8.2-3　調査方法（現地調査）

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①大気質の状況 環境大気質 ・二酸化硫黄 ・浮遊粒子状物質 ・二酸化窒素 ・ダイオキシン類 ・塩化水素 ・水銀 ・微小粒子状物質 道路沿道大気質 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	計画地及び周辺における一般的な大気汚染の状況を把握する。 ・環境大気質 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素、水銀は、計画地及びその周辺の東西南北の５地点とする。微小粒子状物質は計画地の１地点とする。 ※煙突排出ガスの事前拡散検討による最大着地濃度出現距離（650m）をもとに設定。 ・道路沿道大気質 計画地周辺の廃棄物等運搬車両が走行する道路沿道の５地点とする。 公定法(NO_2, SPM) ２地点、簡易法(NO_2) ３地点 なお、①地点は簡易法(NO_2)も実施する。	・環境大気質 計画地周辺の現状の大気質の状況を把握でき、計画地周辺の既存大気測定局との関連性が把握できる時期とし、14日間連続の４季調査とする。ダイオキシン類は７日間連続の４季調査とする。 ・道路沿道大気質 ７日間連続の４季調査とする。	・「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める方法とする。 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に定める方法（以下、「公定法」という）とする。ただし、道路沿道大気質は公定法及び横浜市環境研究所が提唱したPTIO法に定める方法（以下、「簡易法」という）とする。 ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定める方法とする。 ・「大気汚染物質測定法指針」（昭和 62 年、環境庁大気保全局）に定める方法とする。 ・有害大気汚染物質測定方法マニュアル水銀・ベンゾ[a]ピレン（平成 11 年３月環境庁）に定める方法とする。 ・「微小粒子状物質に係る環境基準について」（平成 21 年、環境省告示第 33 号）に定める方法とする。
②気象の状況 地上気象 ・風向、風速 ・気温、湿度 ・日射量 ・放射収支量 高層気象 ・気温、風向、風速	地上気象の風向及び風速は既存ごみ焼却施設屋上に、日射量は廃水処理施設屋上に、気温、湿度、放射収支量は計画地内とする。 高層気象は計画地内の１地点とする。	地上気象は環境大気質調査期間を含む 365 日観測とする。 高層気象は、４季調査で各季５日間とし、１日４回６時間毎の観測とする。	・「地上気象観測指針」（平成 14 年気象庁）に定める方法に準拠。 ・「高層気象観測指針」（平成７年気象庁）に定める方法に準拠する。測定高度は 2,000ｍまでとし、測定間隔は 50ｍ毎とする。
⑥自動車交通量等の状況 ・自動車交通量 ・横断歩道歩行者及び自転車交通量 ・平均走行速度 ・渋滞調査 ・信号現示	工事用車両、廃棄物等運搬車両等の主要ルート（断面）の５地点とする。 横断歩行者及び自転車交通量、渋滞調査、信号現示については東大和市道第 826 号線及び松の木通りが交わる交差点とする。	交通量（自動車、自転車等）は、道路沿道大気質の調査期間のうち、自動車が 24 時間、自転車等が昼間 12 時間とし、１時間ごとに調査する。 平均走行速度は 24 時間に１時間ごととする。 渋滞調査及び信号現示は昼間 12 時間に１時間ごととする。	・自動車交通量等は、車種分類別、方向別にマニュアルカウンターを用いて測定を行う。 ・平均走行速度は、スピードガンで毎時 10 台測定を行う。 ・渋滞調査は、渋滞長、滞留長を目視で毎正時 10 分間観察する。 ・信号現示は、信号サイクル長、スプリットタイムをストップウォッチで毎時１回計測する。

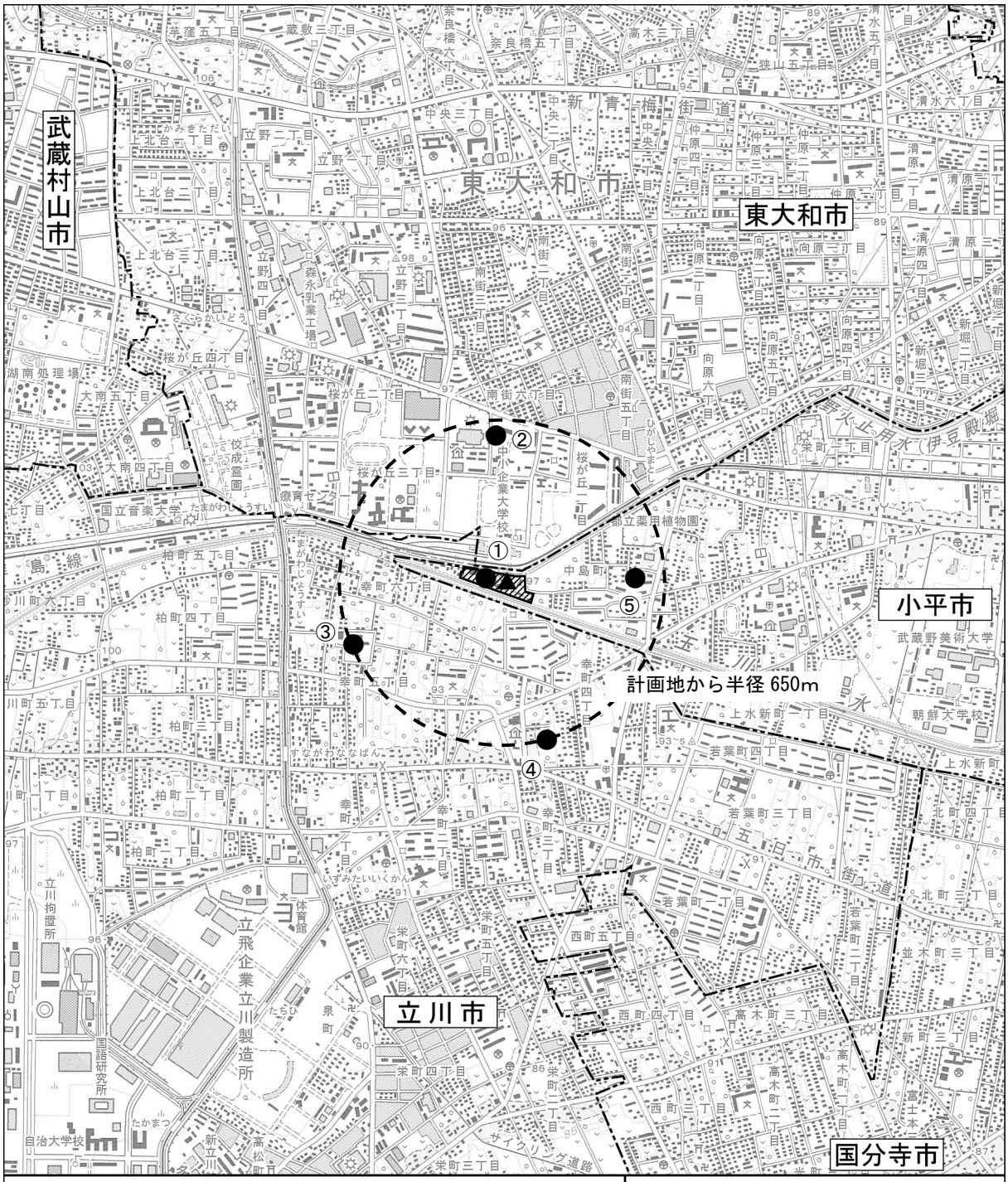

凡例

- ：計画地
- ：市界
- ●：環境大気質調査地点
  - ①計画地
  - ②中小企業大学校
  - ③立川市立幸小学校
  - ④幸四南公園
  - ⑤中島地域センター公園
- ▲：気象調査地点

N

1:25,000

0 250 500 1000m

注 1）計画地から半径 650m の円は、事前拡散検討による最大着地濃度出現距離

注 2）環境大気質のうち微小粒子状物質は①のみ実施

図 8.2-1(1)
大気質調査地点位置図
（環境大気質等）

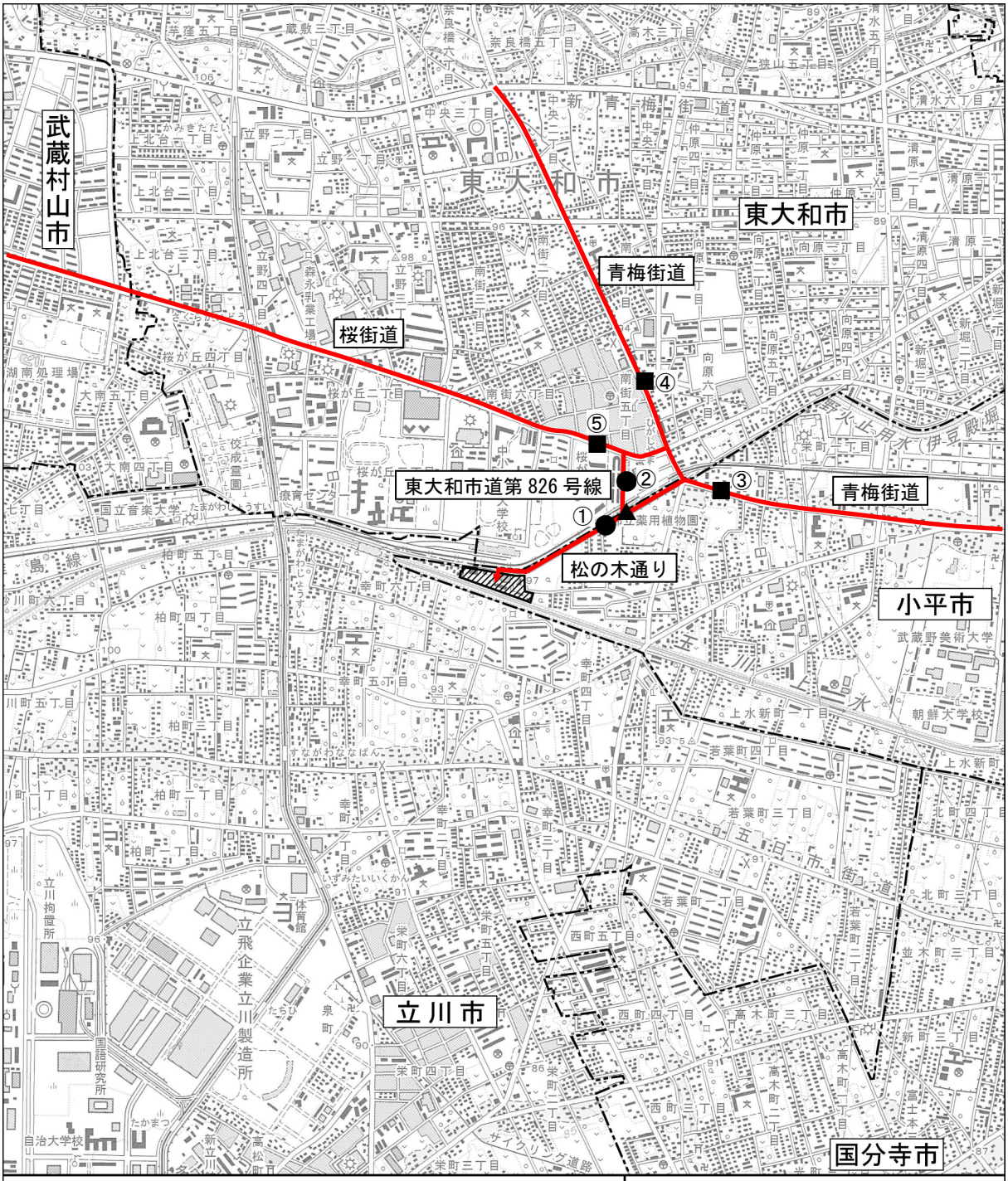

凡例

- ：計画地
- ：市界
- ：工事用車両・廃棄物等運搬車両走行ルート
- ●：道路沿道大気質（公定法）・交通量・平均走行速度調査地点
  ①松の木通り　②東大和市道第 826 号線
- ■：道路沿道大気質（簡易法）・交通量・平均走行速度調査地点
  ③青梅街道（小平市ルート）
  ④青梅街道（東大和市ルート）
  ⑤桜街道（武蔵村山市ルート）
- ▲：横断歩行者及び自転車交通量・渋滞調査・信号現示調査地点

N

1:25,000

0　250　500　1000m

図 8.2-1(2)
大気質調査地点位置図
（道路沿道大気質等）

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8.2-4 に示すとおりである。また、風洞実験の概要は表 8.2-5 に示すとおりである。

表 8.2-4　予測及び評価の方法

予測事項		予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の施行中	建設機械の稼働に伴う大気質 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点とする。	予想される最大着地濃度が出現する地点を含む範囲とする。	大気拡散式により長期（年間）平均濃度を算定する。 有風時:プルーム式 弱風時・無風時:パフ式	現地調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に定める基準 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に定める基準 ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の低質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定める基準 ・「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定について」（昭和 52 年環大規第 177 号）に示された目標環境基準濃度 ・「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）に定める指針値
	工事用車両の走行に伴う大気質 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	工事用車両の走行台数が最大となる時点とする。	工事用車両の主な走行経路上の地点とする。		
工事の完了後	施設の稼働に伴う大気質 ・二酸化硫黄 ・浮遊粒子状物質 ・二酸化窒素 ・ダイオキシン類 ・塩化水素 ・水銀	施設の稼働が通常の状態に達した時点とする。	予想される最大着地濃度が出現する地点を含む範囲とする。 ※計画地から寄与濃度が最大となる地点距離の概ね２倍の範囲とする。	施設の稼働に伴う大気質については、大気拡散式により長期(年間）平均濃度及び短期（１時間値)高濃度を算定する。なお、風洞実験により地形、周辺建物の影響の検討を行う。 廃棄物等運搬車両の走行に伴う大気質については、大気拡散式により長期（年間）平均濃度を算定する。 有風時：プルーム式 弱風時・無風時：パフ式	
	廃棄物等運搬車両の走行に伴う大気質 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質		廃棄物等運搬車両の主な走行経路上の地点とする。		

注 1）工事用車両の走行に伴う大気質は、既存ごみ焼却施設及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の廃棄物等運搬車両の走行による影響を加味して予測する。廃棄物等運搬車両の走行に伴う大気質は、（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の廃棄物等運搬車両の走行による影響について加味して予測する。

表 8.2-5　風洞実験の概要

項目	内容
模型	縮尺：1/2000 範囲：計画地周辺半径約 2.5 ㎞の範囲（≒想定最大着地濃度出現距離 650ｍの２倍＋１㎞）
実験	１ 煙流し実験 地形及び周辺建物の影響を受けた排ガス上昇過程で生じるダウンドラフトの有無及び鉛直変動を観察する。 風向：４方向（東西南北） 風速：煙突風下で排煙下端に間欠的な排煙の巻落としが見られる強風時風速１ケースとする。 ２ 定量拡散実験（地表濃度測定） 地形及び周辺建物の影響を受けた条件の下での高濃度(１時間値)を予測し、地形及び周辺建物の影響を考慮した際の地表面上の最大着地濃度及びその出現距離を求める。 風向：４方向 風速：計画地周辺の気象観測地点の年間平均風速を高度 59.5m相当に補正した風速及び強風時風速の２ケースとする。

注 1)範囲は、大気拡散計算による影響範囲の事前検討により設定した。

8.2.2 悪臭

(1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8.2-6 に示すとおりである。

表 8.2-6 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①臭気の状況 ②気象の状況 ③地形及び地物の状況 ④土地利用の状況 ⑤発生源の状況 ⑥法令による基準等	工事の完了後における施設の稼働に伴い、煙突、ごみピットを発生源とする臭気の拡散により、周辺の生活環境への影響が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査方法

調査方法は表 8.2-7（既存資料調査）及び表 8.2-8（現地調査）に、現地調査地点は図 8.2-2 に示すとおりである。

表 8.2-7 調査方法（既存資料調査）

調査事項	調査範囲	使用する主な資料	備考
①臭気の状況 ・臭気指数	計画地及びその周辺	・過去の調査結果等	最新の資料を参考とする。
②気象の状況 ・風向、風速 ・大気安定度		・「気象月報」（気象庁） ・「大気汚染常時測定局測定結果報告」（東京都）	
③地形及び地物の状況		・「地形図」（国土地理院） ・「地形分類図」（東京都） ・「東京都土地利用現況図」（東京都）	
④土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画図」	
⑤発生源の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「東京都環境白書」（東京都）	
⑥法令による基準等		・「環境基本法」 ・「悪臭防止法」 ・「東京都環境確保条例」（東京都）	

表 8.2-8 調査方法（現地調査）

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①臭気の状況 ・臭気指数	計画地敷地境界の４地点とする。	計画地敷地境界の現状の悪臭の状況を把握できる時期として、ごみの腐敗が進みやすい夏季に１回行う。	・「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成７年環境庁告示第 63 号）の規定に定める方法に準拠する。
②気象の状況 ・風向、風向 ・気温、湿度			・試料採取時において、風向・風速は簡易風向風速計により測定、温度・湿度は簡易温度・湿度計により測定を行う。

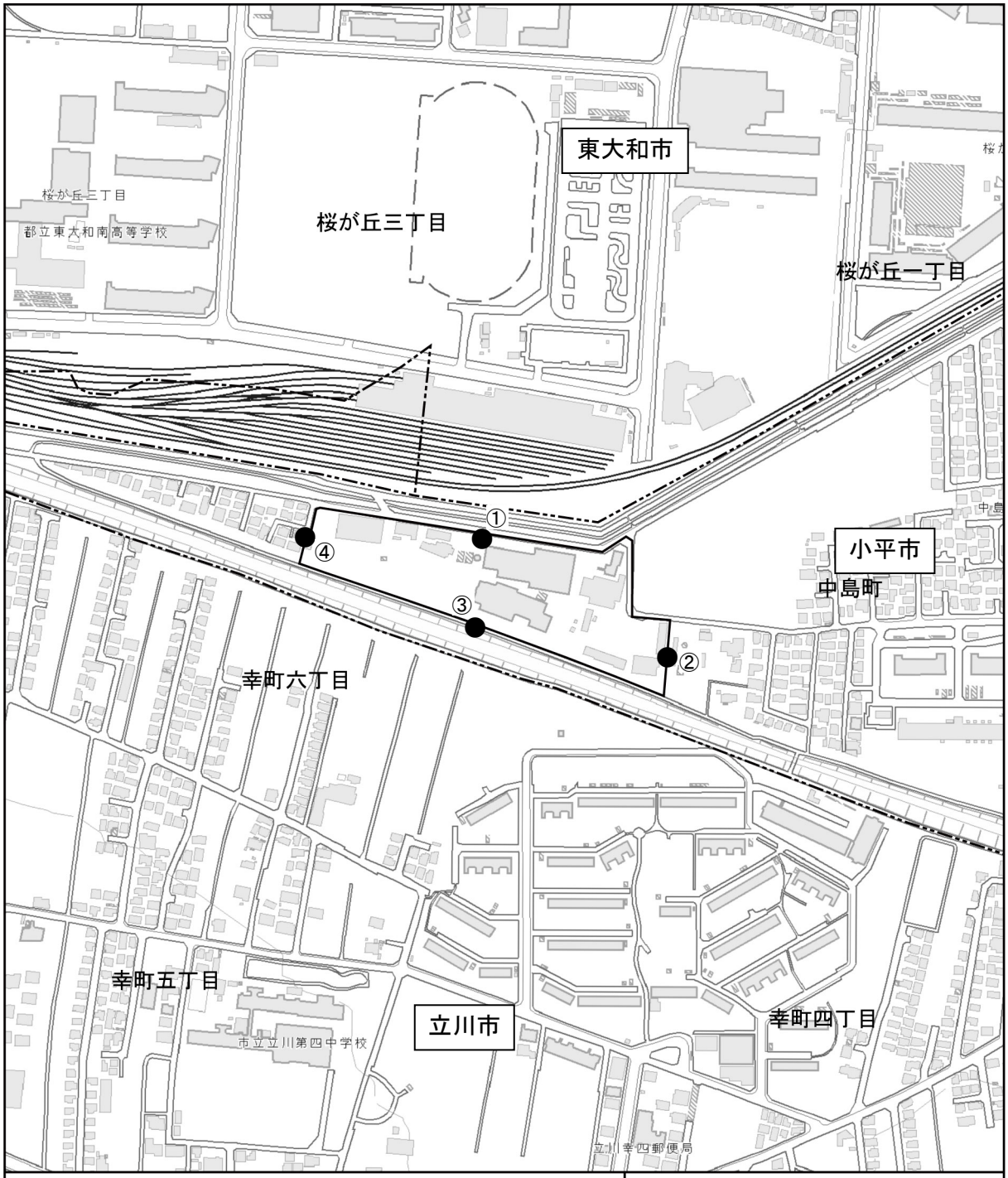

凡例

：計画地

：市界

：悪臭調査地点

①北側敷地境界

②東側敷地境界

③南側敷地境界

④西側敷地境界

N

1:5,000

0 50 100 200m

図 8.2-2
悪臭調査地点位置図

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8.2-9 に示すとおりである。

表 8.2-9　予測及び評価の方法

予測事項		予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の完了後	施設の稼働に伴う臭気の状況とする。 敷地境界 ・臭気指数 煙突等気体排出口 ・臭気排出強度 排出水 ・臭気指数	施設の稼働が通常の状態に達した時点とする。	計画地及びその周辺地域とする。	・施設から漏洩する悪臭については、本事業による悪臭防止対策をもとに既存施設の稼働時における現地調査結果を類似事例として参照する方法とする。 ・煙突から拡散する悪臭については、プルーム式を用いて拡散計算を行う。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・「悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準」（平成 24 年 3 月 23 日小平市告示第 47 号)に定める基準 ・「東京都環境確保条例」に定める基準

注 1）臭気の状況は、（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の稼働による影響を加味して予測を行う。

8.2.3 騒音・振動

(1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8.2-10 に示すとおりである。

表 8.2-10 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①騒音・振動の状況 ②土地利用の状況 ③発生源の状況 ④自動車交通量等の状況 ⑤地盤及び地形の状況 ⑥法令による基準等	工事の施行中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う騒音・振動、並びに、工事の完了後における施設の稼働及び廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音・振動・低周波音の影響が計画地周辺に影響を及ぼすことが考えられるため、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査方法

調査方法は表 8.2-11（既存資料調査）及び表 8.2-12（現地調査）に、現地調査地点は図 8.2-3 に示すとおりである。

表 8.2-11 調査方法（既存資料調査）

調査事項	調査範囲	使用する主な資料	備考
①騒音・振動の状況	計画地及びその周辺	・「道路交通騒音振動調査報告書」（東京都）	最新の資料を参考とする。
②土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画図」	
③発生源の状況		・「騒音・振動統計」（東京都）	
④自動車交通量等の状況		・「道路交通センサス」（国土交通省）	
⑤地盤及び地形の状況		・「地形図」（国土地理院） ・「土地分類基本調査」（東京都） ・「東京都総合地盤図」（東京都）	
⑥法令による基準等		・「環境基本法」 ・「騒音規制法」 ・「振動規制法」 ・「環境確保条例」（東京都） ・「東京都自動車公害防止計画」（東京都）	

表 8.2-12　調査方法（現地調査）

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①騒音・振動の状況 ・一般環境の騒音・振動 ・道路交通の騒音・振動 ・低周波音	計画地及びその周辺の土地利用状況を踏まえ、計画地の敷地境界上及び自動車の走行経路に設定する。 一般環境の騒音･振動 計画地敷地境界上に４地点 道路交通の騒音･振動 計画地周辺の廃棄物等運搬車両が走行する道路沿道の５地点とする。 低周波音 計画地敷地境界上に４地点及び焼却施設の稼働により環境に影響を及ぼすと予想される計画地周辺の２地点とする。	一般環境の騒音・振動 調査日は、既存焼却施設停止時の１日間（24時間連続）、既存焼却施設稼働時の 7 時～19 時とする。 道路交通の騒音・振動 調査日は、当該道路に係る道路交通の騒音・振動の状況を代表する期間のうちの平日１日間とし、調査時間は 24 時間連続とする。 低周波音 既存焼却施設の稼働時及び停止時の各１日間とする。	騒音 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定める測定方法。 振動 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）及び「JIS-Z-8735 振動レベル測定方法」に定める測定方法。 低周波音 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年環境庁）に定める方法に準拠する。
④自動車交通量等の状況	「8.2.1 大気汚染」の項による。		
⑤地盤及び地形の状況 ・地盤卓越振動数	原則として、道路交通の騒音･振動の調査地点と同一の５地点とする。	騒音・振動の状況の調査と同時に実施する。	「道路環境影響評価の技術手法」（国土交通省国土技術政策総合研究所 平成 24 年度版）に定める方法とする。

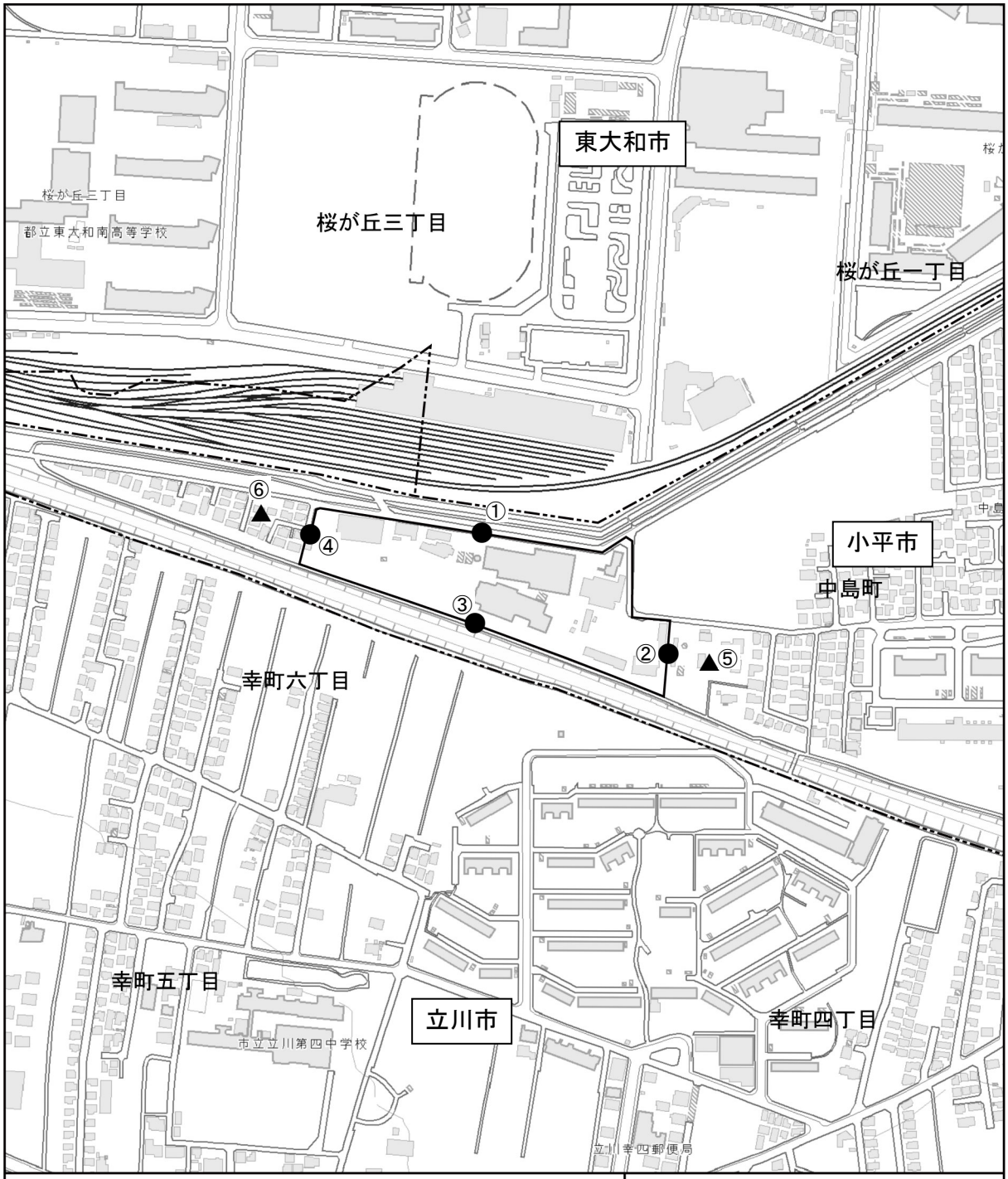

凡例

□ ：計画地

－･－･－ ：市界

● ：一般環境騒音・振動・低周波音調査地点
①北側敷地境界
②東側敷地境界
③南側敷地境界
④西側敷地境界

▲ ：低周波音調査地点
⑤東側近傍住居
⑥西側近傍住居

N

1:5,000

0 50 100 200m

図 8.2-3(1)
一般環境騒音・振動・
低周波音調査地点位置図

凡例

：計画地

：市界

：工事用車両・廃棄物等運搬車両走行ルート

● ：道路沿道騒音・振動・交通量調査地点
①松の木通り
②東大和市道第 826 号線
③青梅街道（小平市ルート）
④青梅街道（東大和市ルート）
⑤桜街道（武蔵村山市ルート）

▲ ：横断歩行者及び自転車交通量・渋滞調査・信号現示調査地点

N

1:25,000

0 250 500 1000m

図 8.2-3(2)
道路沿道騒音・振動調査地点位置図

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8.2-13 に示すとおりである。

表 8.2-13(1) 予測及び評価の方法

予測事項		予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の施行中	建設機械の稼働に伴う騒音・振動	建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点とする。	予測地域は、現況調査の調査地域に準じる。 予測地点は計画地敷地境界における、予想される最大値出現地点を含む範囲内とする。	騒音 ・日本音響学会のモデル式（ASJ CN-Model2007）により、騒音レベル（L_{A5}等）を算定する。 振動 ・伝搬理論式により、振動レベル（L_{10}）を算定する。	現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省･建設省告示第1号)に定める基準 ・「東京都環境確保条例施行規則」(平成13年東京都規則第34号)に定める指定建設作業に係る騒音の基準 ・「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号)に基づく特定建設作業の規制に関する基準 ・「東京都環境確保条例施行規則」(平成13年東京都規則第34号)に定める指定建設作業に係る振動の基準
	工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動	工事用車両の走行台数が最大となる時点とする。	工事用車両の主な走行経路上の地点とする。	騒音 ・日本音響学会のモデル式（ASJ RTN-Model2013）により等価騒音レベル(L_{Aeq})を算定する。 振動 ・「道路環境影響評価の技術手法」（国土交通省国土技術政策総合研究所 平成24年度版）により振動レベル（L_{10})を算定する。	現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に定める基準 ・「環境確保条例」の「日常生活等に適用する規制基準」に定める基準

注 1) 既存ごみ焼却施設及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の稼働による影響や廃棄物等運搬車両の走行による影響を加味して予測する。

表 8.2-13(2)　予測及び評価の方法

予測事項		予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の完了後	施設の稼働に伴う騒音・振動	施設の稼働が通常の状態に達した時点とする。	予測地域は現況調査の調査地域に準じる。 予測地点は計画地敷地境界における、予想される最大値出現地点を含む範囲内とする。	騒音 ・伝搬理論式により、騒音レベル（L_{A5}）を算定する。 振動 ・伝搬理論式により、振動レベル（L_{10}）を算定する。 低周波音 ・低周波音については、既存施設の稼働時における現地調査結果を類似事例として参照する方法とする。	現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・「騒音規制法の規定に基づく指定地域の規制基準」（平成 24 年 3 月 23 日小平市告示第 41 号）に定める基準 ・「振動規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準」（平成 24 年 3 月 23 日小平市告示第 45 号）に定める基準 ・「東京都環境確保条例」に定める基準 ・低周波音に係る感覚閾値、心理的影響、物的影響の既存知見による参考値
	廃棄物等運搬車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動		廃棄物等運搬車両の主な走行経路上の地点（計画地周辺の道路状況、土地利用状況等を考慮して設定）とする。	騒音 ・日本音響学会のモデル式（ASJ RTN-Model2013）により等価騒音レベル（L_{Aeq}）を算定する。 振動 ・「道路環境影響評価の技術手法」（国土交通省国土技術政策総合研究所 平成 24 年度版）により振動レベル（L_{10}）を算定する。	現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定める基準 ・「環境確保条例」の「日常生活等に適用する規制基準」に定める基準

注 1)（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の稼働による影響や廃棄物等運搬車両の走行による影響を加味して予測する。

8.2.4 土壌汚染

(1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8.2-14 に示すとおりである。

表 8.2-14 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①土地利用の履歴等の状況 ②土壌汚染の状況 ③地形、地質、地下水及び土壌の状況 ④気象の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥発生源の状況 ⑦利水の状況 ⑧法令による基準等	計画地内において実施した土壌汚染の現地調査により、「鉛及びその化合物」の含有量が、一部の区域において汚染土壌処理基準を超過していることが確認されている。工事の施行中においては、建設工事により建設発生土が発生し、敷地外へ搬出されるため、計画地周辺の環境に影響が考えられることから、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査方法

調査方法は表 8.2-15（既存資料調査）に示すとおりである。

表 8.2-15 調査方法（既存資料調査）

調査事項	調査範囲	使用する主な資料	備考
①土地利用の履歴等の状況	計画地内	・過去の地形図(国土地理院) ・航空写真(国土地理院)	最新の資料を参考とする。
②土壌汚染の状況		・平成 28 年度実施の現地調査結果 ・計画地地歴調査及び土壌調査結果　等	
③地形、地質、地下水及び土壌の状況		・「地形図」（国土地理院） ・「東京都地盤地質図」（東京都）	
④気象の状況		・「気象月報」（気象庁）	
⑤土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画図」	
⑥発生源の状況		・「ごみ処理状況(年報)」（組合）等	
⑦利水の状況		・「ごみ処理状況(年報)」（組合）等	
⑧法令による基準等		・「土壌汚染対策法」 ・「環境基本法」 ・「東京都環境確保条例」（東京都）	

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8.2-16 に示すとおりである。

表 8.2-16　予測及び評価の方法

予測事項		予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の施行中	土壌中の有害物質の濃度、地下水への溶出の可能性の有無、汚染土壌の量、新たな土地への拡散の可能性の有無	建設工事（掘削工事）に伴い建設発生土が排出される時点又は排出される期間とする。	計画地内	現況調査結果及び建設工事に伴って発生する建設発生土の量、処理・処分方法を検討し、施工計画の内容から予測する方法等とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成３年環境庁告示第 46 号)に定める基準 ・「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成９年環境庁告示第 10 号)に定める基準 ・「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」（平成 11 年１月 29 日付環水企第 29 号・環水土第 11 号） ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定める基準 ・「東京都環境確保条例」に定める基準

8.2.5 地盤

(1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8.2-17 に示すとおりである。

表 8.2-17 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①地盤の状況 ②地下水の状況 ③地盤沈下又は地盤の変形の状況 ④土地利用の状況 ⑤法令による基準等	工事の施行中において、掘削工事及びそれに伴う山留め壁の設置により、地盤の変形及び地盤沈下の影響が考えられる。 また、工事の完了後においては、地下構造物の存在により、地盤の変形及び地盤沈下の影響が考えられる。 以上のことから、計画地について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査方法

調査方法は表 8.2-18（既存資料調査）及び表 8.2-19（現地調査）に、現地調査地点は図 8.2-4 に示すとおりである。

表 8.2-18 調査方法（既存資料調査）

調査事項	調査範囲	使用する主な資料	備考
①地盤の状況	計画地及びその周辺	・「東京都総合地盤図（Ⅱ）」 ・平成 28 年実施の現地調査結果	最新の資料を参考とする。
②地下水の状況		・「東京都地下水揚水量調査報告書」（東京都）	
③地盤沈下又は地盤の変形の状況		・「水準基標測量成果報告書」（東京都）	
④土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画図」	
⑤法令による基準等		・「工業用水法」 ・「建設物用地下水の採取の規制に関する法律」 ・「東京都環境確保条例」（東京都）	

表 8.2-19 調査方法（現地調査）

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
②地下水の状況	建設工事（掘削工事）及び地下構造物の存在による影響が予想され、計画地周辺への影響を把握できる計画敷地内３地点とする。	計画地の地下水状況を把握でき、降水量との関連が把握できる１年間とする。	地下水位計を用いた連続観測による方法とする。

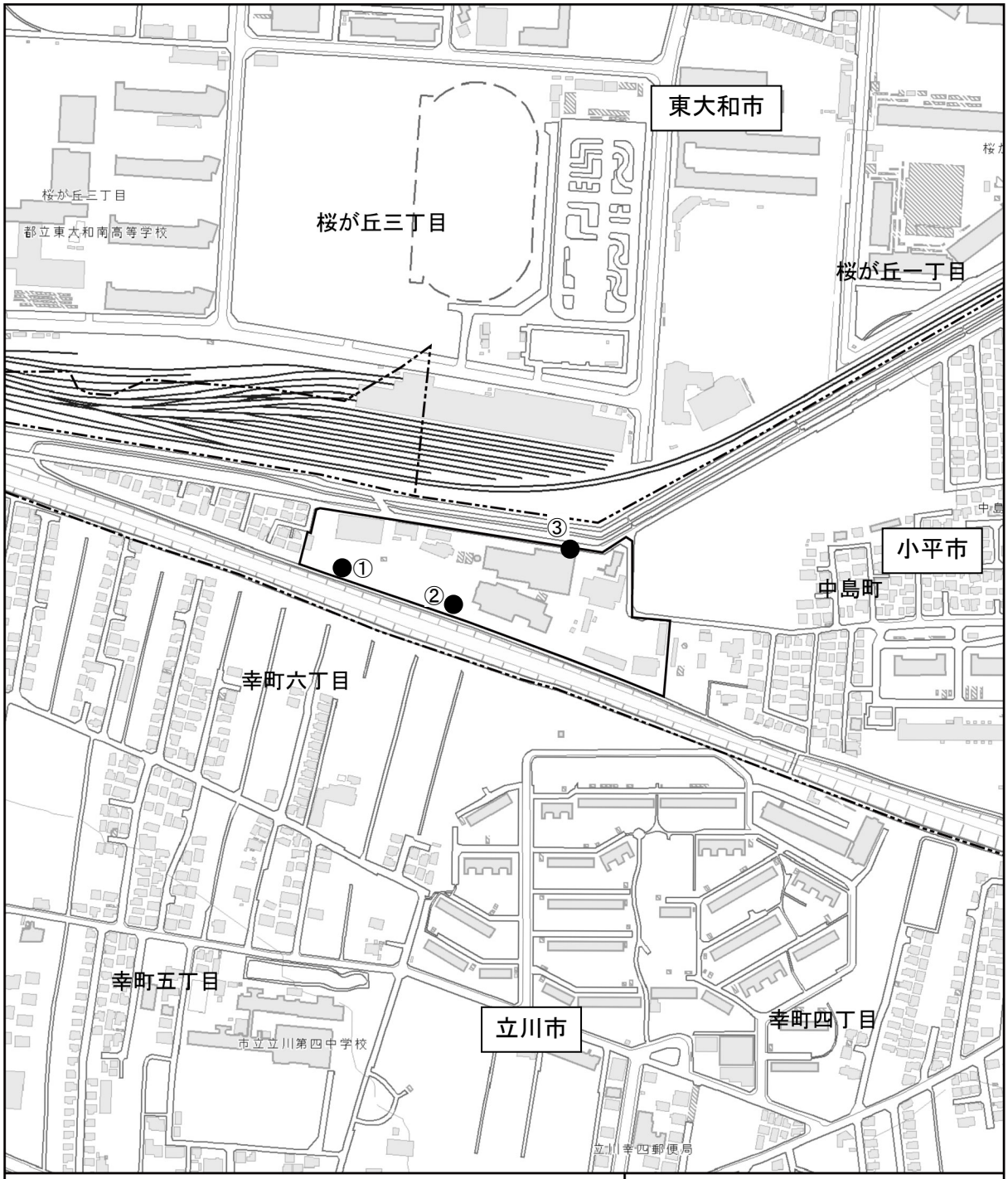

凡例

- ：計画地
- ：市界
- ●　：地下水位調査地点
  - ①計画地西側
  - ②計画地南側
  - ③計画地北側

N

1:5,000

0　50　100　200m

図 8.2-4
地下水位調査地点位置図

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8.2-20 に示すとおりである。

表 8.2-20　予測及び評価の方法

予測事項		予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の施行中	掘削工事及びそれに伴う山留め壁の設置による地盤の変形の範囲及び程度、地盤沈下の範囲及び程度	掘削工事が実施される時点とする。	計画地内	工事施工計画及び環境保全のための措置等を基に、地下水に影響を及ぼす程度、また、それに伴う地盤沈下及び地盤の変形の程度を把握して予測する方法等とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・地盤沈下及び地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと。
工事の完了後	地下構造物の存在による地盤の変形の範囲及び程度、地盤沈下の範囲及び程度	地下躯体工事の完了後の１年間とする。			

8.2.6 水循環

(1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8.2-21 に示すとおりである。

表 8.2-21 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①水域の状況 ②気象の状況 ③地形・地質及び土質等の状況 ④水利用の状況 ⑤植生の状況 ⑥土地利用の状況 ⑦法令による基準等	工事の施行中における掘削工事及びそれに伴う山留め壁の設置や、工事の完了後における地下構造物の存在に伴い地下水の水位及び流況の変化への影響が考えられる。 また、工事の完了後における地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化、並びに地表構造物の設置に伴い、雨水の表面流出量への影響が考えられる。 以上のことから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査方法

調査方法は表 8.2-22（既存資料調査）及び表 8.2-23（現地調査）に、現地調査地点は図 8.2-4（p.152）に示すとおりである。

表 8.2-22 調査方法（既存資料調査）

調査事項	調査範囲	使用する主な資料	備考
①水域の状況	計画地及びその周辺	・「地下水面図」 ・「被圧地下水位等高線図」	最新の資料を参考とする。
②気象の状況		・「気象月報」（気象庁）	
③地形・地質及び土質等の状況		・「地形面区分図」（東京都）	
④水利用の状況		・「都内の地下水揚水の実態」（東京都）	
⑤植生の状況		・「自然環境保全基礎調査」（環境省） ・「東京都現在植生図」（東京都）	
⑥土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画図」	
⑦法令による基準等		・「東京都環境確保条例」（東京都）	

表 8.2-23 調査方法（現地調査）

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①水域の状況 （地下水の状況）	建設工事（掘削工事）及び地下構造物の存在による影響が予想され、計画地周辺への影響を把握できる計画地敷地内３地点とする。	計画地の地下水状況を把握でき、降水量との関連が把握できる１年間とする。	地下水位計を用いた連続観測による方法とする。

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8.2-24 に示すとおりである。

表 8.2-24　予測及び評価の方法

予測事項		予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の施行中	掘削工事及びそれに伴う山留め壁の設置による地下水の水位、流況の変化の程度	掘削工事が実施される時点とする。	計画地内	工事施工計画及び環境保全のための措置を基に、水循環の程度を予測する方法等とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・周辺の地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと。
工事の完了後	地下構造物等の存在に伴う地下水の水位、流況の変化の程度	工事の完了後で施設の稼働が定常の状態に達した時点とする。			
	地表構造物の設置に伴う表面流出量の変化の程度				

8.2.7 生物・生態系

(1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8.2-25 に示すとおりである。

表 8.2-25 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
生物 ①陸上動物の状況 ②生息（育）環境 ③法令による基準等 生態系 ①陸域生態系の状況 ②法令による基準等	工事の施行中においては、建設機械の稼働に伴い発生する騒音により陸上動物の生息環境に変化が生じることが考えられる。 また、工事の完了後においては、施設の稼働に伴い発生する騒音により陸上動物の生息環境に変化が生じることが考えられる。 以上のことから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査方法

調査方法は表 8.2-26（既存資料調査）及び表 8.2-27（現地調査）に、現地調査地点は図 8.2-5 に示すとおりである。

表 8.2-26 調査方法（既存資料調査）

調査事項		調査範囲	使用する主な資料	備考
生物	①陸上動物の状況 ・哺乳類 ・鳥類 ・は虫類及び両生類 ・昆虫類	計画地及びその周辺	・「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京レッドリスト 2010 年版」（東京都） ・「レッドリスト」（環境省） ・「レッドデータブック」（環境省） ・過去の調査結果（小平市）	最新の資料を参考とする。
	②生息（育）環境 ・地形、地質、土壌、地下水等の状況 ・気象の状況 ・地域社会とのつながり		・「地形図」（国土地理院） ・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「現存植生図（自然環境保全基礎調査）」 ・「気象統計情報」（気象庁） ・「大気汚染常時測定局測定結果報告」（東京都）	
	③法令による基準等		・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 ・「東京における自然の保護と回復に関する条例」	
生態系	①陸域生態系の状況	計画地及びその周辺	・「現存植生図（自然環境保全基礎調査）」 ・「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京レッドリスト 2010 年版」（東京都） ・「レッドリスト」（環境省） ・「レッドデータブック」（環境省）	最新の資料を参考とする。
	②法令による基準等		・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」	

表 8.2-27　調査方法（現地調査）

調査事項		調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
生物	①陸上動物の状況 ・哺乳類 ・鳥類[注)] ・は虫類及び両生類 ・昆虫類	計画地及びその周辺（計画地敷地境界から 200m 程度の範囲）とする。ただし、より広域に調査が必要な種が確認された場合には、適宜、調査範囲を拡大する。 ※隣接樹林地（野火止用水歴史環境保全地域の一部）はその全域を調査範囲に含むものとする。	哺乳類 ４季（春、夏、秋、冬）調査とする。 鳥類 ４季（春、初夏、秋、冬）調査とする。 は虫類及び両生類 ３季（春、夏、秋）調査とする。 昆虫類 ４季（春、初夏、夏、秋）調査とする。	哺乳類 フィールドサイン法（4季）、トラップ法（2季）、無人撮影法（2季）、夜間調査（主にバットディテクターによる調査）（1季）とする。 鳥類 ラインセンサス法、定点観察、任意観察とする。 は虫類及び両生類 任意観察とする。 昆虫類 任意採集、ライト・ベイトトラップ法とする。
	②生息（育）環境 ・植物群落		１季（秋）調査とする。	・植物社会学的調査法とする。
生態系	①陸域生態系の状況	計画地及びその周辺（計画地敷地境界から 200m 程度の範囲）とする。 ※隣接樹林地（野火止用水歴史環境保全地域の一部）はその全域を調査範囲に含むものとする。	生物の調査時期・期間等に準ずる。	・生物の調査方法に準ずる。

注 1）鳥類は鳥類相調査とし、猛禽類調査は以下の理由から実施しない。
小平市が実施している希少猛禽類調査（平成 24～28 年度）によると、計画地から約 1.3km の樹林地でオオタカの繁殖が確認されているが、計画地近隣では希少猛禽類の繁殖が確認されていない。なお、直近の平成 28 年度調査によると、計画地上空の飛翔はオオタカの非繁殖期に見られた１例のみであり、計画地周辺では採餌行動や繁殖を示唆する行動は確認されていない。さらに、計画地はオオタカの繁殖期における最大行動圏に含まれないことから、計画地及びその周辺を採餌場として利用する可能性は極めて低いと考えられる。そのため、猛禽類の調査は実施しないとするが、調査中に猛禽類等の繁殖等が確認された場合は、必要に応じて調査を実施する。

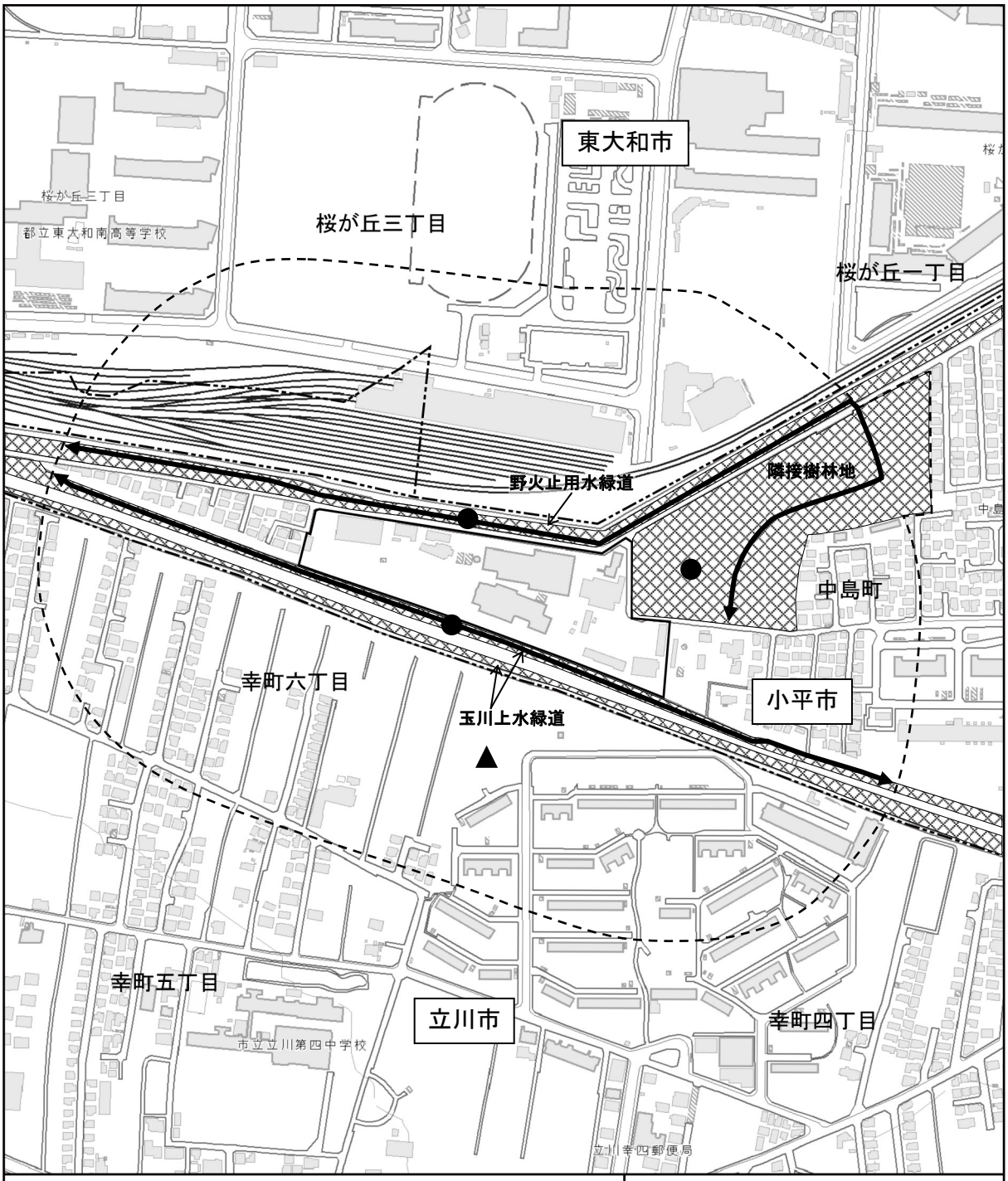

凡例

- ：計画地
- ：市界
- ：生物・生態系調査範囲
- ：トラップ設置地点（哺乳類、昆虫類）
- ：ラインセンサスルート（鳥類）
- ：定点観察地点（鳥類）
- ：玉川上水緑道・野火止用水緑道
  隣接樹林地

N

1:5,000

0　50　100　200m

図 8.2-5
生物・生態系調査範囲・
地点位置図

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8.2-28 に示すとおりである。

表 8.2-28　予測及び評価の方法

予測事項			予測の対象時点	予測地域予測地点	予測方法	評価方法
工事の施行中	生物	動物相の変化の内容及びその程度	工事の施行中とする。	計画地及びその周辺とする。	事業計画を基に、陸上動物の変化の程度を把握して予測する方法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成４年法律第 75 号)に定める基準。 ・「東京における自然の保護と回復に関する条例」(平成 12 年 12 月 22 日条例第 216 号)に定める基準。
		生息（育）環境の変化の内容及びその程度			事業計画を基に、生息（育）環境の変化の程度を把握して予測する方法とする。	
	生態系	陸域生態系の変化の内容及びその程度			事業計画を基に、陸域生態系の変化の程度を把握して予測する方法とする。	
工事の完了後	生物	動物相の変化の内容及びその程度	施設の稼働が通常の状態に達した時点とする。	計画地及びその周辺とする。	事業計画を基に、陸上動物の変化の程度を把握して予測する方法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成４年法律第 75 号)に定める基準。 ・「東京における自然の保護と回復に関する条例」(平成 12 年 12 月 22 日条例第 216 号)に定める基準。
		生息（育）環境の変化の内容及びその程度			事業計画を基に、生息（育）環境の変化の程度を把握して予測する方法とする。	
	生態系	陸域生態系の変化の内容及びその程度			事業計画を基に、陸域生態系の変化の程度を把握して予測する方法とする。	

注 1)工事の施行中及び完了後は、既存ごみ焼却施設及び(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設)の稼働による影響を加味して予測を行う。

8.2.8 日影

(1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8.2-29 に示すとおりである。

表 8.2-29 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①日影の状況 ②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況等 ③既存建築物の状況 ④地形の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥法令による基準等	工事の完了後においては、新施設の建設による形状の変更により、計画地周辺に日影の影響を及ぼすことが考えられるため、計画地及びその周辺について左記の事項に係る調査か必要である。

(2) 調査方法

調査方法は表 8.2-30（既存資料調査）及び表 8.2-31（現地調査）に、現地調査地点は図 8.2-6 に示すとおりである。

表 8.2-30 調査方法（既存資料調査）

調査事項	調査範囲	使用する主な資料	備考
①日影の状況	施設により日影が生じると予想される範囲	・「地形図」（国土地理院） ・「住宅地図」（ゼンリン）	最新の資料を参考とする。
②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「住宅地図」（ゼンリン）	
③既存建築物の状況		・「建築統計年報」（東京都） ・「住宅地図」（ゼンリン）	
④地形の状況		・「地形図」（国土地理院） ・「土地分類基本調査」	
⑤土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画図」	
⑥法令による基準等		・「都市計画法」 ・「建築基準法」 ・「東京都日影による中高層建築物の高さ制限に関する条例」（東京都）	

表 8.2-31 調査方法（現地調査）

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①日影の状況	冬至日に計画建築物による日影が生じると予想される敷地境界付近の３地点とする。	日影の状況を適切に把握し得る時期とする。	主要な地点における日影の状況は、現場で天空写真を撮影する方法とする。
②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況等			現地調査等により把握する方法とする。
③既存建築物の状況			

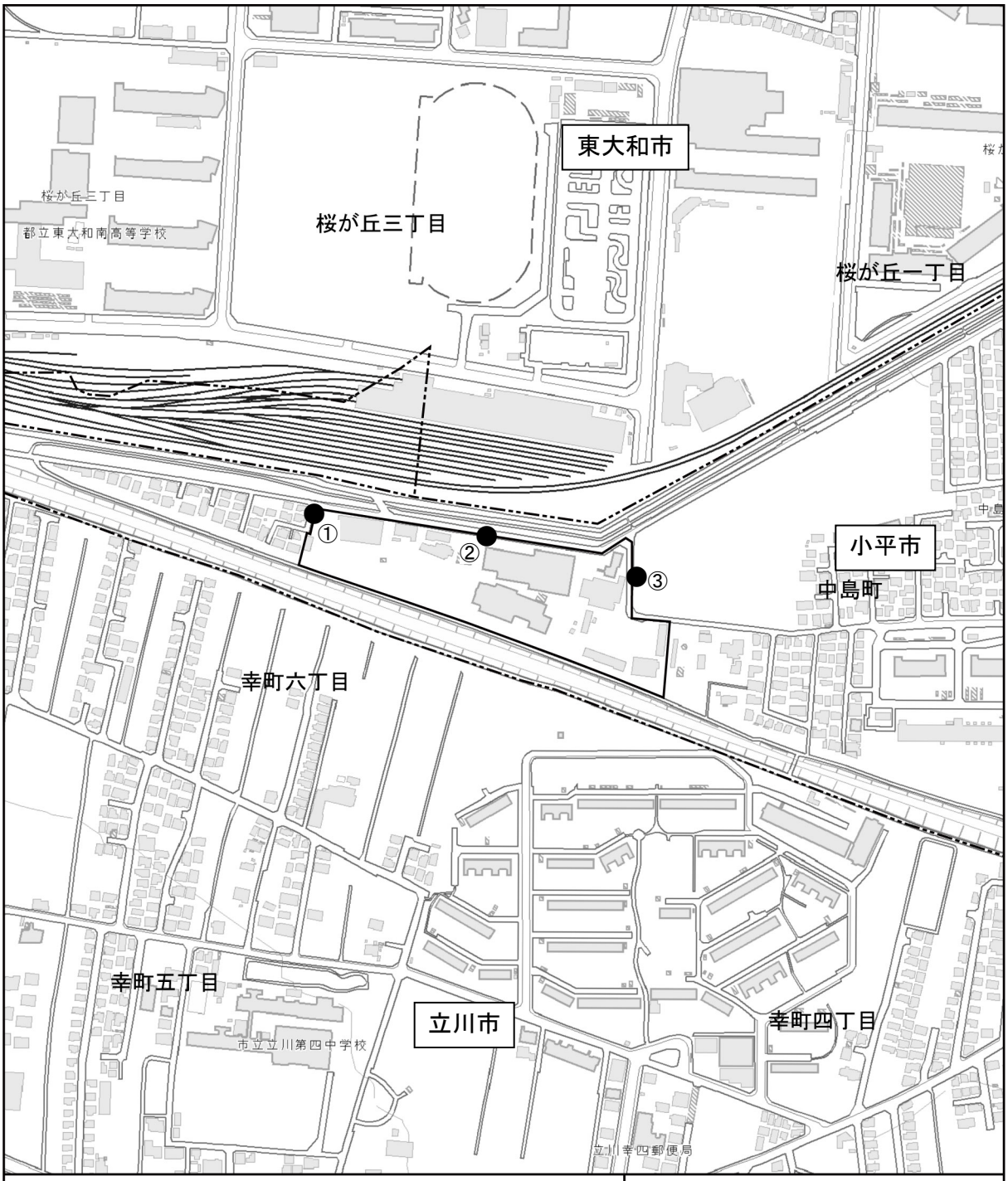

凡例

：計画地

：市界

：日影調査地点

①計画地西側

②計画地北側

③計画地東側

N

1:5,000

0 50 100 200m

図 8.2-6

日影調査地点位置図

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8.2-32 に示すとおりである。

表 8.2-32　予測及び評価の方法

予測事項		予測の対象時点	予測地域予測地点	予測方法	評価方法
工事の完了後	冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の変化の程度	工事が完了し、日影の状況が明らかになった時点とする。	計画地及びその周辺	新施設による冬至日の 8 時～16 時（真太陽時）の時刻別日影図及び等時間日影図を、コンピュータにより計算・作図する方法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）に定める基準。 ・「東京都日影による中高層建築物の高さ制限に関する条例」（昭和 53 年 7 月 14 日条例第 63 号）に定める基準。
	日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の変化の程度			現況の天空写真（等距離射影に変換）に施設（煙突含む）の完成予想図を合成した天空図を作成し、予測する方法とする。	

注 1)（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の存在による影響を加味して予測を行う。

8.2.9 電波障害

(1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8.2-33 に示すとおりである。

表 8.2-33 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①テレビ電波の受信状況 ②テレビ電波の送信状況 ③高層建設物及び住宅等の分布状況 ④地形の状況	工事の完了後においては、新施設の建設による形状の変更により、テレビ電波（地上デジタル波・衛星放送）の受信状況に影響を及ぼすことが考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査方法

調査方法は、表 8.2-34（既存資料調査）及び表 8.2-35（現地調査）に、現地調査地点は図 8.2-7 に示すとおりである。

表 8.2-34 調査方法（既存資料調査）

調査事項	調査範囲	使用する主な資料	備考
①テレビ電波の受信状況 東京局の地上デジタル波(UHF)、隣接県域の地上デジタル波(UHF)、衛星放送(BS､CS)、共同アンテナの設置状況等	計画地及びその周辺	・「全国テレビジョン・ＦＭ・ラジオ放送局一覧」（日本放送協会・日本民間放送連盟監修、NHK アイテック編）	最新の資料を参考とする。
②テレビ電波の送信状況			
③高層建設物及び住宅等の分布状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「住宅地図」（ゼンリン）	
④地形の状況		・「地形図」（国土地理院） ・「土地分類基本調査」（東京都）	

表 8.2-35　調査方法（現地調査）

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①テレビ電波の受信の状況 ・テレビ受信画質の状況 ・テレビ電波の強度の状況 ・隣接県域テレビ放送の視聴実態 ・共同アンテナの設置状況等テレビ電波の受信形態 ※調査対象は地上デジタル波であるが、必要に応じて衛星放送（BS･CS）の受信状況も調査する。	調査範囲は、電波障害の発生が推定される地域とし、調査地点は電波到来方向並びに遮蔽方向について検討した上で、調査範囲内にほぼ均等になるように設定する。	電波障害の状況を適切に把握できる時期とする。	・テレビ電波の受信画質の調査は、「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）・地上デジタル放送テレビ受信状況調査要領」（平成 22 年３月、社団法人日本 CATV 技術協会）及び「建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送 2005.3）」（平成 17 年３月､社団法人日本CATV 技術協会)に定める方法とする。 ・テレビ電波の強度の調査は、電波測定車等を使用する路上調査により行う。 ・隣接県域テレビ放送の視聴実態については、電波到来方向を向いているアンテナの状況確認及び聞き取り調査等の方法とする。 ・受信形態については、聞き取り等の方法とする。

(3)　予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8.2-36 に示すとおりである。

表 8.2-36　予測及び評価の方法

予測事項		予測の対象時点	予測地域予測地点	予測方法	評価方法
工事の完了後	施設の存在に伴うテレビ電波(地上デジタル波、衛星放送(ＢＳ、ＣＳ))の遮蔽障害及び反射障害	工事が完了した時点とする。	新施設よるテレビ電波の遮蔽障害及び反射障害が予想される地域とする。	・「建造物によるテレビ受信障害調査要領(地上デジタル放送)・地上デジタル放送テレビ受信状況調査要領」（平成 22 年３月、社団法人日本 CATV 技術協会）に基づき障害範囲の予測を行う。 ・「建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送 2005.3）」（平成 17 年３月､社団法人日本 CATV 技術協会）に基づき、障害範囲の予測を行う。 ・衛星放送の障害予測は、遮蔽障害距離及び見通し線から許容隔離距離を求める方法により行う。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・テレビ電波の受信障害を起こさないこと。

注 1)(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の存在による影響を加味して予測を行う。

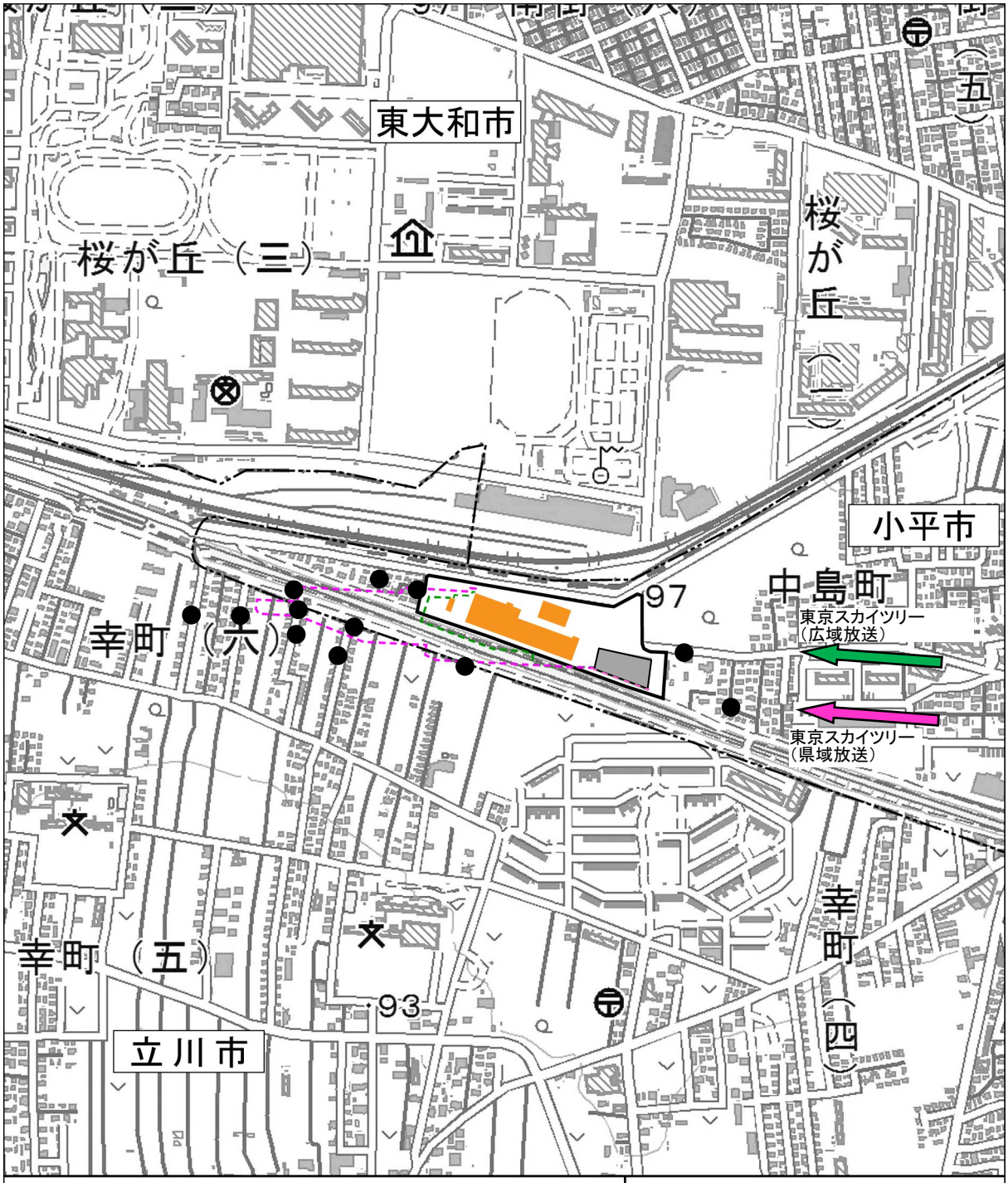

凡例

- ：計画地
- ：市界
- ●：電波障害調査地点
- ⇦：電波到来方向
- ：電波障害予測範囲（東京スカイツリー県域放送）
- ：電波障害予測範囲（東京スカイツリー広域放送）
- ：建設予定施設
- ：（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設

N

1：7,500

0　100　300m

図 8.2-7
電波障害調査地点位置図

8.2.10 景観

(1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8.2-37 に示すとおりである。

表 8.2-37 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①地域景観の特性 ②代表的な眺望地点及び眺望の状況 ③圧迫感の状況 ④土地利用の状況 ⑤景観の保全に関する方針等 ⑥法令による基準等	工事の完了後においては、新施設の建設による形状の変更により、計画地周辺の景観への影響が考えられるため、計画地及びその周辺について左記の事項に係る調査か必要である。

(2) 調査方法

調査方法は、表 8.2-38（既存資料調査）及び表 8.2-39（現地調査）に、現地調査地点は図 8.2-8 に示すとおりである。

表 8.2-38 調査方法（既存資料調査）

調査事項	調査範囲	使用する主な資料	備考
①地域景観の特性	計画地及びその周辺	・「地形図」（国土地理院） ・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「東京都景観計画」（東京都） ・「景観資源マップ」（東京都）	最新の資料を参考とする。
②代表的な眺望地点及び眺望の状況 ④土地利用の状況		・「地形図」（国土地理院） ・「東京都土地利用現況図」（東京都）	
⑤景観の保全に関する方針等		・「東京都環境基本計画」（東京都） ・「東京都景観計画」（東京都） ・「小平市都市計画マスタープラン」（小平市）	
⑥法令による基準等		・「景観法」 ・「都市計画法」 ・「文化財保護法」 ・「東京都景観条例」（東京都）	

表 8.2-39 調査方法（現地調査）

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①地域景観の特性	新施設、関連施設及びその周辺の主要な景観構成を把握できる地域とする。	計画地周辺の景観の状況を適切に把握できる時期（着葉期、落葉期）とする。	現地踏査及び写真撮影とする。
②代表的な眺望地点及び眺望の状況	調査地点は新施設及び関連施設が容易に見渡せると予想される場所、不特定多数の人の利用度や滞留度が高い場所、計画地の周辺住民が慣れ親しんだ身近な景観が望める場所等の代表的な地点とする。		
③圧迫感の状況	隣地境界線付近又は計画地に接する道路の反対側敷地境界線付近等を含む地点とする。		

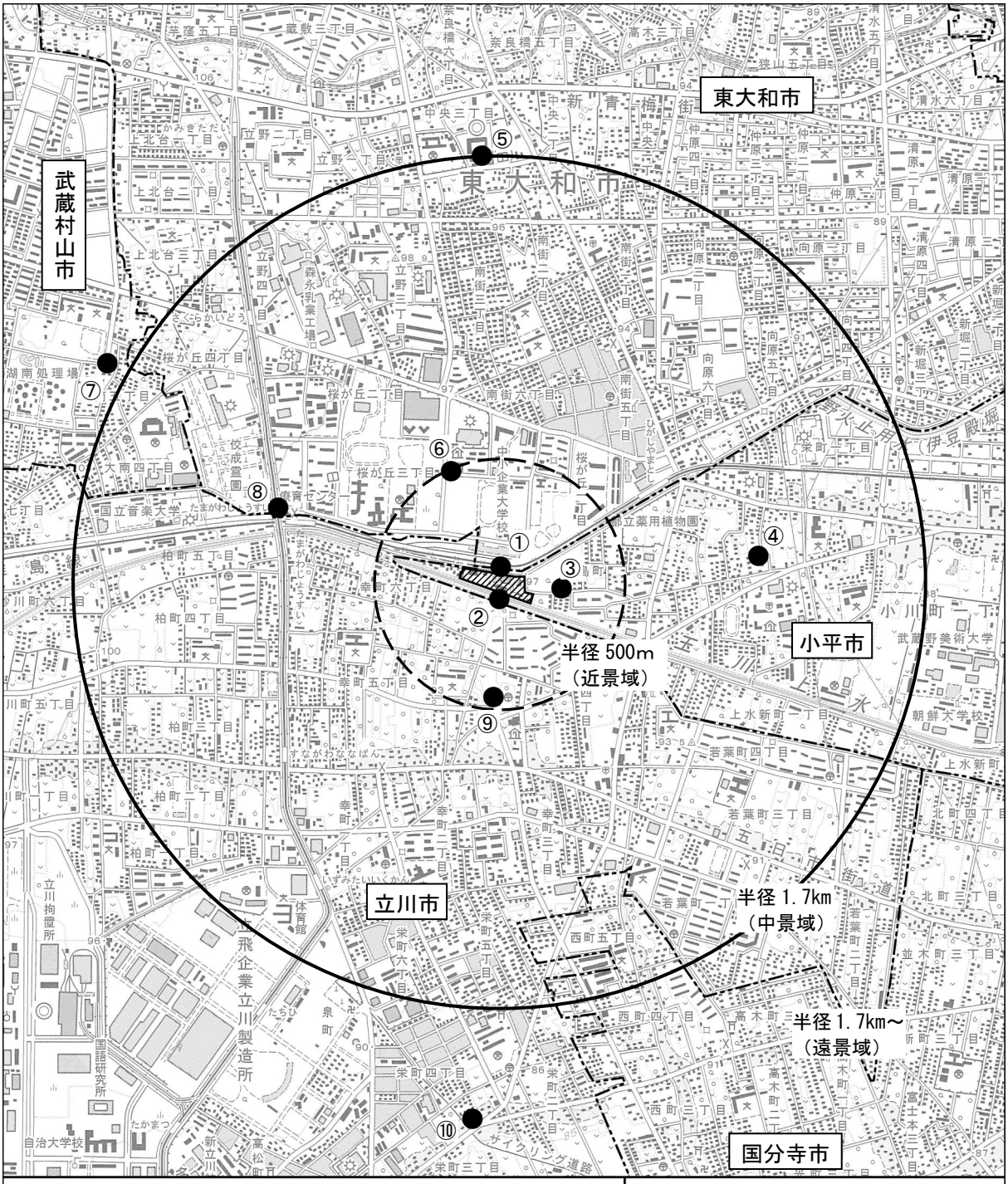

凡例

：計画地

：市界

●　：景観調査地点

①野火止用水緑道　②玉川上水緑道

③東側民家付近　④上宿図書館

⑤東大和市立中央公民館　⑥東大和南公園前交差点

⑦大南公園　⑧玉川上水駅

⑨川越道緑地　⑩栄緑地

※景観領域の区分は、「土木学会編 新体系土木工学 59 土木景観計画」（1994 篠原修 技法堂出版）等を参考に設定した。

N

1:25,000

0　250　500　1000m

図 8.2-8(1)
景観調査地点位置図

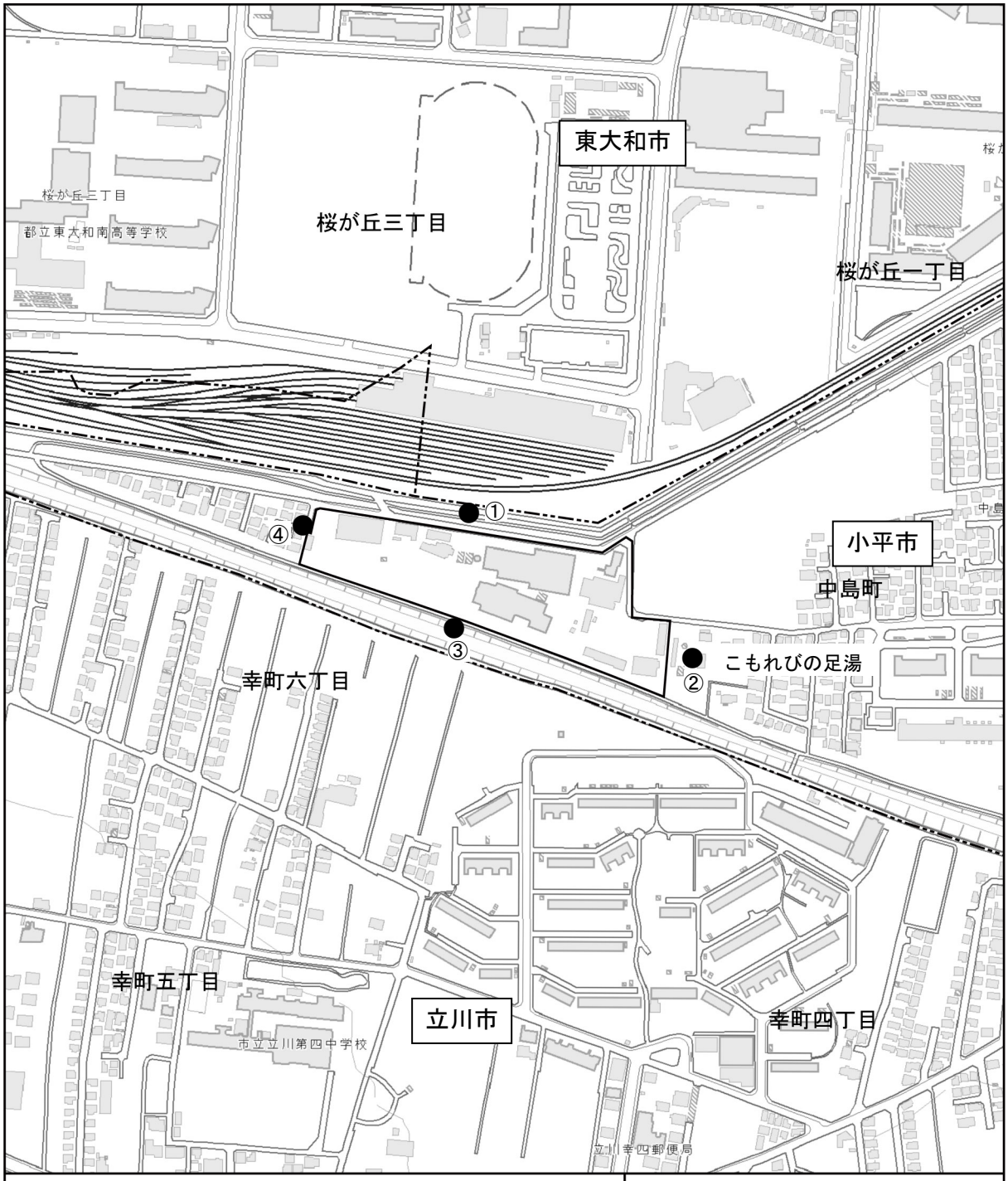

凡例

：計画地

：市界

●　：圧迫感の状況調査地点

①計画地北側（野火止用水緑道）

②計画地東側（こもれびの足湯）

③計画地南側（隣地境界線付近）

④計画地西側（隣地境界線付近）

N

1:5,000

0　50　100　200m

図 8.2-8(2)
景観調査地点位置図
（圧迫感の状況）

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8.2-40 に示すとおりである。

表 8.2-40　予測及び評価の方法

予測事項		予測の対象時点	予測地域予測地点	予測方法	評価方法
工事の完了後	・主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度	工事が完了した時点とする。	現地調査の地点とする。	対象事業の種類及び規模、地域景観の特性を考慮して定性的に予測する。	現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す評価の指標等を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・「東京都景観計画」に定める景観形成基準 ・圧迫感の軽減を図ること
	・代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度			計画建物による眺望地点からの眺望の変化を、完成予想図（フォトモンタージュ）の作成により予測する。	
	・圧迫感の変化の程度			天空写真（正射影に変換）に計画建築物の射影を合成し圧迫感の指標のひとつである形態率を算定し、現況との比較を行う方法とする。	

注 1)(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の存在による影響を加味して予測を行う。

8.2.11　自然との触れ合い活動の場

(1)　調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8.2-41 に示すとおりである。

表 8.2-41　調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①主要な自然との触れ合い活動の場の状況 ②地形等の状況 ③土地利用の状況 ④自然との触れ合い活動の場に係る計画等 ⑤法令による基準等	工事の施行中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う影響、並びに、工事の完了後における施設の稼働や廃棄物等運搬車両の走行により、自然との触れ合い活動の場の持つ機能への影響が考えられるため、計画地及びその周辺について左記の事項に係る調査か必要である。

(2)　調査方法

調査方法は、表 8.2-42（既存資料調査）及び表 8.2-43（現地調査）に、現地調査地点は図 8.2-9 に示すとおりである。

表 8.2-42　調査方法（既存資料調査）

調査事項	調査範囲	使用する主な資料	備考
①主要な自然との触れ合い活動の場の状況	計画地及びその周辺	・「地形図」（国土地理院） ・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「東京都景観計画」（東京都） ・「景観資源マップ」（東京都）	最新の資料を参考とする。
②地形等の状況		・「地形図」（国土地理院） ・「東京都土地利用現況図」（東京都）	
③土地利用の状況			
④自然との触れ合い活動の場に係る計画等		・「東京都環境基本計画」（東京都） ・「小平市環境基本計画」（小平市）	
⑤法令による基準等		・「都市緑地法」 ・「東京における自然の保護と回復に関する条例」（東京都）	

表 8.2-43　調査方法（現地調査）

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①主要な自然との触れ合い活動の場の状況	計画地周辺における玉川上水緑道及び野火止用水緑道 ※調査範囲は、計画地敷地境界から 200m 程度の範囲及び計画地から青梅街道までの松の木通り並びに隣接樹林地とする。	４季調査（春、夏、秋、冬）とする。 各季平日及び休日の晴天の日各１日、７時～18 時とする。	利用状況の現地調査と、自然との触れ合い活動の場の状況の写真撮影とする。 また、自然との触れ合い活動の場の状況については、音や臭い等の快適性に関する事項も記録する。 利用状況は、２時間ごとに調査地域を踏査し、利用実態を目視等で把握する。

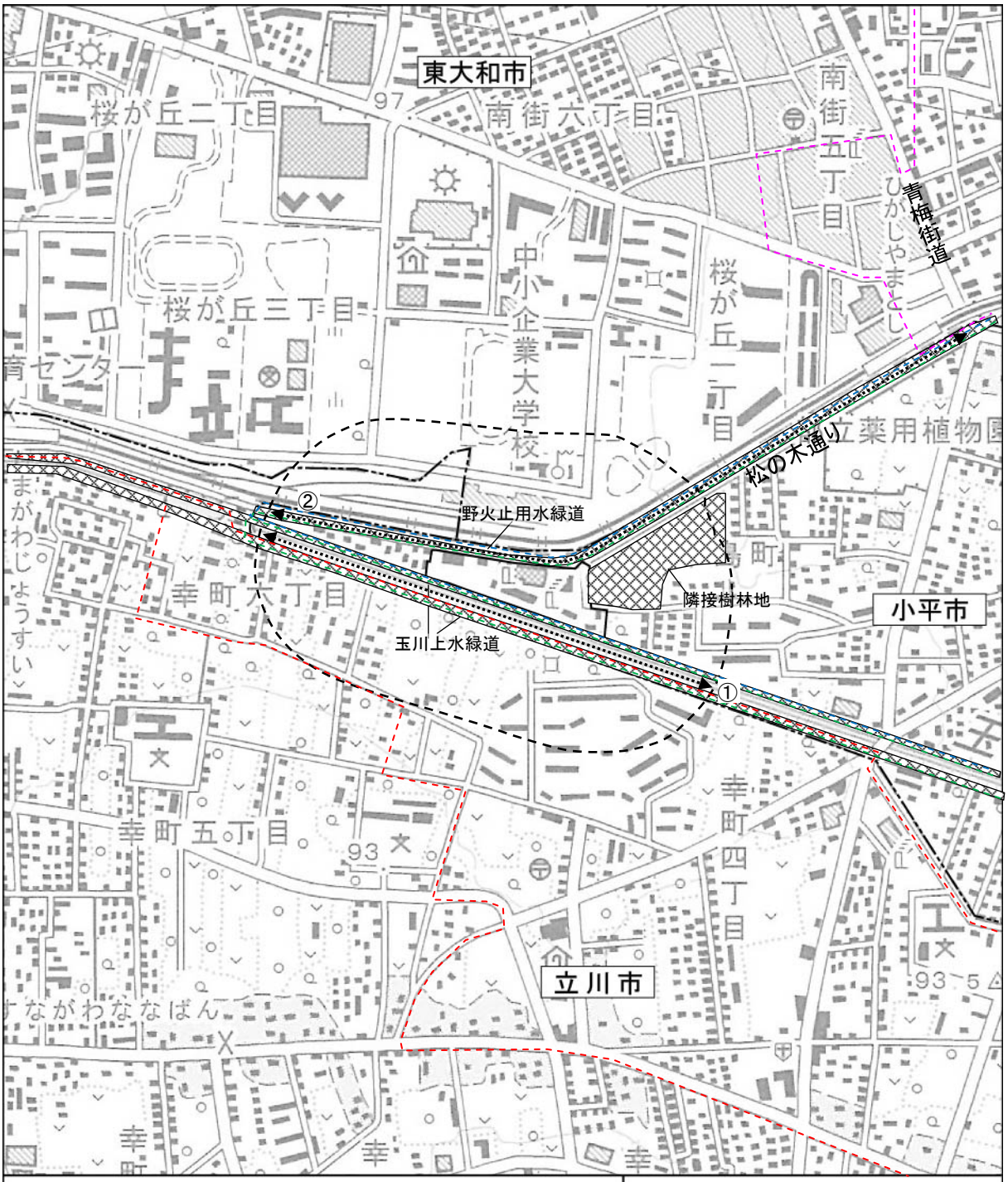

凡例

- ：計画地
- ：市界
- ：計画地敷地境界から 200m 範囲
- ：自然との触れ合い活動の場（踏査ルート）
  - ①玉川上水緑道
  - ②野火止用水緑道
- ：玉川上水緑道・野火止用水緑道・隣接樹林地
- ：玉川・野火止コース
- ：小平グリーンロード
- ：東大和ウォーキングコース
- ：砂川と玉川上水を歩くコース

N

1:10,000

0　250　500m

図 8.2-9
自然との触れ合い活動の場
調査位置図

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8.2-44 に示すとおりである。

表 8.2-44　予測及び評価の方法

予測事項		予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の施行中	・建設機械の稼働等に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度 ・工事用車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度	建設機械の稼働による影響及び工事用車両の走行台数が最大となる時点とする。	計画地周辺とする。	自然との触れ合い活動の場の位置や、利用状況と事業計画を重ね合わせる定性的な予測とする。	現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す評価の指標等を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・「東京都環境基本計画」、「小平市第二次環境基本計画」等に定める自然との触れ合い活動の場に関する目標、方針等
工事の完了後	・施設の稼働等に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度 ・廃棄物等運搬車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度	施設の稼働が通常の状態に達した時点とする。			

注 1)既存ごみ焼却施設及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の稼働による影響や廃棄物等運搬車両の走行による影響を加味して予測する。

8.2.12　廃棄物

(1)　調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8.2-45 に示すとおりである。

表 8.2-45　調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①撤去構造物及び伐採樹木等の状況 ②建設発生土の状況 ③特別管理廃棄物の状況 ④廃棄物の処理の状況 ⑤法令による基準等	工事の施行中においては、建築物等の解体・撤去、建設により廃棄物及び建設発生土が発生する。 工事の完了後においては、施設の稼働に伴い、主灰、飛灰及び脱水汚泥が発生する。 以上のことから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2)　調査方法

調査方法は、表 8.2-46（既存資料調査）に示すとおりである。

表 8.2-46　調査方法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲	使用する主な資料	備考
①撤去構造物及び伐採樹木等の状況	計画地内	・「ごみ処理状況(年報)」(組合) ・既存施設実績　等	最新の資料を参考とする。
②建設発生土の状況			
③特別管理廃棄物の状況			
④廃棄物の処理の状況			
⑤法令による基準等		・「循環型社会形成推進基本法」 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」 ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」 ・「東京都廃棄物条例」(東京都) ・「東京都建設リサイクル推進計画」(東京都) ・「小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例」(小平市)	

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8.2-47 に示すとおりである。

表 8.2-47　予測及び評価の方法

予測事項		予測の対象時点	予測地域予測地点	予測方法	評価方法
工事の施行中	建設工事及び建設物等の解体・撤去に伴う建設発生土及び産業廃棄物(建設廃棄物)の排出量、再利用量及び処理・処分方法等	建設廃棄物及び建設発生土が排出される時点又は期間とする。	計画地内	建設工事、建築物等の解体・撤去に伴い発生する廃棄物の種類ごと及び建設発生土の排出量並びに処理・処分方法を検討し、原単位及び他施設の解体実績を類似事例として算出する方法並びに施工計画の内容から予測する方法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 ＜評価の指標＞ ・「循環型社会形成推進基本法」(平成 12 年法律第 110 号)に準ずる事業者の責務 ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成３年法律第 48 号)に定める事業者の責務・「東京都廃棄物条例」(平成４年東京都条例第 140 号)に定める事業者の責務 ・「小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例」(小平市) (平成４年条例第 25 号)に定める事業者の責務
工事の完了後	施設の稼働に伴う廃棄物の種類、排出量、再利用量及び処理・処分方法等	施設の稼働が通常の状態に達した時点から１年間とする。		施設の稼働に伴って発生する廃棄物の種類、排出量及び処理・処分方法を検討し、既存施設の発生量実績及び事業計画の内容に基づき予測する方法とする。	

注 1)(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設の稼働による影響を加味して予測を行う。

8.2.13　温室効果ガス

(1)　調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8.2-48 に示すとおりである。

表 8.2-48　調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①原単位の把握 ②対策の実施状況 ③地域内のエネルギー資源の状況 ④温室効果ガスを使用する設備機器の状況 ⑤法令による基準等	工事の完了後においては、施設の稼働に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出による影響が考えられる。 以上のことから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2)　調査方法

調査方法は、表 8.2-49（既存資料調査）に示すとおりである。

表 8.2-49　調査方法（既存資料調査）

調査事項	調査範囲	使用する主な資料	備考
①原単位の把握	計画地及びその周辺	・「東京都地球温暖化対策指針」（東京都） ・「都におけるエネルギー需給構造調査報告書」（東京都） ・「総量削減義務と排出取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」（東京都） ・「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省）	最新の資料を参考とする。
②対策の実施状況		・「ごみ処理状況(年報)」（組合）等	
③地域内のエネルギー資源の状況		・「ごみ処理状況(年報)」（組合）等	
④温室効果ガスを使用する設備機器の状況		・事業者資料	
⑤法令による基準等		・「地球温暖化対策の推進に関する法律」 ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」 ・「東京都環境確保条例」（東京都） ・「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」（東京都）	

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8.2-50 に示すとおりである。

表 8.2-50　予測及び評価の方法

予測事項		予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の完了後	施設の稼働に伴い排出される温室効果ガスの排出量及びその削減の程度	施設の稼働が通常の状態に達した時点とする。	計画地内	施設の稼働に伴うエネルギー（電気、都市ガス等）使用量及びごみ焼却量から温室効果ガス排出の原単位を基に温室効果ガスの排出量を算出する方法とする。 ごみ発電、余熱の場内利用及び場外への供給等のエネルギー量から、温室効果ガスの削減量を算出する方法とする。	現況調査及び予測の結果に基づき、環境への温室効果ガスの排出量、エネルギー使用量を削減するための環境保全のための措置及び以下の指標を勘案して、その妥当性を評価する。 ＜評価の指標＞ ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号）に定める基準 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）に定める基本方針 ・「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」（平成 28 年 12 月東京都）に定める目標等

9　当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域を管轄する市の名称及びその地域の町名

本事業の実施による大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスが環境に影響を及ぼすと予想される地域は、環境に影響を及ぼすと予想される範囲が最も広くなる大気汚染の予想範囲（半径 1.3 ㎞）とし、図 9-1 に示すとおりである。

大気汚染の予想範囲は、煙突排出ガスの事前拡散検討による寄与濃度が最大となる地点(計画地から約 650m)及び周辺の人家等を含む範囲とし、寄与濃度が最大となる地点の概ね２倍の距離を見込んで設定した。

当該地域を管轄する市の名称及び地域の町丁名は、表 9-1 に示すとおりである。

表 9-1　当該地域を管轄する市の名称及び町丁名

市の名称	町丁名
小平市	栄町1丁目、小川町1丁目、上水新町1丁目、中島町
東大和市	向原3丁目、向原5丁目、向原6丁目、桜が丘1丁目、桜が丘2丁目、桜が丘3丁目、桜が丘4丁目、南街1丁目、南街2丁目、南街3丁目、南街4丁目、南街5丁目、南街6丁目、立野3丁目、立野4丁目
武蔵村山市	大南4丁目
立川市	栄町5丁目、幸町1丁目、幸町2丁目、幸町3丁目、幸町4丁目、幸町5丁目、幸町6丁目、若葉町1丁目、若葉町3丁目、若葉町4丁目、柏町1丁目、柏町2丁目、柏町3丁目、柏町4丁目、柏町5丁目
国分寺市	西町5丁目

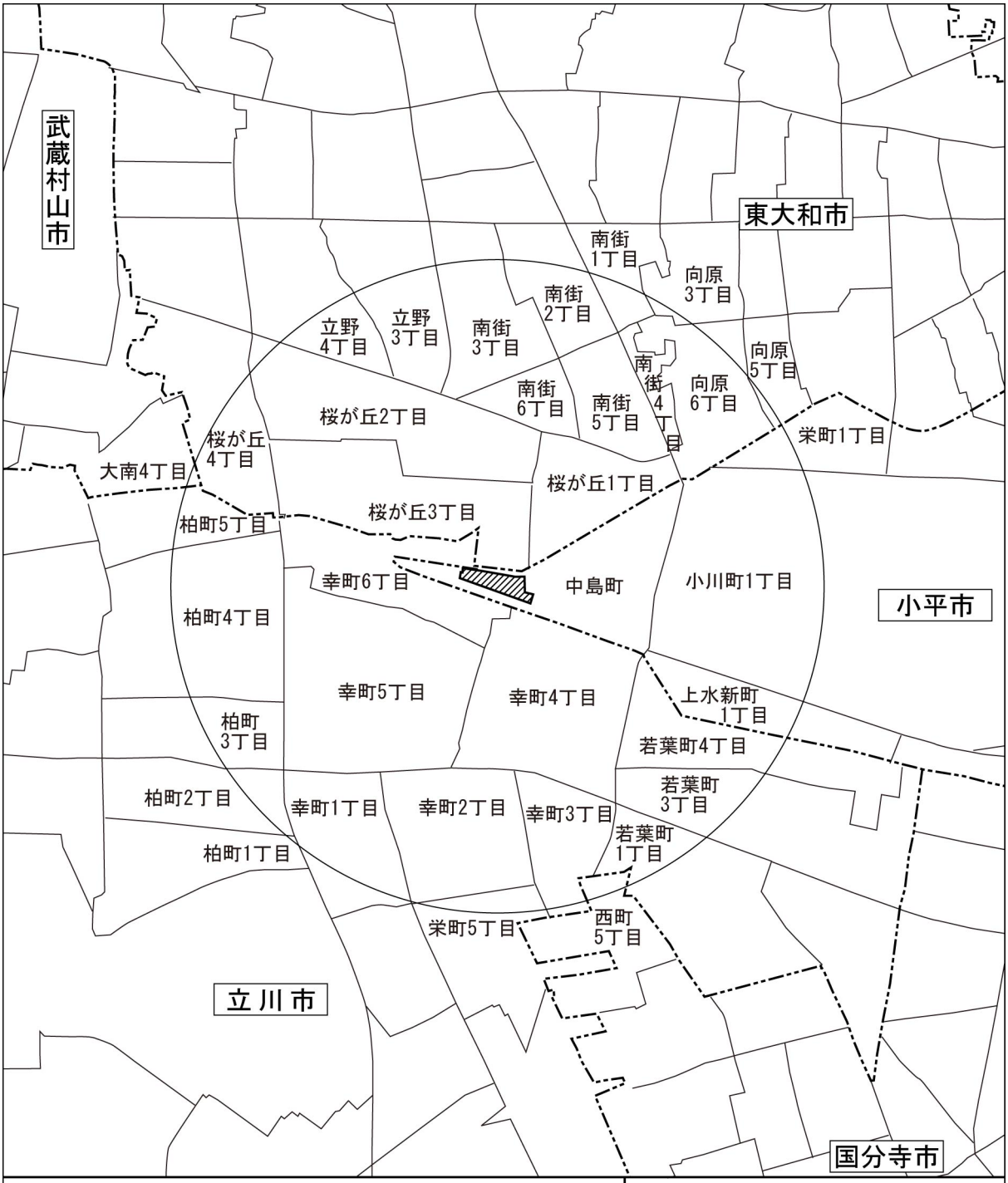

凡例

：計画地

：市界

：影響範囲(半径 1.3km)

N

1:25,000

0 250 500 1000m

図 9-1
環境に影響を及ぼすと予想される地域

10　その他

10.1　対象事業に必要な許認可等及び根拠法令

許認可等	根拠法令
市町村の都市計画の決定	都市計画法第 19 条
一般廃棄物処理施設の届出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の三
危険物貯蔵所設置許可	消防法第 11 条
計画通知(建築主事を置く市町村)	建築基準法第 18 条
工事計画届出	電気事業法第 48 条
工事設置認可	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 81 条
特定施設設置届出	ダイオキシン類対策特別措置法第12条 騒音規制法第６条 振動規制法第６条 下水道法第 12 条
ばい煙発生施設の設置届出	大気汚染防止法第６条

10.2　調査計画書を作成した者及び業務委託を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

調査計画書の作成者	名　称：小平・村山・大和衛生組合 代表者：管理者　小林　正則 所在地：東京都小平市中島町２番１号
業務受託者	名　称：国際航業株式会社 代表者：代表取締役社長　土方　聡 所在地：東京都千代田区六番町２番地

10.3　調査計画書を作成するに当たって参考とした資料の目録

・「耐震安全の目標及び分類の一覧」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
・「東京都の統計」（平成 25 年～平成 29 年　東京都総務局）
・「住民基本台帳における町丁別世帯数及び人口」（平成 29 年 1 月　小平市市民部）
・「住民基本台帳　町丁別人口統計表」（平成 29 年１月　東大和市市民部）
・「住民基本台帳別世帯と人口」（平成 29 年１月　立川市市民生活部）
・「東京都統計年鑑（分野：農林水産業）」（東京都総務局）
・「東京の工業(平成 25～26 年工業統計調査報告)」（東京都総務局）
・「平成 28 年経済センサス-活動調査」（総務省統計局）
・「平成 16・19・26 年商業統計調査報告(卸売・小売業)」（東京都総務局）
・「平成 22 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通ｾﾝｻｽ）一般交通量調査集計表」（国土交通省道路局）
・「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通ｾﾝｻｽ）一般交通量調査集計表」（国土交通省道路局）
・「駅別乗車人員(一日平均)の推移　平成 24 年度～平成 28 年度」（西武鉄道株式会社ホームページ）
・「駅別乗降人員(一日平均)　平成 24 年度～平成 28 年度」（多摩モノレール株式会社ホームページ）
・「西武バス小平営業所バス路線案内図」（西武バスホームページ）
・「東大和市ちょこバスルートマップ（東大和市ホームページ）
・「武蔵村山市市内循環バス路線図（日中時・通勤時ルート)」（武蔵村山市ホームページ）
・「立川バス路線図」（立川バスホームページ）
・「ぶんバス路線図」（国分寺市ホームページ）
・「くるりんバス運行ルート図」（立川市ホームページ）
・「多摩地域都バス路線案内」（都営バスホームページ）
・「東京の土地利用状況平成 24 年多摩・島しょ地域」（東京都都市整備局）
・「都市計画図」（小平市都市開発部）
・「都市計画図」（立川市まちづくり部）
・「都市計画図」（東大和市都市建設部）
・「学校基本調査報告平成 29 年度（速報)」（平成 29 年８月　東京都総務局）
・「東京の私立学校(私立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校)」（平成 29 年４月　東京都生活文化局）
・「福祉保健の基盤づくり（社会福祉施設等一覧)」（平成 29 年５月　東京都福祉保健局）
・「医療機関届出情報」（平成 29 年４月、医療介護情報局ホームページ）
・「小平市立図書館」（平成 29 年　小平市立図書館ホームページ）
・「武蔵村山市立図書館」（平成 29 年　武蔵村山市立図書館ホームページ）
・「東大和市立図書館」（平成 29 年　東大和市立図書館ホームページ）
・「立川市図書館」（平成 29 年　立川市図書館ホームページ）
・「市立子供広場・公園・緑地」（東大和市ホームページ）
・「小平市立図書館　地域資料」（小平市立図書館ホームページ）
・「施設案内・予約　公園」（武蔵村山市ホームページ）
・「玉川上水緑道」（東京都公園協会ホームページ）
・「地図からの住所検索」（いつも NAVI ラボホームページ）
・「玉川・野火止コース　用水の散歩みち」（東京都ホームページ）
・「小平グリーンロード MAP」（小平市産業振興課）
・「東大和ウォーキングマップ（野火止用水編)」（東大和市ホームページ）
・「砂川と玉川上水を歩くコース」（立川市ホームページ）
・「柳瀬川・空堀川流域連絡会」（東京都建設局ホームページ）

・「史跡玉川上水保存管理計画書」（平成 19 年３月　東京都水道局）
・「野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画」（平成 24 年３月　埼玉県新座市）
・「平成 27 年都内の地下水揚水の実態（地下水揚水量調査報告書）」（平成 29 年３月　東京都環境局）
・「東京都下水道局事業概要」（平成 29 年版　東京都下水道局）
・「気象統計情報（観測地点：府中）」（気象庁ホームページ）
・「公害苦情統計調査」（平成 26 年度～平成 28 年度　東京都環境局ホームページ）
・「大気汚染常時監視測定局」（東京都環境局ホームページ）
・「有害大気汚染物質のモニタリング調査」（東京都環境局ホームページ）
・「ダイオキシン類調査結果」（東京都環境局ホームページ）
・「大気汚染測定結果」（平成 24 年度～平成 28 年度　東京都環境局）
・「平成 27 年度道路交通騒音振動調査報告書」（平成 29 年３月　東京都環境局）
・「東大和の環境（平成 27 年度版）」（平成 28 年 12 月　東大和市環境部）
・「平成 28 年度小平市の環境（平成 27 年度環境政策課実績）」（小平市環境部）
・「平成 29 年度小平市の環境（平成 28 年度環境政策課実績）」（小平市環境部）
・「東京の地下水質調査結果」（東京都環境局ホームページ）
・「平成 28 年度地盤沈下調査報告書」（平成 29 年７月　東京都土木技術支援・人材育成センター）
・「地形分類図 川越・青梅」（平成 8 年３月　東京都）
・「地形断面図」（東京都土木技術支援・人材育成センターホームページ）
・「地上デジタルテレビ放送のエリア」（東京都県域放送親局）
・「放送エリアのめやす」（一般社団法人放送サービス高度化推進協会ホームページ）
・「衛星放送の現状（平成 29 年度第 2 四半期版）」（平成 29 年 7 月 1 日　総務省情報流通行政局）
・「森のカルテ　上水本町保存樹林編」（平成 27 年９月　小平市環境部）
・「森のカルテ　上水新町保存樹林編」（平成 29 年 12 月　小平市環境部）
・「自然環境保全基礎調査　植生調査　植生図」（環境省自然環境局）
・「小平の文化財」（小平市ホームページ）
・「東大和市の文化財」（東大和市ホームページ）
・「指定文化財等一覧」（立川市教育委員会ホームページ）
・「国分寺市内の指定・登録文化財一覧」（平成 29 年 12 月　国分寺市ホームページ）
・「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」（東京都教育委員会ホームページ）
・「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査（2014 年度実績）」（平成 28 年３月　東京都環境局）
・「第二次エコダイラ・オフィス計画」（平成 22 年３月　小平市環境部）
・「第三次東大和市地球温暖化対策実効計画」（平成 29 年３月　東大和市環境部）
・「武蔵村山市第三次地球温暖化対策実効計画」（平成 29 年３月　武蔵村山市協働推進部）
・「多摩地域の温室効果ガス排出量（1990 年度～2014 年度）」（平成 29 年３月　オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」）
・「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」（平成 28 年 12 月　東京都政策企画部）
・「東京都環境基本計画」（平成 28 年３月　東京都環境局）
・「東京都電力対策緊急プログラム」（平成 23 年５月　東京都環境局）
・「ヒートアイランド対策取組方針」（平成 15 年３月　東京都環境局）
・「ヒートアイランド対策ガイドライン」（平成 17 年７月　東京都環境局）
・「東京都資源循環・廃棄物処理計画」（平成 28 年３月　東京都環境局）
・「東京都建設リサイクル推進計画」（平成 28 年４月　東京都都市整備局）
・「東京地域公害防止計画」（平成 24 年３月　東京都環境局）

・「東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（平成 25 年７月　東京都環境局）
・「「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針」（平成 19 年６月　東京都環境局）
・「「緑の東京 10 年プロジェクト」の施策化状況 2012」（平成 24 年３月　東京都環境局）
・「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」（平成 24 年５月　東京都環境局）
・「東京都景観計画」（平成 23 年４月、平成 28 年８月一部改定　東京都都市整備局）
・「こだいら 21 世紀構想－小平市第三次長期総合計画基本構想－」（平成 18 年３月　小平市企画政策部）
・「新中期的な施策の取組方針・実行プログラム」（平成 29 年４月　小平市企画政策部）
・「小平市都市計画マスタープラン」（平成 29 年３月　小平市都市開発部）
・「小平市第二次環境基本計画」（平成 24 年３月　小平市環境部）
・「小平市みどりの基本計画」（平成 22 年３月　小平市環境部）
・「小平市一般廃棄物処理基本計画」（平成 30 年３月改訂　小平市環境部）
・「東大和市総合計画」（平成 25 年３月　東大和市企画財政部）
・「東大和市年マスタープラン(改定)」（平成 27 年３月　東大和市都市建設部）
・「第二次東大和市環境基本計画」（平成 29 年３月　東大和市環境部）
・「東大和市緑の基本計画」（平成 11 年 10 月　東大和市都市建設部）
・「東大和市一般廃棄物処理基本計画」（平成 30 年３月改正　東大和市環境部）
・「武蔵村山市第四次長期総合計画後期基本計画」（平成 28 年３月　武蔵村山市企画財務部）
・「武蔵村山市まちづくり基本方針(改定)」（平成 25 年 10 月　武蔵村山市都市整備部）
・「武蔵村山市第二次環境基本計画」（平成 28 年３月　武蔵村山市協働推進部）
・「武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画」（平成 30 年１月　武蔵村山市協働推進部）
・「立川市第４次長期総合計画」（平成 27 年３月　立川市総合政策部）
・「立川市都市計画マスタープラン(改定)」（平成 23 年３月　立川市まちづくり部）
・「立川市第２次環境基本計画」（平成 27 年６月　立川市環境下水道部）
・「緑の基本計画」（平成 11 年３月　立川市まちづくり部）
・「立川市一般廃棄物処理基本計画」（平成 27 年　立川市環境下水道部）
・「東村山市第４次総合計画後期基本計画」（平成 28 年３月　東村山市経営政策部）
・「東村山市都市計画マスタープラン」（平成 12 年７月　東村山市まちづくり部）
・「東村山市環境基本計画」（平成 23 年３月　東村山市環境安全部）
・「東村山市みどりの基本計画」（平成 23 年３月　東村山市まちづくり部）
・「東村山市一般廃棄物処理基本計画」（平成 28 年４月改訂　東村山市資源循環部）
・「国分寺市総合ビジョン」（平成 29 年３月　国分寺市政策部）
・「国分寺市都市計画マスタープラン」（平成 28 年２月　国分寺市まちづくり部）
・「第二次国分寺市環境基本計画」（平成 26 年３月　国分寺市まちづくり部）
・「国分寺市一般廃棄物処理基本計画(一部変更)」（平成 26 年４月　国分寺市建設環境部）
・「国立市総合基本計画(第５期基本構想・第１次基本計画)」（平成 28 年３月　国立市政策経営部）
・「国立市都市計画マスタープラン〔改訂版〕」（平成 23 年２月　国立市都市整備部）
・「国立市環境基本計画」（平成 25 年７月　国立市生活環境部）
・「第２次国立市循環型社会形成推進基本計画」（平成 28 年４月　国立市生活環境部）
・「第五次昭島市総合基本計画(基本構想・基本計画)」（平成 23 年５月　昭島市企画部）
・「昭島市都市計画マスタープラン（改定)」（平成 23 年３月　昭島市都市計画部）
・「昭島市環境基本計画」（平成 24 年３月　昭島市環境部）
・「昭島市水と緑の基本計画」（平成 23 年３月　昭島市環境部）
・「第四次昭島市一般廃棄物処理基本計画」（平成 28 年３月　昭島市環境部）

本書に掲載した地図は、以下の地図を使用したものである。

1/25,000「25,000 地形図　立川（平成 25 年発行）」（国土地理院）

1/75,000、1/50,000、1/10,000、1/5,000「電子地形図（タイル）」（国土地理院）

空中写真：「空中写真」（国土地理院）

平成 30 年（2018 年）４月発行

環境影響評価調査計画書
（仮称）新ごみ焼却施設整備事業

編集・発行：小平・村山・大和衛生組合
〒187-0033　小平市中島町２番１号
電 話 番 号 :(042) 341-4345
ファクシミリ:(042) 343-5374
電 子 メ ー ル： info@kmy-eiseikumiai.jp